

金融庁の1年

(平成28事務年度版)

平成29年11月

金融庁

本冊子の記載内容について

1. 本冊子は、平成 28 年 7 月 1 日から 29 年 6 月 30 日までの金融庁の活動について記載しています。
2. 証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の活動については、別途その活動状況を取りまとめており（「証券取引等監視委員会の活動状況」及び「公認会計士・監査審査会の活動状況」参照）、本冊子には記載していません。

本編・目次

第1部 金融庁の組織及び行政運営

第1章 金融庁の組織

第1節 金融庁の組織

I 概要	2
II 特命担当大臣	2
III 所掌事務	2
第2節 平成29年度の体制整備	3

第2章 金融庁の行政運営

第1節 「金融行政方針」・「金融レポート」の策定・公表

第2節 財務局との連携

第3節 職員の任用等

I 高度な専門知識を有する職員の確保・育成	6
II 服務規律の確保	9
III 法令等遵守調査室における情報受付	9

第4節 研究

I 金融庁における研究	10
II 金融行政の参考となる調査研究の実施	10
III 産・官・学の連携強化	11

第5節 研修

I 金融庁における研修	12
II 研修の実績	12

第6節 行政情報化の推進

I 概要	14
II 取組実績	14

第7節 報道・広報

I 報道対応	17
II 広報活動	17

第8節 情報公開等

I 開示請求の動向	18
II 文書管理等の状況	20

第9節 金融機関等との意見交換

21

第10節 パブリック・コメント手続の実績

21

第11節 金融行政アドバイザリー制度

I 制度の概要	22
II 平成28事務年度における取組み	22

第12節 金融行政モニターリング制度

I 制度の概要	23
II 提出された意見等に対する金融庁の対応	23

第13節 金融サービス利用者相談室

I 概要	25
II 相談等の受付状況	25
III その他の活動状況	26

第14節 政策評価への取組み

27

第15節	金融庁業務継続計画の策定	30
第16節	英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み	31

第2部 金融に関する制度の企画及び立案

第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

第1節	金融商品取引法の一部を改正する法律（平成29年法律第37号）（取引の高速化への対応、取引所グループの業務範囲の柔軟化、上場会社による公平な情報開示）	
I	経緯	33
II	概要	33
第2節	顧客本位の業務運営に関する原則	
I	経緯	36
II	概要	36
第3節	情報開示、会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取組み	
I	開示諸制度の整備	37
II	開示諸制度の運用	38
III	E D I N E T（電子開示システム）の開発状況等	39
IV	会計基準の品質向上に向けた取組み	40
V	会計監査の信頼性確保に向けた取組み	41
VI	公認会計士・監査法人等に対する監督	43
VII	公認会計士の魅力向上に向けた取組み	44
VIII	海外監査監督当局との連携強化	44
第4節	その他金融・資本市場等に関する各種施策等	
I	金融商品取引業等に関する諸制度の整備	46
II	金融商品取引所をめぐる動き	48
III	証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き	49
IV	「地域の成長マネー供給促進フォーラム」の開催	49

第4章 預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案

第1節	情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成28年法律第62号）の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備	
I	経緯	51
II	概要	51
第2節	金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第98号）	
I	経緯	55
II	概要	55
III	その他	56
第3節	銀行法等の一部を改正する法律（平成29年法律第49号）	
I	経緯	57
II	概要	57
III	その他	57
第4節	フィンテックへの対応	
I	F i n T e c h サポートデスク	59
II	決済高度化官民推進会議の開催	59
III	フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議の開催	60
IV	F i n T e c h 時代のオンライン取引研究会の設置	61

V 国際的なネットワークの強化	61
第5節 振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について	
I 振り込め詐欺救済法の概要	62
II 預保納付金事業について	62
III 預保納付金事業の見直しについて	63
第6節 休眠預金等活用法について	
I 経緯	64
II 概要	64
第7節 金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る内閣府令等 及び監督指針等の改正	65
 第5章 審議会等の活動状況	
第1節 金融審議会	
I 金融審議会の構成	66
II 平成28事務年度の開催実績	66
第2節 自動車損害賠償責任保険審議会	
I 設置	68
II 自動車損害賠償責任保険審議会の組織	68
III 自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況	68
第3節 企業会計審議会	
I 企業会計審議会の構成	69
II 平成28事務年度の審議状況	69
第4節 金融トラブル連絡調整協議会	
I 経緯	70
II 議論の状況	70
 第6章 政府全体の施策における金融庁の取組み	
第1節 政府の経済対策等における金融庁の取組み	
I 経緯等	71
II 金融庁関連の施策	71
第2節 政府の成長戦略等における金融庁の取組み	
I 「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）	73
II 「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）	75
III 「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）」 (平成28年12月22日閣議決定)	76
IV 「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」 (平成29年5月30日閣議決定)	77
第3節 金融に関する税制	
I つみたてNISAの創設を含むNISA（少額投資非課税制度）制度の 普及・定着に向けた取組みについて	80
II 平成29年度税制改正について	80
第4節 規制・制度改革等に関する取組み	
I 規制・制度改革に関する取組み	83
II 産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応	84
III 地域再生に関する取組み	85

第5節 コーポレートガバナンスの実効性の向上について	
I コーポレートガバナンス改革の深化に向けたこれまでの取組み	86
II スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの フォローアップ会議について	86
III スチュワードシップ・コードの改訂について	87
第6節 中小企業等の経営改善・体质強化の支援	
I 背景	88
II 主な取組み	88
第7節 東日本大震災への対応	
I 二重債務問題に係る金融庁関連の施策	89
II 金融機能強化法（震災特例）の運用状況	90
III その他	91
第8節 平成28年熊本地震への対応	92
第9節 消費者行政に関する取組み	
I 経緯等	93
II 工程表の作成等	93
III 消費者基本計画における金融庁関連の施策	93
第10節 障害者施策への対応	
I 概要	95
II 対応要領の周知及びアンケート調査等の実施	95
第11節 金融経済教育の取組み	
I 概要	96
II 金融経済教育の推進を含む具体的な取組み状況	96
第12節 家計の安定的な資産形成に関する取組み	98
第13節 金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に関する取組み	99
第7章 銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り	101
第3部 金融検査・監督等	
第8章 業態横断的な検査・監督をめぐる動き	
第1節 検査・監督のあり方の見直し	
I 金融モニタリング有識者会議の設置	103
II 有識者会議報告書について	103
III 今後の取組み	104
第2節 金融行政方針に基づく金融モニタリング	
I 経緯等	105
II 金融行政方針に基づく28事務年度のモニタリング	105
第3節 業態横断的な金融モニタリング	
I マクロプレーデンス	107
II 金融行政上の重要テーマに関する横断的な金融モニタリング	107
第4節 早期是正措置・社外流出制限措置について	
I 早期是正措置の概要及び運用	108
II 社外流出制限措置の概要及び運用	110
第5節 金融上の行政処分について	
I 行政処分の趣旨	113
II 行政処分の業態別発動状況	113
第6節 反社会的勢力への対応について	
I 経緯	114

II これまでの対応	114
第7節 指定紛争解決機関	116
第9章 預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き	
第1節 監督指針等	
I 主要行等向けの総合的な監督指針等	117
II 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等	118
第2節 預金取扱等金融機関の概況	
I 主要行等の平成28年度決算概況	120
II 地域銀行の平成28年度決算概況	120
III 再編等の状況	120
IV 不良債権処理等の推移	122
V 預金保険料率の変更	123
第3節 預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング	
I 主要行等に対する金融モニタリング	124
II 地域銀行に対する金融モニタリング	124
III 外国銀行に対する金融モニタリング	124
IV 協同組織金融機関に対する金融モニタリング	125
第4節 預金等取扱金融機関に対する行政処分について	
I 日本振興銀行の破綻処理について	128
第5節 自己資本比率規制	
I 概要	131
II 関連告示等の整備	131
III 要承認手法の承認実績（28事務年度）	132
第6節 資本増強制度の運用状況	
I 旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法	133
II 金融機能強化法	133
第7節 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化	
I 対応	134
II 現状	135
第8節 金融中介機能の質の改善に向けた取組み	
I リレーションシップバンкиング（地域密着型金融）の推進	136
II 金融中介の改善に向けた検討会議	136
III 企業アンケート調査	137
IV 「金融中介機能のベンチマーク」	138
V 経営者保証に関するガイドラインの活用促進	138
VI 金融中介の質の向上に向けたシンポジウム	139
第9節 偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応	
I 被害及び補償の状況	140
II 金融機関における対応状況	140
第10節 振り込み詐欺等への対応	
I 金融庁における取組状況	141
II 金融機関における取組状況	141
第10章 信託会社等の検査・監督をめぐる動き	
第1節 信託会社等に関する総合的な監督指針	142
第2節 信託会社等の新規参入	143
第3節 信託会社等に対する金融モニタリング	143

第4節 類似商号への対応	144
--------------	-----

第11章 保険会社等の検査・監督をめぐる動き

第1節 保険会社向けの総合的な監督指針	145
第2節 保険会社の概況	
I 平成29年3月期決算状況	146
II 再編等の状況	146
第3節 保険会社に対する金融モニタリング	148
第4節 ソルベンシー・マージン比率の見直しについて	149
第5節 保険商品審査態勢について	149
第6節 少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き	150
第7節 認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き	151

第12章 金融商品取引業者等の監督をめぐる動き

第1節 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	152
第2節 金融商品取引業者等に対する金融モニタリング	153
第3節 第一種金融商品取引業	
I 第一種金融商品取引業者の概況	154
II 第一種金融商品取引業者に対する行政処分	156
III 投資者保護基金について	156
第4節 第二種金融商品取引業	
I 第二種金融商品取引業者の概況	158
II 第二種金融商品取引業者に対する行政処分	158
第5節 投資助言・代理業	
I 投資助言・代理業者の概況	158
II 投資助言・代理業者に対する行政処分	158
第6節 投資運用業	
I 投資運用業者の推移	159
II 投資法人の推移	159
III 運用資産の推移	159
第7節 登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者	
I 登録金融機関の概況	160
II 取引所取引許可業者の概況	160
III 金融商品仲介業者の概況	160
第8節 信用格付業者	
I 信用格付業者の概況	161
II 信用格付業者の特定関係法人	161
第9節 適格機関投資家等特例業務届出者	
I 適格機関投資家等特例業務届出者の概況	162
II 適格機関投資家等特例業務届出者に対する行政処分等について	162
第10節 認定投資者保護団体	163
第11節 詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について	
I 相談件数の状況等	164
II 対応	164

第13章 その他の金融業の検査・監督をめぐる動き

第1節 事務ガイドライン第三分冊	165
第2節 貸金業者等の検査・監督をめぐる動き	

I	貸金業者向けの総合的な監督指針	165
II	貸金業者の数の推移	165
III	貸金業者に対する金融モニタリング	165
IV	貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況	165
V	貸金業務取扱主任者の登録状況	166
VI	登録講習機関の講習実施状況	166
VII	指定信用情報機関の概況	166
第3節 前払式支払手段発行者・資金移動業者・仮想通貨交換業者の検査・監督をめぐる動き		
I	前払式支払手段発行者の概況	167
II	前払式支払手段発行者に対する金融モニタリング	167
III	前払式支払手段の払戻手続	167
IV	前払式支払手段の発行保証金の還付手続	168
V	資金移動業者の概況	168
VI	資金移動業者に対する金融モニタリング	169
VII	仮想通貨交換業者の概況	169
第4節 SPC等の監督をめぐる動き		
I	SPC等の概況	170
II	資産の流動化の状況	170
第5節 不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き		171
第6節 確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き		172
第7節 電子債権記録機関の監督をめぐる動き		173
第8節 金融コングロマリットの監督をめぐる動き		174
第9節 その他の金融機関等に対する金融モニタリング		
I	信用保証協会に対する金融モニタリング	175
II	政策金融機関等に対する金融モニタリング	175
第14章 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）		
I	本制度導入の経緯	176
II	回答実績	176
III	利用上の留意点	176
第15章 一般的な法令解釈に係る書面照会手続		
I	本照会手続導入の経緯	177
II	回答実績	177
III	利用上の留意点	177
第16章 疑わしい取引の届出制度		
I	疑わしい取引の届出制度	178
II	疑わしい取引の届出に関する概況	178
第17章 課徴金納付命令		
I	課徴金制度について	179
II	課徴金納付命令等の状況	180
第18章 金融モニタリングの透明性・実効性の向上等の方策		
第1節 検査モニター制度		183
第2節 意見申出制度		183

第3節 金融モニタリング情報の収集について	
I 概要	184
II 情報の収集状況	184
第4部 国際関係の動き	
第19章 概括	
第1節 金融規制・監督のあり方についての国際的な提言	185
第2節 國際的なネットワーク・協力の強化	187
I テクノロジーの進化も踏まえた監督協力の強化	187
II 新興国との技術協力・交流の強化	187
第20章 金融に関する国際的な議論	190
第1節 G20	
I 沿革	191
II 主な議論	191
第2節 金融安定理事会（F S B）	
I 沿革	194
II 組織	194
III 主な議論	195
第3節 バーゼル銀行監督委員会（B C B S）	
I 沿革	200
II 組織	200
III 主な議論	201
第4節 証券監督者国際機構（I O S C O）	
I 沿革	206
II 組織	207
III 主な議論	208
第5節 決済・市場インフラ委員会（C P M I）等〔店頭デリバティブ市場改革〕	
I 沿革	212
II 主な議論	212
第6節 保険監督者国際機構（I A I S）	
I 沿革	216
II 組織	216
III 主な議論	217
第7節 金融活動作業部会（F A T F）	
I 沿革	219
II 主な議論	219
第8節 その他の主体	
I 経済協力開発機構（O E C D）コーポレートガバナンス委員会	221
II 金融サービス利用者保護国際組織（F i n C o N e t）	222
III 國際通貨基金（I M F）〔金融部門評価プログラム（F S A P）〕	223
第21章 当局間の連携・協力等	
第1節 経済連携協定	225
I 環太平洋パートナーシップ（T P P）協定	226
II 経済連携協定（E P A）交渉等	226
III 世界貿易機関（W T O）による貿易政策検討制度（T P R B）審査	227
第2節 アジア地域ファンドパスポート（A R F P）	228

第3節 当局間協議	
I 欧州委員会（E C）	229
II スイス	229
III インド	229
IV 台湾	230
V 韓国	230
VI 日中韓	230
第4節 金融技術協力	
I 概要	231
II 活動実績	231
第5節 グローバル金融連携センター（G L O P A C）	
I 概要	232
II 活動実績	232
第22章 その他の課題	
第1節 新たな課題に関する国際的な動き	
I サイバーセキュリティ	234
II 金融包摶	235
III グリーンファイナンス	235
IV フィンテック	235
第2節 米国政権の交代	236
第3節 英国のEU離脱（B r e x i t）	236

資料編・目次

第1部 金融庁の組織及び行政運営

第1章 金融庁の組織

第1節 金融庁の組織

資料1-1-1 金融庁の組織（平成28年度）	238
資料1-1-2 金融担当大臣（内閣府設置法抜粋）	239
資料1-1-3 金融庁の各局等の所掌事務（平成28年度）	240

第2節 平成28年度の体制整備

資料1-2-1 金融庁の組織（平成29年度）	241
資料1-2-2 金融庁の各局等の所掌事務（平成29年度）	242

第2章 金融庁の行政運営

第1節 「金融行政方針」・「金融レポート」の策定・公表

資料2-1-1 平成27事務年度 金融レポート 主なポイント	243
資料2-1-2 平成28事務年度 金融行政方針 主なポイント	254

第4節 研究

資料2-4-1 金融研究センター 研究官・特別研究員	266
資料2-4-2 平成28事務年度に公表したディスカッションペーパー	267
資料2-4-3 フィンテック・サミット（プログラム）	268
資料2-4-4 平成28事務年度 金曜ランチョン	269

第5節 研修

資料2-5-1 平成28年度金融庁研修体系図	272
資料2-5-2 平成28事務年度研修実施状況	273
資料2-5-3 平成28事務年度金融モニタリングに係る追加研修等 実施状況	277

第7節 報道・広報

資料2-7-1 金融庁ウェブサイトのトピックスについて	278
資料2-7-2 平成28事務年度政府広報実績	279

第10節 パブリック・コメント手続の実績

資料2-10-1 意見提出手続き（パブリック・コメント手続き） 実施一覧	280
---	-----

第12節 金融行政モニター制度

資料2-12-1 金融行政モニターについて	282
資料2-12-2 「金融行政モニター」におけるご意見等の受付状況及び 金融庁の対応について	284

第13節 金融サービス利用者相談室

資料2-13-1 相談室パンフレット	300
資料2-13-2 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表 (平成28年4月1日～29年3月31日)	302

第14節 政策評価への取組み	
資料2－14－1 実績評価における基本政策・施策等一覧	
(平成24～28年度)	304
資料2－14－2 金融庁における政策評価への取組み	305
資料2－14－3 金融庁における平成28年度実績評価（概要）	308
第15節 金融庁業務継続計画の策定	
資料2－15－1 金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）<概要>	309
 第2部 金融に関する制度の企画及び立案	
第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み	
第1節 金融商品取引法の一部を改正する法律（平成29年法律第37号）（取引の高速化への対応、取引所グループの業務範囲の柔軟化、上場会社による公平な情報開示）	
資料3－1－1 金融商品取引法の一部を改正する法律の概要	315
第2節 顧客本位の業務運営に関する原則	
資料3－2－1 顧客本位の業務運営に関する原則	322
資料3－2－2 「顧客本位の業務運営に関する原則」の定着に向けた取組み	329
第3節 情報開示、会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取組み	
資料3－3－1 金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要	333
資料3－3－2 日本におけるIFRS適用状況	334
資料3－3－3 「会計監査の在り方に関する懇談会」提言—会計監査の信頼性確保に向けて—	335
資料3－3－4 監査法人の組織的な運営に関する原則《監査法人のガバナンス・コード》	336
資料3－3－5 監査法人のガバナンス・コードのポイント	349
資料3－3－6 「監査報告書の透明化」について	350
資料3－3－7 外国監査法人等に対する検査監督の考え方	352
資料3－3－8 諸外国の監査制度及び監査監督体制に関する同等性評価のガイダンス	355
資料3－3－9 IFAIR組織構成及び加盟国	359
資料3－3－10 日本IFAIRネットワーク	360
資料3－3－11 日本IFAIRネットワーク 会員	361
第4節 その他金融・資本市場等に関する各種施策等	
資料3－4－1 「金融商品取引業等の自己資本規制比率に関する内閣府令・告示等の一部改正（案）」に対する意見募集の結果等	362
資料3－4－2 「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案の公表	364

第4章 預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案	
第1節 情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成28年法律第62号）の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備	
資料4－1－1 情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律の概要	366
第2節 金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第98号）	
資料4－2－1 金融機能の安定を確保するための金融機能強化法等の改正法の概要	374
第3節 銀行法等の一部を改正する法律（平成29年法律第49号）	
資料4－3－1 銀行法等の一部を改正する法律の概要	375
第4節 フィンテックへの対応	
資料4－4－1 Fintechサポートデスクの活動状況	377
資料4－4－2 決済高度化官民推進会議について	378
資料4－4－3 「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」メンバー名簿	379
資料4－4－4 フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議について	380
資料4－4－5 フィンテックに対応した効率的な本人確認方法	381
資料4－4－6 フィンテック・サミットの開催	382
資料4－4－7 国際的な研究機関等と連携した共同研究	383
資料4－4－8 英国・シンガポール・豪州とのフィンテックに係る協力枠組みの構築	384
第5節 振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について	
資料4－5－1 振り込め詐欺救済法の制度概要	385
資料4－5－2 「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」報告書の概要	386
第6節 休眠預金等活用法について	
資料4－6－1 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 概要	387
第5章 審議会等の活動状況	
第1節 金融審議会	
資料5－1－1 金融審議会の構成	388
資料5－1－2 金融審議会委員名簿	389
資料5－1－3 「市場ワーキング・グループ」メンバー名簿	390
資料5－1－4 金融審議会 市場ワーキング・グループ報告の概要	391
資料5－1－5 「フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース」メンバー名簿	392
資料5－1－6 フェア・ディスクロージャー・ルールの導入	393
資料5－1－7 「金融制度ワーキング・グループ」メンバー名簿	394
資料5－1－8 金融審議会・金融制度ワーキング・グループ報告の概要	395

第2節 自動車損害賠償責任保険審議会	
資料5－2－1 自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿	396
資料5－2－2 第136回・第137回自動車損害賠償責任保険審議会の開催結果について	397
第3節 企業会計審議会	
資料5－3－1 企業会計審議会の組織	398
第4節 金融トラブル連絡調整協議会	
資料5－4－1 金融トラブル連絡調整協議会委員名簿	399
資料5－4－2 第52回 金融トラブル連絡調整協議会	400
資料5－4－3 第53回 金融トラブル連絡調整協議会	403
 第6章 政府全体の施策における金融庁の取組み	
第2節 政府の成長戦略等における金融庁の取組み	
資料6－2－1 「未来投資戦略2017」における金融庁関連の主要施策	406
第3節 金融に関する税制	
資料6－3－1 平成29年度税制改正について —税制改正大綱における金融庁関係の主要項目—	409
第4節 規制・制度改革等に関する取組み	
資料6－4－1 地域再生に関する取組み（当庁関連項目抜粋）	423
第5節 コーポレートガバナンスの実効性の向上について	
資料6－5－1 コーポレートガバナンス改革の進捗状況	424
資料6－5－2 機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動 のあり方	425
資料6－5－3 「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワード シップ・コード》（改訂前からの変更点）	431
資料6－5－4 スチュワードシップ・コード改訂の概要	450
第7節 東日本大震災への対応	
資料6－7－1 二重債務問題への対応方針	451
資料6－7－2 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」 （平成23年7月15日策定）の概要	452
資料6－7－3 個人債務者の私的整理に関するガイドライン 手続の流れ（概要）	455
資料6－7－4 個人版私的整理ガイドライン運営委員会について	456
資料6－7－5 個人債務者の私的整理に関するガイドライン	457
資料6－7－6 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」 の運用の見直しについて（平成23年10月26日）	468
資料6－7－7 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」 の運用の見直しについて（平成24年1月25日）	469
資料6－7－8 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」 の運用における決定事項～震災後に購入した 不動産の取扱いについて～（平成24年12月19日）	470
資料6－7－9 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に 対する金融上の措置について	471

第8節 平成28年熊本地震への対応	
資料6－8－1 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン	
(b) 概要 473	
資料6－8－2 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン 474	
資料6－8－3 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の債務整理成立までの流れ 486	
第9節 消費者行政に関する取組み	
資料6－9－1 消費者基本計画工程表（抄） 487	
第10節 障害者施策への対応	
資料6－10－1 金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領 513	
資料6－10－2 金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針 520	
第11節 金融経済教育の取組み	
資料6－11－1 金融庁における金融経済教育への取組み 529	
資料6－11－2 大学における連携講義について 534	
資料6－11－3 各種ガイドブック 535	
資料6－11－4 消費者被害防止のための啓発チラシ 537	
資料6－11－5 2016年度金融知識普及功績者一覧 538	
資料6－11－6 金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況 541	
第12節 家計の安定的な資産形成に関する取組み	
資料6－12－1 「家計の安定的な資産形成に関する有識者会議」の設置について 543	
第13節 金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に関する取組み	
資料6－13－1 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の概要 544	
資料6－13－2 金融I S A Cへの加盟状況 545	
第3部 金融検査・監督等	
第8章 業態横断的な検査・監督をめぐる動き	
第4節 早期是正措置・早期警戒制度・社外流出制限措置について	
資料8－4－1 早期是正措置の概念図 546	
資料8－4－2 「最低所要自己資本比率」と「資本バッファー」 547	
第5節 金融上の行政処分について	
資料8－5－1 金融上の行政処分について 548	
資料8－5－2 行政処分の件数（平成14年4月～平成28事務年度） 552	
第9章 預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き	
第2節 預金取扱等金融機関の概況	
資料9－2－1 主要行等の平成29年3月期決算の概要 553	
資料9－2－2 地域銀行の平成29年3月期決算の概要 554	
資料9－2－3 地銀の再編等の状況① 555	
資料9－2－4 地銀の再編等の状況② 556	

資料9－2－5	リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、 自己査定の違い	557
資料9－2－6	リスク管理債権、再生法開示債権及び自己査定の関係	558
資料9－2－7	自己査定における債権分類基準	559
資料9－2－8	平成29年3月期における金融再生法開示債権の状況等 (ポイント)	560
資料9－2－9	金融再生法開示債権等の推移	562
資料9－2－10	全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因	565
資料9－2－11	金融再生法開示債権の保全状況の推移	566
資料9－2－12	担保不動産の評価額(処分可能見込額)と 売却実績額の推移	569
資料9－2－13	不良債権処分損等の推移(全国銀行)	570
資料9－2－14	リスク管理債権額等の推移	573
資料9－2－15	自己査定による債務者区分の推移	576
資料9－2－16	金融再生プログラム	577
資料9－2－17	不良債権比率の推移(主要行)	578
第3節 預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング		
資料9－3－1	平成28事務年度における金融モニタリングの実施状況 (業態別・地域別)	579
第5節 自己資本比率規制等への対応		
資料9－5－1	バーゼル3の全体像	580
資料9－5－2	「主要行等向けの総合的な監督指針」等(案)に対する パブリック・コメントの回答等について(カウンター・ シクリカル・バッファー関連)	584
資料9－5－3	自己資本比率規制(第3の柱)に関する告示等の 一部改正(案)の公表について	585
資料9－5－4	金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る第3の柱に 関する告示及び監督指針の一部改正(案)の公表について	588
資料9－5－5	自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認先 (平成28事務年度)	592
第6節 資本増強制度の運用状況		
資料9－6－1	経営健全化計画履行状況報告(平成28年12月)	593
資料9－6－2	経営健全化計画履行状況報告(平成29年6月)	597
資料9－6－3	金融機能強化法に基づく全国信用協同組合連合会 に対する資本参加の概要	601
資料9－6－4	金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関 (平成28年3月期)	602
資料9－6－5	(本則) 経営強化計画の履行状況(平成28年3月期) の概要	603
資料9－6－6	協同組織金融機能強化方針(平成28年3月期)の 実施状況の概要	607
資料9－6－7	金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った 金融機関(平成28年3月期)	608

資料9－6－8	(震災特例・地銀) 経営強化計画の履行状況(平成28年3月期) の概要	609
資料9－6－9	(震災特例・信金) 経営強化計画の履行状況(平成28年3月期) の概要	610
資料9－6－10	(震災特例・信組) 経営強化計画の履行状況(平成28年3月期) の概要	611
資料9－6－11	金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関 (平成28年9月期)	612
資料9－6－12	(本則) 経営強化計画の履行状況(平成28年9月期) の概要	613
資料9－6－13	協同組織金融機能強化方針(平成28年9月期)の 実施状況の概要	617
資料9－6－14	金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った 金融機関(平成28年9月期)	618
資料9－6－15	(震災特例・地銀) 経営強化計画の履行状況(平成28年9月期) の概要	619
資料9－6－16	(震災特例・信金) 経営強化計画の履行状況(平成28年9月期) の概要	620
資料9－6－17	(震災特例・信組) 経営強化計画の履行状況(平成28年9月期) の概要	621
資料9－6－18	新たな「経営強化計画」の概要(平成28年9月公表)	622
第7節 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化		
資料9－7－1	金融機関における貸付条件の変更等の状況	628
資料9－7－2	日銀短観D.I.の推移	629
資料9－7－3	法人向け貸出残高の推移(国内銀行)表	630
資料9－7－4	不動産担保・個人保証に過度に依存しない資金調達	631
第8節 金融仲介機能の質の改善に向けた取組み		
資料9－8－1	民間金融機関における「経営者保証に関するガイドライン」 の活用実績	632
資料9－8－2	「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る 参考事例集について	633
資料9－8－3	年末・年度末における中小企業・小規模業者に対する 金融の円滑化について	634
第9節 偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応		
資料9－9－1	偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻し (被害発生状況・補償状況)	638
資料9－9－2	偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況	644
第10章 信託会社等の検査・監督をめぐる動き		
第2節 信託会社等の新規参入		
資料10－2－1	信託会社等の新規参入状況	647

第11章 保険会社等の検査・監督をめぐる動き	
第2節 保険会社の概況	
資料11-2-1 生命保険会社の平成29年3月期決算の概要	648
資料11-2-2 損害保険会社の平成29年3月期決算の概要	649
資料11-2-3 生命保険会社一覧表	650
資料11-2-4 損害保険会社一覧表	651
資料11-2-5 保険持株会社一覧表	652
資料11-2-6 生命保険会社の推移	653
資料11-2-7 損害保険会社の推移	654
第4節 ソルベンシー・マージン比率の見直しについて	
資料11-4-1 経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関する フィールドテストの結果概要について	655
第6節 少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き	
資料11-6-1 少額短期保険業者登録一覧	664
第7節 認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き	
資料11-7-1 認可特定保険業者一覧	667
第12章 金融商品取引業者等の監督をめぐる動き	
第3節 第一種金融商品取引業	
資料12-3-1 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業）数の推移	668
資料12-3-2 国内証券会社の平成28年度決算概況	669
資料12-3-3 株式市況と証券会社の損益の推移	670
資料12-3-4 投資者保護基金の概要	671
第4節 第二種金融商品取引業	
資料12-4-1 金融商品取引業者（第二種金融商品取引業）数の推移	672
第5節 投資助言・代理業	
資料12-5-1 金融商品取引業者（投資助言・代理業）数の推移	673
第6節 投資運用業	
資料12-6-1 金融商品取引業者（投資運用業）数の推移	674
資料12-6-2 投資法人の新規上場について	675
資料12-6-3 投資信託の純資産総額の推移	676
第7節 登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者	
資料12-7-1 登録金融機関数の推移、金融商品仲介業者数の推移	677
資料12-7-2 取引所取引許可業者一覧	678
第8節 信用格付業者	
資料12-8-1 信用格付業者登録一覧	679
第13章 その他の金融業の検査・監督をめぐる動き	
第2節 貸金業者等の検査・監督をめぐる動き	
資料13-2-1 貸金業務取扱主任者資格試験実施状況	680
第6節 確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き	
資料13-6-1 確定拠出年金運営管理機関登録数の推移	681

第16章 疑わしい取引の届出制度	
資料16－1 疑わしい取引の届出制度の概念図	682
第17章 課徴金納付命令	
資料17－1 調査から課徴金納付命令までの流れ	683
課徴金制度に係る手続等の流れ	684
資料17－2 課徴金納付命令の実績	685
第18章 金融モニタリングの透明性・実効性の向上等の方策	
第2節 意見申出制度	
資料18－2－1 意見申出実績	689
第3節 金融モニタリング情報の収集について	
資料18－3－1 金融モニタリング情報収集窓口	690
卷末資料1 この1年の主な出来事	691
卷末資料2 最近の主な金融関連立法	715
卷末資料3 この1年の監督指針及び事務ガイドラインの改正等 (平成28事務年度)	716
金融庁の所在地等	723

本 編

第1部 金融庁の組織及び行政運営

第1章 金融庁の組織

第1節 金融庁の組織（資料1－1－1～3参照）

I 概要

金融庁は、平成12年7月に、金融再生委員会に置かれていた金融監督庁と大蔵省金融企画局を統合して設置され、さらに、13年1月の中央省庁再編に当たり、金融再生委員会は廃止され、改めて内閣府の外局として設置された。

金融庁には、内閣府設置法第53条第2項の内部部局として、総務企画局、検査局及び監督局の3局のほか、同法第54条の審議会等として、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会、金融審議会、自動車損害賠償責任保険審議会、金融機能強化審査会及び企業会計審議会が置かれており、28年度末現在、全体で一般職1,571名及び特別職5名（証券取引等監視委員会の委員長及び委員2名、公認会計士・監査審査会の会長及び常勤委員1名）の体制となっている。

II 特命担当大臣

内閣府設置法第11条により、金融庁の所管する事項及び内閣補助事務たる金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項については特命担当大臣を必置とし、当該特命担当大臣がこれらの事務を掌理することとされている。

III 所掌事務

金融庁は、金融制度の企画立案から検査・監督・監視の実施機能までを一貫して担うとともに、銀行、保険及び証券等の分野を横断的に所管し、金融行政を一元的に遂行している。

なお、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案及びそれに関連する事務は、金融庁と財務省との共管とされたが、財務省が所掌するそれらの事務は、財政、国庫、通貨・外国為替等の観点からのものとされている。

第2節 平成29年度の体制整備（資料1－2－1～2参照）

現下の政策課題に的確に対応すべく、18人の増員、▲14人の定員合理化減等と合わせ、4人の純増並びに参事官（資産運用担当）及び参事官（地域生産性向上支援担当）の設置等の体制整備を行うこととした。

1. 国民の安定的資産形成の支援、市場環境の整備等〔5人〕
 - ・国民の金融リテラシー向上に向けた施策（金融・投資教育）等の推進のための体制整備
 - ・アルゴリズムを用いた高速な取引への対応に係る体制整備 等
2. 金融中介機能の質の改善に向けた対応等〔6人〕
 - ・地域金融機能の強化を通じた企業の生産性向上を支援するための体制整備 等
3. フィンテック等新たな動きへの対応、サイバーセキュリティ対策等〔7人〕
 - ・仮想通貨交換業者に対する検査・監督体制の整備
 - ・サイバーセキュリティに関する国際的な連携、金融業界横断的な演習実施のための体制整備 等

【定員の推移】

定員の推移	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
増 員 (A)	33	25	22	19	18
定員合理化減等 (B)	▲34	▲16	▲12	▲14	▲14
純 増 (A-B)	▲1	9	10	5	4
年度末定員	1,547	1,556	1,566	1,571	1,575

第2章 金融庁の行政運営

第1節 「金融行政方針」・「金融レポート」の策定・公表（資料2-1-1、2-1-2参照）

金融庁においては、検査・監督の基本方針を「検査基本方針」（平成25事務年度においては「金融モニタリング基本方針」）や業態毎の「監督方針」として策定・公表してきた。また、26事務年度においては、これらを統合した共通の方針として「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」を取りまとめ、公表した。

さらに、27事務年度以降においては、検査・監督のみならず、金融制度の企画立案や国際連携等を含め、金融行政が何を目指すかを明確にするとともに、その実現に向けて、いかなる方針で金融行政を行っていくかについて、「金融行政方針」として公表することとしている。また、「金融行政方針」については、PDCAサイクルを強く意識し、その進捗状況や実績等を継続的に評価し、毎年、「金融レポート」として公表するとともに、その評価を翌事務年度の「金融行政方針」に反映させることとしている。

そのため、28事務年度においては、「平成27事務年度金融行政方針」の進捗状況や実績等の評価について、28年9月に「平成27事務年度金融レポート」として公表するとともに、これを踏まえ、28年10月に「平成28事務年度金融行政方針」を公表した。

「平成28事務年度金融行政方針」においては、金融庁は、引き続き、

- ① 金融システムの安定/金融仲介機能の発揮、
- ② 利用者保護/利用者利便、
- ③ 市場の公正性・透明性/市場の活力

を確保することにより、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大を目指すこととした。

第2節 財務局との連携

金融庁長官は、法令に基づき、地域の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部を財務省財務（支）局長に委任しており、委任した権限に係る事務に関しては、金融庁長官が財務（支）局長を直接指揮監督することとなっている。

これを受け、金融庁と財務省財務（支）局との間で十分な連携を図る観点から、金融庁主催の以下の会議を開催しているほか、金融行政に対する理解を得るとともに地域経済の現状や課題等を把握することを主眼として、金融庁幹部等が各地域に赴き、業務説明会を開催し、地域金融機関や中小企業経営者等との間で意見交換を行っている。

1. 財務局長会議

財務（支）局長及び沖縄総合事務局長をメンバーとする会議で、年4回（平成28事務年度は8、10、1、4月）、定例的に開催している。会議には、関東及び近畿財務局金融安定監理官並びに東京財務事務所長もオブザーバーとして参加している。

2. 理財部長会議

財務（支）局理財部長及び沖縄総合事務局財務部長をメンバーとする会議で、年2回（28事務年度は11、3月）、定例的に開催している。
(上記のほか、必要に応じ、各局等において、財務（支）局の幹部・課長クラス等を対象とした会議等を開催している。)

3. 地方における業務説明会

金融庁幹部等が各地域に赴き、年1回（28事務年度は10～11月）、地域金融機関の役員や中小企業経営者等を対象として、金融庁が取り組んでいる施策等の概要説明を行うほか、意見交換を実施している。

28事務年度は、地域金融機関と「金融行政方針」等についてフリーディスカッションを行ったほか、中小企業に対して、企業ヒアリングの結果や金融仲介の改善に向けた取組み等の説明を行った。

第3節 職員の任用等

I 高度な専門知識を有する職員の確保・育成

金融庁が組織として高い成果を出していくためには、組織として不斷に自己改革を行い、職員一人ひとりが省益ではなく真の国益を絶えず追求し、困難な課題にも主体的（プロアクティブ）に取り組んでいくことが必要である。

こうした観点から、以下のとおり、組織として力を発揮できる体制に向けた取組みや金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づく取組みを行った。

1. 組織として力を発揮できる体制に向けた取組み

金融庁職員の基本的な取組姿勢をまとめた「金融庁職員のあり方」について、各種研修等の機会をとらえて職員へ周知・徹底したほか、府内ポータルサイトのトップページに掲載する等、様々な機会を捉えて職員への浸透を図った。

また、全職員を対象とした組織活性化アンケート調査等を通じ明らかになった組織運営上の課題解決に向けて、出来るものから順次取り組みを開始した。

（1）人事評価・人材育成

人材育成文化の醸成と職員の主体的な取組みを促すために、人材育成のための人事評価制度の位置付けの明確化・職員への周知や、部下を持つ職員を対象としたマネジメントに係る業績目標設定の必須化等により、上司による職員の人材育成・マネジメント意識の向上を図るとともに、困難な課題に主体的・積極的に取組む職員を適切に評価するための仕組みを職員に周知するなど、人事評価の運用の見直しを行った。

また、職員の専門性を向上させるための取組みの一環として、中長期的なキャリアパスに関する希望や進路の悩み等について、職員と人事当局が直接面談する機会（キャリア面談）を設けた。

（2）職場環境の改革

事務の効率化をはじめ、テレワークの実施拡大、フレックスタイム制の活用を推進するとともに、超過勤務の縮減やリフレッシュ休暇の取得促進といった職場環境改革を進め、斬新な発想が湧き出るためのワークライフバランスの実現に取り組んだ。

2. 金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づく取組み

金融行政を担う人材の確保と資質向上について、幹部クラスで議論を行った上で整理した以下の各項目についての中長期的かつ包括的な方針に基づき人事配置等を行った。

(1) 各専門分野における計画的任用

職員の専門性をより高めるため、職員の希望・適性等を勘案しつつ、各職員を金融行政の各専門分野（銀行・保険・証券・市場・開示及び官房）に振り当てるとともに、各専門分野において特に重要なポストを洗い出し、それらのポストを中心に、各職員の専門分野及び関連分野を軸とした計画的な人事・任用を行った。

また、能力・実績主義に基づく公平・公正な人事を推進しており、採用形態・年齢等にとらわれず、管理職への登用や課長補佐への早期登用を引き続き行った。

(2) 民間専門家の採用・登用等

高い専門的知識を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの専門家を、官民人事交流法や任期付職員法を活用して、年間を通じて積極的に採用した。

また、より適切な人事配置や育成に活用するため、民間専門家の詳細なスキル等の把握に努めるとともに、中期的に金融行政に必要とされる専門知識・スキルを洗い出し、それらを担う人材の採用・育成方針について検討を行い、当該方針に基づき人事・任用を行った。

【民間専門家の登用状況】 (単位：人)

	28年3月1日現在	29年3月1日現在
弁護士	28	33
公認会計士	63	67
不動産鑑定士	4	5
アクチュアリー	8	8
研究者	1	1
情報処理技術者	34	36
金融実務経験者	222	218
計	360	368

(3) 官民人材交流等の促進

高い専門性と幅広い視野を持った人材を育成するため、国際機関、海外監督当局、在外公館や、民間企業、地方自治体、大学等への出向等の拡大を図る等の取組みを行った。

【出向の状況】

(単位：人)

	28年3月1日現在	29年3月1日現在
国際機関、海外監督当局、在外公館等	25	24
民間企業等	17	15
地方自治体	3	5
大学教授	2	2
計	47	46

(国内新規派遣先) NRIセキュアテクノロジーズ(株)、和歌山市、養父市

(4) 職員の国際面での対応力強化

金融行政を遂行していく上で、職員の国際面での対応力の向上が必要であることから、国際機関等への出向や海外の大学院への留学を積極的に行うとともに、職員の国際面での対応力を更に強化するため、①海外留学経験者については、帰国後概ね5年以内を目途に国際機関等への出向を行うこととし、そのための出向先の拡大を図る、②若手職員（入庁3年目～4年目）を対象とした「英語研修（リーディングコース）」の充実、③国際会議への随行や海外セミナーへの出席などにより経験を積ませる等の取組みを実施した。

(5) 大学院への留学等

職員に専門知識を習得させ、専門的見地からの分析能力等を有する者を養成するため、また、海外監督当局等とのコミュニケーション能力を向上させ、国際化する行政に対応し得る者等を養成するため、国内外の大学院に職員の派遣を行っている。

【大学院への留学等の状況】

(単位：人)

	27年度	28年度
国内大学院（法科、会計、IT、金融等）	7	11
海外大学・大学院（法科、MBA等）	19	18
計	26	29

3. 幹部候補育成課程に基づく職員の育成

将来において幹部職員の候補となり得る管理職員としての職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員を総合的かつ計画的に育成するため、国家公務員法及び当庁の実施規程等に基づき、幹部候補育成課程の対象者を選定し、多様な勤務経験の機会の付与や、育成課程対象者向けの研修を実施する等、課程の運用に取り組んだ。

II 服務規律の確保

職員の綱紀の保持については、以下のような取組みを行い、その周知徹底を図っている。

- (1) 非違行為等発生時の報告及び法令等の遵守について、全職員に周知した（28年12月、29年6月）。
- (2) 課長補佐級以上の職員を対象に、倫理監督官（長官）が金融庁職員としての心構えやその考え方などについて講話を実施したほか、再就職等規制に関する特別研修を実施した（29年2月）。
- (3) 全職員を対象に、具体的事例を用いた倫理・服務・セクハラ研修を実施した（全22回）。

(28事務年度における懲戒処分等の件数)

懲戒処分	矯正措置
1件	1件

III 法令等遵守調査室における情報受付

金融庁職員の法令遵守に万全を期し、金融行政の透明性、公正性を担保する観点から、15年6月13日に法律の専門家4名により構成される「コンプライアンス対応室」を設置し、情報の受付を始めるとともに、同室顧問である久保利弁護士が郵便により直接情報を受け付ける、いわゆる「ヘルpline」としての窓口も別途設けている。

公益通報保護法（平成16年法律第122号）の施行（18年4月1日）等に伴い、同室の機能の拡充・強化を図り、外部の労働者からの公益通報を適切に処理する一環として、同室に「外部労働者からの公益通報を受付ける窓口」を設置している（なお、これらの体制整備に合わせ、名称を「法令等遵守調査室」に変更）。

○法令等遵守調査室のメンバー（29年6月1日現在）

室長 田中 豊	(総務企画局参事)
飯田 龍太	(監督局保険課)
石田 哲也	(検査局総務課)
岩井 宏樹	(監督局証券課)
昆野 明子	(検査局総務課)
鈴木 俊裕	(総務企画局市場課)
高橋 瑛輝	(監督局総務課)
中馬 慎子	(審判官)
松本 恵理子	(検査局総務課)
渡部 孝彦	(総務企画局企業開示課)
顧問 久保利 英明	(総務企画局参事)

第4節 研究

I 金融庁における研究

金融庁内において先端的な金融理論・金融技術等に関する知識を蓄積することを目的として、平成13年7月、研究開発室及び研究官を設置。同時に金融庁における研究と研修を効果的に連携させるため、これらと開発研修室を束ねる、金融研究研修センターを発足させた。22年9月からは、研究機能強化の一環及び海外における地位向上を目的として、名称を金融研究センター（以下「センター」という。）、英語名 Financial Services Agency Institute(略称：FSA Institute)へ変更した。

センターの研究部門では、金融行政の適切な運営を学術面から支援していくため、民間有識者やアカデミズムと相互交流を行い、庁内の関係部局と学術研究との架け橋となるよう、金融行政の理論的基盤をなす質の高い調査研究を行うとともに、金融行政現場への研究の還元・普及に努めている。

II 金融行政の参考となる調査研究の実施

センターでは、庁内各部局の要望に基づいた調査・研究・分析を行っており、その実施にあたっては、「研究」と「行政」の橋渡し役を任命するリエゾン制度を活用している。

29年6月末現在における研究官・特別研究員については、資料2-4-1参照。

28事務年度におけるセンターでの主な調査・研究・分析には、「地域金融市場では、寡占度が高まると貸出金利は上がるのか」、「長崎県における地域銀行の経営統合効果について」等がある。前者においては、地域金融の寡占度の上昇が貸出市場に与える影響を見るために、寡占度（市場集中度）の代理変数であるハーフィンダール指数(HHI)が上昇することで貸出金利及び貸出残高がどのように変化するのかを分析した。分析結果より、地域金融機関の統合等による寡占度の上昇は、規模の経済性や効率性仮説に示される金融機関の貸出供給の効率化をもたらし、貸出金利を引き下げる効果があり、その効果は、寡占による価格支配力の強まりから引き起こされる貸出金利引き上げ効果よりも大きいことが示された。後者においては、銀行業における規模拡大による効率化の余地は、顧客の利益に適うのか、あるいは供給者の利得を増やすだけなのかについて、長崎県を例に検証がなされた。

28事務年度の調査研究の成果は、計3本の研究成果報告書（ディスカッションペーパー、以下「DP」という。）にまとめられ、ウェブサイト上で公表した。なお、各DPの公表に先立ち、庁内関係者の出席を得て、研究成果の発表と検討を行う研究成果報告会を開催することで、庁内へのフィードバックを行った。28事務年度に公表されたDPについては、資料2-4-2参照。

III 産・官・学の連携強化

1. シンポジウムの開催（資料2－4－3参照）

諸外国の金融法制・規制の比較・分析の一環として、また、各国の研究者、政府関係者、実務家等とのネットワーク強化を目的として、望ましい金融規制・監督のあり方等をテーマに、シンポジウム等を開催している。

28事務年度は、28年9月に、日本経済新聞社との共催により、国際シンポジウム「フィンテック・サミット」を開催した。本シンポジウムでは、Fintechの現状と潜在力をグローバルに発信し、Fintechエコシステムの整備を加速していくこと等を目的として、欧米等の有識者や当局者等を招聘し、各国の取組みや新たな金融技術がもたらす影響、既存の金融機関の戦略や公的セクターの課題等について活発な議論が行われた。

2. 研究会等の開催

主に中堅・若手研究者が金融に関する最先端の研究内容を発表し、また庁内の中堅・若手職員が金融行政の実務を説明し、その両者の議論を通じて、金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求することを目的とする「金融経済学勉強会」を、大学等研究機関に所属する研究者及び庁内職員の参加を得て開催している。28事務年度は合計12回開催した。

3. 昼休み勉強会（金曜ランチョン）の開催（資料2－4－4参照）

様々な分野において専門的知見を持つ外部講師を招き、主に金融・経済等の研究・実務の最前線に当たる内容をテーマにした勉強会を開催している。28事務年度は合計31回開催した。

第5節 研修

I 金融庁における研修

金融行政は、極めて高い専門性が求められる分野であり、金融技術の進展や市場の動向に的確に対応し、金融行政の質を高めていくためには、職員の一層の資質の向上を図ることが重要である。

こうした観点から、多様なバックグラウンドを有する職員がそれぞれの専門性と資質に、さらに磨きをかけられるように人材の育成に努めている。

II 研修の実績

1. 概要

研修体系は、一般研修・実務研修・通信研修の3区分で構成される。

なお、一部の研修については、財務（支）局等の職員も受講することから、財務省との共同研修を開催している。

2. 平成28年度の研修方針及び研修計画（資料2－5－1参照）

28年度の研修についても、職員の専門能力の向上、業務に必要な知識・スキルの習得に資する研修の充実を図ることを基本的な方針とし、研修計画を策定した。

3. 28事務年度の研修実施状況（資料2－5－2参照）

（1）概況

28事務年度については、計89コースの研修を実施した。研修の実施に当たっては、実務研修について、業務に合わせた研修スケジュールの弾力化を図ったほか、引き続き受講科目を選択できるような仕組みとするなど、研修生がより参加しやすい環境とした。また、従来の金融検査課程及び監督課程については、実務研修のモニタリング課程に整理・統合した。さらに、FintechをはじめとするIT系の分野については、受講機会の拡大や研修内容の充実・強化を図った。

（2）研修区分ごとの研修実施状況

ア. 一般研修

金融の一層のグローバル化に対応するため、実践的な語学力の維持・向上等を目的とした「英語研修」、「中国語研修」を実施したほか、職員のITリテラシーの向上を目的とした「IT・セキュリティ研修」を新たに必修化し実施した。また、管理職員のマネジメント能力向上を目的に「管理者向けマネジメント研修」を新たに実施した。

イ. 実務研修

金融庁の業務に必要な専門的知識、技能の習得及び向上を目的として実施する実務研修については、モニタリング課程の「金融モニタリング基礎研修」、「金融

「モニタリング総合研修」を実施した。また、ファイナンスにかかる基礎及び専門的知識の付与を目的とした「ファイナンス研修」や、先端金融商品にかかる基礎及び専門的知識の付与を目的とした「先端金融商品研修」などを実施した。

さらに、ＩＴ・セキュリティ人材の育成に向け、職員のＩＴに関するさらなる知識向上を目的とした「情報セキュリティマネジメント研修」を新たに実施した。

ウ. 通信研修

通信教材等を用いて習得させる研修として、職員のグローバルな観点でのスキル向上を目的とした「国際人材育成研修」、公認内部監査人資格の取得を目的とした「通信研修（公認内部監査人コース）」などを実施した。

(3) モニタリング担当職員の一層の資質向上に向けた取組み

検査局、監督局に所属するモニタリング担当職員に対して、必要な知識等の習得を目的に、資料2－5－2に記載した、モニタリング課程の「金融モニタリング基礎研修」、「金融モニタリング総合研修」を実施したほか、新しい検査・監督のあり方に機動的かつ柔軟に対応するため、以下の研修等を実施した。（資料2－5－3参照）

- ア. モニタリングの質的向上やモニタリング業務内容に適した専門人材の継続的な育成を目的として、外部有識者を積極的に活用し、業界の最新動向や、事業性評価、金融仲介等に関する知見の習得に取り組んだ。その際には、実際のモニタリングを模擬的に体験するロールプレイ方式や、参加者間で議論を行うワークショップなど、より実践的な研修方式に取り組んだ。
- イ. モニタリングで蓄積した事例や、モニタリング手法等の共有を目的とした説明会、ワークショップ等を実施した。
- ウ. 金融行政方針の一層の浸透を図ることを目的として、各財務（支）局等において説明会等を実施した。
- エ. 検査局では、管理職等のさらなるマネジメント力向上を図ることを目的として、検査局幹部を交えたワークショップを実施した。
- オ. 基礎能力の向上を目的とした通信研修を実施した。

第6節 行政情報化の推進

I 概要

「官民データ活用推進基本法」に基づき、官民データ活用の推進に関する基本的な計画として、平成29年5月、「世界最先端ＩＴ国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が閣議決定されている。

金融庁においても、情報化統括責任者（CIO：Chief Information Officer）、専門的な知識を有するCIO補佐官等を構成員とする金融庁PMOの統括のもと、以下の取組みを行っている。

- ① 情報システムの調達の適正化及びコスト削減の取組み
- ② セキュリティ・IT人材の確保・育成
- ③ 情報セキュリティ対策の推進

II 取組実績

1. 情報システム調達の適正化及びコスト削減の取組み

(1) 情報システム調達の適正化

情報システムの調達にあたっては、その仕様及びコストの妥当性等を十分に検証することが重要である。

そのため、情報化統括責任者（CIO）である総括審議官、各局総務課長及びCIO補佐官等をメンバーとする「情報システム調達会議」において、政府調達に該当する情報システム調達案件について、

- ①システムの仕様が使途・目的に照らして適切なものとなっているか、
 - ②調達予定価格が過去のSE単価や工数などの実績に照らして適切なものとなっているか
- を審議するなど、適正な情報システムの調達に取り組んでいる。

(2) コスト削減への取組み

「政府情報システム改革ロードマップ」に基づき、金融庁においても、情報システムの統廃合や政府共通プラットフォームへの移行に取り組んでいる。

また、一定条件の調達案件については、情報システム投資計画書を策定のうえ、投資による効果を明らかにし、予算執行過程における適切な目標管理に取り組んでいる。

2. セキュリティ・IT人材の確保・育成

政府機関においてセキュリティ対策や情報化を進めるために必要な人材を確保していくための方策として、「政府機関におけるセキュリティ・IT人材育成総合強化方針」が28年3月に策定された。

同方針に基づき、各省庁は「セキュリティ・IT人材確保・育成計画」を策定する必要があり、当庁においても、

- ① 体制の整備
- ② 人材の育成・確保
- ③ キャリアパスの明確化
- ④ 一般職員の情報リテラシーの向上

を骨子とする「金融庁セキュリティ・ＩＴ人材育成・確保計画」を同年8月に策定した。

3. 情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティ水準を適切に維持し、リスクを総合的に低減させるためには、情報セキュリティに係るリスク評価の結果等を踏まえ、計画的に対策を実施することが重要である。

当庁では、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に基づき、金融庁情報セキュリティポリシーを定め、同ポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を総合的に推進するための「情報セキュリティ対策推進計画」を毎年度策定しており、28事務年度では、以下のような情報セキュリティ対策を実施した。

（1）教育・訓練

全職員を対象として、情報セキュリティに関する知識や最近のサイバー攻撃の手法及び対処方法を盛り込んだ情報セキュリティ研修を実施したほか、幹部職員を対象としたセキュリティ研修を実施した。

また、職員が標的型メール攻撃に対して適切な対応ができるか、不審メール訓練を実施した。

（2）情報セキュリティポリシー

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改定を踏まえ、金融庁情報セキュリティポリシーを改定し、研修や自己点検の実施によりその運用の徹底を図った。

（3）情報セキュリティ監査

各情報システムのインフラ・ネットワーク、アプリケーションの脆弱性について、外部の第三者による監査を実施したほか、N I S Cが実施するペネトレーションテスト（模擬攻撃訓練）を活用し、セキュリティ対策の実効性を確認した。

（4）技術的な対策

情報セキュリティ監査の結果や昨今のウェブサイトシステムへの攻撃を踏まえ、多様なサイバー攻撃に対する技術的な対策の導入を実施した。

（5）情報セキュリティに関する対処能力の向上等

N I S Cが主催する実践的なサイバー攻撃対処訓練に参加し、セキュリティ

インシデント発生時における事態の早期把握及び被害の発生・拡大防止に向けて迅速かつ的確に対処するための庁内横断的な組織である金融庁CSIRT(Computer Security Incidents Response Team)の対処能力の向上を図るとともに対応態勢の有効性の確認を行った。

第7節 報道・広報

I 報道対応

1. 報道発表及び記者会見等の実施

毎週2回の閣議後に実施している大臣記者会見（81回）に加えて、重要な報道発表時に実施している記者向け説明（18回）を開催し、当庁の施策・考え方を積極的に発信・説明する機会の充実に取り組んだ（報道発表件数：421件）。

II 広報活動

1. 金融庁ウェブサイト等による広報の充実（資料2-7-1参照）

国民にとって特に重要と考えられる施策、あるいは関心が高い施策については、金融庁ウェブサイトへの特設サイトの設置やトピックス（HPのトップページ上段）への掲載などによる施策の周知・注意喚起などの取組みを行っている。

平成28事務年度は、NISA（少額投資非課税制度）について、制度のさらなる普及・定着と金融リテラシー向上のための取組みの1つとして、NISA特設ウェブサイトにて、NISA、ジュニアNISA及びつみたてNISAに関する情報の拡充を行ったほか、政府広報の活用、マスコミからの取材対応を積極的に行なった。

また、平成28年熊本地震に関して、特設サイト「平成28年熊本地震関連情報」を設け、被災者に有益と思われる情報の提供を行なった。

このほか、29年5月には、政務三役が地域に赴き、重要政策について説明し、現場の方々と意見交換する「車座ふるさとトーク」を実施した。

2. 海外に対する情報発信の強化

英語版ウェブサイトについて、英語で発信すべき情報等を検討し、コンテンツの充実を図ったほか、タイムリーな情報発信を目的として、一週間の日本語での新着情報（報道発表）の概要を英訳した「FSA Weekly Review」を週1回発行するとともに、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議に係る意見募集など海外からも関心が高い公表物については、ウェブサイトのトップページに掲載するなどの取組みを行なった。

3. 政府広報の活用（資料2-7-2参照）

金融行政に係る広報を限られた予算の中で他省庁とも連携しつつ効率的・効果的に行なうため、資料2-7-2のとおり、金融庁所管の各種施策を政府の重要施策として、政府広報各種媒体で取り上げ、広く国民への理解浸透に努めている。

第8節 情報公開等

I 開示請求の動向

1. 行政文書の開示

(1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号、13年4月1日施行）に基づく、28年度の開示請求の受付件数は299件となっている。

(2) 主な開示請求

開示請求の主な内容は、以下のとおりである。

- ① 行政処分等に関する文書
- ② 金融機関等所管する法人に関する文書
- ③ 調査・検査先に関する文書

開示請求の受付及び処理状況（28年度）

部局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開示決定等			不開示 決定	請求の 取下げ	翌年度 繰越			
			開示決定								
			全面 開示	一部 開示	小計						
総務企画局	1	123	15	28	43	25	7	7			
検査局	0	19	0	7	7	2	0	0			
監督局	3	98	4	28	32	11	5	9			
小計	4	240	19	63	82	38	12	16			
証券取引等 監視委員会	1	26	0	7	7	12	0	9			
公認会計士・ 監査審査会	0	33	7	0	7	0	0	26			
合計	5	299	26	70	96	50	12	51			

（注1）本表は、28年4月から29年3月末までの計数を取りまとめたものである。総務省による行政機関情報公開法の施行状況調査と同じ定義で計上。

（注2）29年度における6月末までの開示請求の受付件数は42件である。

(3) 不服申立等

平成28年度における不服申立受理件数は52件、前年度繰越分と併せて9件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮詢を行っている。

また、平成 28 年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は 3 件であり、同年度中に裁決・決定を行っている。

2. 行政機関の保有する個人情報の開示

(1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号、17 年 4 月 1 日施行）に基づく、28 年度の開示請求の受付件数は 1,183 件となっている。

(2) 主な本人情報の開示請求

主な開示請求の内容は、以下のとおりである。

- ① 公認会計士試験における請求者本人の点数、請求者の会計士試験の答案
- ② 請求者本人の個別金融機関に対する申立ての応接記録等

開示請求の受付及び処理状況（28 年度）

部 局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定 等			不開 示決 定	請求の 取下げ	翌年度 繰越			
			開 示 決 定								
			全面 開示	一部 開示	小計						
総務企画局	16	213	28	9	37	6	0	22			
検査局	2	0	2	0	2	0	0	0			
監督局	3	10	0	10	10	0	0	1			
小計	21	223	30	19	49	6	0	23			
証券取引等 監視委員会	0	1	0	1	1	0	0	0			
公認会計士・ 監査審査会	7	968	951	0	951	0	0	24			
合計	28	1,183	981	20	1,001	6	0	47			

（注1）本表は、28 年 4 月から 29 年 3 月末までの計数を取りまとめたものである。総務省による行政機関個人情報保護法の施行状況調査と同じ定義で計上。

（注2）29 年度における 6 月末の開示請求の受付件数は 86 件である。

(3) 不服申立等

平成 28 年度における開示決定等に対する不服申立受理件数は 18 件となっており、うち 4 件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮詢を行っている。

平成 28 年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は 4 件であり、同年度中に裁決・決定を行っている。

II 文書管理等の状況

1. 内部管理体制

(1) 研修

非常勤職員を含めた全職員を対象として、情報管理研修を実施（合計 14 回）。

(2) 自主点検・内部監査

行政文書の管理状況等について、28 年 10 月～11 月に自主点検を実施。

また、自主点検後、28 年 12 月～29 年 1 月にかけて監査を実施。

さらに、29 年 5 月にフォローアップ監査を実施。

2. 文書管理の状況

(1) 概要

金融庁においては、1. 内部管理体制に示したとおり、研修や自主点検・監査を通じて、保有する情報の管理徹底に努めている。

しかしながら、28 事務年度（28 年 7 月～29 年 6 月）において、保有する情報について、取扱いが不適切であると認められる事例が 11 件発生した（メール誤送信、ファックスの誤送付、行政文書の紛失など）。

ただし、誤送信は相手方にメール削除を依頼し、対応いただいたおり、誤送付は文書を後日回収している。行政文書の紛失についても、外部に漏えいした可能性は極めて低く、いずれも 2 次被害は確認されていない。

(2) 再発防止策

発生原因を踏まえた上で、主に以下の再発防止策を講じている。

① メールの外部送信の手順マニュアルを始めとしたルールの見直し及び職員への周知徹底

② 情報管理研修の事務年度早期の受講の励行

⇒ 文書管理・情報管理の重要性を認識させるため、可能な限り全職員が夏季期間中に研修を受講するよう、励行する。

第9節 金融機関等との意見交換

金融機関等との率直な意見交換は、金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上に資するだけでなく、当局にとっても、市場や金融セクターの動向を迅速に把握する上で重要と考えている。このため、金融機関等の業態毎に幹部レベルでの意見交換会を随時実施して、金融機関等との意思疎通に努めている。

また、行政の透明性の向上を図るとともに、金融庁の問題意識を適時に発信する観点を踏まえ、平成29年1月以降、金融機関との意見交換会において、金融庁が提起した主な論点を公表することとした。

(参考) 金融機関等との意見交換会の開催実績（平成28年7月～29年6月）

主要行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫
11回	11回	11回	4回
労働金庫	信用組合	生命保険会社	損害保険会社
4回	3回	5回	5回
証券会社	投資信託会社	投資顧問業者	金融先物取引業者
7回	2回	2回	1回
信託	外資系事業者団体	貸金業者	監査法人
3回	1回	2回	2回

第10節 パブリック・コメント手続の実績（資料2-10-1参照）

行政手続法において、行政運営の更なる公正の確保と透明性の向上を図る観点から、政省令などの命令等を定める際に、原則として最低30日以上の意見提出期間を置き、広く一般の意見や情報の公募を行う意見公募手続（いわゆるパブリック・コメント手続）が義務付けられている。

当庁においては、28年7月から29年6月末までの1年間に、行政手続法を踏まえ、同法に基づく意見公募手続29件のほか、任意の意見公募手続3件、計32件について、幅広く意見・情報の募集を行った。

第11節 金融行政アドバイザリー制度

I 制度の概要

金融行政アドバイザリー制度は、国民から広く金融行政に関する意見や反響を的確に収集・把握することにより、金融行政の企画・立案及び事務運営の改善に役立て、金融行政サービスの一層の向上を図るとともに、国民に対して積極的な情報提供を行うことにより、金融行政に対する国民の理解の向上を図ることを目的としている。

具体的業務は、各財務（支）局に5名配置された金融行政アドバイザリーが①金融行政に関する意見等を報告するほか、②金融行政に関する広報に参画することである。

（参考1）金融行政アドバイザリーの委嘱状況

委嘱者数は各財務（支）局5名、合計55名。内訳は次のとおり。

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| ① 金融機関の利用者（中小企業経営者等） | : 15名 |
| ② 商工会議所の経営相談員、中小企業診断士、税理士、公認会計士等 | : 18名 |
| ③ 消費者団体職員、地方公共団体（消費者相談窓口担当）の職員等 | : 6名 |
| ④ 大学教授等の教育関係者、コンサルタント、ファイナンシャルプランナー等 | : 16名 |

（参考2）金融行政アドバイザリーの選定基準

- ① 金融機関等の利用者や商工会議所等の経営相談員等で、金融行政に関心を持ち公平かつ率直に意見等を報告できる者、及び金融知識の普及活動、金融経済教育、利用者保護策等に素養のある者。
- ② 財務（支）局管轄内に住所または勤務先のいずれかを有する者。

II 平成28事業年度における取組み

1. 金融行政に関する意見等を報告

28年7月～29年6月、財務（支）局において「金融行政アドバイザリー連絡会議」を開催し、アドバイザリーから金融行政に関するご意見を頂いた。

寄せられたご意見等は、今後の金融行政の企画・立案及び事務運営の改善のための貴重な材料として役立てるほか、検査・監督の実務において重要な情報として活用することとしている。

2. 金融行政に関する広報に参画

財務（支）局が開催する地域密着型金融に関するシンポジウムにパネリストとして参加頂いているほか、アドバイザリーが参加する各種会合において金融行政に関する説明等を行って頂いている。

第12節 金融行政モニターリング制度

I 制度の概要（資料2-12-1参照）

金融庁では、これまで様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等を伺ってきたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を出すことは難しいとの指摘も受けた。

このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接、金融行政に対する意見・提言・批判などを伺う「金融行政モニターリング受付窓口」を設置し、平成28年1月29日より運用を開始した。

また、引き続き、金融庁が直接意見等を受け付けるための「金融行政ご意見受付窓口」も設置した。

こうした窓口を通じて、外部からの意見・提言・批判などを積極的に受け入れ、行政に継続的反映させることにより、よりよい金融行政の遂行を目指している。

II 提出された意見等に対する金融庁の対応（資料2-12-2参照）

1. 金融行政モニターリングにおけるご意見等の受付状況

「金融行政モニターリング受付窓口」においては、平成28事務年度には24件のご意見等が寄せられた。

また、「金融行政ご意見受付窓口」においては、平成28事務年度には733件のご意見等が寄せられた。

2. 金融行政モニターリングに寄せられたご意見等に対する金融庁の対応

金融行政モニターリング制度の実効性・透明性を図る観点から、主なご意見等の概要及び金融庁の対応を金融庁ウェブサイトにおいて公表した。

このうち、寄せられた意見等を踏まえ制度の見直し等を行ったものは以下のとおりである。

(1) 外国銀行支店に係る事業年度の弾力化

銀行法においては、事業年度について一律に4月1日から翌年3月31日と定められているが、母国本国の事業年度や外国銀行支店への事務負担、監督実務への影響等を踏まえ検討した結果、外国銀行支店に係る事業年度については、外国銀行支店の本国の事業年度と同一の期間も選択できるよう、銀行法を改正した。

(2) 現金等紛失に係る不祥事件届出の金額基準の撤廃

銀行法施行規則等においては、現金等の紛失に係る不祥事件届出の金額基準が、一件当たり100万円以上と定められていた。今般、100万円という画一的な基準を設けることの妥当性について、金融機関における事務の効率性、業務管理への影響などの視点を踏まえて検討した結果、形式的な金額基準を廃止し、各金融機関が業務の特性・規模等を勘案して、業務管理上重大な紛失として認めるものを届出の対象とするよう銀

行法施行規則等を改正した。

(3) 法令の解釈の明確化等

信託業法及び関連法令では、忠実義務の一類型として、信託銀行による銀行勘定と信託勘定との間の取引(自己取引)が原則として禁止されているが、信託契約において、自己取引を行う旨を記載した上で、通常の取引条件よりも受益者が不利とならない取引条件による取引であること等の条件を満たす場合には日本円の当座貸越を行うことができる旨、法令の解釈の明確化等を行った。

第13節 金融サービス利用者相談室

I 概要（資料2-13-1参照）

金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、金融サービス等に関する利用者からの電話・ウェブサイト・ファックス等を通じた質問・相談・意見等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」を開設している。

当相談室は、金融サービス利用者の利便性向上の観点から、主として以下の役割を担うこととしている。

1. 金融サービスに関する利用者からの金融庁への質問・相談・意見等に、消費者相談のノウハウや金融の専門的知識を有する金融サービス相談員を配置し、一元的に対応する。
2. 「事前相談（予防的なガイド）」窓口において、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供を行う。
3. 金融機関と利用者の間の個別取引に係るあっせん・仲介・調停は行わず、業界団体等の紹介や論点整理等のアドバイスを行う。
4. 相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管するとともに、関係部局に回付し、企画立案・検査・監督等において活用する。
5. 相談件数や主な相談事例等のポイント等について、当庁ウェブサイトで四半期毎に公表する。

II 相談等の受付状況（資料2-13-2参照）

平成28年4月1日から29年3月31日までの間に受け付けた相談等の状況は、以下のとおりとなっている。

1. 総受付件数は35,037件となっている。1日当たりの平均受付件数は144件となっており27年度（148件）と、ほぼ同水準なっている。そのうち、事前相談の受付件数は950件となっている。
2. 分野別では、預金・融資等が11,042件（32%）、保険商品等が9,215件（26%）、投資商品等が9,750件（28%）、貸金等が3,303件（9%）、金融行政一般・その他が1,727件（5%）となっている。
分野別の事前相談の受付件数は、預金・融資等が94件（10%）、保険商品等が27

件（3%）、投資商品等が657件（69%）、貸金等が151件（16%）、金融行政一般・その他が21件（2%）となっている。

3. 各分野の特徴は、以下のとおりとなっている。

- (1) 預金・融資等については、個別取引・契約の結果に関する相談等が減少したものの、行政に対する要望等が増加したことなどから、受付件数は27年度（10,868件）と、ほぼ同水準なっている。
- (2) 保険商品等については、個別取引・契約の結果に関する相談等が減少したことなどから、受付件数は27年度（10,465件）に比べて減少している。
- (3) 投資商品等については、不適正な行為に関する相談等が減少したものの、個別取引・契約の結果に関する相談等が増加したことなどから、受付件数は27年度（9,969件）と、ほぼ同水準なっている。このうち、詐欺的な投資勧誘に関する情報は1,108件あり、そのうち632件が何らかの被害があったものである。
- (4) 貸金等については、行政に対する要望等が減少したものの、個別取引・契約の結果に関する相談等が増加したことなどから、受付件数は27年度（3,298件）と、ほぼ同水準なっている。

4. 寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として紹介している。

（参考）「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等
28年4月1日～6月30日・・・28年7月29日公表（第44回）
28年7月1日～9月30日・・・28年10月31日公表（第45回）
28年10月1日～12月31日・・・29年1月31日公表（第46回）
29年1月1日～3月31日・・・29年4月28日公表（第47回）

III 他の活動状況

1. 地域住民を対象に、札幌市、金沢市、福岡市、熊本市の計4箇所で開催した「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム」において、講演及び会場での出張相談会を開催。

第14節 政策評価への取組み（資料2-14-1～3参照）

金融庁においては、平成14年4月施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、

- ① 金融庁としての政策評価の実施に関する方針などを規定した「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：5カ年）
- ② 毎年度の評価対象とする政策などを定めた「金融庁政策評価実施計画」（計画期間：4月～翌年3月）

を策定し、毎年「金融庁政策評価実施計画」の計画期間終了後に評価を実施している。

「金融庁における政策評価に関する基本計画」については、29年4月から34年3月を計画期間とする案を作成し、政策評価に関する有識者会議（29年6月26日開催）に諮ったところ。

当該基本計画には、「「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方」や「実績評価における基本政策・施策等一覧」を示している。

また、計画の策定や評価書の作成に当たっては、客觀性の確保、多様な意見の反映等を図るため、政策評価や金融庁所管の政策について知見を有する学識経験者をメンバーとする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、意見を頂いている。

このほか、上記法律に基づき、これまでに実施した実績評価等について、政策評価結果の政策への反映状況についても毎年度公表している。

※ 金融庁における政策評価の詳細に関しては、金融庁のウェブサイト「公表物」中の「政策評価」を参照。

なお、24年度までは、3～5月頃に新年度の実施計画を定め、8月頃に前年度の評価を実施していたが、PDCAサイクルを有効に機能させるため、25年度からは、5～6月に前年度の実績評価を実施すると共に、その評価を踏まえた上で、新年度の実施計画を策定している。

また、25年度には、総務省の主導により「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）が改正され、各府省で区々だった評価区分の共通化が図られた。金融庁もこれに従い、25年度実績評価から、従来3段階の区分で評価していたものを、各府省共通の5段階区分で評価を実施することとした。

（参考1） 「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方

- 平成29年度からの5年間にわたる「金融庁の政策評価に関する基本計画」においては、以下の3つを「基本政策」として定めることとした。
 - ・「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮」
 - ・「利用者の保護と利用者利便の向上」
 - ・「市場の公正性・透明性と活力の向上」

これらの「基本政策」は、それ自体が金融行政の最終目標というよりも、「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大」という金融行政の「究極的な目標」を達成するための「手段」と位置付けることが適切である。

(注) 金融庁は、発足の当初、自らの任務を「金融システムの安定」、「利用者の保護」、「市場の公正性・透明性の確保」の3つとしてきたが、これらは「究極的な目標」の達成のための必要条件であり、今後は、金融行政の目標については視野を広げ、
 ・「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮の両立」
 ・「利用者保護と利用者利便の両立」
 ・「市場の公正性・透明性と活力の両立」
 の実現を通じて、「究極的な目標」を目指すことが求められていると考えられる。

- また、上記の3つの「基本政策」のほかに、
 - ・3つの「基本政策」に関する横断的な課題への対応
 (「ＩＴ技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応」「業務継続体制の確立と災害への対応」等)
 - を「横断的施策」とするほか、
 - ・3つの「基本政策」と「横断的施策」を実施するまでの基礎となる「金融庁の行政運営・組織の改革」を、これらの政策・施策とは別の取組みとして整理する。

(参考2) 評価の実施状況

年度	実績評価	事前事業評価	事後事業評価	総合評価	規制の事前評価（ＲＩＡ）	租税特別措置等に係る政策評価
14年度	26件 (13年度計画に掲げた政策)	—	—	—		
15年度	27件 (14年度計画に掲げた政策)	6件	—	—		
16年度	36件 (15年度計画に掲げた政策)	5件	—	—		
17年度	43件 (16年度計画に掲げた政策)	7件	—	1件		
18年度	28件 (17年度計画に掲げた政策)	4件	5件	—		
19年度	26件 (18年度計画に掲げた政策)	3件	3件	—	11件	
20年度	25件 (19年度計画に掲げた政策)	1件	6件	1件	23件	

21年度	24件 (20年度計画に掲げた政策)	1件	4件	—	25件	
22年度	24件 (21年度計画に掲げた政策)	—	3件	—	19件	7件
23年度	24件 (22年度計画に掲げた政策)	—	2件	—	15件	7件
24年度	24件 (23年度計画に掲げた政策)	1件	2件	—	6件	9件
25年度	20件 (24年度計画に掲げた政策)	—	1件	—	31件	9件
26年度	20件 (25年度計画に掲げた政策)	—	—	—	6件	8件
27年度	20件 (26年度計画に掲げた政策)	—	2件	—	20件	10件
28年度	20件 (27年度計画に掲げた政策)	—	1件	—	13件	5件

(備考)

- 実績評価：行政の幅広い分野において、あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価するもの。（例：金融機関の健全性確保）
- 事業評価：事前の時点で評価を行い、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討。また、必要に応じ、途中や事後の時点で検証するもの。（例：金融庁業務支援統合システムの開発）
- 総合評価：特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価するもの。（例：「金融システム改革（日本版ビッグバン）」）
- 規制の事前評価（R I A : Regulatory Impact Analysis）：規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法。19年10月より評価の実施が義務化された。
- 租税特別措置等に係る政策評価：租税特別措置等の新設、拡充又は延長の要望を行うに際し、その必要性、有効性及び相当性の基準により評価し、公表することにより、要望内容の適切性を担保するための手法（事前評価）。また、過去に要望した租税特別措置等についても同様に評価する（事後評価）。22年5月より評価の実施が義務化された。

第15節 金融庁業務継続計画の策定

1. 金融庁業務継続計画の概要

金融庁では、「首都直下地震対策大綱」（平成17年9月策定、22年1月修正）に基づき、首都直下地震発生時に優先的に実施する業務の継続のための体制を整備する観点から、20年6月に「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」を策定し、その後も必要に応じて見直しを行っている。（資料2-15-1参照）

本計画には、首都直下地震発生時における金融庁の非常時優先業務（金融市場や金融機関等における状況の確認、国民・金融機関・海外当局等への情報発信、金融機関に対する被災者支援の要請等）を規定しているほか、これらの非常時優先業務を実施・継続するための執行体制や執務環境を規定している。

なお、金融庁における業務継続計画としては、上記の他、新型インフルエンザ発生時における業務継続の方法や手順を規定した「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ対応編）」を22年8月に策定している。

2. 災害等発生時に備えた訓練

（1）災害対応

政府防災訓練への参加に加え、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、職員の安否確認訓練、徒步等参集訓練及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練などを行った。また、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を行った。

（2）新型インフルエンザ等対応

新型インフルエンザ等の国内感染期における対応について、政府対策本部運営訓練と連携して、金融庁新型インフルエンザ等対策本部幹事会の運営訓練等を行った。

第16節 英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み

「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)、「『日本再興戦略』改訂2014」(26年6月24日閣議決定)、及び金融庁・財務省が共同で開催した「金融・資本市場活性化有識者会合」が取りまとめた「金融・資本市場活性化に向けての提言」(25年12月13日公表)、「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」(26年6月12日公表)において、「金融関係法令・ガイドライン等の英語化の徹底」や「金融に係る行政手続について、英語によるワンストップでの対応」を実現すべきとの提言が行われた。

上記提言を受け、26年4月より、英語による行政対応や発信力の強化に向け、以下の取組みを実施している。

(1) FSA Weekly Review

26年4月22日に公表されたFSA Weekly Reviewより、府内の各部署が日々ホームページに掲載する対外公表物について、英語により概要を作成し、週次でFSA Weekly Reviewとして公表。また、定期的に公表される事案については、日英同時公表を行った。

(2) 英語による法令等に関する照会へのワンストップでの対応(ワンストップ窓口)

英語による法令等に関する照会に対するワンストップ窓口を設置し、一元的な対応を実施している。28年7月から29年6月末までに、482件の照会が寄せられ、そのうち当該窓口で回答すべき法令・行政手続等に関する照会が183件であった。その他に、詐欺的な証券投資等の勧誘行為に関する照会が182件、その他の照会が117件寄せられ、それぞれ金融庁内の関係部署との共有を図った。

(3) 法令やガイドライン等の主要な公表物の英語版の作成・公表

28事務年度において、以下の法令や各種ガイドラインのほか、金融レポート及び金融行政方針の概要、並びに改訂版スチュワードシップ・コード、金融審議会ワーキング・グループ報告書等の英語版の作成・公表を行った。

また、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」及び「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」の資料・意見書・議事録の英語版を会議と並行して公表するとともに、内外に意見を募集し、英文でのコメントも多数受け付けた。

このほか、行政の透明性・効率性の確保等の観点を踏まえ、「金融行政方針で掲げた『金融行政の再点検』に係る具体的な取組み」を28年12月に公表しており、同取組みに係る英語版の公表を行った。

【英語版を作成した主な法令】

- ・有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成二十六年内閣府令第七十四号）

による改正まで反映)

- ・金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成二十七年内閣府令第三十八号による改正まで反映）
- ・証券金融会社に関する内閣府令（平成二十七年内閣府令第三十八号による改正まで反映）
- ・投資者保護基金に関する命令（平成二十七年内閣府・財務省令第三号による改正まで反映）
- ・金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第六十三号による改正まで反映）
- ・金融商品取引所等に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第一号による改正まで反映）
- ・金融商品取引清算機関等に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十九号による改正まで反映）
- ・店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号による改正まで反映）
- ・上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令（平成二十七年内閣府令第三十七号による改正まで反映）
- ・金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第七十九号による改正まで反映）
- ・投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百九十四号による改正まで反映）

また、「日本再興戦略 2016」（28 年 6 月 2 日閣議決定）において、東京国際金融センター構想推進の観点から「日本拠点の設置を検討している海外のアセット・マネージャー／オーナーに対する一元的な窓口を金融庁内に設置し、相談を受け付ける」との方針が示された。

上記方針を踏まえ、29 年 4 月に、「金融業の拠点開設サポートデスク」を開設した。このデスクでは、日本への拠点開設を検討中の海外金融事業者から、日本拠点開設に係る金融法令の手続き等に関する相談を受け付けていたほか、東京都が 29 年 4 月に開設した金融法令以外の手続き等に関する相談窓口（「金融ワンストップ支援サービス」）とも連携し、一元的な対応を実施している。

第2部 金融に関する制度の企画及び立案

第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

第1節 金融商品取引法の一部を改正する法律（平成29年法律第37号）（取引の高速化への対応、取引所グループの業務範囲の柔軟化、上場会社による公平な情報開示）

I 経緯

情報通信技術の進展等の我が国の金融・資本市場をめぐる環境変化に対応するため、①株式等の高速取引に関する法制の整備、②金融商品取引所グループの業務範囲の柔軟化、③上場会社による公平な情報開示に係る規制の整備等の措置を盛り込んだ「金融商品取引法の一部を改正する法律（平成29年法律第37号）」が、平成29年5月17日に成立し、同月24日に公布された。

II 概要

主な改正内容は、以下のとおりである。（資料3—1—1参照）

1. 金融商品取引法の一部改正

（1）株式等の高速取引に関する法制の整備

ア. 登録制の導入

- ① 「高速取引行為」の定義を定めることとする。
- ② 高速取引行為を行う者（金融商品取引業として高速取引行為を行う金融商品取引業者等を除く。）は、内閣総理大臣の登録を受けなければならないこととし、高速取引行為に係る業務の内容及び方法を記載した書類の提出、登録拒否事由その他の登録手続に関する規定を整備することとする。
- ③ 高速取引行為者（②の登録を受けた者をいう。以下同じ。）について、業務管理体制の整備、禁止行為、業務の運営に関する規制、業務に関する帳簿書類の作成及び保存その他の業務及び経理に関する規定を整備することとする。
- ④ 高速取引行為に係る業務開始の届出、高速取引行為者に対する報告徵取及び検査、業務改善命令、業務停止命令、登録取消しその他の監督に関する規定を整備することとする。

イ. 金融商品取引業者等に関する規定の整備

金融商品取引業者等が高速取引行為を行う場合における内閣総理大臣への届出等に関する規定を整備することとする。

ウ. 無登録者による取引の受託の禁止

金融商品取引業者等は、高速取引行為者（金融商品取引業として高速取引行為を行う金融商品取引業者等を含む。）以外の者が行う高速取引行為に係る取引を受託してはならないこととする。

エ. 金融商品取引所による調査等

金融商品取引所は、取引を公正にし、投資者を保護するため、高速取引行為を行う者の調査その他の必要な措置を講ずるものとすることとする。

（2）金融商品取引所グループの業務範囲の柔軟化

ア. グループ内の共通・重複業務の集約

金融商品取引所は、内閣総理大臣の認可を受けて、その属するグループ内の二以上の会社（金融商品取引所を含む場合に限る。）に共通する業務であって、当該業務を当該金融商品取引所において行なうことが当該グループの業務の一体的かつ効率的な運営に特に資するものを、当該会社に代わって行なうこととする。

イ. 外国取引所等への出資の柔軟化

金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社が、現に子会社の範囲を超える外国会社を子会社としている外国取引所等を子会社とすることにより当該外国会社を子会社とする場合には、原則5年間、子会社の範囲に係る規制を適用しないこととする。

ウ. グループにおける経営管理の充実

金融商品取引所持株会社（金融商品取引所持株会社を有さないグループの場合は、グループ頂点の金融商品取引所）は、その属するグループの経営の基本方針の策定及びその適正な実施の確保等、当該グループの経営管理を行わなければならないこととする。

（3）上場会社による公平な情報開示に係る規制の整備

上場会社が公表されていない重要な情報を金融商品取引業者、投資家等に伝達する場合、インターネット等を利用した当該情報の公表を求ることとする。

（4）その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

2. その他

(1) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

(2) 経過措置等

- ① 所要の経過措置等を定めることとする。
- ② 金融商品取引法の改正に伴い、関係法律の改正を行うこととする。

第2節 顧客本位の業務運営に関する原則

I 経緯

平成28年4月19日の金融審議会総会において、金融担当大臣より、「情報技術の進展その他の市場・取引所を取り巻く環境の変化を踏まえ、経済の持続的な成長及び家計の安定的な資産形成を支えるべく、日本の市場・取引所を巡る諸問題について、幅広く検討を行うこと」との諮問が行われた。この諮問を受けて、金融審議会に市場ワーキング・グループが設置され、国民の安定的な資産形成と顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）等について審議が行われた。

市場ワーキング・グループでは、国民の安定的な資産形成を図るために、金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等を行う全ての金融機関等（以下「金融事業者」）が、インベストメント・チェーンにおけるそれぞれの役割を認識し、顧客本位の業務運営に努めることが重要との観点から審議が行われ、28年12月22日に報告書が公表された。

報告書の提言等を踏まえ、29年3月30日に「顧客本位の業務運営に関する原則」及び「『顧客本位の業務運営に関する原則』の定着に向けた取組み」を公表した。（資料3—2—1～2参照）

II 概要

1. 顧客本位の業務運営に関する原則

顧客本位の業務運営に関する原則（以下「本原則」）は、金融事業者が顧客本位の業務運営におけるベスト・プラクティスを目指す上で有用と考えられる原則を定めるものである。

本原則は、「顧客の最善の利益の追求」やその構成要素として重要なものの7つの原則を掲げており、金融事業者が各々の置かれた状況に応じて、形式ではなく実質において顧客本位の業務運営を実現することができるよう、「プリンシップベース・アプローチ」を採用している。

2. 「顧客本位の業務運営に関する原則」の定着に向けた取組み

本原則の策定を踏まえ、今後、その定着に向けて各金融事業者が実効的な取組方針を策定し、実践していくよう、当庁として取組みを進めていく必要がある。その際、金融事業者による取組みが形式的なものに止まることなく、金融事業者がより良い金融商品・サービスの提供を競い合うといった、実質を伴う形での定着が重要である。

こうした観点から、金融事業者の取組みの「見える化」や当局によるモニタリング、顧客の主体的な行動の促進等の施策を進めていく。

第3節 情報開示、会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取組み

I 開示諸制度の整備

有価証券取引の実務や投資家・発行者等のニーズを踏まえ、投資家にとって分かりやすく、真に必要な投資情報の開示を求める観点から、時宜に応じた開示諸制度の整備を行っている。

具体的には、以下のような制度整備を行った。

1. 企業と投資家との建設的な対話を促進する等の観点からの制度整備

平成28年4月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（資料3-3-1参照）を踏まえ、以下の取組みを行った。

(1) 上場企業による公平な情報開示を確保するため、金融審議会市場ワーキング・グループに「フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース」を設置し、諸外国で長く適用されているフェア・ディスクロージャー・ルール（注）の導入について審議を行った。29年3月には、同タスクフォースの報告（28年12月）を踏まえ、フェア・ディスクロージャー・ルールの導入を含む金融商品取引法の一部改正案を国会に提出し、国会での審議を経て、29年5月に成立した。

（注）公表前の内部情報を発行者が第三者に提供する場合に当該情報が他の投資家にも同時に提供されることを確保するルール。

(2) ディスクロージャーワーキング・グループ報告において、「経営方針」については、従来の決算短信ではなく有価証券報告書において開示すべきことが提言された。これを踏まえ、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正し、有価証券報告書の記載内容に「経営方針」を追加した。併せて、28年6月に閣議決定された規制改革実施計画を踏まえ、国内募集と並行して海外募集が行われる場合に、海外募集に係る臨時報告書に記載すべき情報が国内募集に係る有価証券届出書に全て記載されているときには、当該臨時報告書の提出を不要とする改正を行った（29年2月14日公布・施行）。

2. 株式報酬付与時の届出義務に係る制度整備

「『日本再興戦略』改訂2015」において、コーポレートガバナンスの強化に関する施策の一環として、経営陣に中長期の企業価値創造を引き出すためのインセンティブを付与することができるよう、株式による報酬、業績に連動した報酬等の柔軟な活用を可能とするための仕組みの整備等を図ることとされた。

(1) このような取組みの一環として、「企業内容等の開示に関する内閣府令」を改正し、株式報酬として一定期間の譲渡制限が付された現物株式（いわゆるリストリクテッド・ストック）の割り当てをする場合に、役員等に対する報酬の支

給の一種であることに鑑み、ストックオプションの付与と同様に、第三者割当の定義から除外し、有価証券届出書における「第三者割当の場合の特記事項」の記載を不要とした（28年8月19日公布・施行）。

（2）28事務年度に整備した譲渡制限付株式に加え、パフォーマンスシェア等により株式の割り当てを行う場合についても、役員等に対する報酬の支給の一種であることに鑑み、第三者割当の定義から除外し、有価証券届出書における「第三者割当の場合の特記事項」の記載を不要とする「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正を行うこととし、29年5月、改正案に関する意見募集（パブリック・コメント）を行った（コメント募集期間は6月16日まで）。

II 開示諸制度の運用

企業等が提出する開示書類について、投資者が投資判断を行うために必要な情報が、正確かつ分かりやすく、適正に開示されることを確保するため、金融庁では、各財務局と連携して、開示書類の審査及び違反行為への対応を行っている。

具体的には、以下のような対応を行っている。

1. 有価証券報告書等の審査

（1）有価証券報告書レビューの実施

有価証券報告書レビューとして、①法令改正に関する事項についての審査（「企業結合に関する会計基準」等の改正を受けて改正された連結財務諸表規則等に基づく適切な記載がなされているかどうか）、②特定の重点テーマ（工事契約に関する会計処理・開示、棚卸資産に関する会計処理・開示等、包括利益計算書及び1株当たり情報）に着目して対象企業を抽出して行う審査、③適時開示や金融庁に提供された情報等を活用した審査を行った。

また、上記の有価証券報告書レビューにおいて把握された事象等を踏まえ、29年3月期以降の「有価証券報告書の作成に当たり留意すべき事項」及び「有価証券報告書レビューの実施について」を公表した（29年3月）。

（2）その他開示書類の審査

有価証券報告書以外の開示書類についても、適正な開示が確保されるよう、各財務局において受理時の審査を行っており、例えば、上場会社の提出する有価証券届出書を対象にした大規模な第三者割当に該当する場合の有価証券届出書や公開買付者が提出する公開買付届出書などの記載内容の適正性が確保されているか審査を行い、必要に応じて提出者に訂正を促した。

2. 課徴金納付命令に係る審判手続開始決定

違反行為の的確な抑止を図り、規制の実効性を確保するため、重要な事項について虚偽の記載のある開示書類を提出するなどした発行者に対して、課徴金納付

命令に係る審判手続開始決定を行った。

28 事務年度の課徴金納付命令に係る審判手続開始決定の内訳は以下のとおりである。

審判手続開始決定の理由	件数
有価証券報告書等の虚偽記載	3件
有価証券届出書の不提出	1件

3. 無届けで募集を行っている者に対する対応

近年、未公開株、私募債、ファンド等の取引に関して、高齢者を中心にトラブルが多発している。こうした事例の中には、実際には有価証券の募集に該当し有価証券届出書の提出が必要であるにもかかわらず、当該届出を行わないまま、有価証券の勧誘・販売を行っている事例が見られる。

このため、無届募集が疑われる事案について、各財務局を通じて実態把握に努め、無届けで募集を行っている発行者に対しては、有価証券届出書の提出の懲罰や警告書の発出を行うとともに、金融庁ウェブサイトにおいて公表し、投資者に対して注意を呼びかけている。

III EDINET（電子開示システム）の開発状況等

EDINETについては、XBRL（注）データの利活用の向上等を図ることを目的として、国際水準を踏まえたXBRLの対象範囲の拡大、検索・分析機能の向上等の開発を順次行っている。28事務年度の状況は次のとおりである。

（注）XBRL（eXtensible Business Reporting Language）：財務情報等を効率的に作成・流通・利用できるよう、国際的に標準化されたコンピュータ言語。

1. EDINETの稼動状況

EDINETは、目標である稼働率99.9%以上（年度ベース）を維持するとともに、アクセス（検索）件数は年間2億5千万件を超えるなど、EDINETにより提出された企業情報等は、安定的に多くの投資家等に利用されている。

2. 情報セキュリティ対策の強化

昨今のサイバー攻撃事例を踏まえ、システム機器の更改に合わせ、外部からの情報セキュリティ侵害に対抗するために各種の情報セキュリティ対策の強化を行った。新システムは29年3月から稼動している。

3. XBRLのタクソノミ（注）の詳細タグの検討

財務情報の利用者利便の向上を図るため、コーポレート・ガバナンス情報や国際会計基準財務諸表に対応した詳細タグをXBRLタクソノミに付加することを検討し、タグ付けの方針・範囲等について「コーポレート・ガバナンス関連情報

及び国際会計基準財務諸表の詳細タグ付けに対応するためのＥＤＩＮＥＴタクソノミのタクソノミ要素リスト（案）」としてパブリックコメントを募集した（29年3月3日から4月3日まで）。

パブリックコメントの結果を受けて、29年度からXBRLタクソノミの詳細な検討に着手している。

（注）タクソノミ：XBRLにより記述される個々の財務情報の「要素」に当る部分。勘定科目名称（「売上高」など。）などが該当する。なお、金額、通貨単位などは「インスタンス」と称している。

IV 会計基準の品質向上に向けた取組み

我が国の上場企業等において用いられる会計基準の品質をより高水準なものとしていくため、関係機関と連携して以下の取組みを行った。

1. 会計基準にかかる我が国の対応と国際的動向

（1）国際会計基準（IFRS）の任意適用企業の拡大促進

関係者によるこれまでの取組みの結果、IFRS任意適用企業数（適用予定企業数を含む）は、29年6月末時点で156社、全上場企業の時価総額の25%まで増加した。（資料3-3-2参照）

こうした動きを更に後押しするべく、28年7月、「IFRSに基づく四半期連結財務諸表の開示例」の公表やIFRSへ移行した企業の経験を共有するためのセミナーの開催（主催：会計教育研修機構）等の取組みを実施した。

（2）IFRSに関する国際的な意見発信の強化（※）

企業会計基準委員会（ASBJ）において、海外の基準設定主体と連携し、のれんの会計処理やリサイクリング（その他の包括利益に計上した項目を、純利益に振り替える会計処理）について国際会議の場で意見発信等を行うなど、関係者が連携して、あるべきIFRSの内容についての我が国の考え方の発信を行った。

※ 「2. 国際的な会計基準設定プロセスへの関与」も参照。

（3）日本基準の高品質化

ASBJにおける収益認識基準の開発に向けた検討が加速されるように支援を行った。

（4）国際会計人材の育成

IFRSに関して国際的な場で意見発信できる人材を育成することなどを目的として、財務会計基準機構において、企業、公認会計士、証券アナリスト等それぞれの分野で国際的な会計実務に精通した人材を、「国際会計人材ネットワーク」として公表した（29年4月）。

2. 国際的な会計基準設定プロセスへの関与

I F R Sは、単一で高品質な国際基準を実現するという目標を掲げるI F R S財団により策定されており、本財団は国際会計基準審議会（IASB）、I F R S財団評議員会等で構成されている。IASBは、I F R Sを開発する独立した基準設定主体であり、基準の開発および改訂の検討項目の設定、プロジェクト計画の策定等を行う権限を有しており、14名の構成メンバーのうち1名が日本人となっている。一方、I F R S財団評議員会は、IASBの活動状況の監督、財団の資金調達等を担っており、22名の構成メンバーのうち2名が日本人となっている。さらに、IASBと各国会計基準設定主体の連携の枠組みである会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）には、当初より日本からASBJがメンバーとして参加しており、ASBJは、海外当局と共同でASAF会合においてディスカッション・ペーパーを公表する等、基準開発に積極的に参画している。

また、I F R S財団のガバナンスを監視する機関として、各国資本市場当局の代表者から構成されるI F R S財団モニタリング・ボード（MB）が設置され、当初より金融庁は恒久メンバーとして参加している。MBは活動の透明性向上の観点から、28年8月に初めてMBの作業計画を策定・公表したほか、I F R S財団のガバナンス改善について議論を行った。

さらに、金融庁は、証券市場における会計上の問題を検討している証券監督者国際機構（IOSCO）等の国際会議にもメンバーとして参加し、海外当局との連携強化を図るとともに、国内関係者とも協調して積極的な意見発信を行っている。

V 会計監査の信頼性確保に向けた取組み

1. 会計監査の質の向上

近年の不正会計事案などを受けて設置された「会計監査の在り方に関する懇談会」においては、28年3月、

- ・監査法人のマネジメントの強化のための監査法人のガバナンス・コードの策定
- ・監査法人のローテーション制度の導入に伴うメリット・デメリット等に関する調査・分析の実施
- ・株主等に対する情報提供を充実させる観点から、「監査報告書の透明化」に関する検討

などの取組みが提言された。（資料3-3-3参照）

同提言を踏まえ、有効なガバナンスとマネジメントの下で高品質な会計監査を提供する監査法人が、企業や株主から適切に評価され、更に高品質な会計監査の提供を目指すという好循環を確立し、会計監査の品質の持続的な向上・信頼性確保を図るため、以下の取組みを進めた。

(1) 監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）

大手上場企業等の監査を担う監査法人に対して、組織としての監査の品質確保に向けた取組みを求めるとともに、監査法人の経営陣によるマネジメント改革の取組みをサポートする観点から、28年7月に「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」を設置し、監査法人のガバナンス・コードの策定に向けた検討を行った。29年3月には、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）が策定・公表された。（資料3-3-4～5参照）

同コードにおいては、

- ① 監査法人のトップがリーダーシップを発揮すること、
- ② 監督・評価機関等の機能を強化すること、
- ③ コードの適用状況等について、監査法人が分かりやすく情報開示すること、など、実効的な組織運営を実現するための原則が示されている。

29年5月時点で、大手監査法人を含む計13の監査法人がコードを採用しており、今後は、コードを踏まえた各監査法人の改革の実施状況のフォローアップを行い、各監査法人によるコードの実効的な実施を確保していく必要がある。

(2) 監査法人のローテーション制度

欧州では、監査法人の独立性を確保する手段として、28年6月から、いわゆる監査法人のローテーション制度（注）が導入された。

我が国において同様の制度を導入した場合のメリット・デメリット等を把握する観点から、我が国の監査市場の動向や、欧州における同制度導入後の状況等について調査を実施した。

（注）企業に対し、監査を行う監査法人を一定期間毎に交代させることを義務付ける制度。

(3) 監査報告書の透明化

現在の監査報告書は、財務諸表が適正と認められるか否かの表明以外の監査人の見解の記載は限定的となっている。一方、イギリスでは、監査人が着目した虚偽表示リスク及びそれらに対してとられた監査手続の内容等を監査報告書に記載する制度が導入されている（注）。

このような「監査報告書の透明化」について、「会計監査の在り方に関する懇談会」において、株主等への情報提供を充実させる観点から、我が国でも検討を進めるべきとされたことを踏まえ、28年9月より関係者（日本経済団体連合会、日本監査役協会、日本証券アナリスト協会、日本公認会計士協会、金融庁）の間で意見交換を実施し、関係者の意見を取りまとめ、29年6月に公表した。

（資料3-3-6参照）

今般の取りまとめを踏まえ、今後、企業会計審議会において具体的な検討を進めていく必要がある。

(注) こうした制度は、国際監査・保証基準審議会（IASB）の定める国際監査基準に導入されたことなどを受けて、欧州やアジアの主要国等において導入が進められており、米国でも、公開会社会計監査委員会（PCAOB）が導入のための監査基準を公表した。

2. 国際監査基準（ISA）への対応

金融庁は、適正な会計監査の確保に向けた監査基準等の整備のため、監査基準をめぐる国際的な議論の把握を行うとともに、IOSCO、監査監督機関国際フォーラム（IFIR）を通じて、IASBの基準設定プロセスに参画している。

VI 公認会計士・監査法人等に対する監督

1. 公認会計士・監査法人等に対する処分

公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、適正な会計監査の確保を図ることが重要である。このため、金融庁は、公認会計士・監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行うなど、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督に努めている。

28事務年度においては、運営が著しく不当であるとして、公認会計士・監査審査会から処分勧告が行われた2監査法人に対し業務改善命令を発出するなど、以下の処分を行っている。

処分年月	処分対象	処分内容	処分理由
28年8月	KDA監査法人	業務改善命令	著しく不当な業務運営
29年2月	監査法人 よつば綜合事務所	業務改善命令	著しく不当な業務運営
29年4月	公認会計士1名	業務停止4月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務停止処分)
29年4月	公認会計士1名	業務停止2月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務停止処分)
29年4月	公認会計士1名	業務停止1月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務停止処分)

(参考)

	25年 6月末	26年 6月末	27年 6月末	28年 6月末	29年 6月末
公認会計士の 登録数(人)	24,965	26,274	27,360	28,353	29,681
監査法人の数 (法人)	216	220	218	217	223

2. 外国監査法人等の検査監督

金融庁及び公認会計士・監査審査会では、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」を公表し、外国監査法人等の所属する国の①監査制度や監査人監督体制の同等性が確認され、②情報交換等の監査監督上の協力に関する書簡などが交換され、③相互主義が担保される場合には、当該国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとしている（相互依拠）。（資料3－3－7～8参照）

金融庁及び公認会計士・監査審査会は、引き続き、相互依拠に向けた外国監査法人等に対する検査監督体制の整備のため、諸外国の当局との情報交換等の取組みを進めていく。

VII 公認会計士の魅力向上に向けた取組み

公認会計士及び公認会計士試験合格者が経済社会の幅広い分野で活用されることを目指して、21年以降、金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、日本経済団体連合会、金融4団体による意見交換会を開催してきたところ。金融庁においては、課題解決に向けて必要な当面の対応策について、アクションプランとして策定しており、組織内会計士のネットワークの強化、会計大学院協会との連携及び若年層を対象とした広報活動などの施策を盛り込んでいる。

28事務年度は、引き続き、アクションプランに基づき、上記の施策や、組織内会計士の活躍状況の記載を更に充実させた試験合格者等向けパンフレットの作成、組織内会計士による大学での講演の実施など、関係団体と連携しつつ、公認会計士の魅力向上に向けた取組みを行った。

VIII 海外監査監督当局との連携強化

I F I A Rは監査法人の検査等を行う独立した監査監督当局により構成される、監査の質をグローバルに向上させることを目的とした国際機関であり、日本からは設立時から金融庁と公認会計士・監査審査会が参加している。近年、当局間の意見交換フォーラムから国際組織としての実質的な活動を伴う組織へと急速に成長するとともに、金融安定理事会（F S B）、証券監督者国際機構（I O S C O）、バーゼル銀行監督委員会（B C B S）等、他の国際組織との関係強化の必要性も高まっている。このような背景から、26年4月、ワシントン本会合において常設事務局設立

が議論され、I F I A Rメンバー当局に対し事務局の立地国に係る募集が行われた。

国際的なプレゼンスの強化、東京の国際金融センターとしての地位向上及び監査の品質の向上の重要性の観点等から、金融庁及び公認会計士・監査審査会はI F I A R常設事務局の東京誘致に立候補。28年4月のロンドン本会合において、常設事務局を東京に設置することが決定され、29年4月、大手町に開設された。4月3日には金融庁・I F I A R共催で事務局開所式を開催し、麻生副総理兼金融担当大臣から祝辞、安倍総理からメッセージが示された。また、4月4日～6日、I F I A R東京総会が開催され、我が国をはじめとする22の国・地域の加盟当局が、監査分野での加盟当局間の協力の深化を図る観点から、I F I A Rにおける「監査監督情報交換に関する多国間覚書(MMOU)」へ署名した。これにより、署名当局の間で、監査監督上必要な情報を相互に交換することが可能となった。(資料3-3-9参照)

なお、I F I A R事務局の東京における活動を支援するために、27年12月、国内の監査に関するステークホルダーから成る日本I F I A Rネットワークを設立した。(資料3-3-10～11 参照)

第4節 その他金融・資本市場等に関する各種施策等

I 金融商品取引業等に関する諸制度の整備

1. 私設取引システム（PTS）等による取引所金融商品市場外での取引に係る価格公表制度の見直し

取引所金融商品市場外での売買等に関する報告を行うPTS業務の認可を受けた金融商品取引業者（PTS業者）及び当該報告を受けて売買等に関する公表を行う日本証券業協会の負担軽減のため、PTS業者による個別銘柄のリアルタイム報告（5分以内）を不要とする等の金融商品取引業協会等に関する内閣府令の改正を行った（注）（平成26年7月14日公布、28年9月5日施行）。

（注）本件に関して、日本証券業協会においても取引所金融商品市場外での売買等に関する自主規制規則を見直し、PTS業者が日本証券業協会のシステムを利用して個別銘柄のリアルタイム公表（5分以内）を行う等の改正が行われた。このため、取引所金融商品市場外での売買等に関する情報については、従来と同様に日本証券業協会のウェブサイトを通じてリアルタイムで取得することができる。

2. 金融商品取引業者の自己資本規制比率に関する内閣府令・告示等の一部改正

28年9月から中央清算されない店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制が施行されることを踏まえ、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）の自己資本規制比率の算出にあたり、同規制に基づく証拠金について、①受け入れた場合に自己資本額の控除対象から除外し、②差し入れた場合にリスク相当額の計算対象から除外するよう、金融商品取引業等に関する内閣府令及び告示の改正を行った（28年8月31日公布、同年9月1日施行）。（資料3-4-1参照）

3. 株式新規上場時の主幹事就任に関するルールのあり方についての検討

発行会社の株式を保有している証券会社による株式新規上場時における主幹事証券会社への就任に関するルールのあり方について検討を行うため、日本証券業協会、東京証券取引所と共同で、28年11月に「株式新規上場引受に関する検討会」を設置し、29年3月30日に以下の内容の報告書をとりまとめた。

① 株式新規上場時の主幹事証券会社就任のあり方：

証券会社グループが発行会社の議決権の15%以上を保有する場合、当該グループ内の証券会社がその主幹事を務める際には、当該グループから独立した「独立引受幹事会社」の適切な関与等を求める。

② 公的再生支援下にある発行会社の再上場における主幹事証券会社就任のあり方：

証券会社グループが公的資金による支援を受けている発行会社の株券等（株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券）を保有している場合、その取得後2年間は、当該グループ内の証券会社が、当該発行会社の再上場に際して主幹事に就任しないことを求める。

同報告書を受け、日本証券業協会は、「有価証券の引受け等に関する規則」等の改正を行った（29年7月施行予定。改正規則のうち、上記①にあたる規定は30年7月より適用）。

4. 法人顧客を相手方とするFX取引に関する制度整備

法人顧客を相手方とする店頭FX取引について、店頭FX業者の適切なリスク管理を確保する観点から証拠金規制を導入するため、金融商品取引業等に関する内閣府令の改正を行った（28年6月14日公布、29年2月27日施行）。

また、こうした動きにあわせ、東京金融取引所においても取引所規則を改正し、29年2月に店頭FX取引と同様の証拠金制度を導入した。

5. 証拠金の一体管理に関する制度整備

取引所取引におけるFX口座と有価証券関連デリバティプロ座の証拠金を一体で管理することで、一方の証拠金不足分を他方の証拠金余剰分でカバーできるようにするため、金融商品取引業等に関する内閣府令の改正を行った（29年3月31日公布・施行）。

6. 株式による報酬等の柔軟な活用に関する制度整備

「『日本再興戦略』改訂2015」において、コーポレートガバナンスの強化に関する施策の一環として、経営陣に中長期の企業価値創造を引き出すためのインセンティブを付与することができるよう株式による報酬、業績に連動した報酬等の柔軟な活用を可能とするための仕組みの整備等を図ることとされた。

このような取組みの一環として、①特定譲渡制限付株式、②パフォーマンスシェア、③株式報酬（所定の時期に確定した数の株式を報酬として付与するもの）等による株式の割り当てを行う場合に、役員等に対する報酬の支給の一種であることに鑑み、ストックオプションの付与と同様に、売買報告書の提出制度及び短期売買利益の返還請求制度の適用除外とする改正を行うこととし、29年5月、改正案に関する意見募集（パブリック・コメント）を行った（コメント募集期間は6月16日まで）。（資料3-4-2参照）

II 金融商品取引所をめぐる動き

1. J P X 日経インデックス 400 について

日本取引所グループ及び東京証券取引所は、日本経済新聞社と共同で、収益性やコーポレートガバナンス等、グローバルな投資要件を満たした、「投資者にとって投資魅力の高い会社」で構成される株価指数「J P X 日経インデックス 400」を 26 年 1 月から算出している。

その算出当初から、本インデックスに連動した E T F の上場や公募投信の運用がなされ、現在は、東京証券取引所に 6 商品の E T F が上場し、50 以上の公募投信が運用されている。海外でも、26 年 9 月にロンドン証券取引所等に E T F が上場され、29 年 6 月末では 7 カ国で E T F が上場されている。また、大阪取引所において、26 年 11 月からは本インデックスの先物取引が、28 年 7 月からは本インデックスのオプション取引が、それぞれ開始されている。

2. J P X 日経中小型株指数について

中小型株の動向を示す日本株指数は、時価総額や売買代金などの流動性指標によるものに限られており、資本の効率性や財務状況などの観点で銘柄選定を行う指標はこれまで算出されていなかった。

東京証券取引所は、日本経済新聞社と共同で、J P X 日経インデックス 400 で導入した「投資者にとって投資魅力の高い会社」を構成銘柄とするとのコンセプトを中小型株に適用することで、資本の効率的活用や投資者を意識した経営を行っている企業を選定する株価指数「J P X 日経中小型株指数」を 29 年 3 月から算出している。

その算出当初から、本インデックスに連動した E T F の上場や公募投信の運用がなされ、29 年 6 月末では、東京証券取引所に 2 商品の E T F が上場し、4 本の公募投信が運用されている。

3. 業務継続計画（BCP）の見直しについて

日本取引所グループは、政府における首都直下地震等の広域災害の被災想定の見直し、市場環境を巡る大きな環境変化等を踏まえ、取引所における BCP の課題と対応策について市場関係者との間で検討を行い（金融庁はオブザーバー参加）、29 年 4 月に報告書を公表した。

東京証券取引所は、当該報告を踏まえ、売買代金シェア 2 割超の取引参加者が売買に参加できない場合には売買を停止するとしていた基準を売買代金シェア 5 割超に引き上げるといったコンティンジェンシー・プランの見直しを行った。

また、日本取引所グループは、メインデータセンターと同じ関東圏にあるバックアップデータセンターについて、電力供給不足等に備え、社会インフラの異なる遠隔地に移転する等の措置をとることとしている。

III 証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き

1. デリバティブ取引の決済の安定性の向上

店頭デリバティブ取引におけるカウンターパーティ・リスクの低減に向けて、清算機関での清算を義務付ける対象商品及びその対象者の拡大を順次進めてきている。28年12月には、本規制の対象者として保険会社を追加するとともに、信託勘定に係る取引を対象取引に追加した。

また、清算機関で清算されない店頭デリバティブ取引に対しては、28年9月、取引当事者間で変動証拠金及び当初証拠金の授受を行うこと等を求める規制を開始している。本規制は対象とする金融機関を段階的に拡大することとしており、29年3月には店頭デリバティブ取引を行う全ての金融機関に変動証拠金授受の義務を拡大した。

規制の開始にあたっては、海外金融機関との取引等に対して国際的に調和の取れた形で規制を実施するため、28年7月、金融商品取引業等に関する内閣府令の改正を行った（28年7月25日公布、28年9月1日施行）。また、規制の重複等を調整するために各外国当局との間で規制の同等性評価を進め、28年10月には米国商品先物取引委員会（CFTC）等の証拠金規制に対して同等性を認める告示を公布した（28年10月21日公布、同日適用）。

市場デリバティブ取引については、その取引証拠金に関して、日本銀行での預け入れを可能とするため、28年7月、金融商品取引所等に関する内閣府令の改正を行った（28年7月7日公布・施行）。

2. 国債取引等の証券決済・清算態勢の強化

国債については、「金融・資本市場に係る制度整備について」を踏まえ、市場関係者において、22年6月に公表された「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」に基づき、30年5月1日に国債の決済期間を短縮化（T+1）することを目指し、その実現に向けた課題等について議論が進められている。

株式等についても、市場関係者において、検討が進められており、28年6月に最終報告書がとりまとめられ、31年の4月又は5月を目標に株式等の決済期間の短縮化（T+2）を実施することが決定された。

金融庁は、こうした検討に積極的に参加するとともに、定期的に更新される工程表を、金融庁ウェブサイトで公表し広く周知する（28年7月、29年6月）ことなどにより、市場関係者の取組みを支援してきた。

IV 「地域の成長マネー供給促進フォーラム」の開催

地域の実情を踏まえつつ成長マネーの供給促進を図る観点から、地元ベンチャー企業の経営者をはじめとし、地域金融機関、ベンチャーキャピタル、証券取引所、証券会社、政府系金融機関、地元自治体、行政当局等の関係者が一堂に会し、資本市場をめぐる現状や課題について幅広く意見交換を行うとともに、地域への成長マ

ネー供給に係る取組事例の紹介・共有等を図るため、「地域の成長マネー供給促進フォーラム」を、29年3月22日に札幌、同年6月8日に広島で開催した。

第4章 預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案

第1節 情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成28年法律第62号）の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備

I 経緯

情報通信技術の急速な進展等、最近における金融を取り巻く環境の変化に対応し、金融機能の強化を図ることが、喫緊の課題となっている。このような状況を踏まえ、①金融グループにおける経営管理の充実、②共通・重複業務の集約等を通じた金融仲介機能の強化、③ITの進展等に伴う技術革新への対応、④仮想通貨への対応等に係る施策を盛り込んだ「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成28年法律第62号）」が、平成28年5月25日に成立し、同年6月3日に公布された。

これを受け、関係政令及び内閣府令等の整備を行った（29年3月24日公布、同年4月1日施行）。

II 概要

主な改正内容は、以下のとおりである。（資料4-1-1参照）

1. 金融グループにおける経営管理の充実に係る関係政府令等の改正の概要

（1）金融グループの経営管理の充実

法改正により、銀行持株会社（銀行持株会社が存在しない場合はそのグループの頂点にある銀行）が、グループの経営の基本方針等を策定し、それらを適正に実施するなど、経営管理として果たすべき機能を法令上明確化した。

これに伴い、関係内閣府令等において、グループの経営の基本方針のほか、銀行グループの収支、資本の分配、自己資本の充実その他のリスク管理に係る方針、災害等発生時における銀行グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針及び銀行グループの再建計画の策定など、グループの経営管理として策定すべき具体的な内容を規定した。

2. 共通・重複業務の集約等を通じた金融仲介機能の強化に係る関係政府令等の改正の概要

（1）金融グループ内の共通・重複業務の集約等

法改正により、金融グループ内におけるシステム管理業務や資金運用業務などの共通・重複業務を持株会社で実施することを、当局の認可を前提に可能とするための制度の整備等を行った。

これに伴い、関係内閣府令において、持株会社で実施することが可能な共通・重複業務等として、システム管理義務や資金運用業務のほか、コールセンター業務、バックオフィス業務、商品開発業務、福利厚生に関する業務、融資審査業務

等を規定するなどした。

(2) グループ内の資金融通の容易化

法改正により、同一持株会社グループ内の銀行間取引について、銀行の経営の健全性を損なうおそれがない等の要件を満たすとして当局の承認を受けた場合には、アームズ・レンゲス・ルールに基づかずに社内レート等を使用して取引又は行為を行うことを容認する規定の整備を行った。

これに伴い、関係内閣府令において、当局の承認を受ける際の具体的な要件として、アームズ・レンゲス・ルールによらない取引または行為の条件を明確に定めていること及び銀行の経営の健全性を損なうおそれがないことを規定した。

3. ITの進展等に伴う技術革新への対応に係る関係政府令等の改正の概要

(1) 金融関連IT企業等への出資の柔軟化

法改正により、銀行業の高度化・利用者利便の向上に資すると見込まれる業務を営む金融関連IT企業等への出資を、当局の認可を前提に柔軟化する措置を講じた。

これに伴い、関係内閣府令において、出資元の銀行の財務の健全性及び出資元の業務内容と銀行業務との関係といった観点から、当該企業等への出資に際しての認可審査事項について具体的な内容を規定した。

(2) 決済関連事務等の受託の容易化

法改正により、システム管理などの業務の受託を容易にするため、従属業務を営む会社に求められる親銀行グループ等からの収入依存度の緩和の措置を講じた。

これに伴い、関係告示において、既存の従属業務のうち、ATMの保守点検業務、他の事業者の事務に係る計算を行う業務、システム・プログラムの設計・保守等業務を緩和の対象としたほか、これらの業務と併せて営まれる場合には、文書作成業務、現金等輸送・集配業務、事務取次業務についても広く緩和の対象とした。

(3) ITの進展に対応した決済関連サービス提供の容易化と利用者保護の確保

法改正により、ITの進展に伴う多様な決済サービスの登場に対応するため、決済関連サービス提供の容易化と利用者保護を確保するための措置を講じた。

これに伴い、関係政府令において、IT機器を利用した前払式支払手段に対応した情報提供の方法や払戻し時の公告方法、資金移動業の一部廃止の際の履行保証金の取戻しの手続等について、具体的な内容を規定した。

(4) キャッシュアウトサービス

金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」報告(27年12月22日)において、キャッシュアウトサービスについては、銀行法令上の「預金の払出し」に係る外部委託として整理し、キャッシュアウトサービスを行

う場合には、銀行に対し、監督上、必要に応じ、然るべき体制の整備等を求めていくことが考えられるとされた。

これに伴い、関係内閣府令において、キャッシュアウトサービスがATMサービス等の外部委託と同様に適切な業務がなされるよう、情報漏洩の防止や誤認防止等の預金者保護のために必要な措置の内容を規定した。

(5) 電子記録債権の利便性向上

法改正により、複数設立されている電子債権記録機関間で電子記録債権の移動を可能とし、電子記録債権の流動化による利用者利便の向上を図るため、電子記録の類型に「記録機関変更記録」の新設を行った。

これに伴い、関係政府令において、記録機関の変更請求に必要な情報等、記録機関変更記録の手続きにおいて必要となる事項を規定した。

(6) ホールセール分野の決済高度化

金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」報告（27年12月22日）において、企業グループのキャッシュ・マネジメントに係る資金業規制の適用を見直すことが考えられるとされた。

これに伴い、資金業法施行令において、企業グループの戦略的な事業編成及び資産管理の効率化に資することを目的として、企業グループに属する会社等が行う当該企業グループに属さないこととなってから一年以内の会社等への貸付け及びその親会社等が共同出資する会社への貸付けを資金業の範囲から除外する改正を実施した。

4. 仮想通貨に関する法制度の整備に係る関係政府令等の改正の概要

(1) 利用者保護のための規定の整備

法改正により、仮想通貨と法定通貨の交換等を業として行う業者（仮想通貨交換業者）に対し、登録制の導入及び利用者保護のための規定を整備した。

これに伴い、関係政府令を改正するとともに、「仮想通貨交換業者に関する内閣府令」を新設し、

- 利用者に対する情報提供（法定通貨との誤認防止に関する説明、手数料等契約内容に係る情報提供、仮想通貨の特性（価格変動等）を踏まえた情報提供）
 - システムの安全管理体制の構築
 - 最低資本金・純資産に係るルール（資本金1000万円以上、純資産額が負の値でない）
 - 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理
 - 分別管理及び財務諸表についての外部監査
 - 当局による報告徴求・検査・業務改善命令等
- 等を規定した。

(2) マネロン・テロ資金供与規制

マネロン・テロ資金供与対策という国際的な要請に対応する観点から、法改正により、犯罪による収益の移転防止に関する法律上の特定事業者に仮想通貨交換業者を追加し、取引時確認、記録の作成・保存、疑わしい取引の当局への届出等の義務を課すこととした。

また、関係政省令の改正により、取引時確認が必要となる取引として、

- 仮想通貨の交換等を反復・継続して行うこと等を内容とする契約の締結
- 200万円を超える仮想通貨の交換等、現金取引
- 10万円を超える仮想通貨の移転

を規定した。

5. その他

(1) 現金紛失時の不祥事件届出の金額基準の見直し

銀行法施行規則等においては、現金等の紛失に係る不祥事件届出の金額基準が、一件当たり100万円以上と定められていたが、今般、金融行政モニターに対して、当該金額基準の見直しに関する意見が寄せられた。

これに伴い、関係内閣府令において、金融機関における事務の効率性、業務管理への影響などの視点を踏まえ、金額基準を廃止し、各金融機関が業務の特性・規模等を勘案して、業務管理上重大な紛失として認めるものを届出の対象とする改正を実施した。

第2節 金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第98号）

I 経緯

金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するため、その目的に重要な役割を有する時限措置である、①金融機能強化法に基づく金融機関等の資本の増強に関する措置、②銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律に基づく銀行等保有株式取得機構による銀行等からの株式等の買取りに関する措置及び③保険業法に基づく生命保険契約者保護機構に対する政府補助に関する措置等について、当該措置の期限を5年間延長することを内容とする「金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律」が、平成28年11月25日に成立し、同年12月2日に公布された。

II 概要

主な改正内容は、以下のとおりである。（資料4-2-1参照）

1. 金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正等

（1）金融機関等による国の資本参加申込み期限の延長

金融機能の強化のための特別措置に関する法律を一部改正し、金融機関等が国の資本参加の申込みをする期限を34年3月31日まで延長することとした。

（2）金融機関等の経営基盤強化に関する計画の主務大臣への提出期限の延長

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法を一部改正し、金融機関等が経営基盤強化に関する計画を主務大臣に提出する期限を34年3月31日まで延長することとした。

2. 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正

（1）会員等からの株式等の買取り等の期限の延長

銀行等保有株式取得機構が行う会員等からの株式等の買取り等の期限を34年3月31日まで延長することとした。

（2）銀行等保有株式取得機構の存続期限の延長

銀行等保有株式取得機構の存続期限を44年3月31日まで延長することとした。

3. 保険業法の一部改正

生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関する政府補助の特例措置を34年3月31日まで延長することとした。

III その他

1. 施行期日

この法律は、公布の日から施行された。

第3節 銀行法等の一部を改正する法律（平成29年法律第49号）

I 経緯

情報通信技術の進展等の我が国の金融サービス業をめぐる環境変化に対応し、金融機関と金融関連IT企業等との適切な連携・協働（オープン・イノベーション）を推進するとともに利用者保護を確保することが、喫緊の課題となっている。このような状況を踏まえ、①電子決済等代行業者に登録制を導入し、利用者に関する情報の安全管理や、電子決済等代行業を営むに際しての金融機関との契約締結等を求めること、②金融機関に対し、電子決済等代行業者との契約の締結に係る基準の作成・公表等を求ること等を内容とする「銀行法等の一部を改正する法律」が、平成29年5月26日に成立し、同年6月2日に公布された。

II 概要

主な改正内容は、以下のとおりである。（資料4-3-1参照）

1. 電子決済等代行業者の登録制導入とルール整備

電子決済等代行業者に対して登録制を導入するとともに、体制整備・安全管理に係る措置として、電子決済等代行業者に対し、利用者保護のための体制整備や、情報の安全管理義務、財産的基礎の確保等を求めており、また、電子決済等代行業者に対し、サービスの提供にあたり、利用者の損害に係る賠償責任の分担や、利用者に関する情報の安全管理を含む契約を金融機関と締結することを求めている。

2. 金融機関におけるオープン・イノベーションの推進に係る措置の整備

電子決済等代行業者との連携・協働に係る方針の策定・公表や、電子決済等代行業者との接続に係る基準の策定・公表、オープンAPIと呼ばれる、フィンテック企業が金融機関のシステムの機能やデータを安全に利用するための接続方式を幅広く開放することに係る努力義務等を求めており、

3. 外国銀行支店に係る事業年度の弾力化

一律に4月1日から翌年3月31日までの事業年度となっていたところ、外国銀行本店の事業年度を選択することを可能とする。

III その他

1. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、下記2.（4）、（5）については、公布の日から施行することとする。

2. 経過措置等

- (1) この法律の施行の際現に電子決済等代行業等を行っている者は、施行日から起算して6ヶ月間は、登録を受けなくても当該電子決済等代行業等を行うことができることとする。
- (2) 施行日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日までは、この法律の施行の際現に銀行等の口座情報を取得し、これを預金者等に提供することのみを行っている電子決済等代行業者等は、銀行等との間の契約締結義務を猶予することとする。
- (3) 銀行法等の改正に伴い、関係法律の改正を行うこととする。
- (4) 銀行等は公布の日から起算して、9ヶ月を経過する日までに電子決済等代行業者等との連携及び協働に係る方針を決定し、公表しなければならないこととする。なお、29年6月27日に「銀行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令」等が公布・施行された。
- (5) 電子決済等代行業者等との間で電子決済等代行業者等に係る契約を締結しようとする銀行等は、施行日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日までに、当該電子決済等代行業等が、利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく電子決済等代行業等を営むことができるよう、体制の整備に努めなければならないこととする。
- (6) その他所要の経過措置等を定めることとする。

第4節 フィンテックへの対応

I FinTechサポートデスク

1. 経緯

平成27年9月に公表した「平成27事務年度 金融行政方針」において、金融庁としては、フィンテックの動きに速やかに対応し、将来の金融ビジネスにおける優位性を確保するため、民間部門と協働しつつ、フィンテックの動向を出来る限り先取りして把握していくこととしている。

これを受け、同年12月、フィンテックに関する一元的な相談・情報交換窓口として「FinTechサポートデスク」を金融庁に設置し、IT技術の進展が金融業に与える影響を前広に分析するとともに、金融イノベーションを促している。

2. 概要

「FinTechサポートデスク」においては、事業者からの相談に応じて、事業実施の支援を行うとともに、フィンテックに関するビジネスや事業者のニーズ把握を進めている。

平成28事務年度においては、計131件の問い合わせが寄せられている。月平均では11件の問い合わせが寄せられており、そのうちの多く（8割強）は事業計画に基づいた、法令解釈に係る具体的な相談が占めている。法令解釈に係る相談のうち、仮想通貨関連の相談が最も多く（3割強）、電子マネーやポイント等の前払式支払手段や送金等の他の決済関連サービスとあわせると5割弱を占める。（資料4-4-1参照）

法令解釈に係る相談（109件）のうち、既に対応が終了した案件（69件）については、平均して5営業日弱で対応している。

II 決済高度化官民推進会議の開催

1. 経緯・背景等

決済業務等の高度化は、経済の発展に大きな影響を及ぼすものであり、フィンテックの動きが進展する中、利用者利便の向上や国際競争力強化の観点から、強力に決済インフラの改革や金融・ITイノベーションに向けた取組みを実行していくことが重要である。

27年12月に、金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」でとりまとめた報告においても、こうした決済業務等の高度化に向けた取組みを官民挙げて実行に移していくための体制の整備が課題とされた。

同ワーキング・グループ報告書で示された課題（アクションプラン）の実施状況をフォローアップし、フィンテックの動きが進展する中で決済業務等の高度化に向けた取組みを継続的に進めるため、金融界・産業界・個人利用者・行政など決済に関する幅広いメンバーが官民連携してフォロー・意見交換することを目的

として、28年6月3日に「決済高度化官民推進会議」（座長：森下哲朗 上智大学法科大学院教授）が設置された。（資料4-4-2参照）

2. 議論の状況

○第2回（29年1月11日開催）

アクションプランの進捗状況について、各説明者より報告が行われ、討議を実施。

- ・全国銀行協会：決済高度化に向けた全銀協の取組状況
- ・経済産業省：XML等に関する経済産業省の取組み
- ・金融情報システムセンター（FISC）：情報セキュリティに関する取組み

○第3回（29年6月21日開催）

アクションプランの進捗状況について、各説明者より報告が行われ、討議を実施。

- ・金融庁：決済高度化・FinTechを巡る取組み
- ・全国銀行協会：決済高度化に向けた全銀協の取組状況
- ・日本商工会議所：中小企業のフィンテック対応・活用に関する提言
- ・FISC：情報セキュリティに関する取組み
- ・経済産業省：FinTechビジョン
- ・財務省：外為報告及び非居住者円送金の見直し

III フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議の開催

1. 経緯・背景等

欧米等に比べ、我が国では、先進的なフィンテック・ベンチャー企業やベンチャーキャピタルの登場が未だ必ずしも実現していないとの指摘がある。

我が国の強みを生かしつつ、海外展開も視野に入れたフィンテック・ベンチャー企業の創出を図っていくためには、技術の担い手（研究所、技術者等）とビジネスの担い手（企業、資金供給者、法律・会計実務家等）など、幅広い分野の人材が集積し、これらの連携の中で、フィンテック・ベンチャー企業の登場・成長が進んでいく環境（エコシステム）を整備していくことが重要である。

こうした観点から、「フィンテックエコシステム」の実現に向けた方策を検討するとともに、こうした動きが金融業に与える影響について議論することを目的として、28年4月27日に「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」（座長：福田慎一 東京大学大学院経済学研究科教授）を設置した。（資料4-4-3～4参照）

2. 議論の状況

○第3回（28年10月5日開催）

NTTデータ経営研究所研究理事・山上聰氏より海外を中心としたデジタルイノベーションの潮流、A.T.カーニーパートナー佐藤勇樹氏・矢吹大介氏より金融機関における革新的な事業創造についてヒアリングを実施した。

IV Fintech時代のオンライン取引研究会の設置

フィンテックに代表される金融・IT融合の動きが世界的規模で進展し、金融業・市場に変革をもたらしつつある中で、例えば、犯罪収益移転防止法上の顧客の本人確認がオンラインで完結せず課題となっているとの指摘がある。

こうした指摘等を受け、フィンテックに対応した効率的な本人確認方法など、フィンテック時代のオンライン取引に係る諸課題について、議論・検討を行うことを目的として、29年6月21日に「Fintech時代のオンライン取引研究会」(Fintech協会・新経済連盟・金融庁の共催)を設置し、同月23日に第1回会合を開催した。(資料4-4-5参照)

V 国際的なネットワークの強化

1. 背景

フィンテックの進展に伴い金融サービス分野において構造的変化が起こりつつある中、こうした変化に適切に対応するためには、国内外の多様な分野の専門家等の知見を活用して、フィンテックに係る動向を先取的に把握し、フォワードルッキングな対応を図っていくことが求められている。

特に、フィンテックの進展はグローバルに展開しているため、海外当局や研究者等との連携を図っていく必要があるため、フィンテックに関する国際的なネットワークの強化に向けた取組みを実施した。

2. 取組み実績

フィンテックに関する国際的な連携・協働、ネットワーク形成等を目的として、各国のフィンテック関係者が参加するフィンテック・サミット(金融庁・日本経済新聞社の共催)を28年9月20日・21日に開催した。(資料4-4-6参照)

また、ブロックチェーン技術に関して、我が国が国際的な研究を主導するため、MITメディアラボ等との間で、ブロックチェーン技術に関する国際的な共同研究を立ち上げることとしており、28年3月に、準備会合を東京で開催した。(資料4-4-7参照)

さらに、29年3月以降、フィンテック企業の海外展開やイノベーションに向けたチャレンジのサポートを目的として、英国・シンガポール・オーストラリアの金融監督当局との間でフィンテックに係る協力枠組みの構築に関する書簡の交換を行った。(資料4-4-8参照)

(注) MITメディアラボとは、MIT(マサチューセッツ工科大学)のSchool of Architecture + Planning内に設置された研究所であり、ビットコイン等の暗号通貨やその基礎となる技術について研究を行っている。

第5節 振り込み詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について

I 振り込み詐欺救済法の概要

振り込み詐欺救済法は、振り込み詐欺等の預貯金口座への振込みを利用した犯罪の被害者に対して、振り込んだ先の口座（犯罪利用口座）に一定の残高が残っている場合に、当該残高を原資として返金を行うことにより被害の回復を図ること等を目的とした法律であり、平成20年6月に施行されている。

同法に定める手続の対象となる預貯金口座は、詐欺やヤミ金融など「人の財産を害する罪の犯罪行為」（いわゆる財産犯）において振込先として利用された口座である。同法上の救済手続は、①こうした口座の凍結とその後の失権手続、②被害者への返金手続の2段階で構成されている。

以上の救済手続を経ても、被害者からの返金申請がなかった場合など、返金しきれずに残金が発生する場合もある。この残金については、同法上、預金保険機構に納付されることとされている（以下「預保納付金」という。）。

この預保納付金について、預金保険機構は、まず、犯罪とは無関係であるにもかかわらず誤って預貯金口座を失権されてしまった名義人（口座名義人）を事後的に救済することができるよう、その一定割合を留保（保管）することが法令上義務付けられている。他方、預保納付金のうち、上記により留保（保管）されたもの以外の額については、同法上、「主務省令で定めるところにより、犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」ものとされている。（資料4-5-1参照）

II 預保納付金事業について

預保納付金の具体的使途については、22年10月以降、金融庁、内閣府、財務省の政務で構成されるプロジェクトチームにおいて議論がなされた。その結果、預保納付金を「犯罪被害者等の子どもに対する奨学金貸与」及び「犯罪被害者等支援団体に対する助成」の両事業に活用することとされた（内閣府・財務省令で規定）。

預保納付金事業は、公募を通じて選定された公益財団法人日本財団を事業の担い手として25年度より開始されている。

（参考）事業の概要（後述の通り、28年より事業内容の見直しがなされている）

① 奨学金事業（高校生から大学院生等を対象とした無利子貸与、返済期間は30年以内）

- ・大学生：月額8万円、大学院生：月額10万円
- ・高校生：月額5万円（私立）、3万円（国公立）
- ・入学時に一時金を貸与（大学生は30万円）

② 団体助成事業

犯罪被害者等を支援する団体を対象に、当該団体の財政基盤を支える仕組み

を作る事業や犯罪被害者等への支援拡充のための資機材を整備する事業等について、助成を行っている。

III 預保納付金事業の見直しについて

1. 預保納付金事業の見直し

預保納付金事業について、政府の第3次犯罪被害者等基本計画（計画期間：28～32年度）の策定に向けた議論を通じて、その見直しを求める意見が寄せられてきた。27年11月に、金融庁、内閣府、財務省の政務で構成されるプロジェクトチームを設置し、議論が行われ、28年3月に報告書が取りまとめられた。同報告書で示された見直しの主な内容は、以下のとおり。（資料4-5-2参照）

① 奨学金事業（高校生から大学院生等を対象とした給付）

貸与制から給付制に移行する。

- ・大学生：月額5万円、大学院生：月額5万円
- ・高校生：月額2.5万円（私立）、1.7万円（国公立）
- ・入学時に一時金を支給（大学生は30万円）

② 団体助成事業

団体助成事業において、原則として人件費は対象となっていたところ、犯罪被害者等支援団体への定着が見込まれる人材について、相談員としての要件を満たすまでの必要な育成費（雇用経費）を助成対象に追加。

2. 担い手の再選定

今般の事業内容の変更に伴い、担い手の再選定を公募により実施。28年10月、公益財団法人日本財団を担い手に選定した。

3. 新事業の開始

28年12月から新事業を開始している。

第6節 休眠預金等活用法について

I 経緯

現状、金融機関においては、長期（10年）にわたって入出金等の異動がない預金（休眠預金）が毎年1,200億円程度発生しており、金融機関は、休眠預金を利益として計上するが、預金者から請求があれば払戻しを行っている（毎年500億円程度が返還）。

休眠預金を民間の公益活動に活用するとの観点から、平成28年5月に「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）案」（議員立法）が国会に提出され、同年12月2日に成立、同月9日に公布された（施行は30年1月1日）。

II 概要

1. 法律の概要（資料4-6-1参照）

金融機関は、最終異動日（最後に入出金等の異動があった日）から10年経過した預金等を「休眠預金」として、通知・公告を行い、預金保険機構に移管する。休眠預金の移管後も、金融機関は、預金者から請求があれば払戻しを行う。

移管された休眠預金のうち内閣府が認可した金額が、指定活用団体（内閣府が指定）に交付され、活用の原資となる。

休眠預金の移管・預金者への返還に係る部分は金融庁の所管であり、活用に係る部分は内閣府の所管である。

2. 政省令の概要

休眠預金等活用法の実施に必要な政省令を整備した。

（1）休眠預金等活用法施行令（29年2月17日公布）

預金保険機構が休眠預金の管理業務を行うために金融機関から資金の借入れを行う場合の限度額等を定めている。

（2）休眠預金等活用法に係る内閣府令・財務省令（29年2月17日公布）

預金保険機構が預金者への払戻しのために積み立てなければならない準備金の計算方法等を定めている。

（3）休眠預金等活用法施行規則（29年3月3日公布）

法の対象から除かれる預金、異動事由の具体的な内容、公告の方法・期間、通知の対象・方法・通知事項、金融機関から預金保険機構への休眠預金の納期限、金融機関から預金者への払戻しの申請方法・受領方法等を定めている。

第7節 金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る内閣府令等及び監督指針等の改正

金融機関が金融庁へ提出する書類の中で、役員等の氏名の記載が求められている場合、氏名の真正性・同一性を確認するため、女性役員等が婚姻前の氏名のみを記載することは認められていなかった。

もっとも、婚姻前の氏名を併記した役員選任届等が既に提出されていれば、氏名の真正性・同一性の確認が可能である。このため、これらの確認が可能な場合に、金融庁への提出書類上、役員等の氏名記載の際に婚姻前の氏名のみの記載を可能とする旨の内閣府令及び監督指針等の改正を行った（平成29年3月23日公布、同年4月1日施行）。

第5章 審議会等の活動状況

第1節 金融審議会

I 金融審議会の構成

金融審議会は、国内金融等に関する重要事項の調査審議等をつかさどる内閣総理大臣、金融庁長官及び財務大臣の諮問機関として設置され（金融庁設置法第6条、第7条）、傘下に金融分科会とその下部機関、金利調整分科会、自動車損害賠償責任保険制度部会、公認会計士制度部会が設置されている。（資料5－1－1～2参照）

II 平成28事務年度の開催実績

1. 総会・金融分科会合同会合

（1）第38回総会・第26回金融分科会合同会合（29年3月3日開催）

「市場ワーキング・グループ」及び「金融制度ワーキング・グループ」の審議結果及びその背景となる問題意識や関連する動向、今後の課題等について事務局より説明がなされ、議論が行われた。

その後、「金融モニタリング有識者会議」において議論が進められていた「検査・監督のあり方の見直し」について事務局より説明がなされた。

2. ワーキング・グループ等

（1）市場ワーキング・グループ

28年4月の第37回金融審議会総会・第25回金融分科会合同会合における諮問を受けて、「市場ワーキング・グループ」が設置された。28年5月以降、全12回にわたり、日本の市場・取引所を巡る諸問題（国民の安定的な資産形成と顧客本位の業務運営、国民の安定的な資産形成におけるETFの活用とインデックス運用の位置付け、取引の高速化、市場間競争と取引所外の取引、取引所の業務範囲）について審議を重ね、同年12月22日、報告書がとりまとめられた。（資料5－1－3～4参照）

（2）フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース

フェア・ディスクロージャー・ルール導入に係る検討を行うため、28年10月に「市場ワーキング・グループ」の下に設置された。同月以降、3回にわたり審議を重ね、同年12月の第11回市場ワーキング・グループにおいて検討結果が報告された。（資料5－1－5～6参照）

（3）金融制度ワーキング・グループ

「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」及び「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」の報告書で継続的な検討課

題として挙げられた決済業務に係る横断的法制の整備や、フィンテックの進展等に対応した制度面での対応に係る機動的な検討をしていくため、両ワーキング・グループを統合する形で、「金融制度ワーキング・グループ」が設置された。28年7月以降、5回にわたり、オープン・イノベーションに関連して、電子決済等代行業者の取扱い等について審議を重ね、同年12月27日、報告書がとりまとめられた。(資料5-1-7~8参照)

第2節 自動車損害賠償責任保険審議会

I 設置

自動車損害賠償責任保険審議会（以下、「自賠審」という。）は、自動車損害賠償保障法（以下、「自賠法」という。）第31条を設立根拠として金融庁に設置され、内閣総理大臣（金融庁長官）の諮問に応じて調査審議を行っている。

（注）諮問事項

- ① 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）を含む損害保険事業の免許
- ② 自賠責保険にかかる普通保険約款等の変更認可又は変更命令
- ③ 基準料率等について、自賠法等による変更命令
- ④ 基準料率の審査期間の短縮、審査期間内における変更又は撤回命令 等

II 自動車損害賠償責任保険審議会の組織（資料5－2－1参照）

自賠審は委員13人をもって組織され、委員は、学識経験のある者（7名）、自動車交通又は自動車事故に関し深い知識及び経験を有する者（3名）、保険業に関し深い知識及び経験を有する者（3名）から内閣総理大臣によって任命される。

このほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができ、金融庁長官によって任命される。

会長は委員のうちから互選により決定され、現会長は落合誠一氏（東京大学名誉教授）である。

III 自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況（資料5－2－2参照）

平成29年1月12日・19日に、それぞれ第136回・第137回自賠審が開催され、自賠責保険の基準料率の検証結果を踏まえた料率改定の必要性等について審議が行われた。

第136回自賠審においては、損害保険料率算出機構から28年度の料率検証結果の報告が行われ、この報告では、2年度連続で、損害率（注）が予定損害率を下回る水準となり、保険収支が黒字傾向であること、予定損害率と損害率との乖離幅が昨年度の料率検証結果よりも拡大していることなどが示された。そして、これをもとに審議が行われた結果、今後の料率のあり方については、29年度より、自賠責保険の収入と支出が見合う料率水準とすることが適当であるとの方向性が示された。

第137回自賠審においては、第136回自賠審で示された方向性に沿って、損害保険料率算出機構から届出のあった新たな基準料率に関して諮問が行われ、新たな基準料率を29年4月1日より適用することなどについて了承された。

変更後の基準料率は、全車種等の平均で6.9%の引下げ（変更前の基準料率との対比）となり、例えば自家用乗用自動車2年契約の保険料（離島以外の地域（沖縄県を除く））は、2万5,830円となった（変更前の基準料率における同契約の保険料

は2万7,840円で、変更前との対比で7.2%の引下げとなった)。

そのほか、第136回自賠審においては、自動車安全特別会計、民間保険会社、JA共済それぞれにおける29年度の自賠責保険運用益の使途について報告がなされた。

(注) 損害率= (支払保険金／収入純保険料) ×100

第3節 企業会計審議会

I 企業会計審議会の構成

企業会計審議会(会長:平松一夫 関西学院大学名誉教授)は、会計を巡る事項、監査基準の設定、その他企業会計制度の整備改善について調査審議等することとされており、その下に、会計部会、監査部会、内部統制部会の各部会が設置されている。(資料5-3-1参照)

II 平成28事務年度の審議状況

○第4回・会計部会(28年7月22日開催)

大手監査法人からIFRSに基づく会計監査の実務を担える人材の育成・確保に向けた取組状況について説明が行われ、審議が行われた。審議の結果、各監査法人においては、こうした人材の育成・確保の状況について引き続き検証していくことが必要とされた。また、IFRSに関する意見発信を含め、国際会計人材を育成・確保していくためには、人材の「見える化」の観点から、財務会計基準機構が構築する「国際会計人材ネットワーク」を公表することの検討が必要とされた。

○第5回・会計部会(29年2月14日開催)

IFRSの任意適用企業の拡大促進、IFRSに関する国際的な意見発信の強化、日本基準の高品質化、国際会計人材の育成について関係者から取組みの説明が行われ、審議が行われた。審議の結果、IFRSに関して国際的な場で意見発信できる人材等を育成することを目的として財務会計基準機構が構築を進めている「国際会計人材ネットワーク」について、関係者がその趣旨・目的を十分に理解し積極的に登録するとともに、その有効な活用に向けて取り組むことが必要とされた。また、ASBJにおいて開発が進められている収益認識基準について、国際的な会計基準の高品質化に遅れをとることのないよう、関係者による不断の取組みが必要とされた。

第4節 金融トラブル連絡調整協議会

I 経緯

金融トラブル連絡調整協議会（座長：山本和彦一橋大学大学院法学研究科教授）は、金融審議会答申（平成12年6月）を踏まえ、同答申で早期に実施すべきとされた項目の実施を担保するとともに、業態の枠を超えた情報・意見交換を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度を改善するため、消費者団体、業界団体・自主規制機関及び関係行政機関等の担当者が参画する協議会として同年9月に設置されたものである。（資料5－4－1参照）

（参考）早期に実施すべきとされた項目は、以下のとおり。

- ① 個別紛争処理における機関間連携の強化
- ② 苦情・紛争処理手続の透明化
- ③ 苦情・紛争処理事案のフォローアップ体制の充実
- ④ 苦情・紛争処理実績に関する積極的公表
- ⑤ 広報活動を含む消費者アクセスの改善

II 議論の状況

12年9月7日の第1回会合以降、これまで53回の協議会を開催してきた。

1. 第52回金融トラブル連絡調整協議会

29年2月22日、第52回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（28年度上半期）及び「トラブルの未然防止のためのフィードバック」等について報告・意見交換等を行った。（資料5－4－2参照）

2. 第53回金融トラブル連絡調整協議会

29年6月19日、第53回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（28年度）及び「より柔軟な紛争解決に向けた取組み（特に不受理・不成立事案から見える課題点）」等について報告・意見交換等を行った。（資料5－4－3参照）

第6章 政府全体の施策における金融庁の取組み

第1節 政府の経済対策等における金融庁の取組み

I 経緯等

「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定。以下「経済対策」という。）は、産業構造改革、働き方や労働市場の改革、人材育成の一体改革に取り組み、社会保障改革等の構造改革を加速化するとともに、未来への投資の加速を目的とする総合的かつ大胆な経済対策として策定された。

「経済対策」では、当面の需要喚起にとどまらず、民需主導の持続的な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現につながる施策が重点的に盛り込まれている。

II 金融庁関連の施策

「経済対策」においては、金融分野の主な施策として、以下の施策が盛り込まれている。

- 家計の「貯蓄から資産形成へ」という流れを政策的に後押しすべく、少額からの積立・分散投資の促進のためのNISAの改善・普及や、金融機関における顧客本位の行動の徹底等を進める。
 - 少額からの積立・分散投資の促進のためのNISAの更なる改善・普及
 - 投資初心者を主な対象とした実践的な投資教育の促進
 - 個人型確定拠出年金の普及促進
 - 金融商品の組成・運用・販売の全ての場面において、金融機関が「顧客の最善の利益を考えて行動すべき」という原則（フィデューシャリー・デューティー）の確立及び金融商品の販売手数料等の開示の促進
 - 資産保有者による運用機関への関与を通じたコーポレートガバナンス改革
- 企業の生産性向上を支援するため、省庁横断的な取組を推進する。
 - 「ローカルベンチマーク」の活用
 - 官民の金融関係機関による債権放棄等の促進
 - 地域金融機能の強化
 - 地域経済活性化支援機構等の活用の促進
- 金融の機能の安定を確保するため、金融機能強化法に基づく資本

増強制度等の期限を延長する。

- ・ 金融機能強化法に基づく資本増強制度や銀行等保有株式取得機構による株式等の買取制度等の期限の延長

(参考：「未来への投資を実現する経済対策」の構成)

第1章 景気の現状と経済対策の基本的な考え方

第2章 取り組む施策

2. 成長戦略の加速等

I. 一億総活躍社会の実現の加速

(3) 社会全体の所得と消費の底上げ

II. 21世紀型のインフラ整備

(5) 生産性向上へ向けた取組の加速

III. 英国のEU離脱に伴う不確定性などのリスクへの対応並びに中小企業・小規模事業者及び地方の支援

IV. 熊本地震や東日本大震災からの復興や安全・安心、防災対応の強化

V. 成長と分配の好循環を強化するための構造改革等の推進

第3章 各項目の主な具体的措置

第4章 本対策の規模と効果

第2節 政府の成長戦略等における金融庁の取組み

I 「未来投資戦略 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）

1. 経緯

第4次産業革命をはじめとする将来の成長に資する分野における大胆な投資を官民連携して進め、「未来への投資」の拡大に向けた成長戦略と構造改革の加速を図るため、産業競争力会議及び未来投資に向けた官民対話を発展的に統合した成長戦略の司令塔として、28年9月、未来投資会議の開催が決定された。

未来投資会議の議論を経て、29年6月、近年急激に起きている第4次産業革命のイノベーションを、あらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、様々な社会問題を解決する「Society5.0」を実現するため、「未来投資戦略 2017」が策定された（同年6月9日閣議決定）。

2. 金融庁関連の施策（資料6－2－1参照）

「未来投資戦略 2017」においては、金融庁関連の主な施策として、以下の施策が盛り込まれている。

（1）FinTech の推進等

- イノベーションのための環境整備等
 - ・ FinTech を活用したイノベーションに向けたチャレンジの加速
 - 実証実験の際のコンプライアンスや監督対応上の躊躇・懸念を払拭する観点から、関係省庁と連携・協力し、金融法令以外の障害の解決を含め、実証実験の容易化を図る（FinTech 実証実験ハブ（仮称））
 - 電子記録債権取引・本人確認等に係るブロックチェーン技術の実証実験の推進や、国際共同研究の実施
 - ・ オープン・イノベーション（FinTech 企業と金融機関等との連携・協働）の推進
 - 改正銀行法等を施行するとともに、オープンAPI の推進や銀行代理業に係る課題について検討
 - 金融業における新たな技術の活用や、金融機関が IT 等によりサービス・能力を機動的に開発・展開していく必要性等を十分に踏まえ、決済業務等をめぐる横断的な法制の整備等について検討
 - FinTech に対応した効率的な本人確認の方法について検討
 - IT 技術を活用して、官民が効果的・効率的に規制・監督に係る対応を行う「RegTech」の推進に向けて検討
- 国際的な人材や海外当局との連携・協働
 - ・ 海外当局との協力枠組みの活用・拡大による FinTech 企業の海外展開の支援や、フィンテック・サミットの開催
- 企業の成長力強化のための FinTech アクションプラン

- ・ 金融ＥＤＩ活用を起点として企業の財務・決済プロセス全体を高度化（企業会計のＩＴ・クラウド化、XML新システム等のデータを活用した融資サービス・税務対応支援の容易化、電子手形・小切手への移行等）

（2）中長期的な企業価値向上に向けた取組の一層の推進

- コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上
 - ・ アベノミクスのトップアジェンダであるコーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へ深化させていくため、引き続き、「フォローアップ会議」における議論・検討等を通じ、以下のような取組みの強化を促進
 - 機関投資家による、スチュワードシップ・コードの改訂を踏まえた、実効性あるスチュワードシップ活動等
 - 上場企業と投資家との間でのより実効的な対話等の実施
 - 客觀性・適時性・透明性ある形でのCEOの選解任や、必要な資質・多様性を備えた取締役会の構成、戦略等を重視した取締役会の運営、これらに対する適切な評価
 - 株式の政策保有に関する方針の分かりやすい開示、保有の合理性のない政策保有株式の縮減
- 企業の情報開示、会計・監査の質の向上
 - ・ 投資家の投資判断に必要な情報の十分かつ公平な提供を確保するため、幅広い関係者の意見を聞きつつ、以下の取組みを実施
 - 金融審議会において、上場企業の情報開示のあり方について、四半期開示のあり方を含め、総合的に検討
 - 事業報告等と有価証券報告書の記載内容の共通化に係る検討を加速
 - ・ 会計基準の品質向上、適正な会計監査の確保により、企業の情報開示の信頼性を確保

（3）活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

- 家計の安定的な資産形成の促進と市場環境の整備等
 - ・ 積立を利用した長期・分散投資の普及・促進と金融・投資教育の充実等
 - つみたてNISAを含むNISA制度全体の更なる普及・促進
 - 家計に対する実践的な投資教育・情報提供の推進
 - 投資家における投資信託の比較・選択に資する情報提供の在り方の検討
 - ・ 「顧客本位の業務運営」の定着
 - 金融機関等の取組みの実態把握や、顧客本位の業務運営の定着度合いを評価できる指標の公表を働きかけ
 - ・ 日本のアセットオーナーからの運用受託が見込まれる海外資産運用業者等の「ファストエントリー」の実現
 - 金融業の拠点開設サポートデスクを通じ、東京都と連携の上、海外金融事業者による日本拠点の開設を促進

○ 金融仲介機能の質の向上

- ・ 経済・市場の環境変化に適時適切に対応し、金融仲介機能の安定的な発揮を通じて我が国産業・企業の競争力・生産性の向上等を金融面から支援
- ・ 金融機関による、企業の生産性向上等を支援し、その結果金融機関自身も安定した顧客基盤と収益を確保する取組み(顧客との「共通価値の創造」)を通じた、地域経済の活性化
 - 金融機関による事業性評価に基づく、担保・保証に過度に依存しない融資による成長資金の供給の加速
 - 地域企業に対する成長資金の供給や人材・ノウハウを含む経営支援等に関し、地域金融機関の関係機関との連携による取組みの促進

(参考：「未来投資戦略 2017」の構成)

第1 ポイント

第2 具体的施策

I Society 5.0 に向けた戦略分野

5. FinTech の推進等

II Society 5.0 に向けた横割課題

3. 「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝

(2) 新たに講すべき具体的施策

i) 中長期的な企業価値向上に向けた取組の一層の推進

ii) 活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

III 地域経済好循環システムの構築

1. 中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新／サービス産業の活性化・生産性向上

(2) 新たに講すべき具体的施策

ii) 金融機能の活用や一貫した支援体制の構築を通じた、生産性向上や円滑な事業再生・事業承継、適切な新陳代謝等の促進

IV 海外の成長市場の取り込み

II 「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)

1. 経緯

経済・財政一体改革を推進し、当面の経済財政運営と 30 年度予算編成に向けた考え方を示すため、経済財政諮問会議での議論を経て、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(29 年 6 月 9 日閣議決定) が取りまとめられた(骨太の方針)。

2. 金融庁関連の施策

(1) FinTech

金融関連サービスの利用者にとっての利便性を向上させるとともに、企業の

資金調達力や生産性・収益力の向上につなげる。

(2) コーポレート・ガバナンスの強化

経営利益が過去最高水準となるなど日本企業の「稼ぐ力」は確実に改善しているが、まだ欧米企業に水をあけられている。このため、コーポレート・ガバナンス改革を粘り強く進め、過度に短期的・投機的取引に陥ることなく、その収益が研究開発投資、設備投資、人材投資等に振り向けられるようにしていく。

また、ESG（環境、社会、ガバナンス）投資等により、中長期的に成長力や収益力を強化することも重要である。

(3) ストックの有効活用

空き家等の流通・利活用を図るとともに、住宅ストックの良質化・省エネ化、既存住宅の適正な評価、安心できる取引環境整備等により既存住宅流通・リフーム市場を活性化する。また、若者・子育て世帯等の円滑な入居の確保を図るため、空き家や民間賃貸住宅、UR賃貸住宅を活用した取組みを支援する。

長期的かつ効率的な資産形成のため、つみたてNISAを含むNISA制度や個人型確定拠出年金（iDeCo）等の活用を促進する。

（参考：「経済財政運営と改革の基本方針2017」の構成）

第1章 現下の日本経済の課題と考え方

第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

2. 成長戦略の加速等

(1) Society5.0の実現を目指した取組

① 戰略分野

v) FinTech

(2) 生産性の向上に向けた施策

② コーポレート・ガバナンスの強化

3. 消費の活性化

(2) 新しい需要の喚起

⑤ ストックの有効活用

第3章 経済・財政一体改革の進捗・推進

第4章 当面の経済財政運営と平成30年度予算編成に向けた考え方

III 「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）」（平成28年12月22日閣議決定）

1. 経緯

まち・ひと・しごと創生本部において、26年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂版である「まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂2015」（27年12月24日閣議決定）が策定されていたところ、その改訂版として、28年12月に「『まち・ひと・しごと創生総合戦略』改訂2016」（28年12

月 22 日閣議決定) が策定された。また、既存の取組みを加速化するための新たな施策により、地方創生の新展開を図るため、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」(29 年 6 月 9 日閣議決定) が策定された。

2. 金融庁関連の施策

「まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂 2016」における金融庁関連の主な施策は以下のとおり。

- ・ ローカルベンチマーク等の活用
- ・ 事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等
- ・ 円滑な事業整理のための支援
- ・ 地域の未来につながる地域未来牽引事業への投資の促進
- ・ 民間金融機関と政府系金融機関との連携強化
- ・ 地方都市における「稼げるまちづくり」の推進等

(参考 : 「まち・ひと・しごと創生総合戦略 (2016 改訂版)」の構成)

- I. 基本的な考え方
- II. 政策の企画・実行に当たっての基本方針
- III. 今後の施策の方向性
 - 3. 政策パッケージ
 - (1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
 - (ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組み
 - D 地域企業の経営体制の改善・人材確保等
 - (4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する
 - (ア) まちづくり・地域連携
 - A まちづくりにおける地域連携の推進
 - IV. 地方創生に向けた多様な支援 -「地方創生版・三本の矢」-
 - IV 「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成 29 年 5 月 30 日閣議決定)

1. 経緯

「官民データ利活用社会」のモデルを世界に先駆けて構築する観点から、我が国全体の IT 戦略の新たなフェーズに向け、「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(29 年 5 月 30 日閣議決定) が取りまとめられた。

2. 金融庁関連の施策

- (1) 金融分野におけるデータの利活用の推進
 - 金融サービスをめぐる環境が変化する中にあって、金融分野におけるオープンイノベーション (外部との連携・協働による革新) を進めていくことが重要。

○ このため、29年度から30年度にかけて、金融分野におけるデータ利活用に関する実態を踏まえた上で、預金者等の信頼・安全の確保に留意しつつ、適切なデータの利活用の方策について検討を行うよう促し、順次データの利活用を促進。同時に、データ利活用の活性化の観点から、金融機関による官民データの利活用も推進。

(2) 住宅ローン契約等におけるマイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進

○ 住宅ローン契約等における利用者の利便性向上及び銀行等の事務効率化の観点からは、マイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進を図ることが重要。

○ このため、29年度中に銀行等において課題等を整理するよう促すとともに、公的個人認証を用いて容易にオンラインで本人確認手続を行うことができる環境を整備するためにアクセス手段を多様化する取組みを進めるなど、公的個人認証を用いた本人確認の導入・拡大に向けた対応を逐次促進。

○ これにより、利用者の手続簡略化等による銀行等における事務の効率化、利用者利便の向上を目指す。

(3) 銀行システムのAPI（外部接続口）の公開の促進（オープンAPIの導入）

○ 多くのFinTech事業者は、「スクレイピング」による方法で銀行システムにアクセスして入手したデータを用いてサービスを提供。

○ 安心・安全を確保しつつ、データ連携を実現するため、オープンAPIの推進に係る更なる課題について検討するとともに、32年までにオープンAPIの導入銀行数80行程度以上を目指す。

○ これにより、金融機関とFinTech企業によるオープンイノベーションを実現。

(4) 事業者における財務・決済プロセス高度化に向けた金融EDIにおける商流情報活用の促進

○ 事業者における財務や決済処理の効率化・高度化に向けては、商流情報が電子的に授受できることが重要。

○ 産業界の実態を踏まえ、29年内に金融EDI情報として格納すべき商流情報の標準化項目の普及に向けた課題を整理するとともに、金融機関におけるXML電文化について、30年中のXML新システム稼動と、32年までのXML電文への全面的移行について、着実に取り組む。

（参考：「世界最先端IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の構成）

第1部 総論

第2部 官民データ活用推進基本計画

I. 官民データ活用推進基本計画に基づく推進の施策

II. 施策集

- II-1-(3) データ利活用のルール整備【基本法第12条関係】
- II-1-(4) マイナンバーカードの普及・活用【基本法第13条関係】
- II-1-(7) データ連携のためのプラットフォーム整備
【基本法第15条第2項関係】

第3節 金融に関する税制

I つみたてNISAの創設を含むNISA（少額投資非課税制度）の普及・定着に向けた取組みについて

1. つみたてNISAの導入等について

平成29年度税制改正において、家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの長期・積立・分散投資を促進するための「つみたてNISA」を創設することが盛り込まれた（資料6-3-1参照）。同制度は、年間40万円を上限として行う積立投資について、配当・譲渡所得を20年間非課税とする制度であり、30年1月1日より開始される（口座開設の受付は29年10月1日開始）。

	つみたてNISA	一般NISA
年間投資上限額	40万円	120万円 (平成26・27年は100万円)
非課税保有期間	20年間	5年間
投資可能期間	20年間 (平成30年～平成49年)	10年間 (平成26年～平成35年)
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (金融庁への届出が必要)	上場株式・公募株式投資信託・REIT等
投資方法	積立投資	制限なし
つみたてNISAと一般NISAの関係	いずれか選択して開設可能	

2. 周知・広報活動等の実施

つみたてNISAを通じ、投資未経験者層を含む幅広い家計に安定的な資産形成を実現していただけるよう、関係業界と連携して、制度の周知・広報を展開していくとともに、家計の投資に対する理解・リテラシーを深めるための実践的な投資教育等の取組みも促進している。

II 平成29年度税制改正について

平成29年度税制改正要望にあたり、

- ・ 活力ある資本市場と家計の安定的な資産形成の実現
- ・ 金融のグローバル化への対応
- ・ その他の重要項目

を柱とし、種々の税制改正要望を行った。

この結果、平成29年度税制改正大綱（28年12月22日閣議決定）において以下の内容が盛り込まれた（資料6-3-1参照）。主要な項目は以下のとおり。

1. 少額からの積立・分散投資の促進のためのNISAの改善

家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進するための「つみたてNISA」を新たに創設することが盛り込まれた（前述（第2部第6章第3節I）参照）。

2. 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）

28年に一部の金融商品間の損益通算が認められたところ、デリバティブ取引については損益通算が認められていなかったため、デリバティブ取引等の金融所得課税の一体化を要望。投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、平成29年度与党税制改正大綱においては、以下の内容が盛り込まれた。

「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。」

3. 上場株式等の相続税評価の見直し等

相続財産となった上場株式等は、相続税評価上、原則として相続時点の時価で評価されており、相続時から納付までの価格変動リスクを考慮されていない。このため、上場株式等は、価格変動リスクの低い資産と比べ不利になっており、投資家の株式離れを助長させるという指摘がある。そこで、

- ① 上場株式等の相続税評価額について、相続時から納付期限までの価格変動リスクを考慮したものとすること。
- ② 相続時以後、通常想定される価格変動リスクの範囲を超えて価格が著しく下落した上場株式等については、評価の特例を設けること。
- ③ 上場株式等の物納順位について、第一順位（国債・地方債・不動産・船舶）の資産と同等となるよう、見直しを行うこと。

につき要望したところ、平成29年度税制改正大綱にて、以下のとおり③の措置が盛り込まれた。

「上場株式等の物納順位を国債及び不動産と同順位（第一順位）とし、物納財産の範囲に投資証券等のうち金融商品取引所に上場されているもの等を加え、これらも第一順位とする。」

4. 外国子会社合算税制（CFC税制）の抜本的見直し

現行CFC税制については、アイルランドで行う航空機リース業など、租税回避目的ではない事業まで合算対象になる等の問題が指摘されていた。

このため、CFC税制の抜本的見直しにあたっては、租税回避目的がない事業が合算対象とならないよう、ビジネスの実態に配慮することを要望したところ、以下の措置が盛り込まれた。

- 海外で実体のある事業を行っている航空機リース業が合算対象外とならないよう、適用基準の見直しを行う。
- 金融機関がその業として得る金融所得（利子・配当等）を合算対象外とする。
- 海外で免許を受けて保険業を営む子会社について、現地のビジネスの実体に合わせた所要の措置を講じる。

5. クロスボーダーの債券現先取引に係る非課税措置（レポ特例）の拡充

クロスボーダーのレポ取引については、外国金融機関等が国内金融機関等から受け取るレポ差額を非課税とする措置（レポ特例）が講じられていた。しかし、上記特例は、金融機関等同士のレポ取引のみを対象としていたため、国内金融機関等による円滑な資金調達を可能とするために対象の拡充を要望したところ、以下の措置が盛り込まれた。

- レポ特例の対象に、短資会社及び国内外の清算機関も含める。
- 国内金融機関と一定の外国法人（海外ファンド）との間で行うレポ取引についても、一定の要件のもと非課税の対象とする（2年間の時限措置）。

6. 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税の停止措置の適用期限の延長

勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定等を図る観点から、以下の措置が盛り込まれた。

- 企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の適用期限を3年間延長する。

7. 投資法人（インフラファンド）に係る税制優遇措置の延長

金融資本市場の競争力強化等の観点から、以下の措置が盛り込まれた。

- 投資法人に係るペイスリー課税の特例について、29年3月末までとなっている再生可能エネルギー発電設備（及び主に当該設備に投資する匿名組合出資持分）の取得期限を3年間延長する。

8. 「仮想通貨」に係る消費税の課税関係に関する整理

支払い・決済手段としての機能を有する仮想通貨について、外為法上の支払手段等との比較や国際的な課税上の取扱いの状況等を踏まえ、以下の措置が盛り込まれた。

- 資金決済に関する法律に規定する仮想通貨の譲渡について、消費税を非課税とする。

第4節 規制・制度改革等に関する取組み

I 規制・制度改革に関する取組み

1. 概要

平成28年9月、「規制改革会議」（内閣総理大臣の諮問機関、25年1月設置）同様、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革に関する基本的事項を総合的に調査審議するため、「規制改革推進会議」が内閣総理大臣の諮問機関として設置された。

「規制改革推進会議」やその下に設置された行政手続部会・4つのWGにおいて、規制・制度改革に関する議論がすすめられ、例年同様、これを踏まえた政府の方針である「規制改革実施計画」が取りまとめられ、閣議決定された（29年6月9日）。

なお、この間、広く国民や企業等からの提案を受け付ける目的で、25年3月より開設された「規制改革ホットライン」には、規制改革提案が定期的に寄せられており、当該提案の是非についても隨時検討を行っている。

2. 25年6月、26年6月、27年6月、28年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」や規制改革ホットラインに寄せられた提案を踏まえた金融庁の本事務年度における主な対応

(1) 「規制改革実施計画」（25年6月14日閣議決定、26年6月24日閣議決定、27年6月30日閣議決定、28年6月2日閣議決定）に盛り込まれた規制の見直し

- ・ 適切な管理体制の下、銀行によるデビットカード等を活用したキャッシュアウトサービスが可能であることを明確化するため、必要な体制整備の内容等を定める銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成29年内閣府令第8号）を制定した（29年3月24日公布、同年4月1日施行）
- ・ 国内募集と並行して海外募集が行われる場合に、海外募集に係る臨時報告書に記載すべき情報が国内募集に係る有価証券届出書等に全て記載されているときには、当該臨時報告書の提出を不要とする、企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成29年内閣府令第2号）を制定した（平成29年2月14日公布・施行）。

(2) 「規制改革ホットライン」に寄せられた提案に関する規制の見直し

- ・ 金融機関の所有不動産について、地方自治体等の公的要請に基づき賃貸を行う場合に、監督指針上の要件を柔軟に解釈できる旨を監督指針で明確化
- ・ 金融機関のリース子会社における不動産オペレーティング・リースについては、公共施設等の整備に係るものに限って取扱いを解禁

(3) 「規制レビュー」への対応

- ・「規制レビュー」とは、規制を所管する府省が主体的に規制の見直しを行うための取組み。
- ・「規制レビュー」の一環として本年実施した取組みとして、見直し時期が到来した規制等について、規制シートを作成した。

3. 29年6月9日に新たに閣議決定された「規制改革実施計画」における金融庁関連の施策

規制改革推進会議では、行政手続コストの削減や分野ごとの規制改革に取り組み、その結果が「規制改革推進に関する第1次答申～明日への扉を開く～」として公表された(29年5月23日)。それを踏まえて、「行政手続コストの削減」、「農林水産」、「人材」、「医療・介護・保育」、及び「投資等」の5つの分野から構成される「規制改革実施計画」が閣議決定された(29年6月9日)。「規制改革実施計画」に定められた措置については、内閣府が毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を規制改革推進会議に報告するとともに、公表することとされている。

金融庁所管の主な施策として盛り込まれているものは下記のとおり。

【医療・介護・保育分野】

- ・金融機関が設置する保育所におけるグループ企業役職員以外の子どもの受入れについての周知

【投資等分野】

- ・銀行グループへのIFRSの任意適用の解禁
- ・銀行単体に対する自己資本比率の開示規制の緩和
- ・外国口座管理機関に係る手続の負担軽減

4. 行政手続コスト削減に向けた基本計画

規制改革推進会議行政手続部会では、行政手続コストの削減に向けた議論が行われ、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」(29年3月29日行政手続部会決定)、「基本計画策定のための作業方針」(29年4月21日行政手続部会)が策定された。

それを踏まえて、「営業の許可・認可に係る手続」について、金融庁の行政手続コスト削減に向けた基本計画を策定・公表した(29年6月30日)。

II 産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応

1. 本制度の概要

産業競争力強化法(26年1月20日施行)において、新事業へチャレンジする事業者を後押しするため、「グレーゾーン解消制度」及び「企業実証特例制度」が創設された。

「グレーゾーン解消制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、具体的な事業計画に則し、あらかじめ規制の適用の有無を確認することができる制度であり、「企業実証特例制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、一定の要件を満たすことを条件として、企業単位で規制の特例措置を認め る制度である。

2. 本制度の実績

28事務年度においては、グレーゾーン解消制度に基づく照会、企業実証特例制度に基づく要望はいずれも寄せられなかった。

III 地域再生に関する取組み

1. 概要

政府においては、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法（平成17年法律第24号）第4条第1項の規定に基づき、政府における施策の推進を図るための基本的な方針として、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定。最終変更：29年3月31日）を定めている。

当該基本方針においては、地域再生計画と連動して各府省庁が実施する施策が記載されており、内閣府地方創生推進事務局が、当該再生計画と連動する施策及び各府省庁が実施する地域再生に資する施策を集約し、ウェブサイトに掲載している。（資料6－4－1参照）

2. 地域再生計画の認定

28事務年度において、内閣府地方創生推進事務局が全国の地方公共団体から受け付けた地域再生計画の認定申請（第40回＜28年9月1日～9月14日＞、第41回＜29年1月4日～1月6日＞、第42回＜29年1月16日～1月20日＞、第43回及び第44回＜29年3月8日～3月24日＞）には、当庁関連の地域再生計画は含まれていなかった。

第5節 コーポレートガバナンスの実効性の向上について

I コーポレートガバナンス改革の深化に向けたこれまでの取組み

1. スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの策定
金融庁においては、成長戦略の一環として、
 - ① 平成 26 年 2 月に機関投資家の行動原則であるスチュワードシップ・コードを策定し、機関投資家に対して、企業と建設的な対話をを行い、中長期的視点から投資先企業の持続的成長を促すよう働きかけるとともに、
 - ② 27 年 6 月に上場企業の行動原則であるコーポレートガバナンス・コードを策定し、上場企業に対して、幅広いステークホルダーと適切に協働しつつ、実効的な経営戦略の下、中長期的な資本効率等の改善を図るよう促す取組みを進めてきている。

2. コーポレートガバナンス改革の進捗状況

両コードを「車の両輪」として、コーポレートガバナンスの強化に向けた取組みが進められてきたところ、以下のような進捗が見られる。(資料 6-5-1 参照)

- ① 上場企業の 8 割超が、コーポレートガバナンス・コードの原則の 9 割以上を実施する中、独立社外取締役を選任する上場企業が大きく増加している。また、同コードの導入当初は実施率の低かった取締役会の実効性評価についても、実施する企業が増加している。
- ② 政策保有株式について、3 メガバンクグループをはじめ、主要企業において縮減に向けた動きが見られる。
- ③ 機関投資家についても、200 を超える機関投資家がスチュワードシップ・コード受入れを表明し、企業側からは、投資家の行動に変化があったとの声がある。

II スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議について

1. 設置の経緯等

両コードの普及・定着状況をフォローアップするとともに、上場企業のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて、必要な施策を議論・提言することを目的として、同年 8 月、東京証券取引所とともに「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」を設置した。

2. フォローアップ会議意見書「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」について

フォローアップ会議では、28 年 2 月より、「企業と機関投資家の間の建設的な対話」について議論を深め、同年 11 月 30 日に、「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」と題する意見書を公表した。意見書においては、コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深

化させていくためには、機関投資家サイドからの上場企業に対する働きかけの実効性を高めていくことが重要であるとされ、スチュワードシップ・コードの改訂が提言された。(資料 6-5-2 参照)

III スチュワードシップ・コードの改訂について

1. 経緯

「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」に関する意見書を受け、29 年 1 月より、スチュワードシップ・コードを改訂することを目的として、「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」(以下、「有識者検討会」という)を開催した。

有識者検討会は、同年 3 月 28 日にコード改訂案を公表し、同年 4 月 27 日(英訳版は同年 5 月 8 日)にかけてパブリックコメント手続を実施した。寄せられた意見を踏まえ、同年 5 月 29 日、有識者検討会は、スチュワードシップ・コードの改訂版を確定・公表した。(資料 6-5-3~4 参照)

2. スチュワードシップ・コードの改訂の概要

改訂により明確にされた主な内容は以下のとおり。

<アセットオーナー(年金基金等)>

- ・年金基金等のアセットオーナーが、最終受益者の利益の確保のため、可能な限り、自らスチュワードシップ活動を行うこと。また、自ら直接的にスチュワードシップ活動を行わない場合には、運用機関に実効的なスチュワードシップ活動を行うよう求めること。
- ・スチュワードシップ活動に関して求める事項・原則を運用機関に対して明示すること。

<運用機関>

- ・運用機関が、議決権行使等に際して、顧客・受益者の利益を確保するため、具体的な局面を特定した実効的な利益相反管理方針を策定・公表するとともに、独立した取締役会や第三者委員会などのガバナンス体制を整備すること。
- ・株式を売却する選択肢が限られ、中長期的な企業価値の向上を促す必要性が高いパッシブ運用において、より積極的な対話等に取り組むこと。

<機関投資家全体(アセットオーナー及び運用機関)>

- ・機関投資家の経営陣が、スチュワードシップ責任を実効的に果たすための適切な能力・経験を備えること。
- ・議決権行使についての可視性を高め、利益相反の懸念を払拭する等のため、原則として、個別の投資先企業及び議案ごとに議決権行使結果を公表すること。
- ・運用機関が、自らのガバナンス体制等の持続的な改善に向けて、スチュワードシップ・コードの実施状況を定期的に自己評価し、公表すること。また、アセットオーナーが、こうした自己評価等も活用し、運用機関に対する実効的なモニタリングを行うこと。

<議決権行使助言会社>

- ・議決権行使助言会社が、企業の状況の的確な把握等のために十分な経営資源を投入すること。また、業務の体制や利益相反管理、助言の策定プロセス等に関し、自らの取組みを公表すること。

第6節 中小企業等の経営改善・体質強化の支援

I 背景

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成21年12月成立・施行。以下、「中小企業金融円滑化法」という。）の期限到来（25年3月末）に際して、金融機関に対し、引き続き、貸付条件の変更等に努めるよう促すとともに、中小企業の経営改善につながる支援に軸足を移していくとの方針を明確化した。こうした方針に基づき、中小企業庁等と連携して、①政府全体として中小企業金融円滑化法終了に対応する体制の構築、②金融機関による円滑な資金供給の促進、③中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化、④個々の借り手への説明・周知等を柱とする総合的な対策を策定・推進してきた。

II 主な取組み

1. 金融行政方針等に基づく検査・監督

従来より、金融機関に対し、担保・保証に過度に依存することなく、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価（事業性評価）するよう促してきた。本事務年度においては、金融機関において「事業性評価」に基づく融資や経営支援等の取組みがより一層進むよう、企業アンケート等により金融機関の融資姿勢の実態を把握し、当該実態把握の結果や「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的な指標も活用して、金融機関と深度ある対話をを行うとともに、金融機関の優れた取組みを公表・表彰する仕組みについて検討を開始した。

2. 認定支援機関による経営支援

24年8月末に中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下、「新促法」という。）（中小企業庁と共に管轄）が改正され（中小企業経営力強化支援法施行に伴うもの）、財務、会計等の専門的知識を有する者（商工会・商工会議所、税理士、金融機関等）を経営革新等支援機関として国が認定し、認定を受けた経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）は、中小企業・小規模事業者に対し、経営状況の分析（運転資金の確保や業務効率化等）、事業計画策定及び実施に係る指導・助言等の支援を実施してきた。

また、28年5月24日に新促法が改正され、名称を中小企業等経営強化法とするとともに、中小企業の経営力向上の支援が法的に追加され、認定支援機関の支援対象が経営力向上に取り組む中小企業等に拡大された（28年7月1日施行）。

なお、29年6月30日現在、26,488件の認定支援機関を認定している（うち金融機関488件）。

認定支援機関について、機関ごとの支援状況、知識・支援能力の差や他の支援機関との連携不足といった指摘を踏まえ、中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会において、金融関係団体も参加した見直しの議論が行われ、①能力確保に

向けた取組み、②制度の普及促進、等の検討を内容とする「中間整理」が29年6月にまとめられた。

3. 地域経済活性化支援機構（ＲＥＶＩＣ）の積極的な活用

地域金融機関に対して、取引先企業への経営課題の解決策の提案及び実行支援に際し、ＲＥＶＩＣが有する機能（専門家の派遣、企業に対する直接の再生支援、事業再生・地域活性化ファンドへの出資・運営、経営者保証付債権等の買取り・整理業務等）を積極的に活用するよう、各種ヒアリング等の機会を通じて促した。

4. 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化

中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化については、第3部第9章第7節「中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化」を参照。

第7節 東日本大震災への対応

I 二重債務問題に係る金融庁関連の施策

1. 個人債務者の私的整理に関するガイドライン

東日本大震災の被災地域におけるいわゆる「二重債務問題」への政府の対応策を示した「二重債務問題への対応方針」（平成23年6月17日）の公表を受け、全国銀行協会を事務局として、金融界、中小企業団体、法曹界及び学識経験者等で構成される研究会が発足し、関係者間の協議を経て、同年7月15日に、民間における個人向けの私的整理による債務免除のルールを定めた「個人債務者の私的整理に関するガイドライン（以下「個人版私的整理ガイドライン」という。）」が取りまとめられた。（資料6-7-1～5参照）同年8月1日には、ガイドラインの運用のため一般社団法人「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」が設立され、同月22日よりガイドラインの適用が開始された。同年10月26日、24年1月25日、同年12月19日には、同委員会によりガイドラインの運用の改善が図られている。（資料6-7-6～8参照）

28 事務年度においても、引き続き、このような民間の取組みを支援するため、債務者が弁護士費用等を負担することなくガイドライン運営委員会を利用できるようにするための国庫補助や周知広報等の必要な対応を行っている。

具体的には、個人版私的整理ガイドラインの活用促進に関して、マスメディアを通じた広報（新聞折込チラシ、新聞広告、テレビCM等）、住宅再建ワンストップ相談会の開催など、より効果的な周知広報となるよう、様々な施策を実施した。

（参考）個人版私的整理ガイドラインの運用状況

- ・個別の相談件数：5,804件

- ・債務整理に向けて準備中：8件
- ・成立件数：1,357件

2. 東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構の活用促進

東日本大震災で被災された事業者のいわゆる二重債務問題に関しては、事業者の債務の負担を軽減しつつ、その再生を図るため、東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構が設立されており、金融庁としては、金融機関が、これらの機構等の積極的な活用を含め、被災者の事業や生活の再建に向けた支援に継続的に貢献していくよう強く促してきた。

さらに、28年10月21日に公表した「平成28事務年度金融行政方針」においても、金融機関に対して、東日本大震災事業者再生支援機構等の活用を含めた、被災事業者等にとって最適な解決策の提案・実行支援を行うよう促した。

加えて、28年12月、東日本大震災事業者再生支援機構における被災事業者に対する支援決定期間の1年延長を受けて、金融機関に対し、同機構の積極的な活用を検討することや、被災事業者の事業再生計画の遂行について、主体的かつ継続的に支援を行うことを要請した。

(参考)

(29年6月30日時点)

	岩手産業復興機構	宮城産業復興機構	福島産業復興機構	茨城県産業復興機構	千葉産業復興機構
設立	23年11月11日	23年12月27日	23年12月28日	23年11月30日	24年3月28日
買取決定	110先	142先	47先	20先	16先

	東日本大震災事業者再生支援機構
設立	24年2月22日
支援決定	728先

II 金融機能強化法（震災特例）の運用状況

金融機能強化法の震災特例に基づき、国の資本参加を行った金融機関から経営強化計画の履行状況報告がなされ、28年3月期（11金融機関）については同年9月16日に、同年9月期（11金融機関）については29年3月17日に、報告内容を公表した。

また、金融機能強化法の震災特例に基づき国との資本参加を行った筑波銀行、東北銀行、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫、あぶくま信用金庫、相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合の新しい経営強化計画等については、28年9月16日に公表した。

III その他

28年7月以降においても、震災発生当日の金融上の措置の要請（資料6－7－9参照）を含め、今般の震災を受けて実施した施策について、金融庁ウェブサイトへの掲載等により周知を図った。

第8節 平成28年熊本地震への対応

平成28年熊本地震への対応として、金融庁は、平成28年4月15日に、熊本県内の関係金融機関等に対し、被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じるよう要請した。これを受け、銀行・信用金庫・信用組合においては、通帳等紛失時の預金払戻しに係る本人確認の便宜扱い、定期預金等の期限前払戻し等を行ったほか、保険会社においては、保険料の払込み猶予、保険金支払いの迅速化等の措置が採られた。

また、上記以外にも、以下のような対応を行い、被災者や被災企業の支援を行っている。

- ・ 自然災害の影響により既往債務の弁済が困難となった被災者（個人債務者）の債務整理を円滑に進めるため、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（以下この節において「ガイドライン」という。）（注）の運用支援として、被災者がガイドラインに基づき債務整理を行う場合の、弁護士等の登録支援専門家による手続支援に要する経費等の補助を実施するとともに、ガイドラインの周知広報を実施
- ・ 28年7月に、REVICと地域金融機関等が連携して設立した、被災事業者の復旧・復興支援等を目的とした「熊本地震事業再生支援ファンド」及び「九州広域復興支援ファンド」の活用の促進を通じて、震災からの復旧・復興支援を実施

金融庁としては、引き続き、金融機関が被災地における取引先企業のニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促していくとともに、被災者や被災企業の支援に向けて取り組んでいく。

（注）自然災害の影響により、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった被災者が、信用情報への登録などを回避しつつ、債務免除等を受けることを可能とすることを定めた民間の自主的なルール（28年4月より適用開始）。（資料6-8-1～3）

（参考） 1. ガイドラインの運用状況（29年6月30日時点）

- ・ 登録支援専門家に手続支援を委嘱した件数：686件
　うち、手続き中の件数：495件
　うち、特定調停の申立てに至っている件数：28件
- ・ 債務整理成立件数：83件

2. REVICの熊本地震対応ファンドの取組状況（29年6月30日時点）

- ・ 熊本地震事業再生支援ファンドの実行件数：4件
- ・ 九州広域復興支援ファンドの実行件数：2件

第9節 消費者行政に関する取組み

I 経緯等

消費者基本法において、「政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならない」とこととされていることを踏まえ、平成27年3月24日、27年度から31年度までの5年間を対象とする新たな消費者基本計画が閣議決定された。

消費者基本計画には、5年間で取り組むべき施策として、①消費者の安全の確保、②表示の充実と信頼の確保、③適正な取引の実現、④消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成、⑤消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備、⑥国や地方の消費者行政の体制整備が挙げられている。

II 工程表の作成等

消費者基本計画においては、「本計画に基づいて関係府省庁等が講ずべき具体的な施策について、本計画の対象期間中の取組予定を示した工程表」を策定することとされており、消費者基本計画と併せて消費者基本計画工程表（以下「工程表」という。）が策定された。

工程表においては、各府省庁等の間で連携が必要な施策についてのそれらの関係を明確にするとともに、効果把握のための指標として、本計画に示したKPI（重要業績評価指標）を可能な限り施策ごとに更に具体化することとされている。

また、本計画を実効性のあるものとするために、本計画に基づく施策の実施状況について、十分な検証・評価・監視を行うこととされている。具体的には、各施策の28年度の実施状況について、消費者庁が金融庁を含む関係府省庁の協力を得て取りまとめ、29年6月9日、「平成28年度消費者政策の実施の状況（消費者白書）」として公表された。また、消費者政策会議（閣僚級会議）において、消費者委員会の意見を聴取した上で、29年6月21日、工程表が改定された。

III 消費者基本計画における金融庁関連の施策

消費者基本計画及び工程表には、金融庁所管に係る施策として、以下の施策等が盛り込まれている。（資料6－9－1参照）

（注）以下の番号は、消費者基本計画の番号に対応。

3 適正な取引の実現

（2）商品・サービスに応じた取引の適正化

③ 詐欺的な事案に対する対応

④ 投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度の整備

⑤ 金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）に

関する制度の見直し

- ⑥ 不動産特定共同事業法の改正に伴う制度整備・運用
- ⑦ サーバ型電子マネーの利用に係る環境整備
- ⑧ 仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備
- (4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り
 - ① 特殊詐欺の取締り、被害防止の推進
 - ④ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

- (2) 消費者教育の推進
 - ① 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進
 - ⑥ 学校における消費者教育の推進
 - ⑦ 地域における消費者教育の推進
 - ⑪ 金融経済教育の推進

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

- (1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進
 - ⑤ 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の円滑な運営
 - ⑧ 「振り込め詐欺救済法」に基づく被害者の救済支援等
 - ⑨ 多重債務問題改善プログラムの実施

6 国や地方の消費者行政の体制整備

- (1) 国の組織体制の充実・強化
 - ⑧ 消費者からの情報・相談の受付体制の充実

第10節 障害者施策への対応

I 概要

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としている。

障害者差別解消法に基づき、平成27年2月24日、障害を理由とする差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。

障害者差別解消法の施行（28年4月1日）に当たり、各府省庁においては、基本方針に即して、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供等について、各府省庁の職員が適切に対応するために必要な要領（以下「対応要領」という。）及び各府省庁所管の事業者が適切に対応するために必要な指針を定めることとされており、金融庁においても対応要領及び対応指針を制定した。（28年4月1日施行）（資料6-10-1～2参照）

II 対応要領の周知及びアンケート調査等の実施

職員向けの対応要領として制定された金融庁訓令「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」について、全職員を対象とした研修において周知を行った。

また、銀行等に対するアンケート調査のほか、障害者差別解消法施行（28年4月）後の現状について、各障害者団体へのヒアリングを実施した。当該ヒアリングでの把握事象も含め、障害者に対する利便性向上について、銀行等に対して、業界団体との意見交換会の機会等を通じ、より積極的な対応を促してきた。保険の契約や請求手続きについても、障害者から利便性向上の要望が寄せられていること等を踏まえ、生命保険会社及び損害保険会社に対して、障害者に配慮した取組み状況に関するアンケート調査を実施し、その結果も踏まえ、業界団体との意見交換会の機会等を通じ、障害者に対する利便性向上の取組みを促した。

第11節 金融経済教育の取組み

I 概要

金融経済教育については、以下の報告書や提言等において、その重要性が述べられており、金融庁としても様々な機会を活用しながら金融経済教育を推進している。(資料6-11-1参照)

- ・多重債務問題改善プログラム（平成19年4月20日、多重債務者対策本部決定）
- ・金融・資本市場競争力強化プラン（19年12月21日、金融庁）
- ・金融経済教育研究会報告書（25年4月30日、金融庁）
- ・金融・資本市場活性化に向けての提言（25年12月13日、金融庁・財務省）
- ・金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）
(26年6月12日、金融庁・財務省)
- ・消費者基本計画（27年3月24日、閣議決定）
- ・日本再興戦略2016（28年6月2日、閣議決定）
- ・未来投資戦略2017（29年6月9日、閣議決定）

II 金融経済教育の推進を含む具体的な取組み状況

1. 金融経済教育推進会議

金融経済教育を推進するため、25年6月、金融広報中央委員会に「金融経済教育推進会議」が設置され（有識者、関係団体のほか、金融庁、消費者庁、文部科学省が参画）、その後、26事業年度には、第4回推進会議（26年12月2日開催）で「金融リテラシー・マップ」（注）（高校生以下の部分）の改訂案等について、第5回推進会議（27年6月1日開催）で「金融リテラシー・マップ」（大学生以上の部分）の改訂案等について議論された。27事業年度には、第6回推進会議（27年12月7日開催）で、社会人向け金融経済教育の基本的考え方や関係団体内部研修への相互参加・相互講師派遣について議論されたほか、当庁から「土曜学習」について紹介することなどにより、その取組みの充実に向けた議論が行われた。

28事業年度に開催された第7回推進会議（28年7月11日開催）では、「金融リテラシー調査」の結果概要等に関する報告等が行われた。第8回推進会議（28年12月6日開催）では、新たな連携強化に向けた取組み等について議論された。第9回推進会議（29年6月1日開催）では金融経済教育の効果測定のための取組み等について議論された。

（注）金融経済教育研究会報告書において示された「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化したもの（金融経済教育推進会議において26年6月に策定、27年6月に改訂）。

2. 大学における金融経済教育

大学生に対し、金融庁をはじめとした関係団体が連携して、26年4月から「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業をオムニバス形式で実施（資料6-11-2参照）。また、その取組みを拡大するため、大学に対する働きかけも行った。

27年度：5大学で実施

（東京家政学院大学、青山学院大学、金沢星稜大学、県立広島大学、神戸国際大学）

28年度：8大学で実施

（東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大学、武蔵野大学、金沢星稜大学、神戸国際大学、東北学院大学）

29年度：10大学で実施

（前期：東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大学、東京理科大学）

（後期：武蔵野大学、金沢星稜大学、東北学院大学、相山女学園大学、大学コンソーシアム大阪）

3. ガイドブックの改定・配布

「金融リテラシー・マップ」の内容を反映したガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」、未公開株取引等に関するトラブル防止について解説した「『未公開株』等被害にあわないためのガイドブック」を全国の高校・大学・地方公共団体等へ配布した。（資料6-11-3参照）

4. 事前相談業務等の実施

金融経済教育研究会報告書において、「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）」として「外部の知見の適切な活用」が提示された。金融商品を利用選択するにあたり、予防的・中立的なアドバイスの提供体制を構築するため、26年5月から、金融庁金融サービス利用者相談室において「事前相談（予防的なガイド）」を開設し、28事務年度は823件の相談を受け付けた。

5. 電子マネーに関する消費者被害の未然防止に向けた対応

プリペイドカードに関する消費者被害が26年以降増加していることから、金融庁としても被害防止に向けて様々な手段を用いて取り組んでいる。例えば、電子マネーに関する消費者被害の項目が記載されたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」を金融庁等のウェブサイトに掲載するとともに全国の高校・大学・地方公共団体等に配布するなど、様々な手段で注意喚起を行っている。（資料6-11-4参照）

6. シンポジウムの開催

地域住民を対象に、金融トラブルに巻き込まれないよう注意を促すことを目的とした「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム」を、札幌市、金沢市、高松市、福岡市、熊本市、那覇市の計6箇所で開催した。

7. 金融知識普及功績者表彰等

金融経済教育に関する活動をより一層推進するため、日本銀行とともに国民の金融に係る知識の普及・向上に功績のあった者及び団体に対してその功績を顕彰している（28年度 16件）。（資料6-11-5参照）

また、金融広報中央委員会が行う「おかねの作文」コンクール等に対し、作品の審査や金融担当大臣賞の授与等について協力を行っている。

8. 後援名義の付与

金融知識の普及・啓発を目的として金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等の活動に対し、「金融庁後援」名義を付与し、金融知識の普及活動を後押しした（28事務年度 後援20件、共催2件）。（資料6-11-6参照）

第12節 家計の安定的な資産形成に関する取組み

1. 家計の安定的な資産形成に関する有識者会議

長期・積立・分散投資の促進や、実践的な投資教育・情報提供などについて議論・検討を行うことを目的に、金融庁に「家計の安定的な資産形成に関する有識者会議」を設置した（平成29年2月）。（資料6-12-1参照）

第1回有識者会議では、平成29年2月3日に開催し、「長期・積立・分散投資に資する投資信託のあり方」や「商品比較情報等の提供のあり方」についてワーキング・グループを設置して検討することが了承された。

第2回有識者会議では、平成29年3月30日に開催し、「長期・積立・分散投資に資する投資信託に関するワーキング・グループ」の報告書について報告されたほか、我が国の投資信託の現状について議論が行われた。

2. 長期・積立・分散投資に資する投資信託に関するワーキング・グループ

「家計の安定的な資産形成に関する有識者会議」の下に設置され、つみたてNISAの対象としてどのような投資信託が適しているか議論が行われた（平成29年2月から3月まで計3回開催）。

第13節 金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に関する取組み

「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」（平成27年7月2日公表）に基づき、官民が一体となって金融機関のサイバーセキュリティ向上のための取組みを推進しているところ。

28事務年度は、主に以下について重点的に取り組んだ。

1. サイバーセキュリティ対策に係る建設的な対話と一斉把握

27事務年度以降、地域銀行を中心に、証券会社、生損保等の幅広い業態について、サイバーセキュリティ対策に係る建設的な対話と実態把握を進めており、28事務年度までに、地銀、第二地銀については、全行の実態把握を実施した。

28事務年度の実態把握においては、地域銀行や証券会社の態勢整備が進んでいる様子が見られたものの、以下のような課題も残っていることが判明した。

- ① これまでの実態把握結果のフィードバック等により、経営陣が陣頭指揮を執って取組みを推進している先が多く見られた一方、経営陣の関与が希薄で取組みが停滞している先も見られ、金融機関のサイバーセキュリティ対策の二極化が進んでいる。
- ② サイバーセキュリティに着眼したリスク評価の必要性は認識されているものの、未定着であり、未だ脅威（攻撃手口）と脆弱性から自行の残存リスクを評価できておらず、管理態勢の整備や技術的な対策が限定的になっている先が見られる。
- ③ コンティンジェンシープランの策定や演習への参加など、侵入されることを前提とした対策の強化が停滞している。
- ④ 金融IASACのほかにも共同システム利用行や親密銀行間の検討会、グループ主導といった多様な共助態勢の構築が進行しており、取組みが進んでいる先では、こうした共助態勢を有効活用している。一方で、取組みが進んでいる先との繋がりがなく孤立している先は対策に苦慮している。

実態把握の結果については、個別あるいは業界団体を通じて各金融機関に還元し、サイバーセキュリティ対策の改善を促した。また、27事務年度の実態把握の結果、経営陣の意識改革と早急な態勢整備が必要であると認められた金融機関について、改めて取組みの進捗状況を確認したところ、経営陣が陣頭指揮を執る態勢が整備され、サイバーセキュリティ管理態勢強化にかかる取組みが急速に進展していた。

2. 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の実施

金融業界全体のサイバーセキュリティの底上げを図ることを目的に、28年10月、当庁主催の「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習」（通称：Delta Wall）をはじめて実施し、77の金融機関、延べ約900名が参加した。うち約7割の金融機関で経営層が参加している。（資料6-13-1参照）

演習への参加を通じて、効果的にサイバーセキュリティ対策の向上が図られるよう、以下の点を重視した。

- ① 民間コンサル等の演習を利用しにくい中小地域金融機関が多数参加することを踏まえ、演習実施までに自主的なインシデント対応能力の向上に取り組めるよう、事前にシナリオのうち骨子部分のみを開示（オープンシナリオ方式）
- ② 多くの関係部署（経営層、システム部門、広報、企画部門等）が参加できるよう、自職場参加方式で実施（↔会場集合方式）
- ③ 民間の専門家の知見や攻撃の実例分析等を参考にしつつ、演習シナリオを作成
- ④ 参加金融機関が「つつがなく演習をクリア」したことで良しとしないよう、「とり得た他の選択肢」等を提示するなど事後評価に力点
- ⑤ 本演習の結果は、参加金融機関以外にも業界全体にフィードバック

サイバーセキュリティ演習は継続的に実施する予定であり、今回の演習に参加した金融機関からの意見等を踏まえ、より実効的な演習とすることにより、官民が一体となってインシデント対応の向上に努めていく。

3. 情報共有の取組み

金融 I S A C をはじめとした情報共有機関等を活用して、情報収集・提供及びこれを踏まえた取組みの高度化（脆弱性情報の迅速な把握・防御技術の導入等）を進めていくことの意義について、金融機関に対して周知してきたところであり、金融 I S A Cへの加盟状況は、着実に進歩しており、金融機関同士の情報共有の有効性が金融機関に浸透してきている（29年5月30日時点で正会員316社）。（資料6-13-2参照）

（注）28年8月にサイバーセキュリティ戦略本部が決定した「サイバーセキュリティ2016」においても、「金融庁が金融機関に対し、『金融I S A C』を含む情報共有機関等を通じた情報共有網の拡充を進める。」こととされている。

4. 国際的なサイバーセキュリティに関する取組み

金融分野へのサイバー攻撃は、我が国のみならず世界各国にとっても重大な脅威となっており、各国が連携・協調して対応していくことが求められている。

こうした中、G 7においては、27年、「G 7サイバーエキスパートグループ」が設置され、28年10月、「金融セクターのサイバーセキュリティに関するG 7の基礎的要素」が公表された。

現在、同エキスパートグループでは、サイバーセキュリティの効果的な評価手法、サードパーティリスクや他の重要なセクターとの協調に関して議論を進めているほか、G 20においても国際的な協力を強化するための作業を進めており、これまでの国内の取組みから得られた知見を共有するなど、各国当局とともにこうした取組みに貢献していく。

第7章 銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り

銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）は、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成13年法律第131号）」による銀行の株式保有制限（銀行の株式保有をTier1以下に制限）の導入に伴い、銀行の保有する株式の買取り等の業務を行うことにより、銀行の株式の処分等の円滑を図ることを目的として、平成14年に設立された認可法人である。

機構の設立後、18年9月末までに買い取られた株式については、その後処分が進められていたが、株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、20年10月15日以降、市場の状況が改善するまで市中売却は凍結していた。その後、機構は、29年6月30日、市場の状況等を踏まえつつ、当面の間、株式等の新たな買取りの範囲内において保有株式等の処分を行うこともありえる旨の方針を公表している。

また、20年9月以降の株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」の改正により、以下のような措置が取られた。

① 株式買取再開等（21年3月9日公布、同年3月10日施行）

18年9月末までとされていた機構による株式買取期限を24年3月末まで延長し、株式の買取りを再開した。また、従来、事業法人が保有する銀行株の機構への売却は、銀行による当該事業法人の株式売却後にのみ可能であったが、事業法人による銀行株売却を先行して行えるよう手当てを行った。

これらの措置を踏まえ、機構の借入れの際に付される政府保証枠を「2兆円」から「20兆円」に拡大した（20年度第2次補正予算で手当て、21年度以降も継続）。

② 買取対象の拡大（21年7月3日公布、同年7月6日施行）

上記株式買取再開にかかる法改正の審議の際、参議院財政金融委員会において「資産の買取り等を含めた多様な措置について、検討を行うこと」との附帯決議がなされたこと、及びその後の経済情勢等を踏まえ、一定の信用力等があることを条件に、金融機関が保有する優先株・優先出資証券、ETF、J-REIT及び事業法人が保有する金融機関の優先株・優先出資証券を、機構の買取対象に追加した。

③ 買取期限の延長（24年3月31日公布、同日施行）

東日本大震災の影響や、欧州債務危機を端緒とする世界的な金融資本市場の混乱等が続いている状況に鑑み、経済・株式市場が互いに悪影響を及ぼし、悪化することを防ぐため、機構が株式処分の受け皿として、また、ひいては金融資本市場のセーフティネットとしての役割を果たすことは引き続き重要であること、バーゼルⅢの実施に伴い所要自己資本等が段階的に引き上げられること等から、銀行等の保有株式等の処分のニーズは依然として高いといった事情を踏まえ、機構による株式等の買取期限を、29年3月末まで5年間延長した。

④ 買取期限の延長（28年12月2日公布、同日施行）

少子高齢化や潜在成長力の低迷といった構造要因も背景に、個人消費や民間投資は力強さを欠いた状況にあるほか、世界経済の需要の低迷、成長の減速リスクが存在するなどの金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応し、金融機関が株価変動リスクを縮減し、金融仲介機能を安定的に発揮することができるよう、機構による株式等の買取

期限を、34年3月末まで5年間延長した。

これらの措置を受け、28事務年度（28年7月～29年6月末）において、機構は、1,179億円（買取再開後の累計13,175億円）の株式等の買取りを行っている。

第3部 金融検査・監督等

第8章 業態横断的な検査・監督をめぐる動き

第1節 検査・監督のあり方の見直し

I 金融モニタリング有識者会議の設置

金融庁は、不良債権処理や利用者保護上の問題の解消といった金融危機の時代の優先課題に対応するため、法令遵守状況の事後的なチェックや資産査定を中心とした検査・監督手法を確立した。しかし、金融行政にとっての環境や優先課題が変わる中で、従前の手法では金融行政の目標は十分に達成できなくなってきた。

金融庁はこれまでも、個別資産査定については金融機関の判断を尊重して事業を見た融資への転換を促進すること等に取り組み、その考え方を金融行政方針等で逐次示してきたが、一方で、見直しの全体像を十分に整理された形では提示できていない状態にある。

このため、新しい金融モニタリングの基本的な考え方や手法等について、有識者を交えて議論・整理するため、2016年8月、「金融モニタリング有識者会議」を設置した。

II 有識者会議報告書について

本会議では、平成28事務年度(全6回)にわたって、新しい検査・監督の目指すべき方向や、そのために対応すべき課題について議論が行われ、その結果は、2017年3月に「検査・監督改革の方向と課題 一金融モニタリング有識者会議報告書ー」として整理・公表された。本報告書は、以下の3点を今後の目指すべき方向とした上で、検査・監督手法の見直し、組織・人材・情報インフラの整備、検査マニュアル・監督指針等の抜本的見直し等の課題に対応すべきであるとしている。

1. 金融行政の目標との整合性確保

金融行政の究極的な目標を、「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大に寄与すること」と位置づけ、①金融システムの安定と金融仲介機能の発揮の両立、②利用者保護と利用者利便の両立、③市場の公正性・透明性と市場の活力の両立を実現することを通じて、その実現を目指す。

2. 検査・監督の重点領域のシフト

金融機関の最低限の健全性確保や法令遵守等の最低基準の充足が概ね実現するとともに、人口減少や高齢化等の進行、国内市場の縮小、世界的な低金利環境の継続等、金融機関を取り巻く環境は変化している。金融行政の目標を達成するには、「金融仲介機能の発揮」や「利用者利便」という目標につ

いても重点を置く必要がある。このため、「金融機関が多様で主体的な創意工夫を通じてより高い水準を目指す努力を行うよう促すための対話(ベスト・プラクティスの追求に向けた対話)」や、「金融機関が将来的に最低基準に抵触する蓋然性の度合いに応じて、ビジネスモデルの持続可能性や経済・市場の状況に大きな変化があった場合の健全性への影響等についての対話(動的な監督)」が重要となっている。

3. 「形式・過去・部分」から「実質・未来・全体」へ

従来の検査・監督手法を機械的に継続する場合には、「形式への集中」、「過去への集中」、「部分への集中」といった副作用が発生するおそれがある。「形式・過去・部分」なしには「実質・未来・全体」は把握できないが、金融行政の目標を達成するためには、「形式から実質へ」、「過去から未来へ」、「部分から全体へ」と、検査・監督の視野を広げていくべきである。

III 今後の取組み

金融庁としては、当該報告書を踏まえ、新しい検査・監督の考え方や進め方等について整理していくとともに、検査・監督手法、検査マニュアル・監督指針、組織のあり方等について、幅広い関係者との議論・対話を進め、今後具体的な施策を検討していく。

第2節 金融行政方針に基づく金融モニタリング

I 経緯等

金融庁では、検査・監督両局が緊密に連携し、オンライン・モニタリング（立入検査）とオフサイト・モニタリング（ヒアリングや資料の徴求等）を効果的・効率的に組み合わせることにより、金融機関や金融システムに対するより深度ある実態把握に努めてきている。平成28事務年度は、27事務年度に引き続き、検査局・監督局に加えて企画部門や国際部門等を含めた金融庁全体の方針として、「平成28事務年度 金融行政方針」を公表し、これに基づきモニタリングを実施した。

II 金融行政方針に基づく28事務年度のモニタリング

第1部第2章第1節で記載した通り、金融行政方針では、

- ① 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮の両立
- ② 利用者保護と利用者利便の両立
- ③ 市場の公正性・透明性と市場の活力の確保の両立

を図ることにより、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大がもたらされることを目指して金融行政を行うこととしている。

これを踏まえ、金融仲介機能の質の向上や金融システムの健全性維持といった観点から、金融モニタリングにおいては、具体的に以下の重点施策を実施した。

1. 預金取扱金融機関

(1) 金融仲介機能の質の向上

- 「金融仲介機能のベンチマーク」（平成28年9月15日公表）等の客観的指標を活用しつつ、経営陣との深度ある対話を実施。こうした対話を通じて、事業性評価に基づく融資といった金融仲介機能の質の向上に向けた金融機関の取組みについて、ガバナンスや業績目標・評価、融資審査態勢等を含めその実態を把握。
- 金融機関の取組みが顧客企業からどのような評価を受けているかについて、企業アンケート調査により実態把握。
- 良質な金融サービスの提供に向けた金融機関間の競争を実現する観点から、優良な取組みを組織的・継続的に行っている金融機関に対する表彰制度の検討を開始。

(2) 金融システムの健全性維持

- マクロプレーデンスの観点から、市場分析とオン・オフ一体によるモニタリングを通じて、金融セクターに内在するリスクをフォワードルッキングに分析し、金融庁全体としてモニターすべきリスクの所在を特定。
- 国内で活動する金融機関については、人口の減少や低金利環境の継続等

により経営環境が厳しさを増す中、特にビジネスモデルの持続可能性に大きな課題が認められる場合に、社外取締役を含む経営陣と深度ある対話をを行い、課題解決に向けた対応を促す。

- グローバルに活動する金融機関については、経済・市場環境の変化に対応した、より機動的な海外与信の管理や、より安定的な外貨調達の実現に向けての対話を実施。

2. 保険会社

- 少子高齢化の進展、貯蓄・投資手段の多様化、低金利環境の継続等、保険業を取り巻く経営環境が大きく変化しつつある中、こうした環境変化が生命保険会社の経営にどのような影響を与えるか、ビジネスモデルが顧客のニーズに応えつつ持続可能なものになっているか実態を把握。
- 保険会社がその収益構造やリスク特性等を変化させる中で、高度なリスク管理に支えられたリターンの向上等を通じてビジネスの持続可能性をどのように確保しているか、統合的リスク管理の状況について実態を把握。
- 昨事務年度に実施したM&A事例を題材とした大手生損保各社のガバナンスの発揮状況の検証のフォローアップを実施。
- 顧客本位の業務運営の浸透・実践の観点から、代理店チャネルによる保険販売等の実態を把握。
- 平成28年5月に施行された改正保険業法を踏まえ、保険募集人における顧客本位の取組みが行われているか確認。

3. 金融商品取引業者等

- 大手証券会社グループについて、ビジネスモデルの持続可能性を確保するため、自社の強みと弱みを的確に分析した上で、市場・景気変動や経営環境の変化を捉えた重要なビジネス戦略の機動的な見直しや、それらに対応したリスク管理ができているかについて、深度ある対話を実施。
- 大手証券会社以外の証券会社について、経営環境の不確実性が高まる中、収益構造等の分析を深め、将来の経営状況や投資者保護のための態勢整備の取組みについて対話を実施。

第3節 業態横断的な金融モニタリング

I マクロフレーデンス

金融機関の経営の健全性は、内外の経済や金融・資本市場の動向により影響を受ける。他方、個々の金融機関の行動も、総体として、経済や金融・資本市場全体に大きな影響を及ぼしうる。このため、それぞれの動向を常時把握し、両者間の相互作用を分析することが重要である。

金融システム健全性維持の観点から、マクロ経済・市場動向や金融機関を含む市場参加者の動向等について精緻かつリアルタイムに把握し、金融システムの潜在的リスクをフォワードルッキングに分析した。加えて、当該分析結果を基にしたオンライン・オフサイトのモニタリングを通じて金融機関と対話をを行い、金融機関自身によるリスク管理態勢の高度化等を促し、金融システムの健全性強化に向けた取組みを行った。

II 金融行政上の重要テーマに関する横断的な金融モニタリング

金融行政方針に基づく金融行政上の重要テーマについて、業態横断的な目線で各金融機関の取組み状況等の実態把握を行った。

市場業務に関しては、家計の安定的な資産形成を促進するためには、金融機関等においても顧客本位の業務運営が行われることが重要である。すなわち、金融機関等が、当局に目を向けるのではなく、顧客と向き合い、各社横並びではない主体的に多様な創意工夫を通じて、顧客に各種の情報を判りやすく提供するなど、顧客の利益に適う金融商品・サービスを提供するためのベスト・プラクティスを不斷に追及することが求められる。これを踏まえ、金融庁では、運用商品の販売状況について、銀行の営業店におけるヒアリングも含め実態の検証を行った。

また、フィデューシャリー・デューティーの実践に関し、英米にて実地調査を行い、日本における業務運営との比較分析を行った。

法令等遵守に関しては、平成28年10月に施行された改正「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の施行状況について、各業態に対する水平的レビューを実施した。

とりわけ重視したのは、同法で導入されたリスクベース・アプローチの運用状況である。リスクベース・アプローチとは、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下、「AML/CFT」という。）に割くことが出来る資源に限りがある中、リスクの程度に応じて、投入する資源、講じるべき措置の内容を変化させ、最適化することにより、より効率的で実効的な対策を講じようとする手法である。そこで、各金融機関が自金融機関のリスクを適切に評価し、それに基づく各対策や、業務への活用がなされているかなどにつきモニタリングを行った。

(注) 上記のモニタリングの結果に関しては、平成29年10月25日に公表された「平成28事務年度金融レポート」を参照。

第4節 早期是正措置・社外流出制限措置について

I 早期是正措置の概要及び運用

1. 早期是正措置の趣旨（資料8－4－1参照）

平成10年4月に導入された早期是正措置は、金融機関の経営の健全性を確保するため、自己資本比率という客観的な基準を用い、当該比率が一定の水準を下回った場合、予め定めた是正措置命令を発動するものである。

これにより、

- ① 金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正措置を講じることにより、金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること、
- ② 是正措置の発動ルールを明確化することにより、行政の透明性確保にも資すること、
- ③ 結果として、金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制につながること、

などが期待される。

2. 発動基準

早期是正措置は、いわゆる業務改善命令、業務停止命令（銀行法第26条第1項等）の1形態として、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして定められている（同条第2項等）。

早期是正措置の発動基準となる「自己資本の充実の状況」については、国際的に認められた「自己資本比率」という基準を用いることとしている。

この自己資本比率は、国際的に統一的なルールとして認められた方式により算出されるものであり、株主資本（資本金、法定準備金、剰余金等）等の自己資本を分子として、また、リスクアセット（金融機関の保有資産やリスクの種類に応じて算出されたリスク資産額の合計額）を分母として算出される。

自己資本は、各金融機関の抱えるリスクを吸収するために経営の安定上必要不可欠な財務基盤であり、その充実は、各金融機関が金融市場において預金者や投資家からの十分な信認を確保する上で極めて重要である。

$$(注) \text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額（資本金等）}}{\text{リスクアセット額}}$$

3. 措置区分

早期是正措置の措置区分は、自己資本比率の状況に応じて定められている。

当初は第1から第3までの3段階であったが、10年10月に成立した早期健全化法において、金融再生委員会が同法に基づき施策を講じるにあたって、早期是正措置との効果的な連携を確保するべきものとされたことを受けて見直しを行い、現在は4段階となっている。

また、同年12月の金融システム改革法の施行に伴い、早期是正措置の発動基準について、国際統一基準、国内基準に関わらず、連結ベース及び銀行単体ベースそれぞれの自己資本比率に基づくこととなった。

さらに、14年12月の事務ガイドラインの改正で、早期是正措置に係る命令を受けた金融機関の自己資本比率改善までの期間を3年から1年へ短縮するなどの厳格化を行った。

24年8月の省令等の改正で、国際統一基準行に対して25年3月31日から段階的に導入される新しい自己資本比率規制（バーゼル3）を踏まえ、早期是正措置の発動基準として、これまでの「総自己資本比率」に加え、「普通株式等Tier1比率」及び「Tier1比率」を追加した（同年3月31日施行）。

	自己資本比率		措置の内容
	国際統一基準行	国内基準行	
第1区分	【普通株式等Tier1比率】 : 4.5%未満 2.25%以上 【Tier1比率】 : 6%未満 3%以上 【総自己資本比率】 : 8%未満 4%以上	4%未満 2%以上	経営改善計画（原則として資本増強に係る措置を含む）の提出及びその実行
第2区分	【普通株式等Tier1比率】 : 2.25%未満 1.13%以上 【Tier1比率】 : 3%未満 1.5%以上 【総自己資本比率】 : 4%未満 2%以上	2%未満 1%以上	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実行、配当・役員賞与の禁止又はその額の抑制、総資産の圧縮又は抑制等
第2区分の2	【普通株式等Tier1比率】 : 1.13%未満 0%以上 【Tier1比率】 : 1.5%未満 0%以上 【総自己資本比率】 : 2%未満 0%以上	1%未満 0%以上	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施

第3区分	【普通株式等 Tier1 比率】 : 0 %未満 【Tier1 比率】 : 0 %未満 【総自己資本比率】 : 0 %未満	0 %未満	業務の全部又は一部の停止
------	--	-------	--------------

(注) 普通株式等 Tier1 比率及び Tier1 比率については 25 年 3 月 31 日より段階的に適用し、27 年 3 月 31 日より完全実施。

4. 発動実績

28 事務年度における早期是正措置に基づく是正命令の発動実績はなし。

※ 早期是正措置導入後の発動実績の累計

銀行等	14 件
信用金庫	23 件
労働金庫	0 件
信用組合	69 件
系統金融機関	3 件
保険会社	1 件

(注) 労働金庫については厚生労働大臣と金融庁長官の連名で、系統金融機関については農林水産大臣と金融庁長官の連名で、命令が発出される。

II 社外流出制限措置の概要及び運用

1. 社外流出制限措置の趣旨（資料 8－4－2 参照）

社外流出制限措置は、リーマン・ショック後の世界的な金融危機の教訓を踏まえ、国際的に活動する銀行等について、最低所要自己資本に加え、ストレス期における緩衝剤としての役割を期待して「資本バッファーの積み立てを求める規制」を導入することが国際的に合意されたことを受けて、「資本バッファー比率」が一定の水準を下回った場合、利益に対する一定割合まで配当・賞与の支払い等の社外流出行為を制限するものである。

2. 発動基準

社外流出制限措置は、早期是正措置同様、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして定められている（銀行法第26条第2項等）。

社外流出制限措置の発動基準となる「自己資本の充実の状況」については、国際的に統一的なルールとして認められた「資本バッファー比率」という基準を用いることとしている。

この資本バッファー比率は、資本バッファーに係る普通株式等 Tier 1 資本の額（普通株式等 Tier 1 資本の総額から最低所要自己資本比率を充足するのに必要な普通株式等 Tier 1 資本の額を除いた額）を分子として、リスクアセット（金融機関の保有資産やリスクの種類に応じて算出されたリスク資産額の合計額）を分母として算出される。

$$\text{（注）資本バッファー比率} = \frac{\text{資本バッファーに係る 普通株式等 Tier 1 資本の額}}{\text{リスクアセット額}}$$

3. 措置区分

社外流出制限措置の措置区分は、資本バッファー比率の状況に応じて4段階定められている。

資本バッファーの充実の状況に 係る区分	資本バッファー比率	措置の内容	
		社外流出制限割合	
資本バッファー 第1区分	2.5%未満	40%	社外流出額の制限に係る 内容を含む資本バッファ ー比率を回復するための 合理的と認められる改善 計画の提出の求め・実行 の命令
資本バッファー 第2区分	1.875%未満	60%	
資本バッファー 第3区分	1.25%未満	80%	
資本バッファー 第4区分	0.625%未満	100%	
※早期是正措置における第1区分～第3区分に該当する場合、同時に資本 バッファー第4区分にも該当する。			

	この場合、①早期是正措置と②社外流出制限措置の両方の内容を含む1つの命令を発出することが想定される。
--	--

(注1) 上記の数値は、資本保全バッファー2.5%分のみを勘案した例示であり、カウンター・シクリカル・バッファーおよびG-SIBs/D-SIBsバッファーは含んでいない。

(注2) 28年3月31日より段階的に適用し、31年3月31日より完全実施。

4. 発動実績

28事務年度における社外流出制限措置に基づく命令の発動実績はなし。

第5節 金融上の行政処分について

I 行政処分の趣旨（資料8－5－1参照）

当庁では、立入検査、報告徵求等により、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、明確なルールの下、厳正かつ適切な行政処分（注1）を行っているところである。

平成19年3月には、こうした行政処分に対する基本原則や、実際に処分を行う際の勘案要素について「金融上の行政処分について」として公表を行った。20年4月には、「金融サービス業におけるプリンシップ」の公表を踏まえた一部改訂を行い、各金融機関がプリンシップに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、処分軽減事由として考慮することを明確化した。

II 行政処分の業態別発動状況（資料8－5－2参照）

28事務年度における行政処分の業態別発動件数（注2）は、以下の通り。

① 銀行等	:	0件	【0件】	(注3)
② 協同組織金融機関	:	0件	【0件】	
③ 政府系金融機関	:	1件	【0件】	
④ 金融商品取引業者等	:	1184件	【582件】	
⑤ 保険会社等	:	0件	【0件】	
⑥ 貸金業者	:	0件	【0件】	
⑦ 特定目的会社	:	0件	【0件】	
⑧ 前払式支払手段発行者	:	0件	【0件】	
⑨ 資金移動業者	:	0件	【0件】	
⑩ 仮想通貨交換業者	:	0件	【0件】	

(注1) 本節でいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等（勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等）をいう。

(注2) 本節でいう業態の内訳は、銀行等（主要行等（銀行持株会社を含む）、外国銀行支店等、その他銀行（ゆうちょ銀行を含む。）、地域銀行（銀行持株会社を含む）、信託会社、銀行代理業者）、協同組織金融機関（信用金庫、信用組合、労働金庫、農水系統）、金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、投資運用業者、投資法人、金融商品仲介業者、適格機関投資家等特例業務届出者、証券金融会社、登録金融機関、信用格付業者）、保険会社等（生命保険会社（かんぽ生命を含む。）、損害保険会社、保険持株会社、特定保険事業者、少額短期保険業者、少額短期保険持株会社、生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人（特定少額短期保険募集人を除く。）、保険仲立人）、である。

(注3) 【】内の件数は業務停止命令等（本節では、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し等をいう）の件数。

第6節 反社会的勢力への対応について

I 経緯

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画－「世界一安全な国、日本」の復活を目指して－」(平成15年12月犯罪対策閣僚会議)を踏まえ、公共事業からの暴力団排除、企業活動からの暴力団排除等の暴力団の資金源に打撃を与えるための総合的な対策を検討するため、18年7月21日、関係省庁の申合わせにより暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームが設置された。また、20年12月には、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」が策定され、暴力団対策として、暴力団及び周辺者の経済活動からの排除に取り組んでいくこととしているほか、25年12月に閣議決定された「「世界一安全な日本」創造戦略」においても「民間取引等からの暴力団排除の推進」等の取組みが盛り込まれている。金融庁としては、関係省庁と連携を図りつつ、上記の目的の具体化に向けて対応を行ってきたところである。

II これまでの対応

1. 暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチーム

18年6月20日、第7回犯罪対策閣僚会議において暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの設置を指示され、同年7月21日、関係省庁の申し合わせにより設置された(19年7月、暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームに改称)。

2. 企業活動からの暴力団排除

(1) 暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの下部組織として企業活動からの暴力団排除グループが設置された。同グループにおいて、企業における反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応に関する「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(政府指針)の策定に向けた検討を重ねた。19年6月19日、犯罪対策閣僚会議幹事会における申合わせにより同指針が策定され、同年7月3日、第9回犯罪対策閣僚会議において報告された。

(2) 金融庁では、19年7月、政府指針の周知を図るべく、関係業界団体に対して要請文を発出し、20年3月、政府指針の内容を踏まえた各業態の監督指針の改正を行った。25年12月には反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み策を公表し、これを踏まえ、26年6月、反社会的勢力との取引の未然防止等の取組みを推進するための監督指針等の改正を行い、金融取引等からの反社会的勢力の排除に努めている。

(3) 金融庁、警察庁及び全国銀行協会等で構成する「反社会的勢力介入排除対策

協議会」や、各都道府県単位で設置される「銀行警察連絡協議会」等を通じて、反社会的勢力の排除に向けた連携を強化している。

これらの協議会での検討結果等を踏まえ、全国銀行協会は、暴力団排除条項の参考例を制定した（融資取引：20年11月、普通預金規定等：21年9月）。全国信用金庫協会など他の業界団体においても、この取組みを参考として、順次、暴力団排除条項の参考例を提示した。その後、全国銀行協会は、23年6月に、反社会的勢力の活動実態に即して排除対象をより明確化するために、参考例の一部改正を行った。

また、全国銀行協会は、22年4月に、反社会的勢力の情報を集約した共有データベースの稼動を開始したほか、25年11月、会員各行が他社（信販会社等）との提携等により金融サービス（融資等）を提供する場合の反社会的勢力との関係遮断を徹底するため、「反社会的勢力との関係遮断に向けた対応について」を決定・公表した。

(4) 金融庁、警察庁及び日本証券業協会等で構成する「証券保安連絡会」や、各都道府県単位で設置されている「証券警察連絡協議会」等を通じて、反社会的勢力の排除に向けた連携を強化している。

これらの連絡会や協議会での検討結果等を踏まえ、日本証券業協会は、21年3月に、国家公安委員会よりいわゆる暴力団対策法に規定する「不当要求情報管理機関」としての登録を受け、業務を開始した。また、22年5月に、暴力団排除条項の導入の義務化等を内容とする自主規制規則を制定した。

また、同年4月に、警察庁に対し、保有する暴力団情報を活用できるよう支援を求める旨要望し、警察庁は、同年5月、情報提供を行う枠組みを構築する方針を公表した。その後、25年1月に、日本証券業協会のシステムと警察庁が保有する暴力団情報に係るデータベースとが接続（同年2月より稼働）され、警察庁へのオンライン照会が可能となった。

(5) 生命保険協会は、金融庁、警察庁及び法務省等の関係機関との協議を踏まえ、23年6月、暴力団排除条項を導入した保険約款の規定例を策定・提示し、24年1月に公表した。また、25年11月、「反社会的勢力との関係遮断に向けた今後の取組みについて」を決定・公表した。

日本少額短期保険協会、日本損害保険協会においては、金融庁、警察庁等の関係機関との協議を踏まえ、暴力団排除条項を導入した保険約款の規定例等をそれぞれ同年4月、7月に策定・公表した。また、同年11月、日本損害保険協会は、「反社会的勢力の排除に向けた取組みを強化」を決定・公表した。

第7節 指定紛争解決機関

金融機関とのトラブルに関し、迅速・簡便・中立・公正な苦情処理・紛争解決を行うことにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上を図ることを目的として、金融商品取引法、銀行法、保険業法等の金融関連法において、「金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）」が設けられている。

指定紛争解決機関は、金融ADR制度において中核となる機関であり、行政庁がこれを指定・監督することにより、中立性・公正性を確保する枠組みとなっている。

指定紛争解決機関の監督に当たっては、「金融行政方針」及び「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針（平成25年8月2日策定）」に基づき、紛争解決等業務の運営に係る監督を行うことで、利用者の信頼性向上や、各機関の特性を踏まえた上での運用の整合性確保を図っている。

29年6月までに、下記の団体を指定紛争解決機関として指定している。

(29年6月30日現在)

指定日 (業務開始日)	機関名	業務の種別
22.9.15 (22.10.1)	一般社団法人全国銀行協会	<ul style="list-style-type: none">▪ 銀行業務▪ 農林中央金庫業務
22.9.15 (22.10.1)	一般社団法人信託協会	<ul style="list-style-type: none">▪ 手続対象信託業務▪ 特定兼営業務
22.9.15 (22.10.1)	一般社団法人生命保険協会	<ul style="list-style-type: none">▪ 生命保険業務▪ 外国生命保険業務
22.9.15 (22.10.1)	一般社団法人日本損害保険協会	<ul style="list-style-type: none">▪ 損害保険業務▪ 外国損害保険業務▪ 特定損害保険業務
22.9.15 (22.10.1)	一般社団法人保険オンブズマン	<ul style="list-style-type: none">▪ 損害保険業務▪ 外国損害保険業務▪ 特定損害保険業務▪ 保険仲立人保険募集
22.9.15 (22.10.1)	一般社団法人日本少額短期保険協会	<ul style="list-style-type: none">▪ 少額短期保険業務
22.9.15 (22.10.1)	日本貸金業協会	<ul style="list-style-type: none">▪ 貸金業務
23.2.15 (23.4.1)	特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター	<ul style="list-style-type: none">▪ 特定第一種金融商品取引業務

第9章 預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き

第1節 監督指針等

I 主要行等向けの総合的な監督指針等

主要行等向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、平成17年10月28日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、28事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

(1) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正（28年7月27日）

「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等を踏まえ、取引時確認等の措置を的確に実施するための体制整備等について着眼点を追記する等の改正を行ったもの（28年10月1日より適用）。

(2) 秩序ある処理等の円滑な実施の確保のために求められる店頭デリバティブ取引等に係る外国法準拠の契約の管理態勢についての改正（28年8月8日）

秩序ある処理等の円滑な実施の確保のために求められる店頭デリバティブ取引等に係る外国法準拠の契約の管理態勢についての監督上の着眼点等を明確化する観点から、所要の改正を行ったもの（29年4月1日より適用）。

(3) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に係る改正（28年9月9日）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の施行に伴う所要の改正を行ったもの（28年9月9日より適用）。

(4) 金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正（29年3月23日）

28年3月1日付で公布・施行された金融庁への役員等の氏名届出等に係る内閣府令等及び監督指針の改正の際に寄せられた意見を受け、金融機関が当庁へ提出する一定の書類について役員等の氏名を記載する際に婚姻前の氏名のみを使用することを可能とするため、内閣府令等とともに所要の改正を行ったもの（29年4月1日より適用）。

(5) 「銀行法施行令等の一部を改正する政令等」等の施行に係る改正（29年3月24日）

「銀行法施行令等の一部を改正する政令等」等の施行に伴う所要の改正を行った

もの（29年4月1日より適用）。

- (6) 「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正（29年3月31日）
「個人情報の保護に関する法律」等の改正に伴う所要の改正を行ったもの（29年5月30日より適用）。
- (7) カウンター・シクリカル・バッファーの運用枠組み整備に係る改正（29年3月31日）
国際合意に基づき、カウンター・シクリカル・バッファーの運用枠組みを整備する観点から改正を行ったもの（29年4月1日より適用）。

（注）上記のうち、(6)について、金融検査マニュアル等の改定を行った。

II 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、16年5月31日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、28事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

- (1) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正（28年7月27日）
「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等を踏まえ、取引時確認等の措置を的確に実施するための体制整備等について着眼点を追記する等の改正を行ったもの（28年10月1日より適用）。
- (2) 秩序ある処理等の円滑な実施の確保のために求められる店頭デリバティブ取引等に係る外国法準拠の契約の管理態勢についての改正（28年8月8日）
秩序ある処理等の円滑な実施の確保のために求められる店頭デリバティブ取引等に係る外国法準拠の契約の管理態勢についての監督上の着眼点等を明確化する観点から、所要の改正を行ったもの（29年4月1日より適用）。
- (3) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に係る改正（28年9月9日）
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の施行に伴う所要の改正を行ったもの（28年9月9日より適用）。
- (4) 金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正（29年3月23日）

28年3月1日付で公布・施行された金融庁への役員等の氏名届出等に係る内閣府令等及び監督指針の改正の際に寄せられた意見を受け、金融機関が当庁へ提出する一定の書類について役員等の氏名を記載する際に婚姻前の氏名のみを使用することを可能とするため、内閣府令等とともに所要の改正を行ったもの（29年4月1日より適用）。

（5）「銀行法施行令等の一部を改正する政令等」等の施行に係る改正（29年3月24日）

「銀行法施行令等の一部を改正する政令等」等の施行に伴う所要の改正を行ったもの（29年4月1日より適用）。

（6）「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正（29年3月31日）

「個人情報の保護に関する法律」等の改正に伴う所要の改正を行ったもの（29年5月30日より適用）。

（注）上記のうち、（6）について、金融検査マニュアル等の改定を行った。

第2節 預金取扱等金融機関の概況

I 主要行等の平成28年度決算概況（資料9-2-1参照）

主要行等の28年度決算の概況（グループ連結ベース）は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

1. 当期純利益は、預貸金利回りの悪化等により資金利益が減少したことや債券等関係損益が減少したことなどにより、前期に比べ1,102億円減少の2兆6,140億円となった。
2. 不良債権額（金融再生法開示債権）は、前期に比べ0.2兆円減少の2.9兆円、不良債権比率は前期に比べ0.1%ポイント低下の0.87%となった。
3. 国際統一基準行の総自己資本比率は前期に比べ0.12%ポイント上昇の16.29%、Tier 1比率は前期に比べ0.34%ポイント上昇の13.55%、普通株式等Tier 1比率は前期に比べ0.35%ポイント上昇の11.73%となった。
国内基準行の自己資本比率は、前期に比べ1.42%ポイント低下の11.88%となった。

II 地域銀行の平成28年度決算概況（資料9-2-2参照）

地域銀行の28年度決算の概況（銀行単体ベース）は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

1. 当期純利益は、株式等関係損益が増加したものの、預貸金利回りの悪化等により資金利益が減少したことや役務取引等利益、債券等関係損益が減少したことなどにより、前期に比べ1,727億円減少の1兆0,002億円となった。
2. 不良債権額（金融再生法開示債権）は、前期に比べ0.4兆円減少の4.8兆円、不良債権比率は前期に比べ0.24%ポイント低下の1.89%となった。
3. 国際統一基準行の総自己資本比率は前期に比べ0.16%ポイント低下の13.94%、Tier 1比率は前期に比べ0.15%ポイント上昇の13.34%、普通株式等Tier 1比率は前期に比べ0.18%ポイント上昇の13.34%となった。
国内基準行の自己資本比率は、前期に比べ0.34%ポイント低下の9.86%となった。

III 再編等の状況

1. 主要行等の再編等

28年7月以降、主要行等における再編等は、行われていない。

2. 地域銀行の再編等（資料9－2－3～4参照）

28年7月以降に行われた地域銀行における統合・再編は、以下のとおりである。

① 常陽銀行、足利ホールディングス

(内容) 28年10月1日に足利ホールディングスが株式交換により常陽銀行を子会社化及び「めぶきフィナンシャルグループ」へ商号を変更

② 西日本シティ銀行、長崎銀行

(内容) 28年10月3日に持株会社による経営統合

持株会社名：西日本フィナンシャルホールディングス

3. 外国銀行の参入

28年7月以降、以下のとおり、新たに銀行業の免許を付与した。(29年6月末現在、免許を付与されている外国銀行支店は55行)。

	免許付与日	営業開始日
シティバンク、エヌ・エイ (米) 東京支店	29年3月10日	29年4月1日
玉山銀行(台) 東京支店	29年6月19日	29年10月予定
台湾中小企業銀行(台) 東京支店	29年6月19日	29年下半年予定

4. 外国銀行の退出

28年7月以降、以下のとおり、外国銀行等において銀行業の廃止等があった。

	営業廃止日
ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー(英) 東京支店	29年3月14日
シティバンク銀行(注)	29年3月31日

(注) 29年3月31日付でシティバンク、エヌ・エイ東京支店へ事業の全部譲渡を行い銀行業の免許が失効した。

IV 不良債権処理等の推移

1. 不良債権の概念（資料9－2－5～7参照）

(1) 金融再生法開示債権

金融機関の不良債権の概念の一つに、金融再生法開示債権がある。これは、金融再生法（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律）の規定に基づき、貸出金、支払承諾見返等の総与信を対象に、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」の4つの区分に分けて開示するものである（主要行については11年3月期より、地域銀行については11年9月期より、協同組織金融機関については12年3月期より、開示が義務付けられた）。このうち「正常債権」以外の3つを「金融再生法開示債権」と呼んでいる。

(2) リスク管理債権

リスク管理債権は、金融再生法開示債権と並ぶ不良債権の概念の一つであり、貸出金を対象に、客観的形式的基準により区分（破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）し、区分された債権毎に各金融機関が開示するものである。このリスク管理債権は、米国証券取引委員会（SEC）と同様の基準に基づくものであり、10年3月期より各銀行が全銀協統一開示基準等に基づき開示を開始、11年3月期からは、金融システム改革法に基づく銀行法等の改正により、全預金取扱金融機関に対し、連結ベースでの開示が罰則付きで義務付けられた。

2. 金融再生法開示債権等の現状（資料9－2－8～15参照）

(1) 金融再生法開示債権【全国銀行ベース】

単位: %、兆円)	14年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	28年9月期	29年3月期
不良債権比率	8.4	2.5	2.4	2.4	2.3	1.9	1.6	1.5	1.4	1.3
総与信	512.1	478.3	475.0	486.6	508.9	530.2	556.7	569.7	566.6	585.8
金融再生法開示債権	43.2	11.7	11.5	11.8	11.9	10.2	9.1	8.4	7.9	7.7
破産更生債権	7.4	2.9	2.4	2.0	1.8	1.5	1.2	1.3	1.2	1.2
危険債権	19.3	6.7	6.6	7.2	7.3	6.4	5.5	5.2	4.6	4.5
要管理債権	16.5	2.1	2.5	2.6	2.8	2.4	2.4	1.9	2.1	2.0
正常債権	468.9	466.6	463.5	474.8	497.0	520.0	547.6	561.3	558.7	578.1

(2) リスク管理債権残高の推移【全国銀行ベース】

(単位:兆円)

22年 3月期	23年 3月期	24年 3月期	25年 3月期	26年 3月期	27年 3月期	28年 3月期	29年 3月期
11.4	11.3	11.5	11.7	10.0	9.0	8.2	7.6

3. 不良債権問題への取組み（資料9－2－16～17参照）

不良債権の最終処理は、金融機関の収益力の改善や貸出先企業の経営資源の有効活用などに寄与し、新たな成長分野への資金の供給や資源の移動を促すことにつながるものであり、他の分野の構造改革と合わせてこれを加速することは、日本経済の再生に不可欠なものであった。

これまで、13年4月の緊急経済対策以来、主要行の破綻懸念先以下債権について、いわゆる「2年・3年ルール」「5割・8割ルール」等のオーバーバランス化のルールを設定し、それに則って不良債権の最終処理が着実に進められてきたところである。

(注1) さらに、14年10月の「金融再生プログラム」においては、主要行の不良債権比率を16年度末までに半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築に取り組むこととした。同プログラムに盛り込まれた、主要行の資産査定の厳格化、自己査定の充実、ガバナンスの強化といった目標や、産業と金融の一体再生の取組み等の諸施策を約2年半の間、強力に推進してきた結果、17年3月期には主要行の不良債権比率は2.9%へと低下し、同プログラムの最も中心的な課題であった主要行の不良債権問題の正常化という目標を達成した。

(注2) なお、17年10月に策定した「主要行等向けの総合的な監督指針」においては、「2年・3年ルール」「5割・8割ルール」といったこれまでのオーバーバランス化ルールを取りやめることとする一方、不良債権の早期認知、早期対処のための銀行の不良債権管理についての総合的な着眼点を明確化することとし、不良債権問題の再発防止を図ることとしたところである。

V 預金保険料率の変更

29年度の預金保険料率については、預金保険機構より、実効料率0.037%を前提として、決済用預金0.049%、一般預金等0.036%、に変更する認可申請がなされ、29年3月31日、預金保険法に基づき、これを認可した。

(注) 27年1月30日、「預金保険料率に関する検討会」が報告書（中長期的な預金保険料率のあり方等について）を公表した。預金保険機構は、同報告書を踏まえ、33年度末に責任準備金が5兆円程度になるように積み立てを行っていくことを当面の積立目標としており、この積立目標を確実に達成できる水準として、29年度の預金保険料率を「0.037%」（▲0.005%引下げ）とした。

第3節 預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング（資料9－3－1参照）

I 主要行等に対する金融モニタリング

28事務年度の主要行等に対するモニタリングにおいては、海外向け貸出や外債投資の拡大を踏まえ、市場環境の変化を捉えた機動的なポートフォリオ管理や、安定的な外貨調達手段の確保等に向けた対話を行ったほか、指名委員会等設置会社への移行や社外取締役の増員・多様化など統治体制が進展する中でのガバナンスの実効性について対話を行った。

また、銀行、信託、証券等のグループ連携ビジネスに係る優越的地位の濫用防止や利益相反管理に加え、ハイブリッド・ファイナンスなど低金利環境下におけるビジネスの持続可能性についても対話を行った。

II 地域銀行に対する金融モニタリング

28事務年度の地域銀行に対するモニタリングについては、質の高い金融仲介機能の発揮を促すため、「金融仲介の改善に向けた検討会議」での議論を踏まえ、企業アンケート等による実態把握結果や「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的な指標を活用し、金融機関との間で深度ある対話を実施した。

取引先企業の事業内容や成長可能性等の適切な評価に基づく融資・本業支援（事業性評価）については、25事務年度からモニタリングを実施しており、28事務年度も、引き続き金融機関における取組状況を把握した。

近年、地域銀行において増加傾向にあるアパート・マンションローン等不動産賃貸業向け貸出については、営業推進・融資審査など業務運営の状況について、アンケート調査やヒアリングによる実態把握を実施した。

低金利環境の継続による貸出利鞘の悪化等を背景に拡大している有価証券運用については、リスクテイクに見合った運用・リスク管理態勢が必要との観点から、オン・オフ一体での継続的なモニタリングを実施している。

また、検査局・監督局・財務局が緊密に連携しつつ、継続的な情報収集と分析、定期的なヒアリングでの実態確認といったプロファイリング作業を中心として、オンライン・モニタリングを実施した。

こうしたプロファイリングを踏まえつつ、ビジネスモデルやリスク管理面での課題を有する金融機関については、必要に応じてオンライン・モニタリングを実施した。

III 外国銀行に対する金融モニタリング

我が国に進出している多くの外国銀行は、金融危機以降の国際的な規制動向やビジネス環境変化を踏まえてビジネスモデルの整理を行う中、在日拠点についても業務やリソースの選択と集中を行ってきた。

こうした中、28事務年度の外国銀行に対するモニタリングについては、銀証一体でのモニタリングを強化し、業務運営や収益構造、リスク管理の状況等をヒアリングしたほか、年次アンケート、決算ヒアリング、監督カレッジ等への参加、本部・本店・地域本部幹部との面談などにより把握したビジネス戦略及びリスク特性を踏まえた個別行のリスクプロファイリングを行い、深度あるモニタリングを実施した。

IV 協同組織金融機関に対する金融モニタリング

1. 信用金庫・信用組合に対する金融モニタリング

28事務年度の信用金庫・信用組合に対する金融モニタリングについては、早期に経営課題等を把握し、その改善を図るため、財務局の検査・監督部門が一体となった切れ目のないモニタリングを実施した。

具体的には、各財務局が、継続的なデータ収集・分析やヒアリング等により、所管する信用金庫・信用組合の経営上重要な課題やリスク等を整理するなどのモニタリングを充実させるとともに、リスクプロファイリングを踏まえて、ビジネスモデルや経営管理など、検証項目を絞り込んだ、オン・オフ一体での継続的なモニタリングを実施している。

(1) 信用金庫等に対する金融モニタリング

信用金庫等は、信用金庫法に基づき金融庁が所管しており、財務(支)局が検査を実施(信金中央金庫は、金融庁が検査を実施)している。28事務年度は、60金庫に対して検査を実施した。

(2) 信用組合等に対する金融モニタリング

信用組合等は、中小企業等協同組合法等に基づき金融庁が所管しており、財務(支)局が検査を実施(全国信用協同組合連合会は、金融庁が実施)している。28事務年度は、27組合に対して検査を実施した。

(注) 上記I～IV 1. のモニタリングの結果に関しては、平成29年10月25日に公表された「平成28事務年度金融レポート」を参照。

2. 労働金庫等に対する金融モニタリング

労働金庫等は、労働金庫法に基づき厚生労働省と金融庁等との共管となっており、厚生労働省と財務(支)局が共同で検査を実施している(労働金庫連合会は、厚生労働省が金融庁と共同で検査を実施し、1の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫については、都道府県も検査を行うこととされており、この場合は、原則として厚生労働省が都道府県及び財務(支)局と共同で検査を実施)。28事務年度は、2金庫に対して検査を実施した。

労働金庫の検査を行う行政庁

地区 種類	都道府県の区域を越える	都道府県の区域を越えない
労働金庫	主務大臣	主務大臣 都道府県知事

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

3. 信用農業協同組合連合会等に対する金融モニタリング

農林中央金庫は、農林中央金庫法に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と金融庁が共同で検査を実施している。

また、信用農業協同組合連合会等は、農業協同組合法等に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と財務（支）局が共同で検査を実施している。28事務年度は、7連合会（内訳は、信用農業協同組合連合会3連合会、信用漁業協同組合連合会4連合会）に対して検査を実施した。

4. 農業協同組合に対する金融モニタリング

農業協同組合は、農業協同組合法に基づき、都道府県知事（都道府県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合を除く。）が行政庁となっているが、信用事業を営む農業協同組合に対する検査について、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣（内閣総理大臣及び農林水産大臣）が必要があると認める場合の行政庁は、主務大臣及び都道府県知事となっている。

22年6月、農業協同組合に対する金融庁検査について、「金融庁検査が促進されるための実効性ある方策を探る」との閣議決定がなされたことを踏まえ、23年5月、農林水産省及び金融庁では、農業協同組合法に基づく都道府県からの要請を受けて、都道府県、農林水産省及び金融庁の3者が連携して実施する検査が促進されるよう、「農業協同組合法に定める要請検査の実施に係る基準・指針」を共同で策定・公表した。

28事務年度は、都道府県からの要請状況及び財務（支）局の検査体制の整備状況等を踏まえつつ、20組合に対して立入検査を実施した。

信用農業協同組合連合会等の検査を行う行政庁

地区 種類	都道府県の 区域を超える	都道府県の 区域と同じ	都道府県の 区域の一部
----------	-----------------	----------------	----------------

信用農業協同組合連合会	主務大臣	主務大臣 都道府県知事	都道府県知事
信用漁業協同組合連合会	主務大臣	主務大臣 都道府県知事	都道府県知事
農業協同組合	主務大臣	都道府県知事 (注2)	都道府県知事 (注2)
漁業協同組合	主務大臣	都道府県知事 (注2)	都道府県知事 (注2)

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び農林水産大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。

(注2) 都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要と認める場合は、主務大臣及び都道府県知事となる。

第4節 預金等取扱金融機関に対する行政処分について

I 日本振興銀行の破綻処理について

1. これまでの経緯

- (1) 日本振興銀行については、平成22年9月10日、同行より「その財産をもつて債務を完済することができない」旨の申出がなされた。当該申出及び同行の財務状況を踏まえ、同日、預金保険法第74条第1項の規定に基づき、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を行うとともに、預金保険機構を金融整理管財人に選任した。
- (2) 一方、日本振興銀行は、同日、東京地方裁判所に対し、民事再生手続開始の申立てを行い、13日に同裁判所より再生手続開始の決定が行われた。
- (3) 日本振興銀行の預金については、預金保険制度に基づき、預金者一人当たり元本1,000万円までとその利息が保護され、預金者一人当たり元本1,000万円を超える部分とその利息については、同行の財産の状況に応じ、民事再生手続の下で作成される再生計画に従って弁済が行われることとなった。
- (4) 23年4月25日、日本振興銀行から第二日本承継銀行に事業の一部譲渡が行われた。この事業譲渡にあわせ、同日、預金保険機構による第二日本承継銀行への1,041億円の金銭の贈与及び日本振興銀行への656億円の金銭の贈与並びに日本振興銀行から529億円の資産の買取り（整理回収機構に買取りを委託）が行われた（資金援助の実施後、付保預金の払戻しや貸出金の回収等が進んだことにより、同年10月7日、預金保険機構より、第二日本承継銀行に対する581億円の金銭の贈与の減額（減額後の金銭の贈与額460億円）及び日本振興銀行に対する95億円の金銭の贈与の増額（増額後の金銭の贈与額751億円）が行われた）。
- (5) 同年8月23日、日本振興銀行の損害賠償債権の譲渡を受けた整理回収機構において、株式会社SFCGの貸付債権の買取りに係る承認が、旧役員の取締役としての善管注意義務に違反する行為であるとして、当時の取締役7名に対する損害賠償請求訴訟等が提起された。
- (6) 預金保険機構において、最終受皿候補から提出された事業計画及び譲受条件等の審査が行われた結果、同年9月30日、イオン銀行が日本振興銀行の最終受皿に選定された。
- (7) 同年11月15日、債権者集会において再生計画案が賛成多数により可決され、東京地方裁判所より、再生計画の認可決定が行われた（認可決定の確定は同年

12月14日)。

- (8) 同年11月28日及び12月19日、日本振興銀行が保有する資産について、預金保険機構による買取り（整理回収機構に買取りを委託）が行われた（買取り額は、それぞれ14百万円及び10百万円）。また、同年12月26日、第二日本承継銀行が保有する資産について、預金保険機構による買取り（整理回収機構に買取りを委託）が行われた（買取り額は429千円）。
- (9) 同年12月26日、預金保険機構より、イオン銀行に対し、第二日本承継銀行の全株式の譲渡（再承継）が行われた。この譲渡により、同機構による第二日本承継銀行の経営管理が終了した。
- (10) 24年3月23日から同年4月2日までの間、再生計画に基づき、元本1,000万円を超える預金者等債権者への第1回弁済が実施され、債権額の39%相当額の弁済金の支払いが行われた。
- (11) 同年7月23日、日本振興銀行が保有する資産について、預金保険機構による買取り（整理回収機構に買取りを委託）が行われた（買取り額は、63百万円）。
- (12) 同年8月21日、整理回収機構において、中小企業保証機構への融資の承認が、旧役員の取締役としての善管注意義務に違反する行為であるとして、当時の取締役4名に対する損害賠償請求訴訟が提起された。
- (13) 同年9月10日、日本振興銀行に対して、銀行法第37条第1項の規定に基づき解散認可が行われた。同行は同日解散し、清算法人（日本振興清算）に移行するとともに、清算人が選任された。同行の民事再生手続及び清算手続は、裁判所の監督下、上記清算人のもとで遂行されることとなった。また、同日、預金保険法第75条第1項の規定に基づき、同行に対して金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分の取消しが行われた。
- (14) 26年9月30日以降、清算法人から再生計画に基づき、元本1,000万円を超える預金者等債権者に対して、中間弁済（弁済率19%）が実施された。第1回弁済と今回の中間弁済を合計すると、債権額に対する弁済率は、58%となった。
- (15) 同年12月15日、清算法人が、東京地方裁判所から再生手続の終結決定を受けた。

2. 再生計画に基づく最終弁済（第3回弁済）について

28年9月20日以降、清算法人から再生計画に基づき、元本1,000万円を超える預金者等債権者に対して、最終弁済（弁済率2.95686%）が実施された。

第1回弁済、中間弁済、そして今回の最終弁済を合計すると、債権額に対する弁済率は、60.95686%となった。

3. 清算法人の清算結了について

29年5月2日、清算法人は清算業務を終え、清算手続を結了した。

第5節 自己資本比率規制

I 概要（資料9－5－1参照）

バーゼル規制とは、国際的に活動する銀行に適用される銀行の健全性に係る国際基準であり、「最低所要比率」（第1の柱）、「金融機関の自己管理と監督上の検証」（第2の柱）、「市場規律の活用」（第3の柱）という3つの柱から構成される。

我が国では、銀行法14条の2に基づき、自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準として、海外営業拠点（支店・現地法人）を有する銀行等（国際統一基準）に対し、平成25年3月期から、バーゼル3ベースの自己資本比率規制（規制上の最低水準）の段階的な適用が開始された（33年3月期までの経過措置が設けられている）。

海外営業拠点を有しない銀行・信金等（国内基準）に対する新しい基準（新国内基準）では、我が国の実情を十分踏まえるとともに、金融機関の健全性を確保しつつ、金融仲介機能が発揮されることを念頭に置き、①従来の最低自己資本比率（4%）を維持しつつ、②自己資本の質の向上（自己資本の中心は普通株式・内部留保）を図る一方、③地域経済への影響（導入に際し、原則10年間の経過措置を導入）や業態の特性も勘案（協同組織金融機関については、発行した優先出資についても自己資本として算入）している（26年3月期から適用開始）。

II 関連告示等の整備

○カウンター・シクリカル・バッファーの運用枠組み整備に係る改正（資料9－5－2参照）

国際合意に基づき、カウンター・シクリカル・バッファーの運用枠組みを整備する観点から監督指針の改正を行った（29年4月より適用開始）。

○自己資本比率規制（第3の柱）に関する告示等の一部改正（案）の公表（資料9－5－3参照）

27年1月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「開示要件（第3の柱）の改訂」を踏まえ、国際統一基準に対し、告示等の改正を行うため、29年6月にパブリックコメントを実施した（30年3月期より適用開始予定）。

○銀行勘定の金利リスクに係る告示等の一部改正（案）の公表（資料9－5－4参照）

28年4月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「銀行勘定の金利リスク（IRRBB）」に係る最終合意や最近の金利環境等を踏まえ、現在早期警戒制度の下で行っている金利リスクに係るモニタリング等について見直す観点から、第3の柱に関する告示及び監督指針について所要の改正を行うため、29年6月にパブリックコメントを実施（開示に係る、第3の柱に関する告示及び監督指針は、国際統一基準について30年3月期より適用開始予定。モニタリングに係る監督指針は、30年3月期より適用開始予定（一部の国内基準については31年3月期よ

り適用開始予定))。

III 要承認手法の承認実績（28事務年度）（資料9－5－5参照）

・信用リスク

（先進的内部格付手法）…1金庫

（基礎的内部格付手法）…4持株会社及び4行

（期待エクスポート方式）…1持株会社及び2行

・オペレーションル・リスク

（粗利益配分手法）…1持株会社

第6節 資本増強制度の運用状況

I 旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法

1. 資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ

平成 28 年 9 月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年 12 月 22 日に、29 年 3 月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年 6 月 30 日に、報告内容を公表した。(資料 9-6-1~2 参照)

2. 公的資金の返済状況

28 事務年度においては、公的資金の返済は行われなかった。

そのため、27 事務年度と同様、旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法に基づく資本増強額(約 12.3 兆円)に対して、29 年 6 月末時点で約 12.1 兆円が返済されており、残額は約 0.2 兆円となっている(金額はいずれも額面ベース)。なお、すでに返済されている約 12.1 兆円に対し、約 1.5 兆円の利益(キャピタルゲイン)が発生している。

II 金融機能強化法

1. 資本参加の決定

28 事務年度においては、金融機能強化法の本則に基づき、以下の金融機関に対して国の資本参加を決定し、公表した。(資料 9-6-3 参照)

28 年 12 月実施：全国信用協同組合連合会(62.4 億円)

2. 資本参加した金融機関等の経営強化計画に係るフォローアップ

金融機能強化法の本則及び震災特例に基づき国が資本参加を行った金融機関から経営強化計画の履行状況報告がなされ、28 年 3 月期(27 金融機関)については、同年 9 月 16 日に、同年 9 月期(27 金融機関)については、29 年 3 月 17 日に公表した。(資料 9-6-4~17 参照)

3. 経営強化計画等の公表

金融機能強化法の本則に基づき国が資本参加を行った、豊和銀行、東京厚生信用組合及び横浜中央信用組合並びに同法の震災特例に基づき国が資本参加を行った筑波銀行、東北銀行、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫、あぶくま信用金庫、相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合の新しい経営強化計画等については、28 年 9 月 16 日に公表した。(資料 9-6-18 参照)

4. 公的資金の返済状況

28 事務年度においては、公的資金の返済は行われなかった。

そのため、金融機能強化法に基づく資本参加額（6,793.4億円）に対して、29年6月末時点で残額は4,988.4億円となっている。

第7節 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化

I 対応

中小企業等の業況は、一部業種に足踏みが見られるものの、持ち直しの動きを示している。地域や中小企業等も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現するために、金融機関による適かつ積極的な金融仲介機能の発揮が一層重要となっているとの認識の下、中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化に向けて、以下のとおり各種施策を積極的に講じてきた。

1. 中小企業金融等のきめ細かな実態把握

(1) 中小企業等へのヒアリング

平成28年10月から11月にかけて、金融庁幹部職員等が全国各地を訪問し、企業経営者等から、直接、業況・資金繰り、金融機関の融資姿勢等についてヒアリング・意見交換を行った。

(2) 「金融円滑化ホットライン」等における情報の受付け

金融サービス利用者相談室、「中小企業等金融円滑化相談窓口」及び「金融円滑化ホットライン」により、中小企業など借り手の方々からの情報を直接受け付け、金融機関に対する検査・監督に活用している。特に、「貸し渋り・貸し剥がし」等に関する情報のうち、情報提供者が金融機関側への申出内容の提示に同意している情報については、当該金融機関に対し事実確認等のヒアリングを実施している。

2. 金融機関に対する要請及び中小企業等への周知・広報

(1) 金融機関トップへの直接の要請

金融担当大臣と金融機関トップとの意見交換の機会に、金融機関に対して、適かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、中小企業等に対して円滑な資金供給を図るという金融機関本来の使命を十分に発揮していくよう要請した。具体的には、28年12月6日及び29年2月27日に全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協、政府系金融機関等の代表を招き、金融担当大臣、経済産業大臣等から要請するとともに、融資動向等についての意見交換を行った。

(2) 文書による要請

28年12月6日及び29年2月27日に、金融機関に対し、中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化に一層努めるよう要請する文書を発出した。

II 現状

1. 貸付条件の変更等の実施状況

中小企業金融円滑化法の施行日（21年12月4日）から29年3月末までの間に金融機関が実行した貸付条件の変更等の割合は、中小企業者向け貸付及び住宅ローンの双方で、審査中の案件等を除き、9割を超える水準となっており、全体として、金融機関の条件変更等の取組みは着実に行われていると考えている。（資料9-7-1参照）

2. 金融機関の貸出態度や資金繰り等に関する中小企業の判断等

金融機関の貸出態度に関する中小企業の判断の指標である日銀短観の「貸出態度判断D. I.」（D. I. = 「緩い」と回答した社数構成比 - 「厳しい」と回答した社数構成比）をみると、29年6月期では+21（対前年同月比+2）となっている。（資料9-7-2参照）

3. 融資残高等

29年6月の民間金融機関の法人向け融資残高は、中小企業向けが対前年同月比5.2%の増加、中堅・大企業向けが同2.3%の増加となっている。（資料9-7-3参照）

また、各金融機関においては、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組みとして、引き続き、ABL等を推進している。（資料9-7-4参照）

第8節 金融中介機能の質の改善に向けた取組み

I リレーションシップバンキング（地域密着型金融）の推進

金融庁は、平成15年以降、リレーションシップバンキング（地域密着型金融）の推進を地域金融行政の重点施策として位置付け、地域金融機関が、顧客企業に対し資金供給のみならず、顧客企業の課題解決に向けた取組みを行うよう促してきた。

特に、23年には監督指針を抜本的に改正し、地域金融機関が、経営理念・戦略の中で地域密着型金融をビジネスモデルとして明確に位置づけ、顧客企業の成長や経営改善・事業再生、地域経済の活性化に資する取組みを組織全体として継続的に推進することにより、自身の顧客基盤の維持・拡大や健全性・収益性の向上に繋げていくことを促してきており、現在進めている金融中介機能の質の改善に向けた取組みに繋がっているところである。

II 金融中介の改善に向けた検討会議

金融行政について民間の有識者の有益な意見や批判を継続的に反映させる取組みの一環として「金融中介の改善に向けた検討会議」を27年12月18日に設置し、同会議において、産業・企業の生産性向上や新陳代謝の促進への貢献、担保・保証依存の融資姿勢からの転換、金融当局に求められる役割など金融中介のあるべき姿等について、継続して議論を行っている。

平成28事務年度における開催状況と主なテーマは以下のとおり、

- ① 第6回（28年11月18日開催）
 - ・「金融中介の質の向上に向けた施策」の今後の進め方
- ② 第7回（29年2月8日開催）
 - ・金融中介の取組みに関する実態把握の方法
 - ・企業アンケート調査の質問項目
- ③ 第8回（29年4月24日開催）
 - ・表彰制度の基本的枠組み
 - ・金融中介の質の向上に向けた対話の結果
- ④ 第9回（29年5月31日開催）
 - ・企業アンケート調査の結果
 - ・信用金庫・信用組合における金融中介機能の質の向上に向けた組織的・継続的な取組み事例

III 企業アンケート調査

金融サービスの利用者の声を金融行政に反映するため、金融庁では、27事務年度より、企業アンケート調査等を継続的に実施してきている。

28事務年度は、取引金融機関に対する企業の評価を把握するため、地域銀行をメインバンクとする中小企業を中心に約3万社のアンケート調査を実施し、8,901社から回答（回答率約3割、地域銀行1行あたりの平均回答社数は126社）を得た。

【参考】アンケート調査結果の概要

① 金融機関の融資に関する評価

- i) メインバンクが担保や保証がないと融資に応じてくれないと感じている企業は全体の4割（要注意先以下で約5割、正常先上位でも約2割）。信用保証協会の保証を利用していると回答した企業は約6割（正常先上位では約3割）。
- ii) 「経営者保証に関するガイドライン」については、適用開始後3年余りが経過しているが、個人保証を提供した者の約6割はガイドラインの活用について説明を受けていない。
- iii) 過去1年以内に資金繰りに困った企業が約2割（要注意先以下では約半数）存在し、そのうち特段支援を受けていない企業は約3割（要注意先以下では約4割）。

② 金融機関のサービスに対する評価

- i) メインバンクによる企業への訪問は、債務者区分が下位になるほど減少。
- ii) 金融機関が提供するサービスは、経営課題を抱えている債務者区分下位の企業には役立っている。提供されたサービスが非常に役に立ったと回答した企業の約7割が金融機関との取引を拡大。
- iii) 貸出金利回りの低下幅が緩やかな銀行上位30行は、経営上の課題や悩みの把握、提供するサービス効果の双方において、利回り低下幅の大きい銀行下位30行よりも、顧客企業から比較的高い評価を得ている。特に、メイン先の企業や要注意先以下の企業からの評価に大きな差が存在。

③ その他

- i) 政府系金融機関と取引を行っていると回答した企業は全体の約5割、正常先上位でも4割。政府系金融機関と取引を選択した理由については、「民間金融機関も支援してくれたが、政府系金融機関の方が借入条件が良かったから」と回答した企業は約6割。一方、「民間金融機関では支援してくれなかったから」と回答した企業は1割弱。
- ii) 金融機関との取引に満足の理由は、民間金融機関は、「事業への理解」、「相談・要望への迅速な対応」との回答がいずれも2割強と高く、「融資条件が良い」との回答の約3倍。他方、政府系金融機関は、「融資条件が良い」との回答が約2割と、民間金融機関に比べ高い。

IV 「金融仲介機能のベンチマーク」

金融機関が、金融仲介の質を一層高めていくためには、自身の取組みの進捗状況や課題等について客観的に評価し顧客に開示していくことが重要である。こうした考えの下、「金融仲介の改善に向けた検討会議」での議論等も踏まえ、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標（「金融仲介機能のベンチマーク」）を策定し、28年9月15日に公表した。

当該ベンチマークについては、29年8月末までに、全ての地域銀行がベンチマーク55項目のうちいずれかの指標を開示しており、開示の内容を見ると、自行の経営戦略に沿って取組状況を具体的に分かりやすく開示している事例がある一方、自行が用いている指標の定義が示されていないなど、顧客等が指標の意義を理解することが難しい開示となっている事例も確認された。

また、一部の地域銀行との間でのベンチマーク等の客観的な指標の活用状況に係る対話や、地域銀行から提出されたベンチマークの指標の分析を通じて、当該ベンチマーク等の指標は個々の金融機関における金融仲介の取組みに関する客観的な指標と課題の特定に有用であり、また、指標の定義が金融機関間で統一されることにより、顧客から見て金融機関毎の比較が可能となること、金融機関の自己評価において自行の位置づけの把握が可能となることが明らかとなつた。

V 経営者保証に関するガイドラインの活用促進

経営者保証に関するガイドラインの積極的な活用により、中小企業等の経営者による思い切った事業展開や創業を志す者の起業への取組みの意欲の増進が図られることによって、中小企業等の活力が一層引き出され、ひいては、日本経済の活性化に資することが期待されている。当庁としては、金融機関等によるガイドラインの積極的な活用を通じ、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着することが重要であるとの認識の下、以下のような取組みを実施した。

- ① 民間金融機関におけるガイドラインの活用実績の集計結果を公表（29年1月、6月）。29年6月の公表においては、28年度下期の「事業承継時（代表者の交代時）における対応」の実績も公表（資料9-8-1参照）
- ② ガイドラインの活用に関して、広く実践されることが望ましい取組みを取りまとめた参考事例集について、取組事例を追加した改訂版を公表（29年4月）（資料9-8-2参照）
- ③ ガイドラインの円滑な運用を図る観点から、ガイドラインのQ&Aの一部を改定（29年6月）
- ④ ガイドライン及びその活用状況をより広く周知するために、金融機関による開示を更に促す旨を「平成28事務年度金融行政方針」に明記（平成28年10月）
- ⑤ 金融業界団体との意見交換会において、ガイドラインの活用促進に向けた組

織的な取組み事例を共有（29年1月～3月）

- ⑥ 政府広報によるガイドラインの広報の実施（29年2月）
- ⑦ 金融機関に、中小企業等の顧客に対し、積極的にガイドラインの周知を行うとともに、ガイドラインの更なる活用に努めること等を要請（28年12月、29年2月）（資料9-8-3参照）
- ⑧ 地域経済活性化支援機構において、経営者保証付債権等を買取り、ガイドラインに沿った整理を行う特定支援業務について、26年10月の業務開始以降、29年6月末までに、50件の支援を実施

VI 金融仲介の質の向上に向けたシンポジウム

各財務（支）局（沖縄総合事務局を含む。）において、「顧客との「共通価値の創造」の構築」をテーマとして「金融仲介の質の向上に向けたシンポジウム」を開催（29年3月）した。本シンポジウムでは、有識者や専門家による講演及び、有識者と地域関係者（地元企業経営者等）によるパネルディスカッションを通じて、地域の企業や金融関係者等に対して「共通価値の創造」の考え方の普及・啓発を図った。

第9節 偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応

I 被害及び補償の状況（資料9－9－1参照）

「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預貯金者保護法）の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード等による被害の発生状況等を四半期ごとに取りまとめ、平成19年3月（18年12月末時点）より公表している。

最近の被害発生状況及び補償状況を見ると、以下のとおりとなっている。

- ① 偽造キャッシュカードによる被害発生件数は、26年度は301件、27年度は382件、28年度は261件となっている。28年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、98.3%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ② 盗難キャッシュカードによる被害発生件数は、26年度は3,057件、27年度は2,857件、28年度は3,622件となっている。28年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、44.8%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ③ 盗難通帳による被害発生件数は、26年度は101件、27年度は103件、28年度は52件となっている。28年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、67.6%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ④ インターネットバンキングにおける被害発生件数は、26年度は1,408件、27年度は1,542件、28年度は748件となっている。28年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、84.5%（件数ベース）を金融機関が補償している。

II 金融機関における対応状況（資料9－9－2参照）

預貯金者保護法の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況についてアンケート調査を実施し、18年2月（17年12月末時点）から、各年度に一度公表している。28年度は、各預金取扱金融機関の28年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計した（28年8月31日に概要を公表）。

また、インターネットバンキングにおける被害件数が、引き続き高水準で推移していることを踏まえ、業界団体を通じて、有効なセキュリティ対策の継続的な取組みを促すとともに、被害が多かった預金取扱金融機関等に対しては、個別にヒアリングを実施するなどして、セキュリティ対策の向上等の対応を促した。

第10節 振り込め詐欺等への対応

I 金融庁における取組状況

金融庁では、振り込め詐欺等の預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手先から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等について、四半期毎に公表を行っている。

金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数は、26年度は1,076件、27年度は695件、28年度は492件であり、調査を開始した15年9月以降29年3月末までの累計は43,586件となっている。

II 金融機関における取組状況

預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、金融機関において、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝要である。

金融庁及び全国の財務局等が提供した情報のうち、金融機関において利用停止したのは、26年度は466件、27年度は353件、28年度は236件、強制解約等をしたのは、26年度は364件、27年度は218件、28年度は208件であり、調査を開始した15年9月以降29年3月末までの累計は、利用停止が23,745件、強制解約等が15,507件となっている。

第10章 信託会社等の検査・監督をめぐる動き

第1節 信託会社等に関する総合的な監督指針

本監督指針については、平成16年12月の信託業法の改正を踏まえ策定されたものであり、信託会社等の監督事務に関し、その基本的考え方、免許・登録審査に際しての留意事項、業務運営の状況に関する報告・改善を求める場合の留意事項等を総合的にまとめたものであり、28事務年度においては、以下のとおり本監督指針の改正を行っている。

1. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正（28年7月27日）

「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等を踏まえ、取引時確認等の措置を的確に実施するための体制整備等について着眼点を追記する等の改正を行ったもの（28年10月1日より適用）。

2. 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に係る改正（28年9月9日）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の施行に伴う所要の改正を行ったもの（28年9月9日より適用）。

3. 金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正（29年3月23日）

28年3月1日付で公布・施行された金融庁への役員等の氏名届出等に係る内閣府令等及び監督指針の改正の際に寄せられた意見を受け、金融機関が当庁へ提出する一定の書類について役員等の氏名を記載する際に婚姻前の氏名のみを使用することを可能とするため、内閣府令等とともに所要の改正を行ったもの（29年4月1日より適用）。

4. 「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正（29年3月31日）

「個人情報の保護に関する法律」等の改正に伴う所要の改正を行ったもの（29年5月30日より適用）。

第2節 信託会社等の新規参入（資料10-2-1参照）

平成16年12月30日の改正信託業法の施行に伴い、信託の扱い手が拡大され、29年6月30日現在、運用型信託会社7社、管理型信託会社13社及び特定信託業者8社（24件）、自己信託1社、信託契約代理店226社（注）が参入している。28年7月1日から29年6月30日までの間に免許・登録・届出を行った信託会社等は、以下のとおり。

- ① 運用型信託会社（免許制）及び管理型信託会社（登録制）
運用型信託会社については、新たな免許は行っていない。管理型信託会社の登録は1社、廃業等による登録抹消は行っていない。
- ② 信託契約代理店（登録制）
信託契約代理業の登録は68社、廃業等による登録抹消は2社となっている。

（注）信託契約代理店226社のうち131社は、信託業法の施行前に内閣総理大臣の認可を受けて設置されていた信託代理店であり、信託業法の施行時に信託契約代理店に移行したものである。

第3節 信託会社等に対する金融モニタリング

信託会社は、信託業法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、28事務年度は、2社に対して検査を実施した。

第4節 類似商号への対応

信託業法は、信託会社に対してその商号に「信託」という文字の使用を義務付けるとともに、一般公衆の誤認防止を図るため、銀行や証券会社などと同様、信託会社でない者に対してその商号中に信託会社であると誤認させるおそれのある文字の使用を禁じており（信託業法第14条第2項）、違反者には30万円以下の罰金が課せられる（信託業法第97条第3号）。

しかし、一方で、信託業法の改正により金融機関以外の者による信託業への参入が認められ、信託への関心が高まっている昨今、貸金業の登録を受けていない業者がその商号に「信託」という文字を使用して顧客を信用させ、貸付けを行おうとする例が見受けられるところである。

このような例をはじめ、商号に信託会社であると誤認させるおそれのある文字を使用している業者に対して、金融庁及び財務局は、主に次のような対応を取るとともに、金融庁ホームページ等において注意喚起を行っている。

- ① 文書による警告や検査当局への連絡などを行う。
- ② 財務局登録を詐称する貸金業無登録業者については、金融庁及び財務局のホームページに当該業者の一覧表を掲載しているところであるが、このうち、商号に「信託」を使用している業者については、一覧表の「備考」欄に信託業法（商号規制）違反である旨を記載する。

また、貸金業無登録業者も含め、商号に「信託」を使用している業者の情報を一般に提供するため、金融庁及び財務局のホームページに「商号に「信託」の文字を使用している無免許・無登録業者一覧」を別途掲載する。

第11章 保険会社等の検査・監督をめぐる動き

第1節 保険会社向けの総合的な監督指針

本監督指針については、平成17年8月12日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、28事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

- (1) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正（28年7月27日）
「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等を踏まえ、取引時確認等の措置を的確に実施するための体制整備等について着眼点を追記する等の改正を行ったもの（28年10月1日より適用）。
- (2) 秩序ある処理等の円滑な実施の確保のために求められる店頭デリバティブ取引等に係る外国法準拠の契約の管理態勢についての改正（28年8月8日）
秩序ある処理等の円滑な実施の確保のために求められる店頭デリバティブ取引等に係る外国法準拠の契約の管理態勢についての監督上の着眼点等を明確化する観点から、所要の改正を行ったもの（29年4月1日より適用）。
- (3) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の施行に係る改正（28年9月9日）
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の施行に伴う所要の改正を行ったもの（28年9月9日より適用）。
- (4) 金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正（29年3月23日）
28年3月1日付で公布・施行された金融庁への役員等の氏名届出等に係る内閣府令等及び監督指針の改正の際に寄せられた意見を受け、金融機関が当庁へ提出する一定の書類について役員等の氏名を記載する際に婚姻前の氏名のみを使用することを可能とするため、内閣府令等とともに所要の改正を行ったもの（29年4月1日より適用）。
- (5) 「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正（28年3月31日）
「個人情報の保護に関する法律」等の改正に伴う所要の改正を行ったもの（29年5月30日より適用）。

第2節 保険会社の概況

I 平成29年3月期決算状況

1. 生命保険会社（資料11-2-1参照）

（1）損益の状況

生命保険会社の本業における基礎的な収益を示す基礎利益をみると、変額年金等の最低保証に係る費用が減少したことなどから、3兆3,927億円（27年度は3兆3,342億円）と585億円増加した。

上記に加え、27年度の法人税率引下げに伴う繰延税金資産の取崩しの影響が剥落したことなどから、当期純利益（純剰余）は1兆3,968億円（27年度は1兆3,438億円）と530億円増加した。

（2）ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、一部の保険会社における株式残高の増加に伴い資産運用リスクが増加したことなどから、27年度末と比較して低下した（全社平均965.5%（27年度比▲24.1%ポイント））。

2. 損害保険会社（資料11-2-2参照）

（1）損益の状況

正味収入保険料は27年度の火災保険販売が好調であった影響の剥落等により8兆5,145億円（27年度は8兆6,366億円）と1,220億円減少したが、自然災害による保険金の支払いが減少したことを主因に、経常利益は8,919億円（27年度は8,209億円）と710億円増加し、当期純利益も6,538億円（27年度は5,777億円）と761億円増加した。

（2）ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、業績好調に伴いソルベンシー・マージンが増加したことなどから、27年度末と比較して上昇した（全社平均742.3%（27年度比+46.6%ポイント））。

II 再編等の状況（資料11-2-3～7参照）

1. 概要

保険業界を取り巻く環境が大きく変化する中、利用者利便の向上や経営基盤の安定化等を図るため、生・損保会社において業務提携・統合・合併等の動きがみられる。

なお、29年6月末現在における会社数は、生命保険会社38社、外国生命保険会社3社、損害保険会社30社、外国損害保険会社21社、免許特定法人1社、保険持株会社11社である。

2. 主要会社の再編等

28年7月以降、以下のような再編が行われた。

再編前保険会社名	再編後保険会社名	再編日
・エース損害保険株式会社		
・フェデラル・インシュアランス・カンパニー	・Chubb 損害保険株式会社	28年9月30日

第3節 保険会社に対する金融モニタリング（資料9－3－1参照）

28 事務年度の保険会社に対するモニタリングについては、少子高齢化の進展や貯蓄・投資手段の多様化等、将来的に国内生命保険市場の縮小が予想される中で、こうした環境変化が生命保険会社の経営にどのような影響を与えるか、コスト面を踏まえた事業の在り方や収益構造等の分析を行ったほか、ビジネスモデルが顧客のニーズに応えつつ持続可能なものになっているか、実態把握を行った。

また、低金利環境が継続する中で、生命保険会社がリスク管理と一体となった資産運用の最適化の観点からどのような取組みを行っているかについて実態把握を行うとともに、保険会社がその収益構造やリスク特性等を変化させる中で、高度なリスク管理に支えられたリターンの向上等を通じてビジネスの持続可能性をどのように確保しているか、統合的リスク管理（ERM）の状況をモニタリングした。

さらに、27 事務年度に把握した大手生命保険会社 4 社（日本生命、第一生命、明治安田生命、住友生命）及び大手損害保険会社 3 グループ（東京海上グループ、MS&AD グループ、損保ジャパン日本興亜グループ）における M&A 実施後における買収先の管理・監督に関するガバナンスの発揮状況についてフォローアップを行った。

加えて、顧客本位の業務運営の浸透・実践の観点から、保険会社による金融機関代理店における外貨建保険等の販売の実態を確認したほか、乗合代理店を主な販売チャネルとする生命保険会社と大手乗合代理店を対象としたヒアリングを通じて、乗合代理店が保険会社から得ている報酬である募集手数料と、キャンペーン手数料やボーナス手数料などといったインセンティブ報酬について、『質』と『量』の両面から実態把握を行った。

また、平成 28 年 5 月の改正保険業法の施行を踏まえた保険代理店の業務運営面に関して、顧客本位の取組みが行われているか、全国各地に所在する様々な規模や業務特性を有する保険代理店（100 先）に対して、①顧客の意向把握・確認にかかる実務上の創意工夫の事例や、②保険代理店の規模や業務特性を踏まえた体制整備の状況に関して、ヒアリングを通じて確認し、その結果を 29 年 2 月に公表した。

(注)上記のモニタリングの結果に関しては、平成 29 年 10 月 25 日に公表された「平成 28 事務年度金融レポート」を参照。

第4節 ソルベンシー・マージン比率の見直しについて

ソルベンシー・マージン比率の計算の適正化を図るため、所要の改正を行った。具体的には、デリバティブ取引リスクに係る相当額の算定対象となる取引から、日々の値洗いによる証拠金が必要な取引であって、清算機関等が債務を負担して行う取引に係るものと除くこととする告示の改正を行った（平成29年3月28日公布、同月31日施行）。

なお、資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法の検討の一環として、28年6月、全保険会社を対象にしたフィールドテストを実施し、29年3月、当該フィールドテストの結果を公表した。（資料11-4-1参照）

第5節 保険商品審査態勢について

保険商品については、多様化する国民の保険ニーズに的確に応えるものであるとともに、保険契約者等にとって簡素で分かりやすい商品内容となることが重要である。

このため、商品審査に当たっては、保険会社等との間で双方向の協議を十分に行つたほか、保険会社の商品部長との意見交換（平成28年9月、29年4月）、公益社団法人日本アクチュアリー会との意見交換（29年3月）を行つた。また、商品審査を通じて当局と申請会社との間で共有するに至つた問題認識等を記載した「商品審査事例集」の策定（29年3月、6月）及び業界周知を行い、審査の予見性、効率性、迅速性等の向上を図つた。

第6節 少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き（資料11-6-1参照）

少額短期保険業者の概況

「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）が18年4月1日に施行され、従前、保険業法の規制の外にあった、特定の者を相手方として引受けを行う、いわゆる「根拠法のない共済」が原則として保険業法の規制対象となった。併せて、これら「根拠法のない共済」及び新規参入業者の受け皿として、保険会社と比べて取り扱う保険金額が少額であり、保険期間が短いもののみを取り扱う少額短期保険業制度が創設された。

「少額短期保険業者向けの監督指針」については、18年4月1日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、隨時、改正を行ってきたところであり、28事務年度においても、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正（28年7月27日改正、同年10月1日適用）、少額短期保険業者または保険募集人に係る不祥事件等に関する監督上の対応に係る改正（28年8月12日改正、同日適用）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に係る改正（28年9月9日改正、同日適用）、金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正（29年3月23日改正、同年4月1日適用）、「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正（28年3月31日改正、29年5月30日適用）を行った。

少額短期保険業者に対する検査・監督権限は、金融庁長官から各財務局長等に委任されている。28事務年度においては、事業規模、取り扱っている商品や募集形態等の特性を踏まえ、顧客保護の観点から、各業者の経営管理態勢、財務の健全性及び業務の適切性等に関し、各財務局等を通じて必要な指導・監督を行った。その際、経営管理態勢及び財務の健全性等を中心に注意深くモニタリングを行った。

また、同事務年度においては、少額短期保険業者4業者に対して検査を実施した。

なお、同事務年度においては、5業者を新規に登録したことから、29年6月末現在の業者数は、90業者となった。

第7節 認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き（資料11-7-1参照）

認可特定保険業者の概況

前節のとおり、「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）（以下、「改正法」という。）の成立を受け、少額短期保険業制度が創設されたが、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行っていた者については、経過措置として特定保険業という枠組みを設け、届出を行うことで20年3月31日まで各財務局等の監督下で業務を継続しながら、保険業法の規制に適合するよう対応を求めた。しかしながら、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行ってきた団体の中には、保険業法の規制に適合することが直ちに容易ではない者も存在していた。

また、これとは別に、共済事業を行っていた特例民法法人（公益法人）については、改正法において、当分の間、当該共済事業を引き続き特定保険業として実施できると規定された。しかしながら、20年の公益法人制度改革により、特例民法法人は、25年11月末までに一般社団法人等に移行することとされ、一般社団法人等への移行後は、保険業法の適用を受けることとなり、現在行っている特定保険業が継続できなくなった。

このような状況を受けて、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成22年法律第51号）により、改正法の公布の際現に特定保険業を行っていた者のうち、一定の要件に該当する者については、23年5月13日から当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができるようになった。

認可特定保険業者の所管行政庁は、特例民法法人であった者については特例民法法人であったときの主務官庁、それ以外の者については内閣総理大臣（権限は、内閣総理大臣から金融庁長官が委任を受け、各財務局長等に再委任されている。）と規定されている。

認可特定保険業者の認可については、25年11月に申請期限を迎える財務局所管業者は7法人となった。28事務年度においては、認可特定保険業者の規模・特性を踏まえながら業務の適切性等に関し、丁寧な指導・監督を行った。

なお、同事務年度においては、財務局所管の認可特定保険業者に対する検査は実施していない。

第12章 金融商品取引業者等の監督をめぐる動き

第1節 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

本監督指針については、平成19年9月30日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、28事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

1. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正（28年7月27日）
「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等を踏まえ、取引時確認等の措置を的確に実施するための体制整備等について着眼点を追記する等の改正を行ったもの（28年10月1日より適用）。
2. 秩序ある処理等の円滑な実施の確保のために求められる店頭デリバティブ取引等に係る外国法準拠の契約の管理態勢についての改正（28年8月8日）
秩序ある処理等の円滑な実施の確保のために求められる店頭デリバティブ取引等に係る外国法準拠の契約の管理態勢についての監督上の着眼点等を明確化する観点から、所要の改正を行ったもの（29年4月1日より適用）。
3. 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に係る改正（28年9月9日）
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の施行に伴う所要の改正を行ったもの（28年9月9日より適用）。
4. 金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正（29年3月23日）
28年3月1日付で公布・施行された金融庁への役員等の氏名届出等に係る内閣府令等及び監督指針の改正の際に寄せられた意見を受け、金融商品取引業者等が当庁へ提出する一定の書類について役員等の氏名を記載する際に婚姻前の氏名のみを使用することを可能とするため、内閣府令等とともに所要の改正を行ったもの（29年4月1日より適用）。
5. カウンター・シクリカル・バッファーの運用枠組み整備に係る改正（29年3月31日）
国際合意に基づき、カウンター・シクリカル・バッファーの運用枠組みを整備する観点から改正を行ったもの（29年4月1日より適用）。
6. 「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正（29年3月31日）
「個人情報の保護に関する法律」等の改正に伴う所要の改正を行ったもの（29年5月30日より適用）。

7. 適格機関投資家等特例業務届出者に係る改正（29年6月16日）

28年3月1日施行の改正金融商品取引法により、新たに適格機関投資家特例業務届出者による事業報告書の提出や適格機関投資家等特例業務届出者に係る届出事項の内閣総理大臣による公衆縦覧が開始された。

これにより、ファンドモニタリング調査が廃止となり、金融庁ウェブサイトにおける公衆縦覧が開始されたため、所要の改正を行った（29年6月16日より適用）。

第2節 金融商品取引業者等に対する金融モニタリング

金融商品取引業者等は、①金融仲介機能の適切な発揮に向けた不断の努力により、我が国の金融・資本市場に対する信認を高め、さらには我が国経済の発展に貢献していくこと、②国民のニーズに適った金融商品・サービスを提供することにより、その安定的な資産形成を支援することが求められている。

このような認識の下、金融商品取引業者等について、ビジネス動向・収益構造等の把握を行うとともに、法令等を踏まえた業務運営を行っているか等投資者保護上の観点から、証券取引等監視委員会と連携しつつ、モニタリングを実施した。

例えば、平成27事務年度において、複数の証券会社が、私募債（レセプト債等を裏づけとするもの）の取扱いにあたり、その発行体の財務状況等について実態と異なる説明を行っていた事例が発覚したが、平成28事務年度に、上記モニタリングの一環として改善状況のフォローを進めた結果、投資者保護のための態勢整備は進展しつつある。

また、適格機関投資家等特例業務届出者に係る制度の見直しに基づき、同届出者に対し追加届出書の提出義務が課せられたところ、連絡の取れない者を含め追加届出書を提出しない者が多数判明したことから、所要の行政対応を進めてきた。

第3節 第一種金融商品取引業

I 第一種金融商品取引業者の概況

1. 第一種金融商品取引業者の数の推移（資料 12-3-1 参照）

（1）第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者は、平成 28 年 7 月以降、13 社が新規に登録を受けている。

また、第一種金融商品取引業者以外の金融商品取引業者 1 社が、第一種金融商品取引業を行うため、変更登録を受けている。

一方、金融商品取引業の廃止等に伴い、第一種金融商品取引業者 4 社が金融商品取引法第 29 条の登録を抹消されている。

これらの結果、29 年 6 月末現在における第一種金融商品取引業者数は 289 社となっている。

なお、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者（金融商品取引法第 28 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る）については、260 社となっている。

① 新規参入第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	登録の状況	登録年月日
ヴァンテージ・キャピタル・マーケット・ジャパン株式会社	○	新規登録	28 年 7 月 7 日
ぐんぎん証券株式会社	○	新規登録	28 年 7 月 15 日
DBS 証券株式会社	○	新規登録	28 年 7 月 21 日
オービス・インベストメンツ株式会社	○	新規登録	28 年 8 月 9 日
Binary 株式会社	—	新規登録	28 年 9 月 1 日
FPL 証券株式会社	○	新規登録	28 年 10 月 3 日
株式会社日本クラウドキャピタル ^(※)	○	新規登録	28 年 10 月 13 日
ほくほく TT 証券株式会社	○	新規登録	28 年 10 月 18 日
七十七証券株式会社	○	新規登録	29 年 1 月 11 日
ドイチエ・アセット・マネジメント 株式会社	○	変更登録	29 年 1 月 19 日
京銀証券株式会社	○	新規登録	29 年 3 月 9 日

株式会社 FOLIO	○	新規登録	29年4月4日
株式会社アルフィックス	—	新規登録	29年5月9日
トロント・ドミニオン日本証券株式会社	○	新規登録	29年6月1日

※第一種少額電子募集取扱業者。

- ② 金融商品取引業の廃止等（金融商品取引法第29条の登録の抹消を伴うもの）
又は変更登録（第一種金融商品取引業の廃止）した第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	廃止等 の状況	廃止等年月日
中泉証券株式会社	○	合併消滅	28年12月26日
六和証券株式会社	○	廃止	29年1月1日
ストラテジック証券株式会社	○	解散	29年2月28日
オリックス・ホールセール証券株式会社	○	廃止	29年3月10日

（2）特別金融商品取引業者

29年6月末現在、金融商品取引法第57条の2第1項に基づく特別金融商品取引業者に該当する旨の届出を行っている第一種金融商品取引業者は、21社となっている。

特別金融商品取引業者

SMB C日興証券(株)	クレディ・スイス証券(株)
ゴールドマン・サックス証券(株)	J Pモルガン証券(株)
シティグループ証券(株)	大和証券(株)
ドイツ証券(株)	日本相互証券(株)
野村證券(株)	バークレイズ証券(株)
BNPパリバ証券(株)	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)
みずほ証券(株)	モルガン・スタンレーMUF G証券(株)
メリルリンチ日本証券(株)	UBS証券(株)
(株)SBI証券	野村ファイナンシャル・プロダクト・サービス(株)
ナティクシス日本証券(株)	ソシエテ・ジェネラル証券(株)
楽天証券(株)	

（3）指定親会社

29年6月末現在、特別金融商品取引業者の親会社のうち、金融商品取引法

第 57 条の 12 第 1 項に基づく指定を受けている指定親会社は、野村ホールディングス株及び(株)大和証券グループ本社の 2 社となっている。

2. 国内証券会社の 28 年度決算概要（資料 12-3-2～3 参照）

国内証券会社 242 社の 28 年度決算（単体）は、市場環境が不安定となることが多い中、株式売買委託手数料収入や投信関連手数料収入が減少したことなどから、前年同期比で、多くの会社が減収・減益となった。

営業収益は、前年同期比 469 億円減の 3 兆 9,182 億円（同 1% 減）、販売費・一般管理費は、同 402 億円増の 2 兆 8,035 億円（同 2% 増）、経常損益は、同 1,425 億円減の 7,347 億円（同 16% 減）、当期損益は、一部の社におけるグループ内再編に伴う特別利益の計上等により、同 590 億円増の 6,626 億円（同 10% 増）となった。

なお、投資信託関連手数料をみると、販売手数料を重視した営業から、預り資産残高重視の営業へ移行している証券会社は増加しているものの、市場環境の影響等により、投資信託代行手数料（信託報酬）は、前年同期比 159 億円減の 2,309 億円（同 7% 減）、投資信託販売手数料は、同 567 億円減の 2,735 億円（同 17% 減）となった。

II 第一種金融商品取引業者に対する行政処分

第一種金融商品取引業者に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反等が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきている。

28 年 7 月以降の第一種金融商品取引業者に対する行政処分の状況については、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、1 社（1 件）に対し行政処分を行っており、その内訳は次のとおりとなっている。

- ① 登録の取消及び業務改善命令 0 件
- ② 業務停止命令及び業務改善命令 0 件
- ③ 業務改善命令 1 件
- ④ 資産の国内保有命令及び業務改善命令 0 件
- ⑤ 資産の国内保有命令 0 件

なお、行政処分に至った法令違反等の内容は、「著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為」となっている。

III 投資者保護基金について

金融システム改革に伴う証券取引法の改正（10 年 12 月 1 日施行）において、顧客資産の分別保管の義務化とともに、証券会社の破綻の際のセーフティネットとし

て、投資者保護基金制度を創設し、全ての証券会社（金融商品取引法施行後は、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者）に投資者保護基金への加入を義務付けた。

基金制度創設当初より、国内系証券会社（235 社）を中心に設立された日本投資者保護基金と外資系証券会社（46 社）を中心に設立された証券投資者保護基金が存在していたが、14 年 7 月 1 日に統合し、日本投資者保護基金に一本化され今日に至っている（29 年 6 月末時点 258 社、同年 3 月末時点基金規模約 574 億円）。

（資料 12－3－4 参照）

第4節 第二種金融商品取引業

I 第二種金融商品取引業者の概況（資料12－4－1参照）

第二種金融商品取引業者は、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）持分の販売、信託受益権の販売、投資信託の直接販売等を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

平成29年6月末現在における第二種金融商品取引業者は1,165社となっている。

II 第二種金融商品取引業者に対する行政処分

28年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、7社に対して行政処分を行っており、その内訳は登録取消しが4件（うち3件は業務改善命令を含む。）、業務改善命令が3件となっている。

なお、行政処分に至った違法行為等の内容は、「出資金の流用を知りながら匿名組合契約に基づく権利の私募の取扱いを行っている状況」、「金融商品取引契約の締結又は勧誘において重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」等となっている。

第5節 投資助言・代理業

I 投資助言・代理業者の概況（資料12－5－1参照）

投資助言・代理業者は、投資顧問契約に基づく助言や、投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

平成29年6月末時点では、投資助言・代理業者数は985社となっている。

II 投資助言・代理業者に対する行政処分

28年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、3社に対して行政処分を行っており、その内訳は、業務停止命令（業務改善命令を含む。）が3件となっている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」等となっている。

第6節 投資運用業

I 投資運用業者の推移

投資運用業者は、投資信託委託業者、投資法人資産運用業者、投資一任業者及び自己運用業者の4類型に分類される。

平成29年6月末現在の投資運用業者数は355社（投資信託委託業者100社、投資法人資産運用業者84社、投資一任業者273社、自己運用業者30社）となっている。（資料12-6-1参照）

（注）重複して業務を行っている投資運用業者がいるため、その内訳である投資信託委託業者数、投資法人資産運用業者数、投資一任業者数及び自己運用業者数を合計した数値は、投資運用業者数と同一にはならない。

II 投資法人の推移

29年6月末現在の登録投資法人は89社（不動産系83社、インフラ系4社、証券系2社）となっている。

このうち、上場不動産投資法人（いわゆるJ-REIT）58社の運用資産残高の合計は、29年5月末で116兆8,104億円（前年比10.7%増）となっている。

28年7月以降、18件のIPOを伴う新規上場があった。（資料12-6-2参照）

III 運用資産の推移

28年度の投資信託については、資金流入により純資産残高は増加している。

投資信託については、純資産残高は29年6月末で公募投信101兆4,152億円（前年比17.8%増）（株式投信88兆0,474億円（同18.8%増）、公社債投信13兆3,679億円（同12.1%増））、私募投信76兆8,726億円（同16.2%増）（株式投信72兆6,633億円（同15.9%増）、公社債投信4兆2,093億円（同21.5%増））となっている。（資料12-6-3参照）

投資一任契約資産残高については、29年3月末で222兆774億円（同11.4%増、一般社団法人日本投資顧問業協会員合計）となっている。

自己運用業者が運用するファンドの総資産額は、3,402億円となっている（28事業年度に提出された事業報告書を基に集計）。

第7節 登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者

I 登録金融機関の概況

平成29年6月末現在における登録金融機関数は、1055社となっている。(資料12-7-1参照)

登録金融機関に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反等が認められた場合には、法令に則り厳正に対処している。

なお、28年7月以降の登録金融機関に対する行政処分の実績はない。

II 取引所取引許可業者の概況

取引所取引許可業者は、国内に拠点を有しない外国証券業者で、金融商品取引法第60条第1項に基づく許可を受けて、国内の金融商品取引所における取引を業として行うことができる者であり、金融庁が監督している。

29年6月末現在における取引所取引許可業者は1社となっている。(資料12-7-2参照)

III 金融商品仲介業者の概況

平成29年6月末現在における金融商品仲介業者数は、862業者となっている。(資料12-7-1参照)

なお、28年7月以降の金融商品仲介業者に対する行政処分の実績はない。

第8節 信用格付業者

I 信用格付業者の概況（資料12-8-1参照）

信用格付業者は、信用格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供する行為を業として行う者であり、金融庁が監督している。

平成29年6月末現在における信用格付業者は7社となっている。

II 信用格付業者の特定関係法人

29年6月末現在、金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に基づき金融庁長官による指定を受けた信用格付業者の関係法人（特定関係法人）は、44法人となっている。

金融庁長官の指定を受けた信用格付業者の関係法人の概要（29年6月末現在）

信用格付業者名	対象となる関係法人
ムーディーズ・ジャパン株式会社	17法人
S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社	14法人
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	13法人

第9節 適格機関投資家等特例業務届出者

I 適格機関投資家等特例業務届出者の概況

適格機関投資家等特例業務届出者は、集団投資スキーム持分の自己募集やその財産の自己運用のうち、適格機関投資家（いわゆるプロ投資家）が1名以上及びそれ以外の者49名以下の投資家を相手に業務を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。また、特例投資運用業者は、金融商品取引法施行前に募集が完了した集団投資スキームの財産の自己運用を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。

平成29年3月末現在、これらの届出業者は2,264者（業務廃止命令発出先500者を除く）である。

II 適格機関投資家等特例業務届出者に対する行政処分等について

金融商品取引法の一部を改正する法律（平成27年法律第32号）による届出事項の拡充に伴い、同法施行前に当局に届出を行い、引き続き特例業務を行う業者について、施行日（平成28年3月1日）から起算して6か月以内に、金商法第63条第2項各号に掲げる事項等を記載した書面等（以下「追加届出書」という。）の提出義務が課せられた。

しかしながら、法定提出期限経過後において、連絡が取れない業者や追加届出書を提出しなかった業者が565者認められたことから、それらの業者に対して行政処分（業務廃止命令及び業務改善命令）を実施した。

なお、追加届出書を法定提出期限経過後に提出した業者12者に対しても、行政処分（業務改善命令）を実施した。

上記のほか、28年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、14者に対して行政処分を行っており、その内訳は業務廃止命令が9件（全て業務改善命令を含む。）、業務改善命令が5件となっている。

行政処分に至った違法行為等の内容は、「無登録で投資運用業を行っている状況」、「投資者保護上問題のある業務運営」等となっている。

また、28年7月以降、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針に基づき、適格機関投資家等特例業務届出者1者（無登録金融商品取引業及び虚偽の告知等を行った者）に対して警告を行っている。

第10節 認定投資者保護団体

認定投資者保護団体制度とは、苦情解決・あっせん業務の業態横断的な取組みを更に促進するため、金融商品取引法上の自主規制機関以外の民間団体が行う苦情解決・あっせん業務について、行政がこれを認定すること等により民間団体の業務の信頼性を確保する制度である。

金融商品取引法第79条の7の規定に基づき、平成29年6月30日現在、下記の団体を認定投資者保護団体として認定している。

(29年6月30日現在)

認定日	団体名	所在地
22年1月19日	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター	東京都中央区日本橋茅場町2-1 -1

第11節 詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について

I 相談件数の状況等

平成28事務年度において、金融庁金融サービス利用者相談室では、詐欺的投資勧誘等に関する相談件数は、861件となっており、その年齢別内訳は60代以上が半数以上（約60%）を占める傾向は変わらないが、20代から40代の相談割合が増加しており、その半数以上が被害後の相談となっている。これらの相談には、インターネットを通じた海外の無登録FX業者との取引などが多く含まれる。

商品別では、最近は集団投資スキーム（ファンド）の取引に関する相談件数が減少してきている（26事務年度654件→27事務年度514件→28事務年度362件）。一方、FX取引に関する相談件数が多く認められており（28事務年度878件）、海外所在の無登録業者のインターネット広告を見て取引を開始したが、返金に応じてもらえない、といった相談が目立つ。

なお、相談内容には、無登録業者が関与する詐欺的なものが多く、金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等も発生している。

II 対応

金融庁は、詐欺的な投資勧誘の問題について、従来から、証券取引等監視委員会等とも連携しつつ、以下のような対応に取り組んできた。

- ① 金融庁ウェブサイト等を通じた注意喚起
- ② 登録業者に関する問題事例について、検査・監督を通じた厳正な対応
- ③ 無登録業者及び届出業者に関する問題事例について、当該業者への警告書の発出及びその旨のウェブサイト上の公表、警察当局との連携
(注) このほか、証券取引等監視委員会においては、金融商品取引法違反行為を行う無登録業者等に対して、金融商品取引法第192条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行っている。
- ④ 「集団投資スキーム（ファンド）連絡協議会」等を通じた関係行政機関等との連携の強化

第13章 その他の金融業の検査・監督をめぐる動き

第1節 事務ガイドライン第三分冊

事務ガイドライン第三分冊においては、前払式支払手段発行者、不動産特定共同事業者、特定目的会社・特定目的信託、電子債権記録機関、指定信用情報機関、資金移動業者、登録講習機関、仮想通貨交換業者等について、行政の統一的な監督業務の運営を図るための法令解釈や事務手続き等について記載している。

第2節 貸金業者等の検査・監督をめぐる動き

I 貸金業者向けの総合的な監督指針

本監督指針については、平成19年11月7日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時改正を行ってきたところであり、28事務年度においては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の改正に伴う改正（28年10月1日より適用）及び金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正（29年4月1日より適用）等を行った。

II 貸金業者の数の推移

貸金業者の登録数は、29年3月末現在、1,865業者（うち財務（支）局長登録285業者、都道府県知事登録1,580業者）となり、28年3月末から61業者減少した。

III 貸金業者に対する金融モニタリング

財務（支）局長登録の貸金業者は、貸金業法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、28事務年度は、32業者に対して検査を実施した。

（注）上記のモニタリングの結果に関しては、平成29年10月25日に公表された「平成28事務年度金融レポート」を参照。

IV 貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況（資料13-2-1参照）

貸金業務取扱主任者資格試験事務を行う指定試験機関として、21年6月18日に日本貸金業協会を指定している。同資格試験は、毎年少なくとも1回行うこととされ（貸金業法施行規則第26条の34第1項）、28事務年度においては、28年11月20日に実施した。

V 貸金業務取扱主任者の登録状況

貸金業務取扱主任者の登録に関する事務については、日本貸金業協会に委任しており、21年10月5日より登録申請の受付を開始している。

なお、29年5月末現在、27,437人に対して貸金業務取扱主任者の登録を行っている。

VI 登録講習機関の講習実施状況

貸金業務取扱主任者の登録講習については、22年9月30日に日本貸金業協会を登録講習機関として登録し、当協会は、23年1月から登録講習を実施している。

同講習は毎年1回以上行うこととされ（貸金業法施行規則第26条の63第1号）、28事業年度は、計18回実施している。

VII 指定信用情報機関の概況

指定信用情報機関制度については、貸金業法の第3段階施行（21年6月18日）により、多重債務問題解決の重要な柱の一つである過剰貸付規制を実効性あるものとするため、貸金業者が個々の借り手の総借入残高を把握できる仕組みとして創設された。

なお、貸金業法に基づく信用情報提供等業務を行う者として、29年6月末時点での事業者を指定している。

指定日	商号	主たる営業所の所在地
22年3月11日	株式会社シー・アイ・シー	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
	株式会社日本信用情報機構	東京都千代田区神田東松下町41-1

第3節 前払式支払手段発行者・資金移動業者・仮想通貨交換業者の検査・監督をめぐる動き

I 前払式支払手段発行者の概況

平成22年4月1日に施行された「資金決済に関する法律」（以下、「資金決済法」という。）においては、「前払式証票の規制等に関する法律」（資金決済法の施行に伴い廃止。以下、「旧法」という。）において規制対象としていた紙型・磁気型・IC型の商品券やプリペイドカード等に加え、旧法において規制の対象としていなかった、いわゆるサーバ型の前払式支払手段（発行者がコンピュータのサーバ等に金額等を記録する前払式支払手段をいう。）についても規制の対象とされている。

前払式支払手段の種類は、前払式支払手段発行者及び発行者の密接関係者に対してのみ使用することができる自家型前払式支払手段と、それ以外の第三者型前払式支払手段に区分される。また、前払式支払手段の発行者は、自家型前払式支払手段のみを発行する法人又は個人である自家型発行者（届出制）と、第三者型前払式支払手段を発行する法人である第三者型発行者（登録制）に区分される。

「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係」については、サーバ型前払式支払手段を悪用した架空請求等詐欺被害への対応等に係る改正（28年8月4日より適用）等を行った。

（前払式支払手段発行者数の推移）

	27年3月末	28年3月末	29年3月末
自家型発行者	805	828	880
第三者型発行者	1,024	1,002	1,000
合計	1,829	1,830	1,880

II 前払式支払手段発行者に対する金融モニタリング

前払式支払手段発行者は、資金決済法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、28事務年度は、94業者に対して検査を実施した。

III 前払式支払手段の払戻手続

資金決済法においては、前払式支払手段発行者が、前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合には、前払式支払手段の保有者に対して払戻しを実施することが義務付けられている。

前払式支払手段発行者が、この払戻しを行おうとするときは、当該払戻しをする旨や60日を下らない一定の期間内に申出すべきこと等の事項について、日刊新聞紙による公告及び営業所・加盟店等への掲示により、前払式支払手段の利用者への周

知を行わなければならないとされている。

金融庁及び財務（支）局は、利用者の一層の保護を図る観点から、金融庁ウェブサイトに払戻しに関する情報として「商品券（プリペイドカード）の払戻しについて」（資金決済法に基づく払戻手続実施中の商品券の発行者等一覧を含む。）を掲載している。また、事務ガイドラインにおいては、利用者保護の観点から前払式支払手段発行者が講じることが望ましい措置として、60日よりも可能な限り長い払戻申出期間を設定すること等を着眼点としている。

払戻手続については、資金決済法施行日から29年6月末までに1,106件実施されている。

IV 前払式支払手段の発行保証金の還付手続

資金決済法においては、旧法と同様に、発行された前払式支払手段の基準日（3月末と9月末）における未使用残高が1,000万円を超える前払式支払手段発行者については、未使用残高の2分の1以上の発行保証金の供託等が義務付けられている。

前払式支払手段発行者について破産手続開始の申立て等が行われた場合であって、前払式支払手段の保有者の利益の保護を図るために必要があると認められるときは、財務（支）局によって発行保証金の還付手続が実施されることとなる。

発行保証金の還付手続については、旧法施行日（2年10月1日）から29年6月末までに51件実施されている。

（27 事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式支払手段の発行者）

発行者の名称	所管財務局	配当を実施した事務年度
（株）フラワーカードビューロー	近畿財務局	27事務年度
（有）万作石油	東北財務局	28事務年度
（協）やよいデパート	中国財務局	28事務年度

（28 事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式支払手段の発行者）

発行者の名称	所管財務局	配当を実施した事務年度
宇治田（株）	近畿財務局	28事務年度

V 資金移動業者の概況

金融審議会金融分科会第二部会決済に関するワーキング・グループ報告（21年1月14日）において、「為替取引には安全性、信頼性が求められるが、情報通信技術の発達により銀行以外の者が為替取引を適切に提供できる環境が生じているとも考えられる。また、インターネット取引の普及等により、主として個人が利用する少額の決済について、より安価で、便利な為替取引の提供を求めるニーズが高まっているとも考えられる。預金の受入れや融資等の運用を行わない為替取引については、銀行以外の者が行うこと（為替取引に関する制度の柔軟化）を認めることとし、こ

のための制度設計を行うことが適当と考えられる。」とされている。

この報告を受けて、資金決済法においては、従来銀行等のみに認められてきた為替取引を少額の取引に限定して銀行等以外の者でも行えるように資金移動業が創設されている。

資金移動業者が営むことができる為替取引（少額の取引）については、政令において 100 万円に相当する額以下の資金の移動に係る為替取引と定められている。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の改正（28 年 10 月 1 日より適用）、資金決済法の改正（資金移動業の一部廃止に係る手続の整備・29 年 4 月 1 日より適用）等に伴い、「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係」の改正を行った。

29 年 6 月末現在の資金移動業者数は 49 業者となっている。

VI 資金移動業者に対する金融モニタリング

資金移動業者は、資金決済法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、28 事務年度は、4 業者に対して検査を実施した。

VII 仮想通貨交換業者の概況

金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」において、仮想通貨に関する制度の在り方について審議・検討が行われ、平成 27 年 12 月に報告書が取りまとめられた。

これを受け、仮想通貨と法定通貨の交換業者について登録制を導入し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与規制に加え、利用者保護の観点からの規制を盛り込んだ「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」が第 190 回国会で成立（平成 28 年 6 月公布、29 年 4 月 1 日施行）。

同法の施行に向け、仮想通貨交換業者の監督上の評価項目や監督に係る事務処理上の留意点について定めた「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 16 仮想通貨交換業者関係」について、パブリックコメント手続きを行い、新設した。

29 年 6 月末現在、みなしふり通貨交換業者や、新たに仮想通貨交換業を営もうとする事業者から、登録に係る相談・申請を受け付けて審査を行っている。

第4節 SPC等の監督をめぐる動き

I SPC等の概況

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（以下、「旧法」という。）は、金融制度調査会答申（平成9年6月）において、資金調達手段の多様化を図る上での環境整備を行う必要性が提言されたことを受けて、10年6月に成立し、同年9月に施行された。旧法の目的は、①特定目的会社（以下、「SPC」という。）が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保すること、②特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資家による投資を容易にすること等である。その後、金融審議会での21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の観点からの検討を踏まえ、12年5月に改正が行われ、「資産の流動化に関する法律」（以下、「新法」という。）が同年11月から施行された。18年5月には会社法の施行に伴い、旧法に基づく特定目的会社（特例旧特定目的会社）にも、原則として新法が適用されることとなった。23年5月には資産流動化計画の変更届出義務の緩和等の措置を講じるための改正が行われ、同年11月に施行された。

（SPCの登録・届出件数）

	27年3月末	28年3月末	29年3月末	29年6月末
新法 SPC	774社	722社	696社	694社
旧法 SPC	2社	1社	—	—

（注1）業務開始届出書及び廃業届出書の受理日を基準として集計。

（注2）新法SPCとは、12年11月以降、新法に基づき設立されたSPCをいい、旧法SPCとは、特例旧特定目的会社をいう。

II 資産の流動化の状況

	(億円)		
	26年9月末	27年9月末	28年9月末
資産対応証券の発行残高等	87,061	82,195	79,301
(1) 新法 SPC	86,899	82,135	79,240
(2) 旧法 SPC	162	61	61
① 不動産	41,991	34,117	31,513
② 不動産の信託受益権	35,119	34,119	35,363
③ 指名金銭債権	6,461	7,237	6,353
④ 指名金銭債権の信託受益権	3,077	3,412	2,656
⑤ その他	413	3,310	3,416

（注1）毎年9月末を基準として、それ以前に終了した事業年度に係る事業報告書を集計。数値については、一千万円の位を四捨五入。

（注2）①～⑤は、流動化対象資産別に見た内訳。

第5節 不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き

不動産特定共同事業者の概況

「不動産特定共同事業法」は、平成3年頃を中心に、経営基盤の脆弱な業者が不動産特定共同事業を行い倒産して、深刻な投資家被害を招いた事例が発生したため、こうした被害を未然に防ぎ、投資家保護を図りつつ不動産特定共同事業の健全な発達を促すことを目的として制定された。

25年12月には倒産隔離が図られたS P Cスキームを活用した不動産特定共同事業の実施を可能とするための改正法が施行された。

29年6月には、小口資金による空き家・空き店舗等の再生を通じた地方創生の推進、観光等の成長分野における良質な不動産ストックの形成の促進を図るため、①小規模な不動産特定共同事業に係る特例の創設、②クラウドファンディングに対応するための環境整備、③プロ投資家向け事業の規制の見直し等の改正が行われた。（29年12月施行予定）。

平成28年7月、「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 7 不動産特定共同事業関係」については、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の改正に伴う改正を行った（28年10月1日より適用）。

不動産特定共同事業者の数は、29年6月30日現在101社であり、このうち金融庁長官・国土交通大臣許可業者が50社、国土交通大臣許可業者が1社、都道府県知事許可業者が50社であるほか、みなし業者の届出を行っている業者は5社ある。また、倒産隔離型の不動産特定共同事業（特例事業）を行う特例事業者の届出数は29年6月30日現在52件である。

第6節 確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き

確定拠出年金運営管理機関の概況

確定拠出年金制度は、少子高齢化の進展、雇用の流動化等社会経済情勢の変化に鑑み、厚生年金基金、国民年金基金等の年金制度に加えて、本人若しくは事業主が拠出した掛金を加入者等（当該本人又は当該事業主の従業員等）が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができる公的年金に上乗せする年金制度として、平成13年6月に確定拠出年金法が成立し、同年10月施行された。

確定拠出年金法において、個人に関する記録の保存、運用の方法の選定及び提示等の業務を行う者は、確定拠出年金運営管理機関として厚生労働大臣及び内閣総理大臣の登録を受けなければならないとともに、両大臣が必要な監督を行うこととされている。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に、金融庁長官の権限の一部は財務局長等に委任されている。

なお、29年6月末現在の確定拠出年金運営管理機関の登録数は208法人となっている。（資料13-6-1参照）

第7節 電子債権記録機関の監督をめぐる動き

電子債権記録機関の概況

「電子記録債権法」は、電子記録債権の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、電子債権記録機関が調製する記録原簿への電子記録の発生、譲渡等を要件とする電子記録債権について定めるとともに、電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めている。

この法律が、平成19年6月20日に成立し、20年12月1日に施行されたことに併せて、同日付で「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 12 電子債権記録機関関係」を作成し、電子債権記録機関の監督上の評価項目や監督に係る事務処理上の留意点について定めた。

29年4月、金融審議会「決済業務の高度化に関するワーキンググループ」報告書（27年12月）において、「記録機関の間での電子記録債権の移動を可能とするための制度整備を行うこと」と提言されたことを受け、記録機関間で電子記録債権を移動するための手続等を規定した改正法が施行された。

28年7月、「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 12 電子債権記録機関関係」については、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の改正に伴う改正を行った（28年10月1日より適用）。

電子債権記録機関は、28年7月に新たに1社を指定し、29年6月末現在5社となっている。

電子債権記録機関名	指定日
日本電子債権機構株式会社	21年6月24日
S M B C 電子債権記録株式会社	22年6月30日
みずほ電子債権記録株式会社	22年9月30日
株式会社全銀電子債権ネットワーク	25年1月25日
株式会社Densaiサービス	28年7月7日

第8節 金融コングロマリットの監督をめぐる動き

「金融コングロマリット」とは、銀行、保険会社、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）又は投資運用業を行う者）のうち、2以上の異なる業態の金融機関を含むグループをいう。

平成29年3月末時点において、「金融コングロマリット」に該当するグループは、国内系、外国系合わせて、129グループ存在する。金融庁では、「金融コングロマリット」に該当するこれらのグループについて、コングロマリット化に伴って生じる新たなリスクが、グループ内の個々の金融機関の健全性に問題を生じさせていないか、ヒアリング等を通じて十分な実態把握を行うとともに、適時適切に監督上の措置を講じているところである。

第9節 その他の金融機関等に対する金融モニタリング

I 信用保証協会に対する金融モニタリング

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき経済産業省と金融庁等との共管となっており、経済産業局、都道府県・市町村及び財務（支）局が共同で検査を実施している。28事務年度は、5協会に対して検査を実施した。

信用保証協会の検査を行う行政庁

種類 区 域	市町村の区域を越える	市町村の区域を越えない
信用保証協会	主務大臣・都道府県知事	主務大臣・市町村長

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び経済産業大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

(注2) 都道府県の区域を越える信用保証協会は存在しない（29年3月末現在）。

II 政策金融機関等に対する金融モニタリング（資料9-3-1参照）

金融庁は、各主務大臣からリスク管理分野の検査権限を委任されている政策金融機関等に対し、15事務年度から検査を実施している。27年10月には、福祉医療機構、農林漁業信用基金、中小企業基盤整備機構及び奄美群島振興開発基金に対するリスク管理分野の検査権限が、各主務大臣から金融庁長官に委任された。

政策金融機関等に対しては、金融庁が入手している経営情報等を分析するほか、各機関の特性を踏まえ、特定の検証項目について、オンサイト・オフサイトの手法を効率的に組み合わせた金融モニタリングを実施することとしている。

28事務年度は、2機関に対して検査を実施した。

第14章 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）

I 本制度導入の経緯

政府は、平成13年3月27日に閣議決定された「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」において、「平成13年度から、IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表する」とした。

金融庁では、当該閣議決定を受けて、「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を策定し、13年7月16日より、金融庁の所管する法令について、「法令適用事前確認手続」制度（ノーアクションレター制度）の運用を開始し、その後、数度に渡る細則の改正を通じて、本制度の改善を図っている。

本制度は、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、金融庁所管法令の適用対象となるかどうかを、あらかじめ確認できる制度である。民間企業等は照会案件に係る法令を所管する担当課室長に対して書面で照会し、照会を受けた担当課室の長は原則30日以内に書面で回答することとなっている。

II 回答実績

金融庁では、28事務年度においては回答実績はなかった。制度導入からの回答の累計は61件となっている。

III 利用上の留意点

本制度に基づく照会に対する金融庁の回答は、照会書に記載された事実を所与の前提として、対象法令との関係のみについて、照会された時点における見解を示すものである。

したがって、前提事実が異なる場合や、関係法令が変更されるような場合には、異なる見解が示される場合もありうるし、また、当然のことながら、当該回答が、捜査機関の判断や司法判断を拘束するものではない。

第15章 一般的な法令解釈に係る書面照会手続

I 本照会手続導入の経緯

金融庁では、金融改革プログラムにおいて、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの一つとして、「外部からの照会に対する一般的な法令解釈についての考え方の公表」を掲げ、ノーアクションレター制度（法令適用事前確認手続）を補完するものとして、平成17年3月31日に、各業態の事務ガイドライン及び監督指針を改正して、金融庁が法令解釈等に係る一般的な照会を受けた場合において、書面による回答を行い、照会及び回答内容を公表する際の手続等を明確化し、同年4月1日より運用を開始した。

本手続きは、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者等が、金融庁所管法令に係る一般的な法令解釈について照会できる制度である。事業者等は法令を所管する担当課室長に対して書面で照会し、照会を受けた担当課室長は原則2ヶ月以内に書面で回答することとなっている。

II 回答実績

制度導入からの累計は6件（28事務年度における照会は0件）。

III 利用上の留意点

1. ノーアクションレター制度との関係

ノーアクションレター制度の利用が可能な個別具体的な事案に関する照会については、本照会手続の対象としていない。

2. 回答の効力

本照会手続に基づく回答は、あくまでも照会時点における照会対象法令に関する一般的な解釈を示すものであり、個別事案に関する法令適用の有無を回答するものではない。また、もとより、検査機関の判断や司法判断を拘束しうるものではない。

第16章 疑わしい取引の届出制度

I 疑わしい取引の届出制度

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」という。）の規定により、金融機関等は、顧客から收受した財産が犯罪収益若しくは、テロ資金である疑いがある場合又は顧客がその取引でマネー・ローンダーリングを行っているのではないかと疑われる場合には、速やかに行政庁に届出を行わなければならない義務が課されている。

疑わしい取引に関する情報は、主務大臣を通じて国家公安委員会に集約されたのち、整理・分析が行われ、犯罪捜査等に資すると判断された情報については捜査機関等に提供されている。

このような仕組みは「疑わしい取引の届出制度」と呼ばれており、マネー・ローンダーリング対策の柱として、我が国のみならず諸外国でも同種の制度が設けられている。（資料16-1参照）

II 疑わしい取引の届出に関する概況

1. 届出の状況

平成28年1月から12月までの1年間に、金融機関等から387,399件（前年比1,760件増）※の疑わしい取引の届出が行われた。

※「平成28年 警察庁 犯罪収益移転防止対策室 犯罪収益移転防止に関する年次報告書」より

2. 研修会の開催

警察庁との共催により、28年10月から11月にかけて、各財務（支）局等において、金融機関等の疑わしい取引の届出担当者を対象に、疑わしい取引の届出制度についての理解を深めるため研修会を開催した。

3. 疑わしい取引の届出等の徹底の要請

FATF声明の公表など様々な機会を捉え、関係省庁と連携のうえ、金融機関等に対し、犯罪収益移転防止法に基づく顧客等の取引時確認義務、疑わしい取引の届出義務の履行を徹底するよう繰り返し要請を行っている。

第17章 課徴金納付命令

I 課徴金制度について

1. 経緯等

証券市場への信頼を害する違法行為又は公認会計士・監査法人による虚偽証明に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな手段として、平成17年4月（公認会計士法については20年4月）から、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度を導入した。

（注）制度の対象とする違反行為

（1）金融商品取引法

① 不公正取引

（インサイダー取引、相場操縦（仮装・馴合売買、違法な安定操作取引等）、風説の流布・偽計）

② 情報伝達・取引推奨行為

③ 有価証券届出書等の不提出・虚偽記載等（発行開示義務違反）

④ 有価証券報告書等の不提出・虚偽記載等（継続開示義務違反）

⑤ 公開買付開始公告の不実施、公開買付届出書等の虚偽記載等

⑥ 大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等

⑦ プロ向け市場等における特定証券等情報の不提供等、虚偽等及び発行者等情報の虚偽等

⑧ 虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為等

（2）公認会計士法

ア. 公認会計士

① 公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

② 公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

イ. 監査法人

① 監査法人の社員が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

② 監査法人の社員が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

金融庁では、これら課徴金制度の運用を行うための体制整備として、17年4月1日付で、審判官を発令するとともに、総務企画局総務課に審判手続室を設置した。

2. 課徴金納付命令までの手続（資料 17-1 参照）

（1）金融商品取引法

- ① 証券取引等監視委員会が調査を行い、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告を行う。
- ② これを受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金融庁長官に提出する。
- ③ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。

（2）公認会計士法

- ① 金融庁長官が調査を行い、課徴金の対象となる虚偽証明の事実があると認める場合には、審判手続開始決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金融庁長官に提出する。
- ② 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。

II 課徴金納付命令等の状況（資料 17-2 参照）

1. 課徴金納付命令の実績

28 事務年度においては、不公正取引事件 47 件及び開示書類の虚偽記載等事件 4 件について課徴金納付命令の決定を行い、金融庁ウェブサイトにて、その概要を公表した。

(1) 金融商品取引法

事務年度	不公正取引	開示書類の虚偽記載等	合計
17 事務年度～ 23 事務年度	141 件	71 件	212 件
24 事務年度	29 件	9 件	38 件
25 事務年度	40 件	8 件	48 件
26 事務年度	40 件	8 件	48 件
27 事務年度	32 件	6 件	38 件
28 事務年度	47 件	4 件	51 件

(2) 公認会計士法

事務年度	公認会計士	監査法人	合計
27 事務年度	0 件	1 件	1 件

2. 審判期日等の実績

(1) 株式会社ウェッジホールディングス株式に係る偽計（平成 25 (判) 25）

25 年 11 月 1 日 開始決定
 27 年 3 月 16 日 第 1 回審判期日
 28 年 9 月 6 日 第 2 回審判期日
 29 年 4 月 11 日 課徴金納付命令

(2) 日本海洋掘削株式会社株式ほか 44 銘柄に係る相場操縦（平成 27 (判) 1）

27 年 4 月 7 日 開始決定
 28 年 7 月 6 日 審判期日
 29 年 3 月 14 日 課徴金納付命令

(3) 株式会社琉球銀行株式に係る相場操縦（平成 27 (判) 24）

27 年 12 月 17 日 開始決定
 28 年 9 月 15 日 審判期日
 28 年 12 月 15 日 課徴金納付命令

(4) インスペック株式会社株式に係る偽計（平成 27 (判) 35）

28 年 3 月 9 日 開始決定
 28 年 11 月 25 日 審判期日
 29 年 3 月 14 日 課徴金納付命令

(5) 株式会社 SHIFT 役員による重要事実に係る伝達（平成 27（判）39）

28年 3月 28日 開始決定
29年 1月 27日 審判期日
29年 4月 11日 課徴金納付命令

(6) 日本マニュファクチャリングサービス株式会社との契約締結交渉者の社員による内部者取引（平成 27（判）40）

28年 3月 28日 開始決定
28年 11月 2日 審判期日
28年 12月 28日 課徴金納付命令

(7) 海外に居住する公開買付者の従業員による株式会社ゲームオン株式に係る内部者取引（平成 28（判）7）

28年 6月 16日 開始決定
28年 11月 24日 審判期日
28年 12月 12日 課徴金納付命令

(8) 公開買付者との契約締結交渉者による株式会社京王ズホールディングス株式に係る内部者取引（平成 28（判）14）

28年 9月 23日 開始決定
28年 11月 9日 第1回審判期日
28年 11月 28日 第2回審判期日
28年 12月 16日 第3回審判期日
29年 3月 30日 課徴金納付命令

(9) 株式会社クロス・マーケティンググループ株式外 1銘柄に係る相場操縦（平成 28（判）27）

28年 11月 24日 開始決定
29年 2月 3日 審判期日
29年 3月 13日 課徴金納付命令

(10) 株式会社デジタルデザイン株式に係る相場操縦（平成 28（判）48）

29年 3月 27日 開始決定
29年 6月 9日 審判期日

(注) これまでに審判期日が開催され、28事務年度中に審判手続（審判期日）が終結したもの。

第18章 金融モニタリングの透明性・実効性の向上等の方策

第1節 検査モニタ制度

立入検査中又は立入検査終了後に、金融庁や財務（支）局等（沖縄総合事務局を含む）の幹部が被検査金融機関に赴き、検査班を同席させずに、経営陣から検査に関する意見を直接聴取する「オンサイト検査モニター」、及びこれを補完する手段として、アンケート方式により検査に関する意見を受け付ける「オフサイト検査モニター」を実施し、適正な検査の確保に努めているところである。

検査モニターの結果、検査実施上の問題点等が確認された場合においては、主任担当検査官に伝達して早期に改善を図ることとしているほか、その状況については、財務（支）局等の検査モニターも含め、速やかに金融庁検査局長まで報告を行う体制としている。

なお、28事務年度においては、オンサイト検査モニター96件、オフサイト検査モニター131件実施し、モニター結果については、項目全体として、「妥当」と「概ね妥当」を合わせた回答の割合が98.7%となっている。

第2節 意見申出制度（資料18-2-1参照）

本制度は、検査官と被検査金融機関とが十分な議論を尽くした上でも、認識が相違した項目がある場合に、被検査金融機関が当該相違項目について意見を申し出る制度であり、検査の質的水準及び判断の適切性の更なる向上を図り、もって金融検査に対する信頼を確保することを目的として、平成12年1月から実施されている。

なお、28事務年度において、被検査金融機関からの意見申出はなかった。

第3節 金融モニタリング情報の収集について

I 概要（資料18-3-1参照）

金融庁及び財務局等では、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に関して、より一層深度あるモニタリングを行う観点から、「金融モニタリング情報収集窓口」を設置し、金融機関の商品説明、融資関連、保険契約内容変更・解約手続き、保険金等支払、苦情対応、顧客情報漏えい、法令等遵守、リスク管理、経営管理等に関する情報を広く収集している。

現在の検査・監督一体での切れ目ない総合的な金融モニタリングの下では、有益な情報は、立入検査の有無に関わらず全ての金融機関について常時収集することが望ましいことから、平成28年11月より、従来行っていた「情報を募集している金融機関」の掲載は中止した。

II 情報の収集状況

1. 収集件数

平成28事務年度の総収集件数は、390件となっており、そのうち、預金取扱等金融機関に関する情報が192件(49%)、保険会社に関する情報が185件(47%)、金融機関名や情報内容が不明なもの等が13件(4%)となっている。

2. 業態別の主な情報

(1) 預金取扱等金融機関については、法令等の遵守等に関するもの、預金・投資信託及び保険等の説明等に関するもの、経営管理に関するもの、融資の申込みや貸付条件の相談等に関するもの、リスク管理に関するもの、苦情対応等に関するもの、顧客情報の漏えい等に関するものなど、多様な情報が寄せられている。

(2) 保険会社については、法令等の遵守等に関するもの、保険金や給付金の支払い等に関するもの、保険商品の説明及び告知の取扱い等に関するもの、苦情対応等に関するもの、契約の変更や解約処理等に関するもの、経営管理に関するもの、顧客情報の漏えい等に関するもの、リスク管理に関するものなど、保険募集代理店での対応を含めた情報が寄せられている。

第4部 国際関係の動き

第19章 概括

第1節 金融規制・監督のあり方についての国際的な提言

2008年の世界的な金融危機以来、G20や金融安定理事会（FSB）などの場において包括的な規制改革が進められてきた。規制改革は金融システムの強靭性を高める上で一定の成果を上げたと考えられる一方、近年に至ってもなお新規制の策定が続けられており、成長資金の供給や市場の流動性への影響も懸念される状況にあった。

このような状況を踏まえ、金融庁は国際的な規制改革に関して以下の点をG20やFSBの場で主張するとともに、国際コンファレンスにおける講演や海外メディアへの寄稿を通じて問題提起してきた（※）。

- ① 経済の持続的成長と金融システムの安定を両立できる規制とすべき
- ② 新たな規制を際限なく策定し続けるような状況は終わりにすべき
- ③ 規制の複合的な効果と副作用について検証すべき

※ 金融庁長官の英文講演について 2016事務年度の主なものは、2017年5月「Will FinTech create shared values?」（於 コロンビア大学ビジネススクール日本経済経営研究所東京コンファレンス）、同「A brake pedal alone cannot guarantee safety」（於 国際金融協会（IIF）春季総会）、2016年11月「Between the past and the future」（於 国際銀行協会（IBA）年次総会）等。（金融庁ホームページ参照 (http://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/index_kouen.html)。）なお、2017年5月26日にフィナンシャル・タイムズ紙に「A holistic approach to future-proofing the financial system」を寄稿した。

最近ではこうした問題提起に沿った動きが国際的にも見られている。例えば、G20首脳声明は、成長と安定の両立の必要性について指摘しており、FSBは、今後は規制の影響評価に活動の焦点を移していく旨を公表している。

一方、以下の点についての意見発信も進めているところ、支持も見られるものの、国際的な共通認識となるには至っていない。

- ④ 議論の重点を、新たな規制の策定から監督のあり方に移すべき（「静的な規制から動的な監督へ」）
- ⑤ 特に、共通価値の創造や金融仲介の質の向上につながるような監督のあり方を模索すべき

今後も、こうした課題に関する国内の議論も踏まえつつ、金融規制・監督のあり方に関する国際的な提言を続けていく。

また、残された具体的な改革項目については、バーゼルⅢ（銀行の自己資本比率規制に関する国際的枠組み）に関して、規制の不透明性を払拭するため、銀行セクターの資本賦課の全体水準を更に大きく引き上げることなく早期に適切な形で最終化が図られるよう、継続的に交渉している。現在策定中の保険会社の「国際資本基準（I C S）」に関しては、保険監督者国際機構（I A I S）に意見書を提出し、保険会社の健全性や社会的な役割、金融市場の安定に意図せざる影響を与える可能性に留意するよう提言した。

なお、2016 事務年度においては、IMFによる金融セクターの評価（F S A P）を受け、対日 4 条協議において少子高齢化・低金利環境が我が国金融システムにもたらす課題への対応につき様々な提言を受けている（※）。今後、これらの提言を国内金融行政の改善に活用していく。

※ 主な提言としては、金融機関の新たな課題・リスクに対応するための金融監督の枠組みの強化（リスク・ベースの健全性監督の体制整備等）、マクロ経済や人口動態が金融機関に与える影響についての金融機関との深度ある対話、金融機関の存続可能性に関する懸念が見いだされた場合の迅速な対応、危機管理・破綻処理の枠組みの更なる強化がある。

金融規制改革に関する金融庁の問題提起と国際的な動向

金融庁の問題提起	国際的な動向の例
①経済の持続的成長と金融システムの安定を両立できる規制とすべき	○G20 首脳声明は「開かれた強靭な金融システムは、持続可能な成長を支えるために極めて重要である」として、成長が目的であり金融システムの安定は手段である旨を明示
②新たな規制を際限なく策定し続けるような状況は終わりにすべき	○G20 首脳声明は「合意されたG20 金融セクター改革の課題の最終化」を行う旨を明示
③規制の複合的な効果と副作用について検証すべき（一般均衡的な分析を含む包括的な影響評価）	○F S Bは、一般均衡的な分析を含む規制改革全体の包括的な影響評価の枠組みを公表 ○G20 首脳声明は「金融規制改革の影響を評価するためのF S Bの作業及び実施後の影響の評価のための構造的な枠組みを支持する」旨を明示
④議論の重点を、新たな規制の策定から監督のあり方に移すべき（「静的な規制から動的な監督へ」） ⑤特に、共通価値の創造や金融仲介の質の向上に繋がるような監督のあり方を模索すべき	○欧州議会決議は、「静的な規制は動的な監督に補われなければならない旨言及 ○バーゼル銀行監督委員会議長は、「規制改革作業を終え、前に進み、実施と監督に注力すべき」旨を発言

第2節 国際的なネットワーク・協力の強化

金融機関の活動や金融取引のグローバル化に対応するため、当局間の国際的なネットワーク・協力をさらに強化する必要性が高まっている。金融庁は、テクノロジーの進化や世界経済における新興国の存在感の高まりなども踏まえ、2016事務年度において以下の取組みを行った。

I テクノロジーの進化も踏まえた監督協力の強化

フィンテックについての取組みに関する当局間の連携をさらに強化する目的から、前述のとおり、英国金融行為規制機構（2017年3月）、シンガポール金融管理局（同年3月）及びオーストラリア証券投資委員会（同年6月）との間で、新たな書簡交換（EOL）を実施した。今後、この枠組みに基づき、相手国市場への進出を希望するフィンテック企業を当局間で相互に紹介する取組みや、それぞれの市場における金融服务のイノベーションに係る情報を当局間で共有する取組みを推進していく。

加えて、オーストラリア健全性規制庁（2016年8月）、米国ニュージャージー州銀行・保険局（同年10月）、イラン・イスラム共和国中央銀行（2017年2月）、フランス健全性監督破綻処理機構（同年3月）、ベルギー国立銀行（同年3月）との間で監督協力に係る書簡交換を行い、当局間の連携をさらに拡大した。

金融庁は、こうした新しい協力枠組みの構築のほか、二国間協議や個別金融機関に係る監督力レッジの開催などを通じ、最新の金融規制・監督の動向や、個別金融機関の経営内容・監督上注視すべき点などについて当局間で情報・意見交換を行っている。

II 新興国との技術協力・交流の強化

金融庁は、アジア諸国の当局との間で金融技術協力に係る書簡交換（EOL）を行って長期的な協力枠組みを構築し、本邦金融機関等の意見を幅広く聴取しつつ、ミャンマー、タイ、インドネシア、ベトナム等に対して技術協力を実施してきた。

例えばミャンマーに関しては、現地の証券市場整備を支援するために金融庁職員を長期専門家として派遣しており、2016年3月にはヤンゴン証券取引所において実際に取引が開始された。2016事務年度においては、同取引所における上場企業数の増加や、不公正取引への対策のための取組みを行った。

また、金融庁は、中長期的な視点に立った当局間交流の強化や、新興国における知日派の育成を目的として、金融連携センター（※）の運営も行っている。

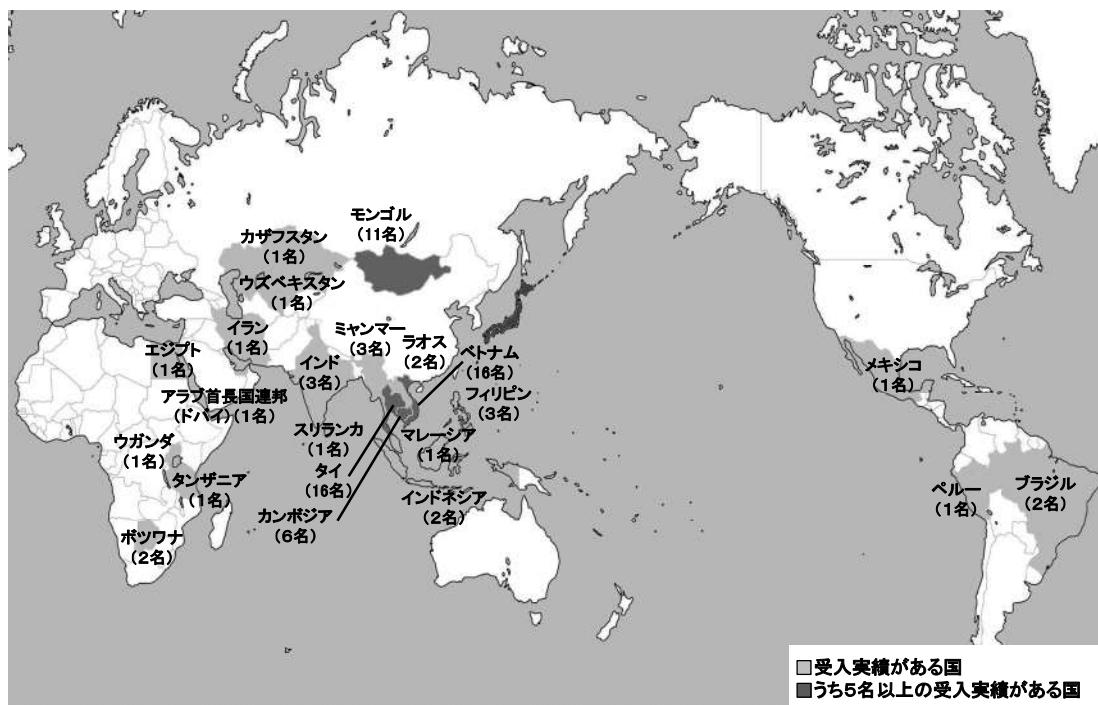
※ 2014年4月に「アジア金融連携センター」（AFPAC）として設置。2016年4月に「グローバル金融連携センター」（GLOPAC）に改組し、支援対象地域

を拡大（中東・アフリカ・中南米も追加）。

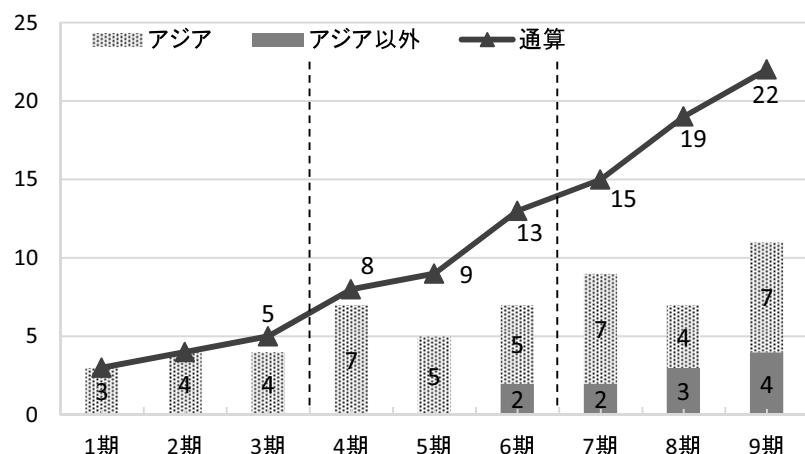
金融連携センターにおいては、新興国の銀行・証券・保険当局などの職員を研究員として日本に招聘し、招聘期間（通常2～3ヶ月）中、他省庁や民間金融機関等とも連携して、各研究員の関心分野に応じたオーダーメイド型の研修プログラムを提供している。金融連携センターでは、2014年4月の設置以降2017年5月末までの間に、22の国と地域から累計77名を受け入れた。

この間、金融連携センターの運営業務の改善を重ね、現在では渡航・滞在サポートなどの面において、研究員からの改善要望はほとんど聞かれなくなり、同センターの立上げ段階は完了したと考えられる。

金融連携センターにおける新興国当局職員の受入状況



金融連携センターにおける参加者の出身国・地域の数

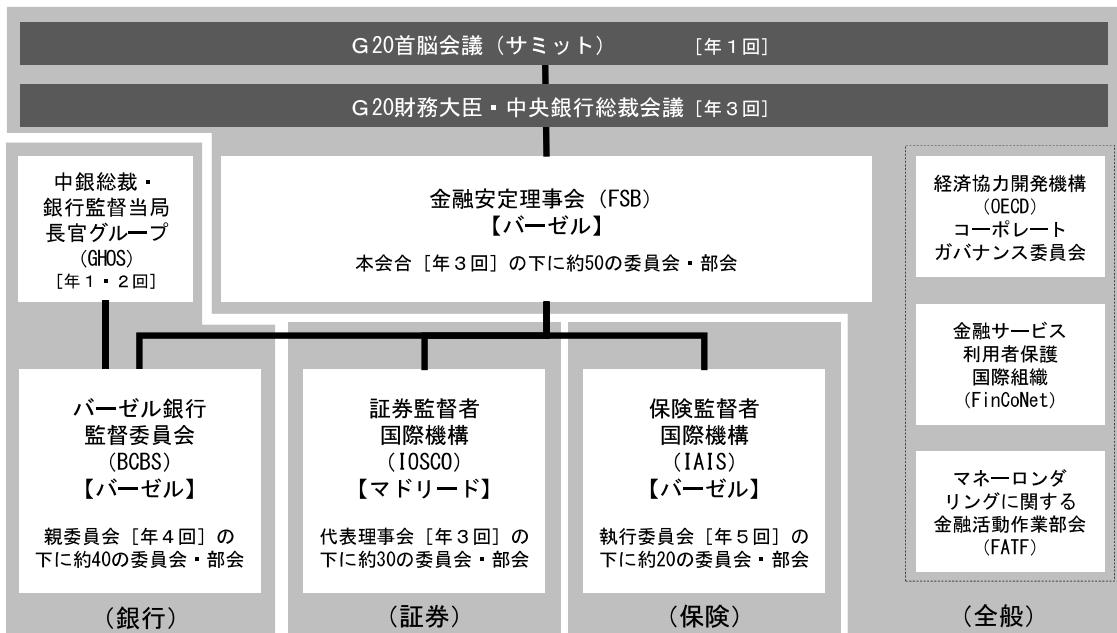


一方で、研修プログラムの内容はさらに強化していく必要がある。すなわち、各研究員の関心分野にきめ細やかに応じた金融庁職員との対話の充実や、過去に受け入れた研究員（卒業生）のネットワークの維持・強化が課題であり、2016事務年度においては、新たに、卒業生を再招聘して当庁職員や現役生との面談（ホームカミングプログラム）を実施するとともに、現地における卒業生同窓会を開催した。今後もこうした課題の改善に一層注力し、新興国における知日派の育成を推進していく。

第20章 金融に関する国際的な議論

2008年の秋以降本格化した世界的な金融危機を受け、2008年11月に第1回G20首脳会合がワシントンで開催された。その後、G20やFSBをはじめとする国際的な基準設定主体において、危機の再発防止に向けた規制改革が議論されてきた。金融庁は、こうした金融に関する国際的な議論に積極的に参画している。

国際的な議論の枠組み



G20・金融安定理事会（FSB）・バーゼル銀行監督委員会（BCBS）のメンバー

国・機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS
アジア・オセアニア			アルゼンチン			サウジアラビア			南アフリカ		
日本	(7)	○	○	欧州			基準設定主体			○	○
中国	○	○	○	英国	(7)	○	○	バーゼル銀行監督委員会（BCBS）		○	—
韓国	○	○	○	ドイツ	(7)	○	○	証券監督者国際機構（IOSCO）		○	
オーストラリア	○	○	○	フランス	(7)	○	○	保険監督者国際機構（IAIS）		○	
インドネシア	○	○	○	イタリア	(7)	○	○	国際会計基準審議会（IASB）		○	
インド	○	○	○	ロシア	○	○	○	グローバル金融システム委員会		○	
トルコ	○	○	○	スイス		○	○	支払い決済システム委員会（PSS）		○	
香港		○	○	オランダ		○	○	国際機関			
シンガポール		○	○	スペイン		○	○	国際決済銀行（BIS）		○	
米州			ベルギー				○	欧洲中央銀行（ECB）		○	
米国	(7)	○	○	ルクセンブルク		○		国際通貨基金（IMF）		○	
カナダ	(7)	○	○	スウェーデン		○		世界銀行（WB）		○	
ブラジル	○	○	○	欧州委員会（EC）	○	○		経済協力開発機構（OECD）		○	
メキシコ	○	○	○	中東・アフリカ							

(※1) G20メンバーのうち、「(7)」としているのはG7メンバー。

(※2) 証券監督者国際機構（IOSCO）・保険監督者国際機構（IAIS）には、それぞれ、上記のほか100以上のメンバーが参加。

第1節 G20

I 沿革

2008年9月のリーマン・ショックに代表される金融危機をきっかけに、危機対応や規制・監督の改革等を議論するため、G7を超えた新興国を含む首脳レベルによる会合として同年11月に第1回G20首脳会合（ワシントン・サミット）が開催された。以来、G20は、国際経済協力に関する「第1のフォーラム」として定例化されており、金融規制は引き続き主要議題とされている。近年は年1回の首脳会議（サミット）と、年数回の財務大臣・中央銀行総裁会議が開催されている。

II 主な議論

2016年9月に杭州（中国）で開催されたG20首脳会議においては、金融規制に関して主に以下の事項が合意された。

- ① 開かれた強靭な金融システムの構築は、持続可能な成長と発展を支える上で極めて重要であることを確認。
- ② これまでに合意された金融セクター改革の課題の適時、完全かつ整合的な実施に引き続きコミット。
- ③ 公平な競争条件を促進しつつ、銀行セクターにおける資本賦課の全体水準を更に大きく引上げることなくバーゼルⅢの枠組みを最終化することを再確認。
- ④ 改革の実施及び影響に関するFSBの第2回年次報告を歓迎するとともに、重大で意図せざる影響にも対処することも含め、改革の実施と影響に対する監視を引き続向上させる。
- ⑤ 保険セクターにおけるシステム・リスクの問題に引き続き対処する。
- ⑥ 店頭デリバティブ改革の完全かつ適時な実施にコミットし、取引情報蓄積機関への店頭デリバティブ取引の報告と、当局のデータへのアクセスの法的障壁を除去。
- ⑦ 各国のFMI原則の実施のギャップ縮小を奨励するとともに、中央清算機関の強靭性、再建計画、破綻処理可能性を向上させる作業を支持。
- ⑧ 資産運用業の活動がもたらす構造的な脆弱性に対応するための政策提言案を歓迎。シャドーバンキングを含む、金融システムに生じつつありリスク及び脆弱性を引き続き監視し、必要に応じて対処する。
- ⑨ コルレス銀行サービスの減少に引き続き対処。
- ⑩ 金融包摂のための具体的な行動をとることを奨励。

また、2017年3月にバーデン・バーデン（ドイツ）で開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議においては、金融規制に関して主に以下の事項が合意された。

- ① 開かれた強靭な金融システムは、持続可能な成長と発展を支えるために極めて重要であることを確認。

- ② 合意されたG20金融セクター改革の課題の、適時、完全かつ整合的な実施及び最終化を支持するというコミットメントを再確認。
- ③ 資産運用業の活動がもたらす構造的な脆弱性に対応する政策提言を支持するとともに、IOSCOに対して、提言を運用に移すための具体的な措置を策定することを求める。
- ④ 金融システムにおいて生じつつあるシャドーバンキングリスク及び脆弱性を引き続きしっかりと監視し、必要に応じ対処する。
- ⑤ 店頭デリバティブ市場に対する改革の実施と影響に関するFSBによる包括的なレビューを期待するとともに、店頭デリバティブ改革の完全、適時かつ整合的な実施の完了を要請。
- ⑥ 公平な競争条件を促進しつつ、銀行セクターにおける資本賦課の全体水準を更に大きく引き上げることなくバーゼルⅢの枠組みを最終化することを確認。
- ⑦ FSBの第3回年次報告を期待するとともに、重大で意図せざるいかなる結果にも対処すること等により、改革の実施と影響に対する監視を引き続き向上させる。
- ⑧ G20金融規制改革の実施後の影響の評価のための構造的な枠組みを策定するためのFSBによる作業を歓迎。
- ⑨ 「G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則の実施を評価するためのOECDメソドロジー」を歓迎。
- ⑩ FSBや他の国際機関や基準設定主体と協力し、デジタル金融の状況をしっかりと監視することを奨励。
- ⑪ ICTの悪意ある利用に対するG20メンバー国における金融サービスと金融機関の強靭性を向上させる。
- ⑫ 送金、金融包摂、貿易及び開放性を支えるため、コルレス銀行の減少を評価し対処するための、FSBの進捗報告書及び2017年の作業計画を歓迎。
- ⑬ 「G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則」の効果的な実施を支持。

参考：G7

I 沿革

日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダの7カ国間で、経済成長の促進や為替相場の安定等を図るための政策協調の場として1986年に設立が合意された。同年9月に第1回G7首脳会合（サミット）が開催され、近年は年1回の首脳会議（サミット）と年数回の財務大臣・中央銀行総裁会議が開催されている。マクロ経済政策のサーバランス、国際通貨システムに関する議論のほか、開発や新興市場国など幅広い政策課題について議論が行われている。

II 主な議論

2017年5月にバーリ（イタリア）で開催されたG7財務大臣・中央銀行総裁会議においては、金融規制に関して主に以下の事項が合意された。

- ① 代理業者も含めた資金移動業者の監督と監視を引き続き改善。
- ② G7サイバー専門家グループに対し、サイバーセキュリティの効果的な評価のための基礎的な要素を策定するよう指示。
- ③ サイバー攻撃が我々の経済に対して増大する脅威を与えており、経済全体にわたる適切な政策対応が必要。

第2節 金融安定理事会（FSB）

I 沿革

1997年に発生したアジア通貨危機の際、一国における金融危機が容易に各国に伝染（contagion）した経験を踏まえ、1999年2月のG7における合意に基づき、金融監督の国際的な協調体制を強化する観点から金融安定化フォーラム（FSF：Financial Stability Forum）が設立された。

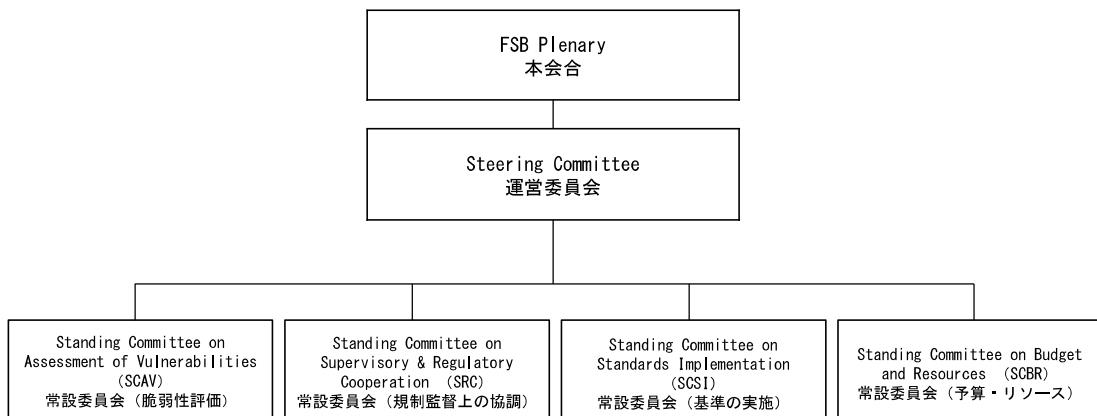
その後、リーマン・ショックを契機に、FSFのメンバーをG20メンバーの財務省・中央銀行・監督当局や国際機関などに拡大し、2009年に金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）が設立された。

FSBの任務は、各基準設定主体における作業を調整し、金融安定に係る国際的な課題を議論することである。

II 組織

すべてのメンバーによる意思決定会合である本会合（Plenary）の下に、作業全体の方向性等を決定する運営委員会（SC：Steering Committee）と複数の常設委員会（Standing Committee）が設置されている。各国はそれぞれ1～3の代表権（本会合の議席数）を有しており、日本からは金融庁のほか、財務省、日本銀行が参加している。

図表 金融安定理事会（FSB）の組織



また、FSBは、金融システムの脆弱性や金融システムの安定化に向けた取組みについて、メンバー当局と非メンバー当局との意見交換を促す観点から、①アジア、②アメリカ、③欧州、④中東・北アフリカ、⑤サブサハラアフリカ、⑥CIS諸国、の6つの地域諮問グループ（RCG）を設置している。

FSBは、バーゼル（スイス）の国際決済銀行（BIS）内に事務局を有している。2013年には、組織基盤強化のため、スイス法上の非営利法人として法人格を得た。

III 主な議論

1. 金融規制改革の影響評価

FSBは、金融危機後に合意された一連の金融規制改革がどのような影響をもたらしているかを評価するため、2015年以降、毎年、G20首脳会合に向けて、「金融規制改革の実施と影響に関する年次報告書」を公表している。本年度においても、7月のG20首脳会合に向け、第3次年次報告書が公表された。

加えて、FSBでは、金融規制改革が意図していた成果を達成できているか、また、対処すべき意図せざる影響をもたらしていないかについて分析する際に参考するべき基準点を提示するため、「G20 金融規制改革の実施後の影響の評価のための枠組み」の策定作業を行っている。当該枠組みは7月のG20首脳会合に向けて公表され、今後、枠組みに沿って、FSBにおける規制の影響評価作業が進められていく予定。

2. 金融機関の実効的な破綻処理

FSBでは、傘下の破綻処理運営グループ（ReSG: Resolution Steering Group）において、2011年11月に策定された「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」（Key Attributes）に沿った秩序ある破綻処理制度の整備や、整備された制度に基づく円滑な破綻処理の実施について議論が行われている。その一環として、国際通貨基金（IMF）金融部門評価プログラム（F SAP）やピアレビュー等において銀行部門のKey Attributesの実施・遵守状況を評価するための基準（Key Attributes Assessment Methodology）が策定され、2016年10月に公表された。

また、ReSG傘下のクロスボーダー危機管理グループ（CB CM: Cross Border Crisis Management Group）において、銀行の破綻処理の実効性向上するための検討作業が進められており、2017年7月に内部TLAC要件の実施に係るガイドライン及び、金融機関破綻時の金融市场インフラへのアクセスの継続に係るガイドラインが公表された。なお、保険会社やFMIについても、ReSGの傘下部会であるi CB CMやf m i CB CMにおいて、Key Attributesに沿った実効的な破綻処理枠組みの構築に向けての検討が進められている。

3. 破綻時の損失吸収能力（T L A C）

破綻時の損失吸収能力（T L A C: Total Loss Absorbing Capacity）とは、巨大銀行に対して破綻時に備えた損失吸収力を確保させる取組みであり、「大き過ぎて潰せない」問題に対処し、納税者の負担を回避しつつ、秩序ある破綻処理を可能とするものである。

2013年9月のG20サンクトペテルブルク・サミットの要請を受け、金融安定理

理事会（FSB）は2014年11月にTLACに関する市中協議文書を公表し、同月のG20ブリスベン・サミットに提出した。

市中協議の結果やバーゼル銀行監督委員会と共同で実施された影響度調査の結果を踏まえ、FSBは、2015年11月9日、TLACに関する最終合意文書を公表した。最終合意は、同月15・16日のG20アンタルヤ・サミットに提出された。

（1）TLACに関する国際合意の概要

- 規制対象：グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs：日本では3メガ）。
- 適格性：バーゼルⅢ上の規制資本及び持株会社が発行する普通社債等
- 最低水準（邦銀には主に①が影響）

	2019年1月	2022年1月
①連結ベースRWA（リスクアセット）比 〔預金保険基金の算入可能額〕	16% [2.5%]	18% [3.5%]
②レバレッジ比率規制の分母比 ^(※)	6%	6.75%

（※）①と同額の預金保険基金を分子に算入可能。

- 内部TLAC：処理対象の持株会社に海外の主要子会社グループの損失を吸収するため、海外の主要子会社グループから持株会社に対し内部TLACの発行を義務付け

（2）2019年の規制の適用開始に向けて、主に次のような作業が進められている。

責任主体	完了期限
バーゼル3の下でのTLACの開示要件を特定	バーゼル銀行監督委員会（BCBS） 2016年10月
TLAC保有者規制	バーゼル銀行監督委員会（BCBS） 2016年10月
内部TLAC要件の実施に係るガイダンスの策定	金融安定理事会（FSB） 2017年7月

4. TLAC保有者規制

G-SIBの破綻時にTLACが損失を吸収することで、金融システム内で危機の伝播が起きることを防ぐために、G-SIB及びNon-G-SIBがTLACに対して投資を行っている場合に適用される規制。

2015年11月のTLAC最終合意文書の公表と同時にバーゼル委が開始した市中協議の結果を踏まえ、TLAC債への投資を投資者自らのTier2から控除する

ことをベースとして、控除対象に係る閾値等についての規制を2016年10月に公表した。

5. 金利指標改革

LIBOR等の金利指標の不正操作に関する問題を受け、2013年7月にIOSCOより、金融指標全般について指標決定過程の透明性や経済実態の反映を求める「金融指標に関する原則」の最終報告書が公表された。また、G20の要請を受け、2014年7月にFSB報告書「主要な金利指標の改革」が公表され、TIBOR・LIBOR・EURIBORの3指標を主な対象として、より実取引に裏打ちされた形で指標の算出が行われるようにするための改革（IBORs改革）が求められている。

上記の報告書を踏まえ、全銀協TIBOR運営機関はTIBORの改革に係る検討を進め、2014年12月から2016年12月にかけて3回の市中協議を実施した。2017年2月、改革案を最終化し、各リファレンス・バンクがレート表示を行う際のウォーターフォール構造（優先順位）を定め、実取引に依拠した表示プロセスを統一・明確化し、2017年7月24日、改革を実施した。

なお、FSB報告書においては、IBORs改革のほか、銀行の信用リスクを含まないリスク・フリーに近い指標（リスク・フリー・レート）の構築が提言されている。我が国では、日本銀行が事務局を務める「リスク・フリー・レートに関する勉強会」において検討が行われ、2016年12月、日本円のリスク・フリー・レートとして、日本銀行が算出・公表している無担保コールO/N物レートが特定された。

こうした金利指標改革の進捗状況について、FSB傘下の指標に関する公的部門運営グループ（OSSG）がモニタリングを行っており、2017年中に最終報告書が公表される予定となっている。

6. ミスコンダクト対応

金融機関の市場におけるミスコンダクト（不正行為）が、システムック・リスクにつながり得るほか、市場に対する信頼を低下させているとして、FSB等においてその対応について議論が実施されている。G20との関係では、ガバナンス・フレームワークに関するワーキング・グループ（WGGF）、報酬に係るワーキング・グループ（CMCG）、IOSCOによる市場に係るミスコンダクト分析等につき、FSBによる金融セクターにおけるミスコンダクトリスク低減の取組むこととし、定期的に進捗報告されている。

2015年9月にミスコンダクトのリスクに関するラウンドテーブルが実施され、ミスコンダクトに係る作業を進めていくことが重要との認識が共有されたことを踏まえ、2016年5月にWGGFが立ち上がった。

WGGFでは、民間セクターとの対話・当局間の意見交換等を通じ、コンダク

ト向上に資するガバナンスの枠組強化、個人の説明責任等について議論するとともに、監督のためのツールの充実や既存の指針の強化、新たな指針の策定が必要となるかどうかについて検討が行われている。2016年～2017年にかけて、各国で取られているミスコンダクト対応の取組みのストックテイクを行い、その結果を2017年5月に公表。今後、企業文化等の3テーマに論点を絞って作業を進め、2018年春めどでガイダンス策定の要否を決定する予定。

7. レポ・証券貸借

レポ・証券貸借取引に関する最低ヘアカット規制（担保に水準以上の掛け目の設定を義務付け）、現金担保の再投資規制、市場の透明性を高めるための国際的なデータ収集や情報開示等のあり方等について、FSBは、2013年8月に政策提言を公表。その後、銀行・ノンバンク間のレポ・証券貸借取引に係る最低ヘアカット規制の細目、ノンバンク・ノンバンク間の最低ヘアカット規制の細目について、2014年10月、2015年11月に政策提言を公表。これらの提言は、2017年以降各国における実施が求められている。

また、レポ・証券貸借取引の国際的なデータ収集と集計に関する細目について、政策提言を2015年11月に公表。各国において2017年末までの実施が求められている。

8. 気候変動が金融に与える影響

2015年9月に開催されたFSB主催「気候変動が金融の安定与える影響に関する官民会合」での議論を踏まえ、FSBのイニシアチブにより、同年12月TCFD（気候変動関連財務情報開示タスクフォース）が設立された。TCFDは業界主導の取組みであり、金融機関や上場企業を対象とした自主的な開示原則等の策定を目的としている。本邦金融機関からは東京海上グループの長村CSR室長が参加しており、2017年7月のサミットに向けて、最終報告書の公表が予定されている。

9. FSBピアレビュー

（1）対日ピアレビュー

FSB・SCSI（基準の実施に関する常設委）では、FSBメンバー国を対象に順次国別レビューを実施。国別ピアレビューでは、IMF・世銀が行うFSAPの指摘事項（勧告）に焦点を当ててレビューが行われ、FSAPの終了後2～3年後を目処に実施される。

2015年から2016年にかけて、①マクロプルーデンス政策と②金融機関の破綻処理をテーマに、日本に対する最初のピアレビューが行われた。ピアレビュ

一の結果はFSBメンバーの承認を受け、2016年12月に公表された。報告書では以下のような勧告がなされている。

- ① 金融庁の金融安定に係る制度的枠組みをさらに強化すべき
- ② 破綻処理制度の透明性を確保するためのガイダンスを策定すべき

(2) テーマ別ピアレビュー

FSB・SCSIでは、毎年複数のテーマを選定し、全FSBメンバー国における当該テーマに係る取組み状況のレビューを行っているところ。2016年後半から2017年にかけては、コーポレート・ガバナンスに関するピアレビューを実施。各国のG20/OECDコーポレートガバナンス原則の実施状況のストックテイクを行い、2017年4月にその結果が公表された。

10. コルレス銀行業務からの撤退の問題について

AML/CFT対策に係るコスト負担への懸念等から、国際的な銀行が途上国等の銀行とのコルレス契約を解消する動きが、金融包摂上の観点から問題化しているところ。

FSBは、2015年のG20サミットにおいて承認されたコルレス銀行業務からの撤退問題に係るFSBのアクションプランの実施に向け、2016年2月にコルレス銀行調整グループ（CBCG: Correspondent Banking Coordination Group）を設置。本グループでは、コルレス銀行業務の縮小の問題に対応し、BCBS、CPMI、FATF等と連携しながら、データの収集及び分析、当局による規制期待の明確化等のトピックについて、それぞれの作業部会を設置して検討を行っている。これに加え、2017年においては、送金業者の銀行サービスへのアクセスについて検討を行うタスクフォースが設置される予定である。CBCGのそれぞれの作業部会の取り組みについては、同年7月のG20サミットに向けて進捗報告書が公表された。

第3節 バーゼル銀行監督委員会（B C B S）

I 沿革

バーゼル銀行監督委員会（B C B S：Basel Committee on Banking Supervision）（以下「バーゼル委員会」という）は、ヘルシュタット銀行（西ドイツ）破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1974年に、G10の中央銀行総裁の合意によって発足した。1975年2月に第1回会合を開催。

バーゼル委員会の任務は、銀行監督に関する共通の基準・指針を策定する観点から、①国際的に活動する銀行の自己資本比率規制など国際的な基準の設定、②銀行監督をめぐる諸問題に関する話し合いの場の提供、である。

バーゼル委員会の会合は、主としてバーゼル（スイス）にある国際決済銀行（B I S）本部において年4回程度開催されており、日本から金融庁・日本銀行が参加している。バーゼル委員会の議長は、2011年7月からスウェーデン中央銀行のイングベス議長が務めている。

II 組織

バーゼル委員会は、現在、日本、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、EU、フランス、ドイツ、香港、インド、インドネシア、イタリア、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国の28の国・地域の45の銀行監督当局及び中央銀行によって構成されている。

バーゼル委員会は、バーゼル（スイス）の国際決済銀行（B I S）内に事務局を有しているが、B I Sとは独立した存在として位置付けられている。

バーゼル委員会の下には、政策企画部会（P D G：Policy Development Group）、監督・基準実施部会（S I G：Supervision and Implementation Group）、会計専門家部会（A E G：Accounting Expert Group）、マクロ健全性監督部会（M P G：Macroprudential Supervision Group）などが設置されている。さらに、その下には各分野を専門的に検討する作業部会が設けられている。

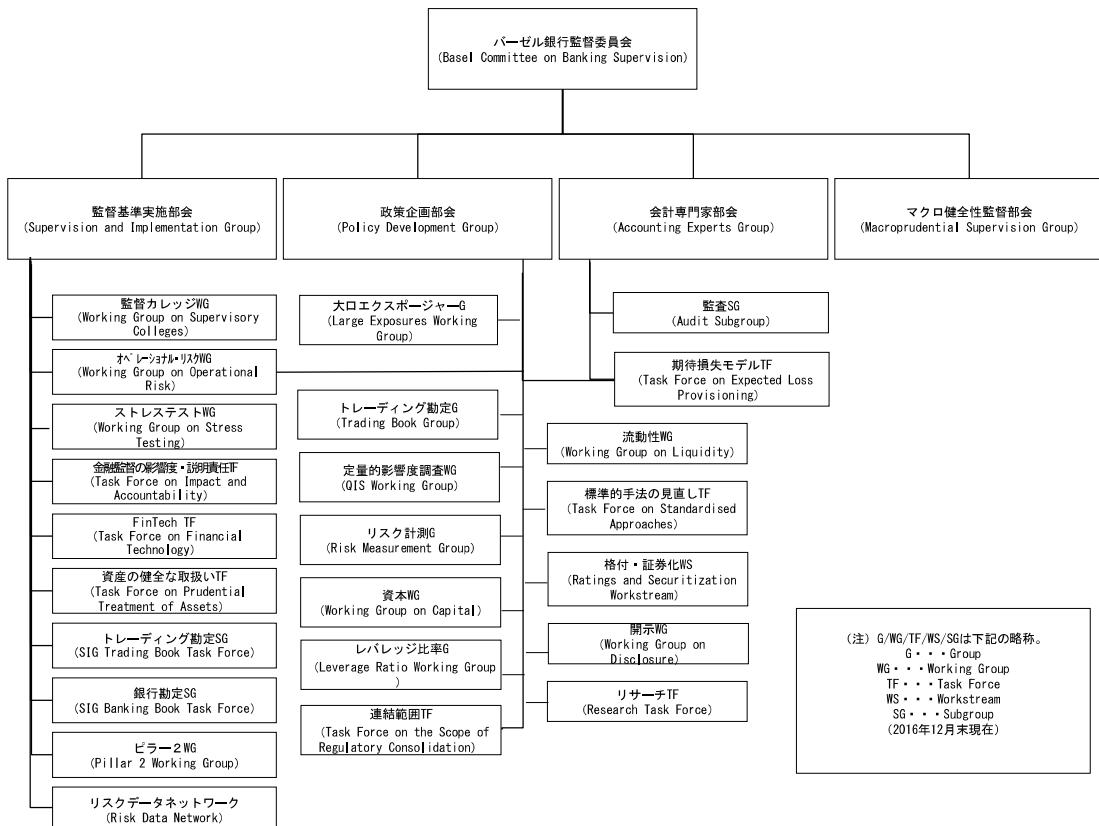
各部会・作業部会は、バーゼル委員会から付託されたマンデートに従って議論を行い、結果はバーゼル委員会に報告・議論される。また、特に重要な案件に関しては、バーゼル委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（G H O S：Group of Governors and Heads of Supervision）会合で議論されることになっている。

バーゼル委員会は、法的には国際的な監督権限を有しておらず、その合意文書等も法的拘束力を有するものではない。しかしながら、バーゼル委員会が公表している監督上の基準・指針等は、各国の監督当局が自国内においてより実効性の高い銀行監督を行うとともに、クロスボーダーで活動する銀行が円滑に業務を行えるよう、各国の規制を国際的に整合性のあるものにするための環境整備に資するものとして、

世界各国において幅広く取り入れられている。

なお、バーゼル委員会の目的、主たる運営手続については、バーゼル委員会の規約（チャーター）で定められている。

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）の組織



III 主な議論

2008年9月のリーマン・ショックを契機として、国際的な金融規制改革はG20首脳レベルでの主要な課題となり、中でも、国際的に活動する銀行の自己資本及び流動性に係る新たな基準の設定は、中核的課題とされた。こうした新たな基準の大枠は、2010年11月のソウル・サミットに報告・了承され、その詳細が、同年12月、「バーゼルⅢ」の最終規則文書として公表された。

そのうち、自己資本比率については、国際的に活動する銀行の健全性を測るリスクベースの指標として機能しているものであるが、バーゼルⅢを踏まえ、従来の普通株式等 Tier 1 比率 2%から、最低水準とバッファーを加えて、同比率 7%と大幅に水準が引き上げられたほか、資本の算入要件についても厳格化が図られている。また、その実施については、新規制への円滑な移行を確保する観点から、2013年1月から段階的に実施し、2019年より完全実施するスケジュールが国際的に合意されている。

また、こうしたリスクベースの指標である自己資本比率を補完するものとして、

2つの流動性基準（流動性カバレッジ比率、安定調達比率）及びレバレッジ比率の導入が定められている。流動性基準については、2013年1月に流動性カバレッジ比率の最終規則文書が公表され、2015年から段階的に実施する（比率の最低水準を当初60%とし、翌年から10%ずつ引き上げ2019年に100%とする）こととなった。2014年10月には、安定調達比率の最終規則文書が公表され、2018年から実施することとされている。

現在は、自己資本比率の計算におけるリスクアセット（分母）のばらつきを抑制するための議論が行われている。バーゼルⅢの最終化にあたっては、資本賦課の全体水準を大きく引き上げることなく、2016年末までに見直し作業を完了することとされていたが、資本賦課の最終的な水準調整を含め、いくつかの作業を終わらせるため更なる時間が必要であるとして2017年1月に予定されていたGHOs会合の開催が延期され、引き続き最終化に向けた議論を継続している。

（バーゼルⅢの最終化に係る主要項目）

1. 信用リスクに関する標準的手法の見直し

バーゼル委員会は、リスク感応度及び比較可能性の向上等の観点から信用リスクに関する標準的手法の見直し作業を行っており、2015年12月に信用リスクに関する標準的手法の見直しについての第2次市中協議文書を公表している。

2. 信用リスクに関する内部モデル手法の見直し

大手行は、一般に銀行独自の内部モデルを用いたリスク計測結果に基づき自己資本比率を算出しているが（内部モデル手法）、その結果にはばらつきが見られるところ、バーゼル委員会は、G20の指示を受けて、銀行の自己資本比率規制の簡素さや比較可能性を向上させるべく検討を行っている。

2016年3月には、内部モデル手法の利用を制約する方向の市中協議文書を公表しており、市中からのコメント及び包括的な定量的影響度調査の結果を踏まえて検討を進めている。

3. オペレーションアルリスクの計測手法

バーゼル委員会は、オペレーションアルリスクの計測手法に関し、従来のBIA（基礎的手法）・TSA（粗利益配分手法）を統合し、新しい標準的手法の導入を検討しており、2016年3月にオペレーションアルリスクに関する新しい標準的手法についての第2次市中協議文書を公表している。なお、モデル手法である先進的計測手法（AMA）の廃止も提案されている。

4. 資本フロア

バーゼル委員会は、リスクアセットの比較可能性を高めることを目的として、2014年12月に資本フロア（所要自己資本額の下限）の見直しに関する市中協議文書を公表している。具体的には、資本フロアの参考基準を、現行のバーゼルIから標準的手法に変更することを提案している。2016年3月に公表された内部モデル手法に係る市中協議文書において、リスクアセット全体を対象に、標準的手法対比60～90%の資本フロアを導入することが提案されているほか、代替案として、リスクカテゴリー毎等のより粒度の細かいフロアとすることも提案されている。

5. レバレッジ比率規制

銀行の抱えるリスクに応じて資本を求める（リスク・ベースの）自己資本比率を補完する簡易な指標として、銀行システムにおける過大なレバレッジの積み上がりを抑制するためのレバレッジ比率規制の導入が進められている（開示は2015年1月から開始）。

2016年1月のG H O S会合において、全ての銀行に対するレバレッジ比率の最低水準をTier1比3%とすることで合意された。現在は、G-SIBsに対する上乗せを含め、規制のデザイン及び水準について最終的な調整を行っている。

（上記以外の主要項目）

6. ソブリンリスクの取扱い

現行の自己資本比率規制上、自国通貨建ての国債は、格付にかかわらず、信用リスクをゼロにすることが各国の裁量により可能となっている。また、国債は、大口信用供与規制（銀行が保有する特定の債務者グループ向け債権を、基準自己資本（Tier1）の25%（G-SIBs間取引は15%）までとする規制）の適用対象外となっている。

これに対し、一部のユーロ圏諸国は、こうした取扱いが自国銀行による欧州周縁国の国債の保有を容易にし、ユーロ圏の債務・銀行危機を深刻化させたとして、規制の見直しを主張している。

こうした議論を踏まえ、2015年1月のG H O S会合において、バーゼル委員会が、ソブリンリスクの自己資本比率規制上の取扱いについて、予断を持たず、「注意深く、包括的に、時間をかけて（careful, holistic and gradual）」検討を進めることとなった。

7. システム上重要な銀行に対する対応

2010年11月にG20ソウル・サミットへ提出・公表されたFSB報告書「システム上重要な金融機関がもたらすモラルハザードの抑制」において、グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs : Global Systemically Important Financial Institutions）への規制・監督上の措置の検討を進めることとされた。

これを受け、バーゼル委員会では、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs : Global Systemically Important Banks）の①選定手法、②追加的資本上乗せ規制などが検討され、2011年11月に規則文書が公表された（2013年7月、本規則文書を更新した文書が公表）。

これに基づき、FSBからG-SIBsのリストが毎年公表され、本リストに基づいたG-SIBsに対する追加的資本上乗せが適用されている（資本上乗せは2016年から段階的に実施されており、2019年から完全実施される予定）。

G-SIBsの選定手法は、国際的な銀行システムや銀行のビジネスモデルの構造的な変化を踏まえて、3年ごとに見直すこととされており、2017年3月、見直し提案に係る市中協議文書が、制度導入後初めて公表された。

また、2012年10月、バーゼル委員会より、国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs : Domestic Systemically Important Banks）の取扱いに関する12の原則を示した枠組み文書が公表された。

日本では、2015年12月に3メガバンク（三菱UFJフィナンシャル・グループ、みずほフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループ）をG-SIBsに指定するとともに、三井住友トラスト・ホールディングス、農林中央金庫、大和証券グループ本社、野村ホールディングスをD-SIBsに指定した。

（最終化された主要項目）

8. 銀行勘定の金利リスク

バーゼル委員会は、銀行勘定の金利リスクに関する規制・監督の枠組みについて、2013年4月から検討を開始し、2015年6月に市中協議文書を公表した。同文書においては、①リスク量の計測を定式化し、自己資本比率の分母に勘案する案（第1の柱案）と、②現行の監督枠組みは維持しつつ監督対応の深化を図る案（第2の柱案）の2案が併記されたが、市中からのコメントを踏まえ、各市場における金利リスクの多様性や個々の金融機関のリスク特性等を踏まえた柔軟な監督対応を可能とする②第2の柱案を採用した最終規則文書が2016年4月に公表された。

9. マーケットリスク規制の抜本的見直し

2009年に公表されたマーケットリスク規制の見直し（いわゆるバーゼル2.5）が応急措置に止まっていたとの問題意識から、バーゼル委員会は、①トレーディング勘定と銀行勘定の境界の見直しと勘定間の規制裁定の防止措置、②内部モデ

ルの精緻化とより厳格なモデル承認プロセス、③内部モデルのフォールバックとして標準的方式のリスク感応度の向上、の3点からなるマーケット規制の抜本的な見直しを行った。見直し後の規制枠組みは、2016年1月のGHOS会合において最終合意された。

参考：東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP）

東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP：Executives' Meeting of East Asia and Pacific Central Banks）は、1991年、日本銀行の提唱により、同地域の中央銀行関係者が金融政策運営などについての情報・意見交換を行う場として発足した。メンバーは、日本・中国・韓国・香港・オーストラリア・ニュージーランド・インドネシア・マレーシア・フィリピン・シンガポール・タイの11か国（現在の議長国はインドネシア）である。

1996年以降、総裁会議及び金融市场、決済システム、銀行監督、ITの各分野の実務家会合が定期的に開催されており、銀行監督部会（EMEAP-WGBS）には金融庁も参加している。また、2012年より、監督当局の長が参加する総裁・長官会議（EMEAP-GHOS）も年1回開催されている。

銀行監督分野の実務家によって構成されるEMEAP-WGBSは年2回開催されており、現在、2年間の任期でフィリピン中央銀行議長の下、日本（金融庁・日本銀行）及びマレーシア中央銀行が共同副議長を務めている。



第4節 証券監督者国際機構（IOSCO）

I 沿革

証券監督者国際機構（IOSCO : International Organization of Securities Commissions）は、世界各国・地域の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関である。加盟機関の総数は、普通会員（Ordinary Member : 証券規制当局）、準会員（Associate Member : その他当局）及び協力会員（Affiliate Member : 自主規制機関等）あわせて 217 機関（2016 年 6 月現在）となっている。IOSCO の本部事務局は、マドリード（スペイン）に置かれている。

日本は、1988 年 11 月のメルボルン（オーストラリア）における第 13 回年次総会で、当時の大蔵省が普通会員として IOSCO に加盟した。現在は、金融庁が、2000 年 7 月の発足と同時にそれまでの金融監督庁（準会員）及び大蔵省（普通会員）の加盟地位を承継するかたちで、普通会員となっている。その他、1993 年 10 月のメキシコ・シティー（メキシコ）における第 18 回年次総会で証券取引等監視委員会が準会員として加盟したほか、商品先物取引を所掌している経済産業省及び農林水産省が普通会員、日本取引所グループ及び日本証券業協会が協力会員となっている。

IOSCO は毎年 1 回年次総会を開催しており、2016 年 5 月にリマ、2017 年 5 月にモンテゴベイ（ジャマイカ）で開催された。次回は、2018 年にブダペスト（ハンガリー）で開催される予定である。なお、我が国においても、1994 年 10 月に東京で第 19 回年次総会が開催されている。

IOSCO は、以下の 3 つを目的としている。

- ① 投資家保護、市場の公正性・効率性・透明性の確保、システム・リスクへの対処のために、証券分野の規制・監督等に関する国際基準の策定・実施等を行うこと
- ② 投資家保護や、証券市場への信頼性向上のために、当局間において、情報交換や、監督・不公正取引の監視における協力をを行うこと
- ③ 各国における市場の発展支援、市場インフラの強化、規制の適切な実施のために、各メンバーの経験を共有すること

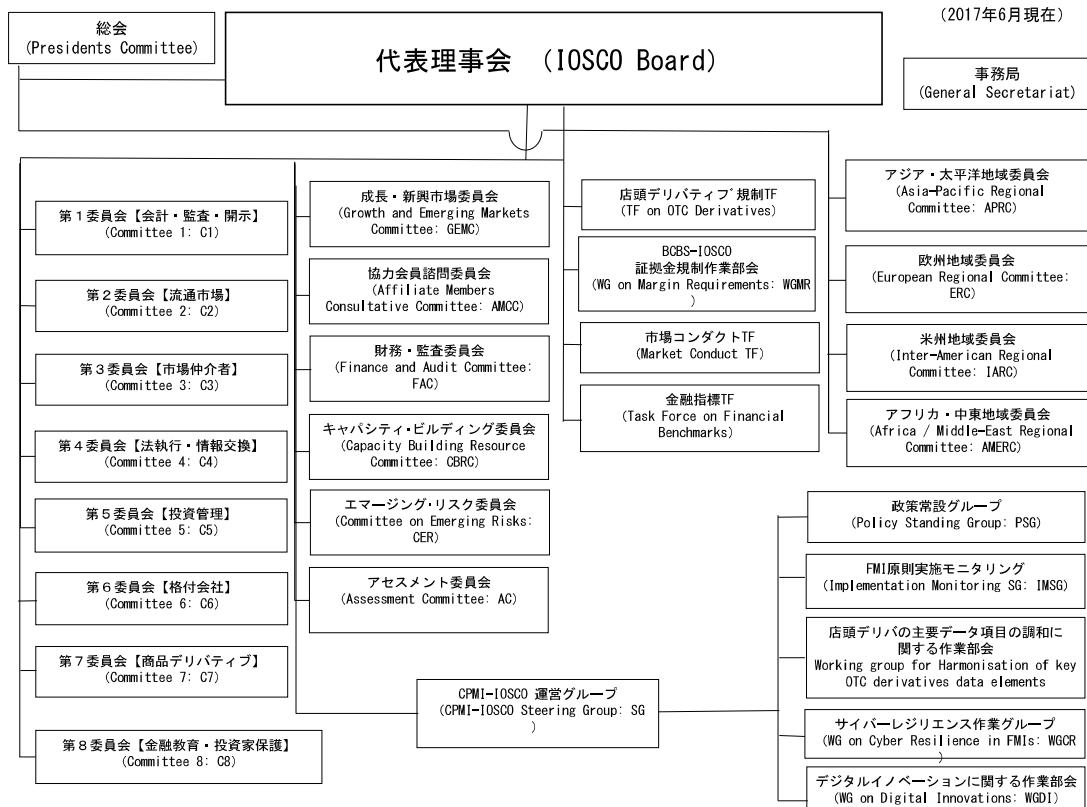
IOSCO は、「証券規制の目的と原則」をはじめとする証券市場規制に係る国際原則、指針や基準等を定めている。これらは基本的にメンバーを法的に拘束するものではないが、メンバーはこれらを踏まえて自ら行動し、原則の遵守等に取り組むことが促されている。

その他、メンバー間の情報交換協力を促進するため策定された IOSCO 多国間情報交換枠組み（以下「IOSCO・MMOU」という。）については、2010 年 6 月の代表委員会決議により、2013 年 1 月までにすべてのメンバーが IOSCO・MMOU へ署名（将来的な署名約束を含む）することが義務付けられ、各メンバーは IOSCO・MMOU に規定されている情報交換協力が実施できるような法制を整備することが求められている。（なお、当庁は、2008 年 2 月に IOS

CO・MMO Uに署名。)

II 組織

図表 証券監督者国際機構 (IOSCO) の組織



1. 総会 (Presidents Committee)

総会は、すべての普通会員の代表者で構成され、年1回、年次総会時に開催される。

2. 代表理事会 (IOSCO Board)

代表理事会は、2012年5月の北京総会において、既存の理事会や専門委員会等を統合して設立された会議体である。証券分野における国際的な規制上の課題への対処や、予算の承認等、IOSCOのガバナンス確保、証券分野における能力開発等に関する検討・調整を行うこととしており、その下に各種の委員会や作業部会が設置されている（主な委員会等の活動状況についてはⅢ参照）。

代表理事会は、当庁を含む34当局で構成されている。現在の議長は、香港証券先物委員会（SFC）のオルダーセンCEOである。副議長は、ベルギー金融サービス市場局（FSMA）のセルベー委員長と、マレーシア証券委員会（SC）シン委員長の2名が務めている。いずれの任期も、2018年の総会までとされている。

3. 地域委員会 (Regional Committee)

代表委員会の下には、アジア・太平洋地域委員会、米州地域委員会、ヨーロッパ地域委員会、アフリカ・中東地域委員会の4つの地域委員会が置かれており、それぞれの地域固有の問題が議論されている。我が国はアジア・太平洋地域委員会（APRC : Asia Pacific Regional Committee）に属しており、同委員会は、年2回程度開催されている。APRCは29当局から構成されており、現在の議長は、当庁の氷見野金融国際審議官が務めている。

我が国は、代表理事会、アジア・太平洋地域委員会及びその他の委員会等のメンバーとして、国際的な証券規制の原則の策定等に積極的に参画・貢献している。

III 主な議論

1. 概要

IOSCOは近年、証券規制に関する国際基準設定主体としての役割の維持、法執行に関するクロスボーダーの協力の改善（IOSCO・MMOUの推進）に取り組んでおり、G20首脳会合のマンデートを受け、シャドーバンキング、店頭デリバティブ規制、システム・リスクの軽減、市場の健全性など、証券分野の規制上の個別課題を検討する作業や、IOSCOメンバーの監督や法執行の分野での国際協力の水準を高める作業等に重点を置いて活動している。

2. 会計・監査・開示に関する委員会 (Committee 1)

会計・監査・開示に関する委員会は、会計基準、監査基準及び開示制度に関する諸課題について検討を行っている。会計及び監査分野では、国際会計基準（IFRS）及び国際監査基準（ISA）等の開発の過程で、新たな基準の公開草案が公表される毎に各々の基準設定主体に対してコメント・レターを発出している。開示分野では、上場企業による投資家向け開示情報の質及び透明性を高める観点等から、議論を行っている。2015年11月に「公開企業の監査を行う監査法人の透明性」と題する最終報告書、2016年5月に「監査委員会による監査人の監視に関する調査報告書」、同年6月には「会計基準で求められていない財務数値に関する提言」と題する最終報告書を公表した。

3. 流通市場に関する委員会 (Committee 2)

流通市場に関する委員会は、証券等の流通市場に関する諸課題について検討を行っている。2017年3月には、「社債市場の流動性に係る調査」と題する最終報告書を公表した。

4. 市場仲介者に関する委員会 (Committee 3)

市場仲介者に関する委員会は、証券会社等の市場仲介者の金融商品販売態勢や規制・監督の現状等を各国調査し、調査報告書の公表や、必要に応じて、市場仲介者・監督当局に向けた国際的な原則の策定を行っている。2016年12月には、「リテール向けOTCレバレッジ商品に係るサーベイ報告書」及び「自動化された助言ツールに関するサーベイ報告書のアップデート」と題する報告書、また2017年6月には、「注文回送上のインセンティブに係る報告書」と題する最終報告書を公表した。

5. 法執行・情報交換に関する委員会 (Committee 4)

法執行・情報交換に関する委員会は、国際的な証券犯罪に対応するための各当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っている。現在、情報交換に関する非協力的な国・地域の当局との対話や、効果的な不公正取引の抑止の手段などについて議論を行っている。

また、Committee 4と同時に開催されるIOSCO・MMOUの審査グループ(SG)において、MMOU署名申請当局の審査を行っている。

6. 投資管理に関する委員会 (Committee 5)

投資管理に関する委員会は、集団投資スキーム等の資産運用業界の諸課題、資産運用業界におけるシステム・リスクに対応する規制のあり方等について検討を行っている。

7. 格付会社に関する委員会 (Committee 6)

格付会社に関する委員会は、格付会社の規制・監督に関する諸課題について検討を行っている。

8. 商品デリバティブ市場に関する委員会 (Committee 7)

商品デリバティブ市場に関する委員会は、商品デリバティブ市場の透明性の向上等について検討を行っている。

9. 金融教育及び投資家保護に関する委員会 (Committee 8)

金融教育及び投資家保護に関する委員会は、2013年6月に新設された委員会で、投資家教育の促進及び金融リテラシーの向上に係るIOSCOの役割や戦略的取

組み等について検討を行っている。

10. エマージング・リスク委員会（C E R）

エマージング・リスク委員会（C E R）は、証券当局がシステム・リスクをモニターし軽減するための方法や、エマージング・リスクの特定手法等について検討している。2017年2月には、「IOSCO Fintechに関するリサーチ報告書」を公表した。

11. アセスメント委員会（Assessment Committee）

アセスメント委員会はIOSCOにおいて策定された原則・国際基準の実施等に関する議論を行っている。2017年5月には、「証券規制の目的と原則」及び「証券規制の目的と原則 実施の評価に関するメソドロジー」の改訂版を公表した。

12. 証券分野における情報交換枠組みの構築

クロスボーダー取引が増大する等、各国証券市場の一体化が進んでいる中で、証券市場及び証券取引を適切に規制・監督するためには、各国証券規制当局間の情報交換が不可欠である。

日本は、これまで中国証券監督管理委員会（CSRC）（1997年）、シンガポール通貨監督庁（MAS）（2001年）、米国証券取引委員会（SEC）及び米国商品先物取引委員会（CFTC）（2002年）、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）（2004年）、香港証券先物委員会（SFC）（2005年）並びにニュージーランド証券委員会（2006年）との間で、証券分野における情報交換枠組みに署名している。また、2006年1月には米国証券取引委員会（SEC）及び米国商品先物取引委員会（CFTC）との情報交換枠組みについて金融先物をその対象に加える改訂を行った。更に、欧州証券市場監督局（ESMA）とは、格付会社に関する当局間の協力のための書簡の交換（2011年）及び清算機関に関する覚書への署名（2015年）、欧州の証券監督当局29当局とは、クロスボーダーで活動するファンド業者に対する監督協力に関する覚書への署名（2013年）、米国商品先物取引委員会（CFTC）とは、クロスボーダーで活動する規制業者に対する監督協力に関する覚書への署名（2014年）をそれぞれ行った。

13. 多国間情報交換枠組み

これら二当局間の情報交換枠組みに加えて、2006年5月、IOSCO・MMO Uに署名するための申請を行い、IOSCOによる審査を経て、2008年2月に署名当局となった。2017年5月末現在、114の証券当局がIOSCO・MMO Uに署名している。

その後、新たな規制・執行上の課題が生じていることから、2012年以降、IOSCO・MMOUを強化するための改訂が議論され、2017年3月に「強化されたMMOU（Enhanced MMOU：EMMOU）」が策定された。

外国の証券当局との間でこのような情報交換枠組みを構築することにより、インサイダー取引や相場操縦のような不公正取引に関する情報や証券監督上必要となる情報等を必要に応じて相互に提供することが可能となり、我が国及び署名相手国の証券市場の公正性・透明性の確保に寄与することとなる。

第5節 決済・市場インフラ委員会（CPMI）等〔店頭デリバティブ市場改革〕

I 沿革

2009年のピツツバーグ・サミット首脳宣言においては、以下の事項を行うことについて合意がなされた。

- ① 標準化された店頭デリバティブ取引の、①適当な場合における取引所又は電子取引基盤（E TP）を通じた取引、②中央清算機関（CCP）を通じた決済
- ② 店頭デリバティブ契約の取引情報蓄積機関（TR）への報告

また、2011年のカンヌ・サミットにおいては、BCBS-IOSCOに対して、2012年6月までに清算集中されない店頭デリバティブ取引に関する証拠金に係る基準（証拠金規制）を市中協議用に策定することが求められた。

これらを受けて、IOSCO等の国際基準設定主体で国際原則の策定等がなされ、各国においても規制が整備・実施されている最中であるが、米国・欧州による規制の域外適用を背景に市場分断のリスクが顕在化していることから、各国規制の調和や実施の調整等が課題となっている。

また、FSB SRC/R e S G、BCBS、CPMI、IOSCOは、2015年4月のG20財務大臣・中央銀行総裁会合にCCPに関する作業計画を共同で提出。当該計画に基づいて、CCPの強靭性、再建、破綻、清算集中に係る相互依存性の分析等について作業が行われている。

II 主な議論

1. 決済・市場インフラ委員会（CPMI-IOSCO）

G20の提言を踏まえ、IOSCOとBISの決済・市場インフラ委員会（CPMI：Committee on Payments and Market Infrastructures、2014年9月に支払・決済システム委員会（C P S S：Committee on Payment and Settlement Systems）から改称）が共同で、資金決済システム、証券決済システム及び清算機関に係る既存の国際基準の包括的な見直しを実施し、2012年4月にこれらを1つにまとめた「金融市場インフラのための原則」（F M I 原則）を公表した。その後CPMI-IOSCOは、F M I 原則の実施状況のモニタリングやF M Iに対する規制のあり方について継続的な議論を行っている。

なお、2017年6～7月に、CCPの強靭性（ガバナンス、ストレステスト、財務資源、証拠金等）及び再建に関する追加ガイダンス、並びに当局によるCCPのストレステストの枠組みに係る市中協議案が公表された。

2. FSB店頭デリバティブ作業グループ（ODWG）

2009年のサミットにおける合意に基づき、各国が取り組んでいる店頭デリバテ

ィブ市場改革の進捗を管理する目的で設立。定期的に改革の進捗状況を纏めたプログレスレポートを公表している。

直近では第12次報告書を2017年6月に公表。同報告書では、規制改革は全体として、各国において進捗しており、特に、第11次報告書からは、証拠金規制の導入が、11法域から14法域へと拡大（2017年6月末時点）し、その他の分野においても、緩慢なペースではあるが、改革が進行中としている。

3. 店頭デリバティブ主要当局者会合（ODRG）

規制の実施に関する各国相互理解及び国際協調に向けた共通理解の促進を目的に、米証券取引委員会（SEC）・商品先物取引委員会（CFTC）の呼びかけにより設置された公式会合。主にクロスボーダー規制に係る議論を行っており、2015年11月、G20 アンタルヤサミット向けに、これまでのODRGでの議論の概要に関する報告書を提出した。

4. BCBS-IOSCO 証拠金規制作業部会（WGMR）

CCPで清算されない店頭デリバティブ取引については、システム・リスクを低減するとともに、CCPへの証拠金拠出を回避するインセンティブを抑制することを通じてCCPの利用を促進するという観点から、BCBSとIOSCOが共同作業部会（WGMR）を設置して、規制の在り方を検討している。これまで2012年7月（第1次）及び2013年2月（第2次）の2度にわたり市中協議文書を公表し、2013年9月に最終報告書を公表、2015年3月に最終報告書の改訂を公表した。現在も作業部会等において、マージン規制の着実な実施に向けて議論が続けられている。

5. その他

（1）清算集中に係る相互依存性分析グループ（SGCCI）

FSB SRC、FSB ReSG、BCBS、CPMI、IOSCOが策定したCCPに関する作業計画に基づいて、清算集中に係る相互依存性の分析作業を行っている。

（2）取引主体識別子（LEI）

LEIとは、金融取引等を行う主体を識別するための国際的な番号で、世界的な金融危機後、金融取引の実態を効率的・効果的に把握する目的から、2011年のG20 カンヌ・サミット首脳宣言により導入が合意され、利用が進められてきたものである。

2013年1月、当局からなる規制監視委員会（R O C）が発足。2014年6月には中央業務機関（C O U）を運営する組織としてグローバルL E I 財団が設立され（グローバルL E I 財団の設立者はF S B、設立準拠法はイスラエル法）、その後は、L E I 財団とL E I の付番、データ管理等を担う地域業務機関（L O U）の間の基本契約の締結など実務的な議論が進展している。

参考：2国間における取組み

I 米国の店頭デリバティブ規制（CFTC規則）

2012年7月、米国商品先物取引委員会（CFTC）は、ドッド・フランク法（2010年7月）に基づき、非証券店頭デリバティブ取引（スワップ取引：金利スワップ及びindex型を含む10銘柄以上を対象としたCDS等）に係る具体的なクロスボーダー規則案を公表した。

当該規制案によると、非米国金融機関が、米国人と一定額以上の店頭デリバティブ取引を行う場合には、CFTCにスワップ・ディーラーとして登録し、米国の規制に服さなければならぬとされていたため、日欧等の当局が当該規制案に対する懸念を表明。

上記を踏まえ、2013年7月にCFTCのクロスボーダー規制の最終版が公表された。CFTCは、外国規制が米国規制と同等であることを条件として、外国規制の遵守をもって、米国規制を遵守したとみなす「代替的コンプライアンス措置」を設けており、一定の企業及び取引に当該措置が適用される。

2013年12月、CFTCは、日本を含む6カ国・地域（日本、香港、豪州、欧州、イスイス、カナダ）の店頭デリバティブ規制に係る米国規制との同等性評価の結果を公表。日本の店頭デリバティブ規制に関する法令・監督制度については、CFTCと議論を重ねてきた結果、概ね同等との評価がなされた。しかしながら、米国で活動する、又は将来的に活動を予定している本邦の金融機関等については、代替的コンプライアンス措置あるいは米国での活動の法的位置づけがなお未確定・不明確なケースがあり、今後も、CFTCと継続的に調整・検討する予定である。

II 欧州の店頭デリバティブ規制（域外適用）

2012年8月16日に、欧州委員会（EC）より、店頭デリバティブ取引の清算集中・取引情報報告に関するEU規則（EMIR）が施行された。また、2013年3月15日に、欧州証券市場監督局（ESMA）より、EMIRの技術的細則にあたるテクニカルスタンダードが公表され、同日施行された。

EMIRでは、EU域外の中央清算機関（ CCP ）がEU域内の金融機関に対して清算サービスを提供するためには、ESMAから認証を受ける必要があると規定されており、その前提として、CCPに関する欧州域外の法令及び監督・執行の枠組みが欧州のそれらと同等であるとECが判断する必要がある。

ESMAは、2013年9月1日の欧州域外CCPの同等性評価に関する技術的助言をECに提出し、9月3日に公表。2014年10月、わが国の清算機関に係る法令及び監督・執行制度は、欧州規制と同等であると評価された。

2015年2月、ESMAとの間でCCPに関する監督協力に関する覚書を締結し、2015年4月、当庁管轄のCCPは、ESMAから外国CCPとして認証を受けた。

第6節 保険監督者国際機構（IAIS）

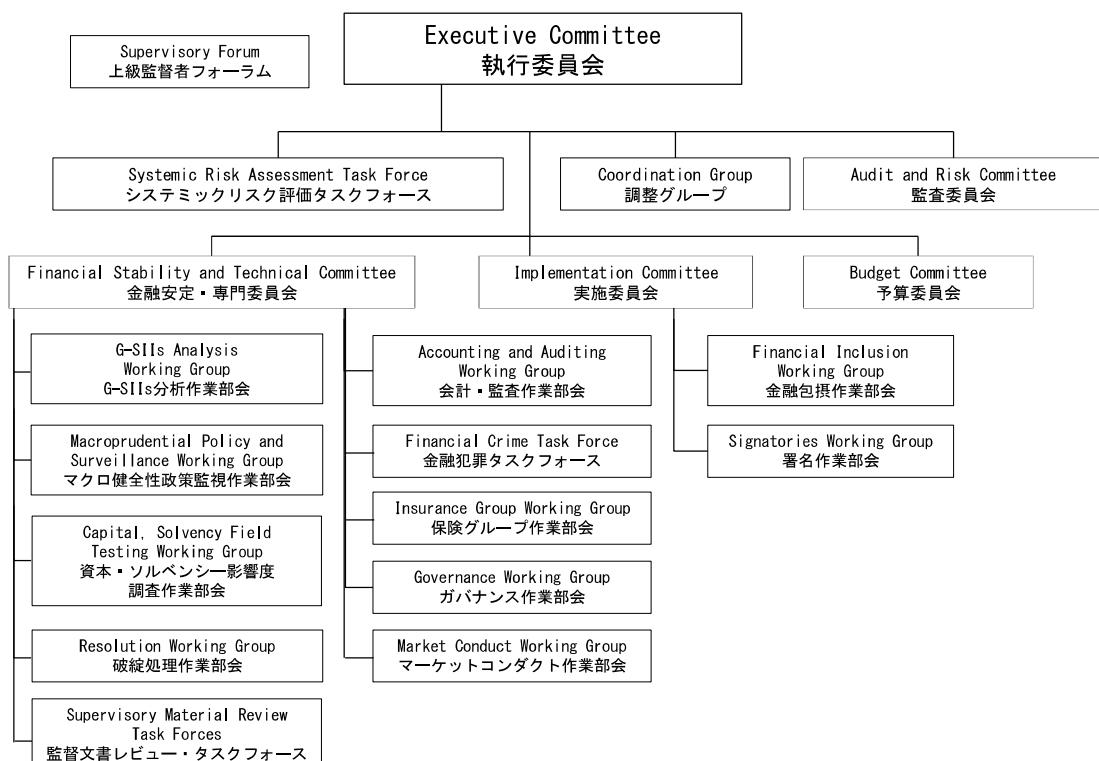
I 沿革

保険監督者国際機構（IAIS：International Association of Insurance Supervisors）は、1994年に設立され、世界の各国・地域の保険監督当局等約200機関（メンバー）で構成されており、日本は、1998年よりメンバーとして参加している。

IAISは、①効果的かつ国際的に整合的な保険監督の促進による、保険契約者の利益及び保護に資する公正で安全かつ安定的な保険市場の発展と維持、②国際的な金融安定化への貢献、を目的に設立された。事務局はバーゼル（スイス）の国際決済銀行（BIS）内にある。

II 組織

図表 保険監督者国際機構（IAIS）の組織



1. 総会

総会はIAISの全てのメンバーで構成されており、毎年1回、年次総会が開催される。

2. 執行委員会

新たな監督原則、基準、指針等の採択をはじめとした、主要な決定を行う最高意思決定機関である。地域構成のバランスを考慮した24の国・地域（北米：5、西欧：5、アジア：5、オセアニア：1、ラテンアメリカ：2、アフリカ南部：1、北アフリカ・中東：2、中東欧：1、オフショア：2）から構成されている。日本は1998年よりメンバーとして参加している。

3. 金融安定・専門委員会

執行委員会の下で金融安定に関する基準や監督基準の策定等を所掌している。金融安定・専門委員会の下には、G-SIIs分析作業、資本規制検討作業、破綻処理作業、会計・監査、ガバナンスなど個別分野ごとに小委員会が設置されており、それぞれ監督原則、基準、指針の策定にあたっている。

4. その他の委員会等

監督基準の実施に関する議論を行う実施委員会のほか、クロスボーダー監督上の諸問題、監督実務について意見交換を行う上級監督者フォーラムなどが設置されている。

III 主な議論

1. グローバルなシステム上重要な保険会社（G-SIIs：Global Systemically Important Insurers）の選定

FSB及びIASは、2013年7月にグローバルなシステム上重要な保険会社（G-SIIs）の選定手法及び政策措置を公表するときに、保険会社9社をG-SIIsに選定した。それ以降、毎年11月に更新リストが公表されている（これまで日本社がリストに含まれたことはない）。

IASでは、G-SIIs選定手法について、保険や再保険、その他の金融活動など国際的な保険会社の全ての業務を適切に選定に反映するため、2016年6月に選定手法を改訂している。

また、従来の機関別の評価手法（EBA：Entity-Based Approach）を補完しうるものとして、保険会社の「活動」に着目したシステムリスクの評価手法（ABA：Activity-Based Approach）の検討が開始されている。次回のG-SIIs選定手法の見直しは、2019年に行われる。

2. IAGsの監督のための共通枠組み（ComFrame）の検討

IASでは、金融危機を踏まえた対応として、2010年より「国際的に活動する保険グループ（IAGs）」の監督のための共通枠組み（ComFrame：

Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups) を検討している^(注)。

ComFrameは、①適用範囲（IAIGsの選定基準等）、②IAIGが満たすべき基準（ソルベンシー、ERM、ガバナンス等）、③監督当局が満たすべき基準（クロスボーダーでの監督上の協力等）、3つの柱から構成される。

IASではComFrameの検討と並行して、全保険会社向けの要件である保険基本原則（ICP：Insurance Core Principles）の改訂作業も行っているところであり、両者をトピック毎に統合した上で、2019年の年次総会で承認される見込み。なお、一部の項目については、2017年3月に市中協議が実施された。

（注）IAIGsを判断するベンチマークとして、「国際拠点数3か国以上、かつ海外保険料収入10%以上を前提に、総資産500億ドル以上、または、保険料収入100億ドル以上の規模を有する国際的に活動する保険グループ」という基準が示されている。

3. IAIGsに適用される「国際資本基準」（ICS）の検討

ComFrameのうちソルベンシー基準（上記②）については、IASは2013年12月より、IAIGsに適用するリスクベースの国際資本基準（ICS：Insurance Capital Standard）の検討を開始した。これまで2回の市中協議（2014年、2016年）と影響度調査（2015年、2016年）を実施しており、本年7月にはICS Version 1.0（拡大フィールドテストのための国際資本基準）を公表した。今後、2019年に監督に用いる基準としてのICS Version 2.0の策定を予定しており、Comradeとともに、2020年よりIAIGへの適用を開始予定。

なお、本件については、日本国内の実情や課題を踏まえて国際交渉を行うための、国内規制・監督担当者と国際交渉担当者との連携強化の一環として、内外一体での検討を踏まえて、第2次市中協議等で金融庁として提言を行っている。

第7節 金融活動作業部会（FATF）

I 沿革

金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force）は、マネー・ローダリング対策における国際協調を推進するため、1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間会合であり、事務局はパリのOECD内に置かれている。2001年の米国同時多発テロ事件以降は、G7財務大臣声明を受けてテロ資金対策にも取り組んでいる。

FATFのメンバーはOECD加盟国を中心に現在35か国・2地域機関。FATFは、条約に基づく恒久的な国際機関ではなく、政府間の合意に基づき、その活動内容と存続の要否が見直される。現在は2012年4月のFATF大臣会合での承認により、2020年までの活動期間延長が決定されている。

FATFの主な役割は、以下のとおりである。

- ① マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策に関する国際基準（FATF勧告）の策定及び見直し
- ② FATFメンバー間におけるFATF勧告の遵守状況の監視及び相互審査
- ③ 国際的なマネー・ローダリング及びテロ資金供与対策の拡大・向上
- ④ FATF非メンバー国・地域におけるFATF勧告遵守の懇意
- ⑤ マネー・ローダリング及びテロ資金供与の手口及び傾向に関する研究

FATFは、各メンバー国・地域に対して、メンバー国・地域により構成される審査団を派遣し、勧告の遵守状況について相互審査を行っている。国際基準であるFATF勧告は、①マネー・ローダリング対策等の基本的枠組みである「40の勧告」及び②テロリズムとテロ資金供与対策の基本的枠組みである「9の特別勧告」により構成されてきた（旧勧告）。その後、第4次相互審査に向けて両勧告の改定、統合、整理が行われ、双方をカバーする新「40の勧告」が2012年2月のFATF全体会合において採択・公表された。

「総会」に相当するFATF全体会合は通常年3回（2月、6月、10月）開催され、FATF勧告遵守に関する相互審査、今後の政策方針策定等の重要事項の審議及び採択等が行われている。

II 主な議論

1. FATF第3次対日相互審査フォローアップ（2016年10月終了）

FATF勧告（旧勧告）の遵守状況に関する日本の第3次相互審査は、2008年に実施され、全49勧告中25勧告において履行の不備（Non-compliantまたはPartially compliant）が指摘された。

これを受けて、日本は2010年10月からフォローアップ報告を行ってきたもの、2014年6月にはFATFから、我が国に迅速な対応を促す声明が発出された。

その後、2014年10月に策定したアクションプランに沿ってFATFから指摘された不備事項の改善に取り組んできた。具体的には、

- ① テロ行為への資金支援だけでなく、土地、建物、物品、役務の提供等の物質的支援についても処罰の対象とする「改正テロ資金提供処罰法」が2014年秋の臨時国会において可決・成立し、同年12月に施行されたこと、
- ② 国際テロリストによるクロスボーダーの取引（外為法の対象）に加え、国内取引を規制する「国際テロリスト財産凍結法」が2014年秋の臨時国会において可決・成立し、同法政省令とともに2015年10月に施行されたこと、
- ③ 疑わしい取引の届出に係る判断方法に関する規定の整備や、事業者の体制整備等の努力義務の拡充等を内容とする「改正犯罪収益移転防止法」が2014年秋の臨時国会において可決・成立し、同法政省令とともに2016年10月に施行されたこと、

によってそれぞれ対応済みである。

これらの進捗を受け、日本は2016年10月のFATF全体会合において、フォローアッププロセスからの卒業が満場一致で承認された。

第8節 その他の主体

I 経済協力開発機構（OECD）コーポレート・ガバナンス委員会

1. 沿革

OECD加盟国・非加盟国に対する普及活動として、G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則に基づくピアレビューの実施、世界各地でのラウンドテーブル開催等を行っている。2016年11月より、同委員会の議長を金融庁の神田国際担当参事官（2017年6月現在）が務めている。

2. 主な議論

OECDコーポレート・ガバナンス原則（1999年制定、2004年、2015年改訂）は、コーポレート・ガバナンスの国際標準として、各国の政策立案を支援する指針を提供するものであり、世界銀行の「国際基準の遵守状況に関する報告書」の評価基準や、FSBが指定する「健全な金融システムのための主要基準」の一つに位置付けられる。

本原則は、OECDのコーポレート・ガバナンス委員会が所管している。同委員会は、世界的な金融危機以降の状況変化等を反映すべく、OECD非加盟国の参加も得ながら、2013年秋より、約10年ぶりとなるOECDコーポレート・ガバナンス原則の改訂作業を開始。2015年11月のG20首脳会談に提出され、「G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則」として承認された。

主な改訂内容は以下のとおりである。

- ① 機関投資家の運用資産増加、資本市場構造の複雑化に鑑み、機関投資家による議決権行使の実績の開示や議決権行使助言会社などによる利益相反管理を明記。
- ② 金融危機の教訓を踏まえ、リスク管理に係る取締役会の役割を拡充するとともに、役員報酬の決定に対する株主関与を強化。
- ③ 近年の動向を踏まえ、クロスボーダー上場企業に対する規制、非財務情報の開示、関連当事者間取引の適切な管理等の新たな論点を追加。

改訂原則の普及・実施のため、同原則の各国における実施状況を評価するための方法（メソドロジー）（2006年策定）も、2017年3月に改訂・公表された。また、OECDによるテーマ別ピアレビューのテーマとして、“Flexibility and Proportionality”（比例性と柔軟性）が決定され、今後実施見込み。

II 金融サービス利用者保護国際組織（FinCoNet）

1. 沿革

FinCoNetは、金融サービス利用者保護に関する情報・意見交換のために、金融消費者保護に関する監督当局間の非公式ネットワークとして、2003年に設立。

愛、英、中、加、仏、豪、西、日など22カ国及び6機関（IAS、コンシユーマー・インターナショナル、欧州委員会、OECD、OGAP、世銀）が加盟。議長は、Lucie Tedesco 氏（加金融サービス利用者保護庁長官）が、事務局はOECDが務める。当庁からは、金融庁幹部が組織の予算や政策等の重要な意思決定を行う執行評議会メンバーに選任されている。

2013年11月の年次総会（於：リスボン）において、金融サービス利用者保護の監督当局による国際組織として設立された。その後、定款を定め、法人格を取得し、2014年5月に事務局（OECD）との協約を締結するなど、組織作りの作業を進めてきた。2014年11月の年次総会（於：上海）では、こうした国際機関創設に関わる作業が一段落し、今後の活動方針として、メンバーによるサブスタンス面での参画・貢献に一層の比重を置いていくことが再確認された。

FinCoNetの目的は、主に、銀行取引及び信用供与（Banking and Credit）に焦点を当て、金融サービスに係る利用者保護規制当局間で、監督上のリスク・課題を認識するとともに、監督手法や監督上のベスト・プラクティス等を共有し、金融サービス利用者保護を強化することである。

2. 主な議論

現在、執行評議会の下に、以下の4つの常設委員会（SC：Standing Committee）が設置されており、金融庁はSC3及びSC4のメンバーである。

委員会	参加国	作業内容
第1常設委員会（SC1） 監督ツールボックス	加（議長）、 葡、南ア、諾、 蘭	金融消費者保護の問題に対する各國の監督上の政策手法（監督ツール）を比較可能な形で検索可能な「道具箱」をメンバーズサイト上に構築。
第2常設委員会（SC2） Short Term and High Cost Lending	愛（議長）、 豪、伯、加、 中、独、尼、 葡、英	短期かつ高金利の消費者金融やペイディローンに対する金融サービス利用者保護上のリスク・問題認識及び監督上の対処。各國の現状及び監督上の対応をサーベイで収集し、今後、報告書として取りまとめる予定。
第3常設委員会（SC3） モバイル技術・技術革新	葡（議長）、 日、伯、加、 中、英、南ア、 豪、尼、モーリシャス	オンライン・モバイル送金等に係るセキュリティ・リスクに係る課題への規制・監督上の対処。2016年に公表した報告書（Online and mobile payments: supervisory challenges to mitigate security risks）に基づき、「Check List」を作成し、各國の監督上のベストプラクティス等を収集する予定。
第4常設委員会（SC4） FinTechへの対応	西（議長）、 日、豪、伯、 独、加、尼、 葡、南ア、モーリシャス	IT技術の発展等が金融サービス利用者保護に与える影響として、そのリスク・監督上の課題及び監督上の対応について議論を進めている。今後、各國が認識するリスク・監督上の課題及び対応状況についてサーベイで収集し、最終的な成果物として報告書を取りまとめる予定。

III 国際通貨基金（IMF）【金融部門評価プログラム（FSAP）】

金融部門評価プログラム（FSAP : Financial Sector Assessment Program）は、IMFが加盟国の金融部門の安定性を評価するプログラム。①ストレステスト等による金融部門の安定性の評価、②金融規制・監督等に係る国際基準の遵守状況の評価、③金融危機対応能力の評価の三本柱で構成。2016年後半から2017年前半にかけて第3回FSAPが行われ、報告書はIMF理事会の議論を経て公表される予定。日本の第1回FSAP報告書は2003年、第2回は2012年に公表された。

（※1）2010年9月、IMF理事会は、重要な金融部門を有する国（日本等25ヶ国）につきFSAPを5年毎に実施することを決定。2013年には対象を29ヶ国に拡大。

（※2）前回のFSAP報告書は、「2003年の前回FSAP以降、金融システムの強化に向け重要な進展（具体例：資本状況の改善、不良債権比率の低下）。他方、多額の国債残高や経済の低成長といった要因が、中期的には金融の安定性への試練になり得る」と指摘。

（※3）2017年 IMF・対日4条協議コンクルーディングステートメントの概要（金融関連）

背景：最近の経済動向と政策

- マクロ金融面の課題は続く。金融機関は、低金利環境が収益性を圧迫しているため、より高い利回りの追求を余儀なくされる厳しい環境に直面しており、多くの銀行や保険会社は新しく、理解が浅いリスクに手を伸ばしている。信用の伸びは2016年第4四半期に加速し、海外投資や不動産関連の貸出は増加した。一方、国 - 金融間のつながりは依然として強い。

先行き：見通しとリスク

- 低成長と低金利、及びその根底にある人口動態から来る逆風に由来する銀行の慢性的な収益性低下は、地方銀行や信用金庫のソルベンシー問題を引き起こす可能性がある。低金利が継続すれば生命保険会社もソルベンシー圧力に直面する可能性がある。

先行き：経済政策の優先課題

- ミッションは、構造改革の加速、協調のとれた金融・財政支援、金融セクターにおける政策の強化からなる、包括的で相互に強化し合うパッケージを提言する。…こうした措置には、労働市場における賃金などの格差解消、より包括的な労働力活用の推進、民間投資の促進、財政政策策定の向上、金融監督・コーポレート・ガバナンス強化を通じたマクロ金融面の脆弱性への対応が含まれる。…低金利環境に伴うリスクに対応するための金融セクターに

おける政策の強化と、人口動態の逆風への金融セクターの適応は中心的な政策分野である。…

構造改革

第二優先課題：民間投資と長期的成長力を増大させる改革。…より踏み込んだ社外取締役に関する規定、株式持ち合いの明確な制限などのコーポレート・ガバナンス改革の更なる推進は、保有する現金の活用と投資拡大に資する。…金融セクターにおける政策は、中小企業の資金調達の制約を軽減し、生産性と投資を促進することを目指すべきであり、銀行がリスクベースの貸出へ移行するよう促すことや、公的信用保証の範囲を縮小することが含まれる。

金融安定性を守るための政策

金融監督の強化はリスクの抑制につながる。完全にリスクに基づくプルーデンス監督を支援するため内部プロセスを一層強化し、銀行・保険業界でもコーポレート・ガバナンスを強化する必要がある。更に、資本要件は各銀行のリスク特性をさらに反映した内容にすべきである。保険業界に経済価値に基づいたソルベンシー評価制度を導入するため追加的な取り組みが必要であり、将来導入される制度に確実性を有することは、各企業の事業や投資戦略の調整に資する。金融庁・日本銀行連絡会（CCFS）のマンデートを更に明確化し、マクロ・プルーデンスの政策手段を積極的に拡充することで、マクロ・プルーデンスの枠組みを一層強化しうる。

マクロ経済や人口動態のトレンドの影響について引き続き金融機関とエンゲージし、存続可能性に関する懸念が見つかった場合には迅速に対応しなければならない。当局は、①銀行の取締役会や経営幹部との連携を一層強め、経済や人口動態が将来の経営状況に与える意味合いを完全に理解するとともに、存続不能に陥った企業が円滑に市場を撤退できるよう迅速に行動することを促し、②地方銀行が手数料収入を増やすよう促すべきである。地方金融機関の再編は規模の経済を向上させるであろうが、一連の課題に対応する上では再編だけでは不十分であろう。

危機管理・破綻処理の枠組みはさらに強化できる。枠組みの複雑さや、状況次第で異なる制度が活用されるといった曖昧さによって、破綻処理の実施が困難となる可能性があり、公的支援への期待に拍車をかけかねない。監督権限が遅滞なく行使されることを可能とする更なる取り組みが、当局の早期介入のための枠組みに組み込まれるべきである。破綻処理手段の拡充や法的枠組みの強化と明確化（中央清算機関への適用拡大を含む）、運営面の改善は当局の準備態勢を向上させ、市場の期待とインセンティブを誘導することに貢献する。

第21章 当局間の連携・協力等

第1節 経済連携協定

経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）は、経済関係の深い2国間及び地域内における国境を越えた物品・人・サービス・資本・情報の移動の自由化を促進し、経済活動全般の連携の強化あるいは一体化を実現することを目的としている。従来、自由貿易体制の維持・強化の役割は主に世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）が担ってきたが、多国間での利害調整が複雑化しているため、近年、多くの国が多角的貿易体制を補完すべく、特定の2国間及び地域内における貿易自由化交渉に取り組んでいる。

図表 経済連携協定（EPA）等の締結・交渉状況

相手先国 (発効済)	締結・交渉の状況
シンガポール	2001年1月交渉開始／2002年1月署名／2002年11月発効 2006年6月再交渉開始／2007年9月発効
メキシコ	2002年11月交渉開始／2004年9月署名／2005年4月発効 2008年9月再交渉開始／2012年4月発効
マレーシア	2004年1月交渉開始／2005年12月署名／2006年7月発効
チリ	2006年2月交渉開始／2006年9月大筋合意／2007年3月署名／2007年9月発効
タイ	2004年2月交渉開始／2005年2月大筋合意／2007年4月署名／2007年11月発効
インドネシア	2005年7月交渉開始／2006年11月大筋合意／2007年8月署名／2008年7月発効
ブルネイ	2006年6月交渉開始／2006年12月大筋合意／2007年6月署名／2008年7月発効
ASEAN（包括）	2005年4月交渉開始／2007年8月大筋合意／2008年4月署名／2008年12月発効
フィリピン	2004年2月交渉開始／2004年11月大筋合意／2006年9月署名／2008年12月発効
スイス	2007年5月交渉開始／2008年9月大筋合意／2009年2月署名／2009年9月発効
ベトナム	2007年1月交渉開始／2008年9月大筋合意／2008年12月署名／2009年10月発効
インド	2007年1月交渉開始／2010年9月大筋合意／2011年2月署名／2011年8月発効
ペルー	2009年5月交渉開始／2010年11月大筋合意／2011年5月署名／2012年3月発効
オーストラリア	2007年4月交渉開始／2014年4月大筋合意／2014年7月署名／2015年1月発効
モンゴル	2012年6月交渉開始／2014年7月大筋合意／2015年2月署名／2016年6月発効
（交渉中）	
ASEAN（投資・サービス）	2010年10月交渉開始
環太平洋パートナーシップ（TPP）協定	2010年3月交渉開始（日本は2013年7月の交渉から参加）／2015年10月大筋合意／2016年2月署名
コロンビア	2012年7月交渉開始
カナダ	2012年11月交渉開始
日中韓	2013年3月交渉開始
EU	2013年4月交渉開始
東アジア地域包括的経済連携（RCEP）	2013年5月交渉開始
サービスの貿易に関する新たな協定（TiSA）	2013年6月交渉開始
トルコ	2014年12月交渉開始
（交渉中断）	
韓国	2003年12月交渉開始／2004年11月以降交渉中断
湾岸協力理事会（GCC）	2006年9月交渉開始／2009年3月以降交渉中断

I 環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定

関税・非関税分野の自由化や、知的財産、電子商取引といった新しい分野のルールを構築する包括的協定である。金融サービスについても1章が割かれている。2010年3月に交渉開始。日本（2013年7月に交渉参加）、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ及びカナダの12か国が参加し2016年2月に署名。

協定の発効には、全ての署名国による批准若しくは署名が行われた2016年2月から2年が経過した時点又はそれ以降に署名国全体のGDPの85%以上を占める少なくとも6か国が批准を終えていることが必要となる（うちGDP85%以上の要件を満たすには日本と米国の批准が必須）。

2017年1月、米国がTPPを離脱する大統領令に署名した中、米国を除く11か国は、協定の早期発効に向けて5月にベトナム（ハノイ）においてTPP閣僚会合を開催。会合後の閣僚声明には、米国の参加を促進する方策も含めた今後の選択肢の検討を11月のAPEC首脳会合までに完了させること等が盛り込まれた。

II 経済連携協定（EPA）交渉等

現在、8つの協定交渉が進行している。交渉状況はそれぞれ以下のとおりである。

1. 日EU経済連携協定

2013年4月に交渉開始。

2. サービスの貿易に関する新たな協定（TiSA：Trade in Services Agreement）

1995年のWTOの発足に伴い、「サービス貿易に関する一般協定（GATS：General Agreement on Trade in Services）」が発効されたが、発行から長期間が経ち、さらなる自由化の必要性が増していることから、22（現在は23）カ国・地域が2013年6月に交渉開始。

3. 東アジア地域包括的経済連携

（RCEP：Regional Comprehensive Economic Partnership）

2013年5月に交渉開始。現在の交渉参加国は、日本、ASEAN、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド。

4. 日中韓FTA 2013年3月に交渉開始。

5. 日トルコEPA 2014年12月に交渉開始。

6. 日カナダEPA 2012年11月に交渉開始。

7. 日コロンビアEPA 2012年7月に交渉開始。

8. 日ASEAN EPA

(AJCEP:ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership)

物品貿易等については2008年12月から順次発効。2010年10月から、投資・サービスの交渉を行っており、サービス交渉については、2015年11月に交渉を終了している。

III 世界貿易機関（WTO）による貿易政策検討制度（TRB）審査

WTO加盟国の貿易政策及び貿易慣行について一層の透明性を確保し、理解を深めることにより、多角的貿易体制が一層円滑に機能することに資することを目的として実施されており、金融サービスも対象に含まれる。二年に一度対日審査が行われており、2017年3月に対面会合が行われた。

第2節 アジア地域ファンドパスポート（ARFP）

2010年以降、APECにおいて、アジア地域ファンドパスポート（ARFP）についての検討が行われてきた。ARFPは、APEC加盟国のうち参加を表明した国が、投資家保護上の要件を満たしたファンド（投資信託等）について、相互に販売を容易にするため、規制の共通化を図るための枠組みである。

ARFPのルールの検討に当たっては、当庁も関与して具体的な検討を行ってきたところ、ルール案における投資者保護のための措置も明確となったことから、2015年9月のAPEC財務大臣会合において、日本、オーストラリア、韓国、ニュージーランド、タイ及びフィリピンの6カ国が参加表明文書に署名を行った。その後、2016年4月、日本、オーストラリア、韓国及びニュージーランドの4カ国が、同年6月、タイが、ARFPの協力覚書（MOU）に署名を行い、同月30日に同MOUが発効した。

2016年6月、ARFPの円滑な実施を目的とした合同委員会（Joint Committee）が設置され、当庁の三輪国際証券規制調整官が、2017年6月30日までを任期として初代議長に就任、2016年11月にクアラルンプール、2017年4月に東京において合同委員会対面会合を行った。

第3節 当局間協議

金融庁は、2016事務年度においては、台湾、インド等多くの国・地域の金融当局との間で2国間協議等を実施し、金融規制や経済情勢等に関する意見交換を行った。また、イラン中銀との間で、監督協力に関する書簡交換を実施した。

I 欧州委員会（EC）

金融庁と欧州委員会（EC）の金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局（FISMA）との間で、1985年以来、1～2年に1回程度のペースで日EUハイレベル金融協議を開催。ホストは通例、日本・EUが交互に務める。金融規制等について定期的な意見交換を行う。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2016年1月20日	東京	金融国際審議官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局長
2014年3月28日	ブリュッセル	国際政策統括官	域内市場・サービス総局長

II スイス

経済・金融に係る幅広いテーマについて、スイス当局と財務省・金融庁との間で2年に1回のペースで日スイス財務金融協議を開催。1988年に、スイスでの銀行免許取得等の個別案件についての非公式協議という位置づけで発足したが、最近では財政及び金融規制等についての意見交換を行っている。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2015年12月1日	ベルン	金融国際審議官	スイス財務省国際金融局次長
2014年2月28日	東京	国際政策統括官	スイス財務省次官補

III インド

2014年11月にインドへの直接投資の増加やそのための金融市場の整備を目的とした枠組みとして実施した「日印金融協力に関する協議」を、定期的に開催する協議として拡充し、2016年1月以来日印金融協力対話として実施している。日本側からは財務省、金融庁及び日系金融機関が参加。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2016年9月15日	東京	金融庁参事官	インド財務省経済局長
2016年1月28日	ニューデリー	金融庁参事官	インド財務省経済局長

IV 台湾

2014年11月、台湾金融監督管理委員会（FSC）の黄副主任委員より、金融庁に対し、両国の銀行監督等について意見交換を定期的に行いたいとの提案があり、日台金融協議を設置。年に1～2回のペースで開催予定。第1回を2015年12月に台北にて、第2回を2016年11月に東京にて開催。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2016年11月10日	東京	総務企画局審議官	銀行局長
2015年12月22日	台北	総務企画局参事官	銀行局長

V 韓国

韓国金融監督院（FSS）クォン院長と畠中長官（当時）の面会を契機として、2012年10月より年に2回のペースで、日韓の金融機関を取り巻く経済情勢や両当局間の協力等について議論する日韓金融協議を開催。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2016年6月3日	東京	長官	韓国金融監督院長
2015年11月23日 ～24日	ソウル	長官	金融委員会委員長・金融監督院長

VI 日中韓

2005年3月、韓国の提案により、北東アジア域内の金融市場安定及び金融監督についての意見交換の枠組として、第1回日中韓金融監督者セミナー（課長級）を開催。また、第3回金融監督者セミナーからは、金融監督者セミナーを高級位に格上げした日中韓ハイレベル会合（個室幹部級）を同セミナーに付随する形で開催。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2016年8月19日	烟台市	総務企画局審議官	中国：銀監会副主席 韓国：金融委員会副委員長
2015年3月16日	東京	金融国際審議官	中国：銀監会副主席 韓国：金融委員会副委員長

第4節 金融技術協力

I 概要

金融庁は、アジア等の新興市場国に対し、各国の金融インフラの発展状況に応じて、①ソフト面のインフラ整備、②ハード面のインフラ整備、③行政運営の知見・経験の共有といった支援を行い、地域全体の市場機能の向上や成長に貢献している。

具体的には、アジア等の新興市場国の金融当局との間で金融技術協力の枠組を構築した上で、研修開催やハイレベル面会等を通じて技術協力を実施し、金融制度の整備や金融当局の能力向上を支援している。

II 活動実績

金融庁はこれまでにミャンマー、ベトナム、インドネシア、タイ等の7か国 14 当局との間で金融技術協力に係る覚書締結（書簡交換）を実施し、金融技術協力の枠組を構築した上で、日系金融機関等の意見も幅広く聴取しつつ、長期専門家の派遣や先方関心事項に対応した現地金融当局職員対象の研修開催等、各国への技術支援を実施している。

2016事務年度においては、例えば以下のような国を対象とし、対象国のニーズに応じた技術支援を実施。

- ① ミャンマーでは、証券分野において健全かつ公正な資本市場の育成のため、ミャンマー計画財務省に長期専門家を継続派遣し、2016年3月に取引を開始したヤンゴン証券取引所（YSX）の発展に向けた支援を継続。また、保険分野において2017事務年度より新たに長期専門家を派遣予定。
- ② ベトナムでは、ベトナム国家銀行（SBV）への当庁職員派遣やセミナー開催を通じ、不良債権処理の促進を支援。証券分野においてはハノイ証券取引所のデリバティブ市場開設に向け、金融当局に対するキャパシティビルディングを実施。
- ③ インドネシアでは、継続的なトップ会談の実施により両金融当局間の信頼関係を強化。FinTechやマクロプルーデンスポリシー等先方より関心が示された複数の分野における知見共有のためのセミナーを実施。
- ④ タイでは、証券及び保険当局とトップ会談を行い、FinTechなど両国における金融行政の課題に係る意見交換を実施。

また、アジア等の新興市場国の銀行・証券・保険監督当局の職員を招へいし、それぞれの分野における日本の規制・監督制度や取組み等の一般的な内容について幅広く講義を行う「銀行・証券・保険監督者セミナー」を実施している。

第5節 グローバル金融連携センター（G L O P A C）

I 概要

2014 年 4 月に設置したアジア金融連携センター（A F P A C：Asian Financial Partnership Center）を、2016 年 4 月にグローバル金融連携センター（G L O P A C：Global Financial Partnership Center）に改組した。支援地域については、アジアのみならず、中東やアフリカ、中南米等も対象に追加した。G L O P A C では、支援対象地域の金融当局者を研究員として日本に招聘し、研修プログラムの提供等を通じて各国金融当局との関係を強化している。また、強固な協力関係を構築した上で、研修プログラムを終了した研究員とのネットワークを維持・強化している。

II 活動実績

2014 年 7 月以降、22 の国・地域^(※) の金融当局者を招聘し、計 77 名の研究員・インターン生が A F P A C 及び G L O P A C のプログラムを修了した（2017 年 6 月時点）。

長期滞在の研究員については、概ね 2～3 ヶ月間の滞在期間中、金融庁の組織・業務概要や金融規制の枠組み、検査・監督実務等に関する基本的な講義を提供し、その後、各研究員のニーズや関心に応じて、当庁職員によるテーマ別研修や意見交換等を行っている。さらに、研究員に対し、外部関係機関等を訪問する機会も提供している。

研究員は、母国の金融システムの現状や課題、G L O P A C の研修プログラムを通じて学んだ内容や今後の課題等について、庁内で報告会を行う。一部の研究員については、国内で開催される国際シンポジウム等において発表することもある。

また、プログラムを修了した研究員（卒業生）との継続的なネットワーク構築・強化のため、以下、五つの施策を通じ、卒業生のフォローアップを行っている。

- ① 卒業生を日本に再招へいし、現役生や当庁職員との意見交換の実施
 - ② 当庁職員が現地に出張し、卒業生との意見交換を行う同窓会の実施
 - ③ 当庁職員が外国出張する際、卒業生とのフォローアップ面談の実施
 - ④ G L O P A C が発行するニュースレターの送付
 - ⑤ 当庁等が主催する国際シンポジウムに卒業生をパネリストとして招へい
- (※) イラン、インド、インドネシア、ウガンダ、ウズベキスタン、エジプト、カザフスタン、カンボジア、スリランカ、タイ、タンザニア、ドバイ、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ペルー、ボツワナ、マレーシア、ミャンマー、メキシコ、モンゴル、ラオス。

	受入期間	人数	出身当局
第1期	2014年7月29日 ～11月28日	3	ベトナム中銀（1）モンゴル証券当局（2）
第2期	2014年10月21日 ～2015年2月6日	6	タイ中銀（2）ベトナム証券当局（1）モンゴル中銀（1）ミャンマー経済銀行（1）タイ証券当局（1）
第3期	2015年3月3日 ～5月29日	7	カンボジア中銀（1）ベトナム中銀（1）ベトナム保険当局（2）モンゴル保険当局（2）タイ証券当局（1）
第4期	2015年7月28日 ～10月9日	8	カンボジア・インド・ラオス・スリランカ・タイ・ベトナム証券当局各1名、モンゴル証券当局（2）
第5期	2015年10月14日 ～2016年1月15日	6	タイ中銀（1）タイ財務省（1）カンボジア中銀（1）ベトナム中銀（1）モンゴル中銀（2）
第6期	2016年2月29日 ～5月31日	9	タイ中銀（1）タイ財務省（1）カンボジア中銀（1）ベトナム中銀（1）モンゴル中銀（2）
第7期	2016年7月26日 ～9月30日	8	イラン・カンボジア・タイ・ベトナム・ミャンマー中銀各1名、インド準備銀行（1）ペルー銀行保険監督庁（1）モンゴル金融規制委員会（1）
第8期	2016年10月13日 ～2017年1月13日	6	ベトナム・ブラジル・メキシコ保険当局各1名、インドネシア保険当局（2）ミャンマー財務省金融規制局（1）
第9期	2017年2月22日 ～5月19日	9	インド・エジプト・カンボジア・タイ・タンザニア・ベトナム・ボツワナ・ラオス証券当局各1名、アスタナ国際金融センター当局（1）
インターン（数週間） 国内大学院に留学中の者		12	ウガンダ中銀（1）ウズベキスタン中銀（1）カンボジア中銀（1）タイ中銀（5）フィリピン中銀（1）フィリピン証券当局（1）ブラジル証券当局（1）ベトナム財政省（1）
短期研修（数日間）		3	ベトナム中銀（3）

第22章 その他の課題

第1節 新たな課題に関する国際的な動き

I サイバーセキュリティ

1. G 7

G 7は、金融機関に対するサイバー攻撃の脅威が増し、金融システムの安定にも影響を与えるかねないことを踏まえ、米国、英国を共同議長として2015年6月にG 7サイバーエキスパートグループを設置した。

エキスパートグループでは、金融セクターにおけるサイバーセキュリティの現状分析や、G 7各国間の連携を模索することを目的として活動を行っており、2016年10月11日、金融機関がサイバーセキュリティ対策を講ずる上で、重要と考えられる「基礎的な要素」を策定し、公表した。

「基礎的な要素」では、金融機関がサイバーセキュリティ対策を講ずる上で重要なポイントとして、①サイバーセキュリティ・ストラテジーとフレームワーク、②ガバナンス、③リスク管理の評価、④モニタリング、⑤インシデント発生時の対応、⑥復旧、⑦情報共有、⑧継続的な学習、の8項目を示している。

現在、エキスパートグループでは、①サイバー対策の実効性評価の向上、②サードパーティリスク（金融機関の顧客等第三者との関係で生じるサイバーリスク）、③他の分野（エネルギー・通信）との協調などについての議論が行われている。

2. IOSCO

各委員会の横断的な検討の結果として、2016年4月に「証券市場におけるサイバーセキュリティ」と題する報告書を公表した。本レポートにおいて、①サイバーセキュリティ及びフィンテックの注視、②情報共有プラットフォームの開発及び保守、③年次円卓会合開催及び④机上訓練の主導をマンデートとする、組織の設置が提言された。かかる提言を踏まえ、現在IOSCOでは、新たにサイバーリスクに係る組織の設置が検討されている。

3. CPMI-IOSCO

2014年、CPMIとIOSCOは、清算機関等の金融市場インフラ（FMI）に対するサイバー強靭性のガイダンスを策定することを主なマンデートとするサイバーセキュリティに関する作業部会（WGCR）を設置し、2016年6月に「金融市場インフラのためのサイバー攻撃耐性に係るガイダンス（サイバーガイダンス）」を公表した。本ガイダンスは、サイバーリスク以外の他のオペレーション・リスク等を含むFMI原則を補完するものとされており、ガバナンス、リスクの

特定、サイバー攻撃の防御、対応及び復旧といった主要なリスク管理要素等を示している。今後、W G C R の作業は、本ガイダンスの普及・啓蒙と F M I におけるサイバーセキュリティ強化に向けたベストプラクティスの共有へと移行する。

II 金融包摂

2009 年 9 月の G 20 ピッツバーグ・サミットにおいて、途上国における金融アクセス支援を目的とした、G 20 金融包摂専門家グループの創設が決定。貧困層への金融アクセス支援と、中小企業のための官民連携による新たな資金支援スキームの検討を行うことが表明された。その後、G 20 金融包摂専門家グループの活動を引き継ぐ形で、2010 年 12 月のソウル・サミットにおいて金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ（G P F I : Global Partnership for Financial Inclusion）が発足。2014 年 9 月には金融包摂のための行動計画（F I A P : Financial Inclusion Action Plan）が策定された。行動計画は 2017 年が改訂年となっており、強制移住者、デジタル金融、持続可能な開発目標といった新たなテーマを盛り込み 2017 年 5 月の G P F I 総会で承認され、7 月の G 20 首脳会合に提出された。

III グリーンファイナンス

2015 年 12 月、2016 年 G 20 議長国である中国が主導し、民間資本を如何に環境に配慮した投資に向かわせるかを検討するための作業部会として、G 20 の下に、Green Finance Study Group (G F S G) が立ち上げられた。G F S G は 2016 年 9 月の G 20 首脳会合に向けて報告書を公表し、グリーンファイナンス促進のための課題（環境リスク分析の能力やグリーンファイナンスの定義の不足など）を取り上げ、グリーンファイナンス促進のための 7 つのオプション（環境リスク分析の手法に関する情報共有や、グリーンファイナンスに係る指標や定義の策定など）を提示した。

2016 年、G F S G は次の議長国ドイツに引き継がれ、環境リスク分析（Environmental Risk Analysis）と、公的に利用可能な環境情報（Publicly Available Environmental Data）の 2 つについて議論を行った。本年 7 月 7 日・8 日の G 20 首脳会合に向けて報告書が公表され、環境リスク分析手法及び環境情報の利用可能性の改善のためのオプションが提示された。

IV フィンテック

2017 年の G 20 議長国であるドイツは、G 20 で取り組むべき優先分野の一つとして、技術革新がもたらす金融のデジタル化の影響を挙げている。これを受け、F S B に FinTech Issue Group (F I G) が設置され、金融のデジタル化の影響と当局が注視すべき論点について検討を行っている。

F I G は、今年の G 20 首脳会合に向けた報告書を作成しており、当該報告書では、FinTech によって重大な金融安定リスクは生じていないと結論づける一方で、

各国の更なる協調が必要な分野として以下を挙げている。

- ① サードパーティから生じるオペレーション・リスクの管理
- ② サイバーリスクの抑制
- ③ 金融システム上のリスクの監視

第2節 米国政権の交代

2016年11月の大統領選挙で勝利したトランプ氏が2017年1月に米国大統領に就任した。金融規制関連では、2017年2月に、米国の金融システムを規制するための主要原則についての大統領令を発出した。同大統領令を受けて、2017年6月、金融規制の見直しに関する米国財務長官の報告がなされた。

第3節 英国EU離脱（B r e x i t）

英国では2016年6月、EU離脱に関する国民投票が実施され、離脱支持が過半数を超えた。これを受け、2017年3月には、英国はEUに対し正式に離脱を通知した。離脱交渉期限は2019年3月（通知の2年後）であることから、今後の離脱交渉の行方が注目されている。日本政府は、2016年7月に「英国のEU離脱に関する政府タスクフォース」を立ち上げ、各業界の状況、取組み等を踏まえて、同年9月に「英国及びEUへのメッセージ」を発出する等の対応を取っている。